13 13

14

13

2

第一 行政監査のテーマ及び選定理由

資材にしてた」 「地域防災計画等において県が備蓄・整備することとしている物資及び

選定理由

N

かにするとともに、物品としての適正管理や備蓄の有効性等を検証する。 害応急対策又は災害復旧に必要な物資及び資材について、その状況を明ら 雨のようなゲリラ豪雨等に備えるため、現在、県が備蓄・整備している災 近い将来発生が予想される南海トラフ地震、あるいは平成29年九州北部豪 平成 23 年東日本大震災や平成 28 年熊本地震などの教訓を踏まえつつ、

方公共団体の一般行政事務についても、いわゆる行政監査を行うことができるとさ 【行政監査とは】 地方自治法第199条第2項により、監査委員は必要があると認めるときは普通地

部2 監査の対象等 監査対象

て適正に行われているか、組織及び運営が合理的かつ効率的に行われているかどう

断した事務についてテーマを設定し、当該事務の執行が法令の定めるところに従っ

本県では、複数の機関に共通する事務の中から横断的に検証する必要があると判

れている。

かを主眼に、定期監査とは別に行政監査を実施している。

又は災害復旧に必要な物資及び資材(以下「公的備蓄物品」という。)を対 象とする 岐阜県地域防災計画等に基づき、県が備蓄・整備している災害応急対策

【監査対象外の備蓄】 <流通在庫備蓄> 県が民間事業者等と協定を結ぶことによる「流通在庫備蓄」。 岐阜県分として倉庫等に備蓄されている物品ではなく、市場での流通品 等が融通される物品であり、現時点で公費負担が発生しておらず具体的に 客体として特定できないため、今回は監査対象外とした。

岐

<私費会計による備蓄>

県立学校におけるPTAや育友会など学校関係団体の会計で備蓄されている物品。財務に関する事務の執行について監査権限が及ばない。

N 監査対象機関及び実施期間

予備監査

①書面予備監査 109 機関(※) 実施期間 平成 29 年 9 月 1 日 ~ 同年 11 月 6 日 (知事部局41、教育委員会35、警察本部33)

公的備蓄物品を保有する機関数

<u>×</u>

(3)

②実地予備監査 13 機関(※) 実施期間

平成 29 年 11 月 28 日~30 年 1 月 11

- (※) 地域性等も考慮しらら、 施した 109 機関の中から 13 機関を抽出。 主に次の観点により書面予備監査を実
- 物資及び資材を備蓄している機関(又は施設) 非常食・飲料水、原子力防災対策用物資など、 直接県民に供する
- ・物資及び資材が多種多量であり備蓄規模が大きい機関(又は施設
- 生徒の安全確保に直接関わる学校

○実地予備監査を実施した 13 機関

2) 本監査

(1) ①の109機関

平成30年2月28日(書面により実施)

監査の主な着眼点

- (1) 計画等に従って備蓄又は整備されているか
- (2) 品質・機能の確保 (有効期限など) や滅失の防止など在庫管理は適切か
- (3) 保管場所が適切に確保され、発災時に迅速に活用できる状態にあるか
- (4) 発災時の保管場所から使用場所までの搬出経路や運搬方法は検討され
- (5) 調達方法は適正か
- (6) 使用方法について、 訓練等により職員への周知は図られているか

第3 階層の結果

公的備蓄物品について監査を行ったところ、以下のとおりであった

物資及び資材の備蓄の現状

本県では、災害対策基本法第40条に基づき作成した岐阜県地域防災計画(以下「防災計画」という。)を上位計画として、災害時の物資支援力針をまとめた岐阜県総合備蓄計画(以下「備蓄計画」という。)や大規模災害発生時に県外からの教援物資や応接部隊の受け入れに係る基本的なルールを定めた岐阜県災害時広域受援計画(以下「広域受援計画」という。)のほか、岐阜県地震防災対策推進条例に基づき地震防災に関する施策の実施に係る総合的な計画として策定された第三期岐阜県地震防災行動計画(以下「地震防災行動計画」という。)などに基づき、災害応急対策又は災害復旧に必要な物資及び資材の備蓄が行われている。

各種計画等の中核となる防災計画では、必需物資の確保対策について個人備蓄、市町村備蓄及び県備蓄に区分して基本的事項を定めており、市町村備蓄については「生活物資等災害発生後直ちに必要な物資の確保は各地域の防災責任主体である市町村があたる」ものとし、県備蓄については「災害発生時に対応が困難となった市町村に対し支援をするため、緊急に必要となる物資、資機材の流通備蓄及び県下市町村や他都道府県等からの調達並びに広域調整の体制整備に努める。」としている。このため下位計画である備蓄計画や広域受援計画では、県の役割は流通備蓄の活用や広域調整のヤネジメントに重きが置かれ、県自らが行う公的備蓄については主に危機管理部門(防災課)における防災資機材の備蓄を定めるにとどまっている。

一方、地震防災行動計画では、原子力防災対策を含め県が自ら取り組むべき 施策が具体的に示され、危機管理部門以外における公的備蓄についても一定の定めがある。

岐

このほか、防災関連施策について各部局に横断的に関係するものとして、平成28年8月にまとめられた「平成28年熊本地震を踏まえた防災対策の強化について」による取組方針や発災時における県業務の早期継続を目的とした岐阜県業務継続計画(以下「業務継続計画」という。)などがあり、これらにおいても県による公的備蓄に関する事項が一部定められている。

、※行政監査の実施にあたり、参考とした関係法令及び各種計画等はP15のとおり。)

これらの各種計画等を踏まえつつ監査で確認したところ、本県の各部局における公的備蓄物品の備蓄状況は次のとおりであった。

(1) 危機管理部

①非常食·飲料水

ア. 県民用

防災計画では災害発生後直ちに必要な物資の確保は各地域の防災責任主体である市町村があたるものとされ、広域受援計画では最大避難者数の1日分を市町村が確保するとしている。防災課では、最大避難者数を241,000人、これに伴う市町村の必要備蓄量は食料723,000食、飲料水723,0000と想定しているが、県内市町村の総備蓄量は平成30年1月現在で食料1,170,889食、飲料水999,9920に達しており、想定必要数を上回っていることから、本県では非常食・飲料水については県民向けの備蓄は行むしていない。

ただし、特に計画等に定めはないが、避難所に指定されていない 県有施設に緊急的に避難してきた県民用として、発災直後に必要な 非常食・飲料水について、県庁大会議室等へ収容できる避難者人数 (想定 520 人) の1食分が携帯用トイレや毛布等とともに岐阜県防 災交流センター(以下「防災交流センター」という。)に備蓄され ている。

. 職員用

職員の非常食・飲料水については、備蓄計画及び地震防災行動計画に基づき、応急対策要員(本庁及び岐阜支部の想定 219 人)の3日分が寝袋や携帯用トイレとともに防災交流センターに備蓄されている。

②資機材

一般災害用、林野火災用及び孤立集落対策用

備蓄計画に基づき、災害発生時に特に必要と思われる一般災害用資機材 (毛布等)、林野火災用資機材(消火剤等)、孤立集落対策用資機材 (携行型浄水器等)が岐阜県広域防災センター (以下「広域防災センター」という。)にあらかじめ備蓄されている。県内市町村で防災資機材が不足するような場合や、市町村では使用頻度が低く市町村備蓄ではあまり整備がされていないものについて、広域防災センターの資機材により支援しようとするものである。

なお、広域防災センターからの資機材の搬出は、県と一般社団法 人岐阜県トラック協会の協定により災害輸送を実施することとなっている。 岐

(5)

原子力防災対策用

防護マスク等が防災交流センターに、ポケット線量計が県庁に備蓄 されている 防災計画及び地震防災行動計画に基づき、職員の活動用に防護服





広域防災センター (防災備蓄館)

|防災備蓄館・内部)

(2)健康福祉部

原子力防災対策用

防災計画に基づき、安定ヨウ素剤が3箇所(岐阜保健所、西濃保

災交流センターにも分散備蓄されている。 57万人分が備蓄されている。なお、そのうちの一部は予備として防 地区 2 市及び西濃地区 10 市町の人口 47 万人に対して 1.2 倍となる 健所及び揖斐センター)に備蓄されている。安定ヨウ素剤は、岐阜

庁舎)に、携帯用放射線測定器が県内各保健所や防災交流センター 保関ケ原診療所、揖斐川町役場、池田町保健センター及び西濃総合 防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材が西濃地区4箇所(国 等に備蓄されている。 また、被ばく又は汚染の可能性のある環境下での職員の活動用に

機器が保健環境研究所に整備されている。 このほか、地震防災行動計画に基づき、農林畜水産物の汚染検査

広域医療搬送拠点用

隊岐阜基地及び高山自動車短期大学に備蓄されている。 害時に多数の傷病者が発生し広域医療搬送が必要な場合に開設す 岐阜県広域医療搬送拠点開設運営マニュアルに基づき、大規模災 「広域搬送拠点臨時医療施設(SCU)」に必要な資機材(簡易ベッ 毛布、担架等)が、ヘリコプター等の離着陸が可能な航空自衛





(3) 県土整備部

回資機技

公共土木施設応急対策用

止に必要な資材(根固めブロック、袋詰め玉石等)が備蓄されてい 同拠点には、道路啓開(※)に必要な資機材(大型土嚢、三角コーン等)、 節ブロック、防水シート等)、土石流等災害発生箇所の被害拡大防 堤防損傷、洪水時の護岸・堤防欠壊への応急復旧に必要な資材(連 して災害時応急対策用資機材備蓄拠点が県内7箇所に整備された。 木施設の迅速な機能回復を図るために必要な資機材の備蓄拠点と 災対策の強化について」による取組方針に基づき、道路など公共土 平成 28 年 8 月にまとめられた「平成 28 年熊本地震を踏まえた防

木事務所との協定により一般社団法人岐阜県建設業協会が行うこ なお、これら資機材の搬送や災害現場での使用については、各土 となっている。

(※)「道路啓開」とは、緊急車両等の通行のため、早急に最低限の瓦礫処理 を行い、簡易な段差修正等により救援ルートを開けることをいう。

水防活動用

スコップ等が各土木事務所水防倉庫及び犀川水防倉庫に備蓄され る資機材(※)を整備することとしており、同計画に基づき土のう袋、 水防法第7条に基づく「岐阜県水防計画」では、水防活動に要す

(※) 岐阜県水防計画では「資器材」と表記されているが、本報告書においては統一的に「資機材」と表記。

《参考》他部局でも参考となる取組み

恵那土木事務所では、次の取組みが見受けられた

1) 備蓄拠点のワイアウトの工共

備蓄拠点の整備にあたり、屋外であるため外周をフェンスで囲い

盗難防止策が講じられていたほか、大型資材の積み込みをトラック やクレーン車で作業するスペースも確保されており、搬出入路の位置なども含め拠点全体のレイアウトが工夫されていた。

2) 資機材の陳列

複数の保管庫内には多種多様な資機材が保管されているが、災害時に迅速に持ち出せるよう品名と数量を掲示しながら整然と陳列していた。



(4)都市建築部

恵那土木事務所(備蓄拠点)

恵那土木事務所(備蓄拠点

●非吊貝

東部広域水道事務所及び浄水場3箇所において、同事務所が定めた「非常用食料確保要領」に基づき、被災時対応要員(想定 65 人)の非常食3日分が備蓄されている。

岐

地震防災行動計画に基づき、応急危険度判定体制の充実のための判定資機材(クラックスケール、判定ステッカー、防じんマスク、腕章等)が県庁及び各建築事務所に備蓄されている。

なお、熊本地震の災害応援においては、派遣した被災建築物応急危険度判定士(40名)に県庁に備蓄していた判定資機材を携行させ、被災地における危険度判定業務で実際に活用されていた。災地における危険度判定業務で実際に活用されていた。また、備蓄計画に基づき、県営水道の給水用及び応急復旧用の資機材(給水タンク、鋼管等)が東部広域水道事務所及び浄水場3箇所にな

また、備蓄計画に基づき、県営水道の給水用及び応急復旧用の資機材(給水タンク、鋼管等)が東部広域水道事務所及び浄水場3箇所に備蓄されている。

《参考》他部局でも参考となる取組み 東部広域水道事務所山之上浄水場では、次の取組みが見受けられた.

)盗難防止対策

屋外資材置場において資材置場の周囲をフェンスで囲うなど盗難防止対策が講じられていた。

2) クレーンの設置

保管庫内に大型資材の搬出を想定した備え付けのクレーン設備が整備されていた。

(5) 県事務所

①非常食·飲料水

ア・県民用

特に計画等に定めはないが、避難所に指定されていない県有施設に緊急的に避難してきた県民用として、発災直後に必要な非常食・飲料水について、総合庁舎大会議室へ収容できる避難者人数(想定計 1,367 人)の1食分が携帯用トイレや毛布等とともに各総合庁舎に備蓄されている。

・職員用

備蓄計画及び地震防災行動計画に基づき、応急対策要員 (7県事務所の想定計 593人) の3日分が寝袋や携帯用トイレとともに各総合庁舎に平成26年度から備蓄されている。

また、発災後も継続すべき通常業務に従事する職員用の非常食・飲料水が業務継続計画に基づき県事務所等に備蓄(約 260 食)されている。

②資機材

一般災害用

備蓄計画に基づき、飛驒総合庁舎に限って一般災害用資機材(発動発電機、非常用トイレ等)が広域防災センターとは別に分散備蓄されているほか、広域受援計画を踏まえ、物資集積能力や消防・警察・自衛隊等の応援部隊の活動拠点機能を持つ「県広域防災拠点」(指定 15 箇所)で使用するための発動発電機、投光器等が 4 総合庁舎(西濃、可茂、東濃西部及び飛驒)に備蓄されている。

原子力防災対策用

防災計画や地震防災行動計画に基づき、被ばく又は汚染の可能性のある環境下での職員の活動用に防護服、防護マスク、ポケット線量計等の防護資機材が各総合庁舎に備蓄されている。

- 7 -





(6)教育委員会

①非常食·飲料水

校で備蓄しておくこととされているが、教職員用については多くの学 れば、生徒用については少なくとも1食分を高等学校及び特別支援学 校で備蓄がされていない。 教育委員会が統一的に示した「非常変災時における対応方針」によ

②資機芯

発動発電機、 毛布等が一部の学校において備蓄されている



岐

中津高等学校 (防災倉庫・内部)



揖斐高等学校 (発動発電機)

(7)警察本部

①非常食·飲料水

員用3日分が警察緊急指揮所をはじめ警察署等に備蓄されている。 地震防災行動計画に基づき、即応部隊用(※)7日分、その他警察職

(※)「即応部隊」とは、大規模災害発生時に直ちに被災地へ派遣され、救出救助、行力不明者の捜索等の業務に従事する部隊。派遣先では、物資の調達等の支援を受けることなく活動を行う。

②資機材

ランタン、テント等が警察緊急指揮所等に備蓄されている。 地震防災行動計画に基づき、即応部隊が使用する毛布、簡易トイレ、

インフルエンザ対応においては、非常食・飲料水や防護服などが大量 に必要となる事態が生じ、 なお、熊本地震や御嶽山噴火災害等の災害対応のほか、県内での鳥 これらの備蓄が実際に活用されていた



警察緊急指揮所 (内部)

(8)その他の部局

総務部

約 260 食) に備蓄されている。 用の非常食・飲料水が県庁(約540食)ほか県事務所等(※P8のとおり 業務継続計画に基づき、発災後も継続すべき通常業務に従事する職員

環境生活部

は放射線による周辺環境の評価に資するため、可搬型放射線測定器のほ 放射性物質の分析装置が保健環境研究所に整備されている。 か、固定型モニタリングポスト等が防災交流センターや総合庁舎等に、 防災計画や地震防災行動計画に基づき、原子力災害時の放射性物質又

農政部、林政部

汚染検査機器が農業技術センター及び中山間農業研究所に整備されている。 地震防災行動計画に基づき、原子力防災対策として、農林畜水産物の 岐

着眼点ごとの監査結果 防災計画等に従い県が

防災計画等に従い県が備蓄すべき物資及び資材は概ね適切に備蓄されていたが、次のとおりさらなる取組みや検討が必要な事項が見受けられた。

(1)計画等に従って備蓄又は整備されているか

① 備蓄計画において飛驒総合庁舎の分散備蓄に掲げられている資機材のうち、計画上の数量に満たない資機材(スコップ等)があるので、計画との整合性を図られたい。

【防災課、飛驒県事務所】

(2)品質・機能の確保(有効期限など)や滅失の防止など在庫管理は適切か

) 備蓄施設が洪水ハザードマップの浸水想定区域内に立地しており、1階に備蓄されている物資及び資材は浸水すると使用できないおそれがあるため、浸水対策や保管場所の移転について検討されたい。 【危機管理政策課、防災課 (防災交流センター)、 岐阜保健所】

) 多種多量の物品を抱える備蓄規模を考えれば概ね良好に管理されているが、故障した投光器や発動発電機、電圧低下が懸念されるバッテリーボックス (消火剤散布装置用)、未点検の一体型気密化学防護服が一部見受けられたので、災害時に迅速かつ確実に使用できるよう、物資及び資材の品質・機能の確保に努められたい。

また、物資及び資材の棚卸点検(毎月実施)の記録数量と資機材レイアウト図の記載数量が整合しておらず、棚卸点検が形骸化しているおそれもあるため、受払管理の厳格化などにより、定期的な棚卸しの実効性向上に努められたい。

(3)保管場所が適切に確保され、発災時に迅速に活用できる状態にあるか

保管されているものは点検すら困難な状態となっており、保管スペー

倉庫内の狭い空間に大量の物資及び資材が詰め込まれ、倉庫の奥に

スが不足している。災害時に迅速な対応を行うためにも、備蓄規模に

【飛驒県事務所】

適した保管スペースの確保について検討されたい。

② 倉庫の天井に照明設備があるものの、約5メートルの高さがある四段式保管棚に保管されているため、天井の照明が最下段まで届かず、日中であっても物品の識別が困難なものがあったことから、夜間時の迅速な物資機出等に対応するためにも、照明設備の充実を図られたい。

【防災課(広域防災センター)】

11 -

発動発電機(左)と市販の燃料缶詰(右)

《参考》備蓄拠点の建物の耐震性について

公的備蓄物品の保管場所が確保されている建物のうち、備蓄拠点としての役割を果たしている建物については、次のとおり、いずれも耐震性が確保されている、又は確保されることになっている。

・防災交流センター(岐阜市内)、広域防災センター(各務原市内)及び警察緊急指揮所(関市内)については、昭和 56 年6月以降に現行の耐震基準により建設された建物であるため、耐震性に問題は

③ 倉庫内には、日本赤十字社が管理する備蓄物資も設置されているため、 混同したり誤って取り扱わないよう、物資一覧表(リスト)や配置図面等を入口付近に掲示するなど、保管方法のさらなる工夫に努められたい、 【恵那県事務所】

、警察緊急指揮所は、機出入に使用するエレベーターや作業用の搬出入口がなく、また荷造りや仕分け等の屋内作業スペースも狭い。物資及び資材の備蓄規模から考えて、ハード面の機能不足が見受けられるので、備蓄分散を図って当該施設を利用していくのか、それとも集約化を図って機能を強化していくのか、備蓄のあり方と併せて検討されたい。

【警備第二課(警察緊急指揮所)】

・ 燃料又は乾電池 (以下「燃料等」という。) で稼働する機材 (発動発電機、灯油ストーブ、ランタン、拡声器) について、燃料等が当該機材と一体的に備蓄されていないものがあるため、災害時に迅速に機材を稼働できるよう、応急用の燃料等の機材との一体的な備蓄又は発災時の確実な調達方法について検討されたい。

【医療整備課(揖斐川町役場、池田町保健センター、西濃総合庁舎)、 岐阜保健所、飛驒県事務所、警備第二課(警察緊急指揮所)】



《参考例》

ガソリン缶詰 (1リットル) による備蓄例 (防災交流センター)

岐

ないと考えられる言うへはだるがなった。

・県庁舎及び各総合庁舎については、県庁舎は最短で平成 34 年度の 移転を目指し設計及び建設工事を進めていく予定であり、各総合庁舎は耐震改修工事により耐震基準の 1.25 倍の強度が確保されている。

(4) 発災時の保管場所から使用場所までの搬出経路や運搬方法は検討されているか

) 防災交流センターには、県庁で災害対策に従事する職員の非常食や飲料水が2階に保管されている。岐阜市の洪水ハザードマップによれば、洪水時には最大1~2mの浸水が想定されており、2階に保管されている物資や資材が水没するおそれはないものの、施設周辺が浸水した場合は搬出困難となるおそれがあるため、より適切な保管場所の確保について検討されたい。

【防災課(防災交流センター)】

報

(5)調達方法は適正か

監査結果とすべき事項は見受けられなかった。

- (6) 使用方法について、訓練等により職員への周知は図られているか
 ① 携帯用放射線測定器は段ボール箱に収納したまま搬出することが想定されているため、箱の外側に誰でも内容物が判別できるよう表示をしておくとともに、使用方法がわかる取扱説明書の類も一緒に収納しておくなど、保管方法のさらなる工夫に努められたい。 【医療整備課(防災交流センター)】
- 放射能汚染物の廃棄用容器(ハザード・ディスペンサー)は使用にあたって複数のパーツを組み立てる必要があるため、災害時に誰でも速やかに使用できるよう、組立方法が分かる取扱説明書の類を一緒に備えておくなど、保管方法のさらなる工夫に努められたい。 【医療整備課(揖斐川町役場、池田町保健センター)】

(7) その他合理性・効率性の観点

高等学校や特別支援学校においては応急対策に携わる教職員に係る非常食・飲料水の備蓄が進んでいないので、教育委員会全体で取り組む課題として検討されたい。(なお、生徒の非常食・飲料水については、少なくとも1食分以上が従来から私費会計により各学校で備蓄されている。)【学校安全課】

非常食について、賞味期限が到来する物については適正に補充されているが、大量に発生した賞味期限切れの物が未廃棄のまま保管スペースを圧迫しつつある。今後も一定のサイクルで発生することが確実であるため、廃棄抑制に向けた賞味期限前の有効活用について検討されたい。

<H29.12.22現在の状況>

警察緊急指揮所における賞味期限切れ未廃棄の非常食は3,560食 (段ボールで約180箱の規模)。

【警備第二課(警察緊急指揮所)】

《参考》賞味期限前の有効活用案

学校、地域住民、福祉施設などへ防災訓練やイベント等の啓発物品として配布、フードバンクへの提供などの工夫により、廃棄の抑制や住民の防災意識の向上等に役立てることが考えられる。

~ &

ω

近い将来発生が懸念される南海トラフ地震については、政府の地震調査委員会によれば今後30年以内の発生確率が70%~80%と切迫した状況にある。本県においては、この南海トラフ地震だけでなく、内陸型地震の発生によっても甚大な被害、多くの被災者が生じることが懸念されているほか、全国的にもゲリラ豪雨の増加等に伴う水害が多く発生している。

今回、行政監査において、防災計画等に基づき県が備蓄すべき物資及び資材が概ね適切に備蓄されていることを確認した。しかし、一部に備蓄・整備漏れ、機材の故障、倉庫の容量や照明設備等の不足など改善を要する事項があったほか、備蓄場所が洪水浸水想定区域内にある場合の浸水対策又は移転、備蓄非常食の廃棄抑制に向けた賞味期限前の有効活用、応急対策に携わる県立学校教職員に係る非常食・飲料水の備蓄など検討すべき課題も見受けられた。

現在、危機管理部が中心となって、平成 28 年4月の熊本地震での課題を踏まえた各種計画等の見直しが行われているところであるが、災害発生時には、県民の生命・財産を守り、安全・安心が確保されるよう、公的備蓄のさらなる方実と品質・機能の確保に努めていく必要がある。また、各部局の公的備蓄の状況を一元的に整理して県全体の備蓄に関するマネジメントを強化するとともに、県民に対して分かりやすく情報提供していくことが望まれる。

< 歩巻 > 行政監査において参考とした関係法令及び各種計画等

(1) 関係法令

○災害対策基本法(抜粋

(防災に必要な物資及び備蓄等の義務)

第49条 §49条 災害予防責任者(地方公共団体の長)は、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌事務又は業務に係る災害応急対策又は災害復旧に<u>必要な物資及び資材を備蓄し、整備し、</u>若しくは点検し、又はその管理に属する防災に関する施設及び設備を整備し、若しくは点検しなければ

〇岐阜県地震防災対策推進条例 (抜粋)

第7条 知事は、地震防災対策を総合的かつ計画的に推進するため、地震防 を策定しなければならない 災に関する施策の実施に係る総合的な計画 (以下「行動計画」という。)

行動計画には、次に掲げる事項を定める.

12

報

- 地震防災に関する施策の目標 地震防災に関する施策の概要
- 進するため必要な事項 前二号に掲げるもののほか、地震防災対策を総合的かつ計画的に推
- 計画の見直しを行うものとする 知事は、地震防災に関する施策の実施状況を点検し、必要に応じ、行動

(2) 必要な物資及び資材の備蓄について定めがある計画等

災害対策基本法に基づく地域防災計画及びその下位計画

①岐阜県地域防災計画【一般対策計画、地震対策計画、原子力災害対策 計画】<H29年3月改訂>

③岐阜県災害時広域受援計画<H27年2月改訂> ②岐阜県災害時物資支援方針(岐阜県総合備蓄計画) <H24年11月改訂>

岐阜県地震防災対策推進事業条例に基づく行動計画

④第三期岐阜県地震防災行動計画【平成28年度~31年度】<H29年3月改訂>

⑤ 平成 28 年熊本地震を踏まえた防災対策の強化について < H28 年 8 月 30 日公表 >

⑥岐阜県業務継続計画<H29年4月改訂>

⑦岐阜県水防計画<H29 年度 4 月改訂>

⑧岐阜県災害時応急対策用資機材備蓄拠点設置等要綱、 管理運用要領<H29年9月施

⑨岐阜県広域医療搬送拠点開設運営マニュアル<H27年 3月策定>

15

岐阜県監査委員告示第十四号

で、同項後段の規定により通知に係る事項を次のとおり公表する 岐阜県知事等関係機関から定期監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったの 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第百九十九条第十二項前段の規定により

平成三十年四月十日

岐阜県監査委員 田

岐阜県監査委員 岐阜県監査委員 岐阜県監査委員 松 Ш 本 岡 良 正

祐

子寬泉人徹

岐阜県監査委員

杉

Щ

平成28年度及び平成29年度定期監査の結果に基づき講じた措置の状況

平成28年度

(単位:件)

			,	
1	2	204	207	4
1	1	7	9	検討事項
0	0	112	112	指導事項
0	1	85	86	指摘事項
A-B-C	С	В	Α	
	講じたもの ※			区分
未措置	今回措置を	措置済	監査結果	

N 平成29年度

(単位:件)

16	76	181	273	<u> </u>
1	2	2	5	検討事項
9	33	85	127	指導事項
6	41	94	141	指摘事項
A-B-C	С	В	Α	
	講じたもの ※			区分
未措置	今回措置を	措置済	監査結果	

※「今回措置を講じたもの」については、平成30年3月1日、3月2日、3月5日及び3月6日に知事等関係機関 から通知があったもの

指摘事項:是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの

指導事項:是正又は改善を求める事項

検討事項:所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は現地機関の監査の結果として本庁の所管課に

対し是正若しくは改善を求める事項

定期監査の結果に基づき講じた措置

1 平成28年度

(1)監査結果(指摘事項)に基づき講じた措置

教育委員会

		ず、不突合がないものとして所へ報告していた。

する物品に係る内容を明らかにした の不突合が生じていたにもかかわら 品が確認できないなど物品一覧表と 書類が作成されていなかった。 平成27年度の現物実査において物 **「属長** 2 平成29年度現物実査の継続調査にお いて職員全員で調査を行った結果、物 を添付した。 か、現物が確認できない物品48件があ ることを特定した。これらの不突合に 品一覧表からの除去漏れ物品6件のほ ついては、平成30年2月16日付けで

に、出納員及び会計員等、複数人による 現物実査についての知識を深めるととも 今後は、全職員が適正な物品管理及び

について」を出納管理課長へ報告し

「平成29年度現物実査の終了及び結果

チェックを徹底し、適正な会計事務に努

また、「県立学校における物品管理の

図と写真一覧の最新版を作成し、適正な 管理を行っていく。 てびき」に則して備品の保管場所の平面

(2) 監査結果(検討事項)に基づき講じた措置

警察本部

														交通規制課	機関名
に対して1日に駐車する車が何台あるか 年5 (回転率) に換算すると、2 台を下回る る。	15.02%であった。これは、1駐車区画	キング・チケット発給設備個所が	ング・メーター設置個所が9.38%、パー	ており、平成27年度の稼働率は、パーキ	ている駐車区画の利用状況は年々低下し 廃止決定を受け、平成28年度末に撤去し	パーキング・メーター等が設置され	する防止策として設置された。	する箇所での違法駐車(路上駐車)に対	じるため、民間や公共の駐車施設が不足	策)の一環として短時間の駐車需要に応	等」という。) は、交通安全対策(駐車対	発給設備(以下「パーキング・メーター 極めて低く、年々稼働率も低下してお	グ・メーター及びパーキング・チケット いる駐車区画の利用状況は、利用実績が	岐阜市内に設置されているパーキン	監査結果
年度末までに全てを撤去完了見込みである。	安委員会において廃止決定され、平成30	についても、平成29年8月及び12月の公	残りの6箇所のパーキング・メーター	た	廃止決定を受け、平成28年度末に撤去し	ーター等について、公安委員会における	び調整を終えた3箇所のパーキング・メ	し、住民、岐阜県及び岐阜市との協議及	いこともあり、廃止及び撤去する方針と	1日に2回転以上の要件を満たしていな	り、また、警察庁の示す設置基準である	極めて低く、年々稼働率も低下してお	いる駐車区画の利用状況は、利用実績が	パーキング・メーター等が設置されて	講じた措置

_	大のたべめらた。	また、 ベーキノン・メーター 季百姓来
	また、交通規制課は、パーキング・メ	務委託の巡回の履行確認について、平成
	ーター等の管理業務及びパーキング・メ	28年度は受託者が保管している業務日誌
	ーター等の利用手数料の収納業務を外部	の閲覧を行い、適正に実施されているこ
	委託しているが、委託業務仕様書に定め	とを確認した。平成29年度は委託業務仕
	ている毎日2回以上の駐車区画の巡回に	様書に「委託者は業務日誌を閲覧し確認
	ついて、その報告を求めていないなど、	できること」を明記し、抜き打ち検査を
	委託業務が適正に履行されているか確認	実施して適正に履行されていることを確
	できない状況であった。	認している。なお、パーキング・メータ
	このパーキング・メーター等について	一等の廃止に伴い、当該管理業務等委託
	は、利用実績が極めて低く、今後も稼働	も平成29年度末をもって終了となる。
	率の低下が避けられない状況にあり、ま	
	た、委託業務仕様書どおりの履行が確認	
	できない実態もあることから、業務委託	
	も含め、パーキング・メーター等の設置	
	を継続する必要性及び妥当性について検	
	計されたい。	

いにもかかわらず、これを超えていた

として時間外勤務手当を支給していた 登録/変更書及び出勤簿等関係書類を複

1週間の所定労働時間を超えていな | 今後は、時間外勤務命令簿の整理時に

は、週休日の振替え等の通知書、週休日

2 平成29年度

(1)**監査結果(指摘事項)に基づき講じた措置** 環*海*年活部

機関名	 昭 在 	講じた措置
美術館	公務中の交通事故1件について、損害	当該職員に対し、より慎重な運転を心
	賠償金として2,327,486円の費用負担が がけるよう指導した。	がけるよう指導した。
	発生し、また、修繕料430,000円(うち相	全職員に対しては、毎週実施する朝礼
	手方負担分64,500円) が支払われていた	手方負担分64,500円)が支払われていた 時に交通安全推進員から、安全運転及び
	ので、職員の交通事故防止について一層 交通事故防止に関する注意喚起を行い、	交通事故防止に関する注意喚起を行い、
	の徹底を図られたい。	交通事故の再発防止を図っている。

健康福祉部

衛生専門学校

適正に処理されたい。

時間外勤務手当を支給すべきとこ

時間外勤務手当等の支給事務において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は

赛手当の支払不足分1件及び過払分3件は、全て同一職員のものであったため、

休日勤務手当の過払分1件、時間外勤

講じた措置

差し引きした過払金額について、平成29

機関名

點查結果

外 (1)

ろ、休日勤務手当を支給していたこと により、休日勤務手当1件10,736円が

過払、時間外勤務手当1件7,157円が

が複数週にわたって行われたことによる

今回の不適正な事案は、週休日の振替

時間調整の見落し等があったことから、

年12月に戻入の手続を行い、同年12月28 日に当該人による納入を確認した。

支払不足となっていた。

号

もかかからず、これを超えていたとして 時間外勤務手当を支給していたことにより、2件6,201円が過払となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は 適正に処理されたい。	農政部	機関名	郡上農林事務所 公務中の1件の交通事故について、 雄松7 909円が专れわれていたので	締料7,992円が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を	図られたい。				時間外勤務手当の支給事務において、	週休日の振替により正規の勤務時間とし		日草名取りて10でもり、1字が過去となっていたので、速や	するとともに、今後は適正に処理された	V.,	SDカードの管理事務において	Bメモリ及びその他の外部記録媒体使用記	Bメモリ及びその他の外部記錄媒体使用記 録簿」に記載して情報セキュリティ取扱管	Bメモリ及びその他の外部記録媒体更用記録線 (ご記載して情報セキュリティ 取扱管 録簿」ご記載して情報セキュリティ 取扱管 理者の許可を得ることなく、職員が SDカ	Bメモリ及びその他の外部記録媒体使用 録簿」に記載して情報セキュリティ取扱 録者の許可を得ることなく、職員がSD: 一ドを庁外へ持ち出し亡失していたので	Bメモリ及びその他の外部診験 録簿」に記載して情報セキュリラ 理者の許可を得ることなく、職員 ードを庁外へ持ち出し亡失してい 今後は適正に処理されたい。	Bメモリ及びその他の外部診験 録簿」に記載して情報セキュリラ 理者の許可を得ることなく、職員 ードを庁外へ持ち出し亡失してい 今後は適正に処理されたい。
として に県歳入へ戻入処理をした。 とによ 今後は、同一週の勤務時間確認を適正いたの に行うため、時間外勤務手当の決裁時今後は に、複数の職員による突合及び確認を行うこととし、再発防止に努める。	-	講じた措置		修 所属長から、	修 所属長から、事故を発生 職 対し、安全な運転の励行に 職 対し、安全な運転の励行に 衰を 導を行い、全職員に対し、	修職を	修職を	修職を	6 職 を	信 職 を	修職をいい	修職を、しの用	と この円置							所属長から、事故 対し、安全な運転の 対し、安全な運転の 導を行い、全職員に とともに安全運転管 とともに安全運転管 とともに安全運転管 とどもに安全運転管 とび交通事故防止の徹底 今後も、更なる注。 教育を行い、職員の する。 過払となっていた 11,102円について、 納入通知書を発付し 入された。 指摘後は、複数の 体制を構築し、再3 た。 外部記録媒体につい の設置による一括管理 及びその他の外部記録 た。 を制入の徹底を図り、道 もに、全職員に対し、 本方針及び情報セキュ	所属長から、事故 対し、安全な運転の 対し、安全な運転の 導を行い、全職員に とともに安全運転管 とどもに安全運転管 とどもに安全運転管 とび交通事故防止の徹底 今後も、更なる注。 教育を行い、職員の する。 過払となっていた 11,102円について、 納入通知書を発付し 入された。 指摘後は、複数の 体制を構築し、再多 た。 外部記録媒体につい の設置による一括管理 及びその他の外部記象 た。 外部記録媒体につい の設置による一括管理 及びその他の外部記象 た。 か方針及び情報セキュ いて研修を実施し、再 れて研修を実施し、再

	(13)	平成30年4月10日	岐	阜	県	公	報		号	外	(1)	
--	------	------------	---	---	---	---	---	--	---	---	-----	--

号 外 (1)	岐	阜	県	公	報	平成30年4月10日	(14)

号	5	<u> </u>	(1)		_	_	_		_	_			岐		阜	<u> </u>	<u>ا</u>	果		公		報					平月	戊 3	9年	4)	月1	0 日	<u> </u>	(14	1)
	~	<u> </u>												RY	爾	4	揖斐土木事務所								Q	14	発								9	#
処理されたい。	やかに措置するとともに、今後は適正に	次の不適正な事項が認められたので、速	時間外勤務手当の支給事務において、											を図られたい。	職員の交通事故防止について一層の徹底	繕料250,387円が支払われていたので、	公務中の2件の交通事故について、修								り、事故防止に努められたい。	化等道路管理について一層の徹底を図	発生していたので、道路パトロールの強		道路管理上の2件の事故について、損					の徹底を図られたい。	ので、職員の交通事故防止について一層	手方負担分92,237円)が支払われていた
た。	び出勤簿を再度見直し、併せて処理し	に支給した全職員分の時間外勤務手当及	監査結果から、平成29年度の現在まで	努める。	の交通安全意識の向上により再発防止に	今後も、継続的に注意を喚起し、職員	故防止の周知徹底を図った。	さらに、所内課長会議において交通事	て、メールで頻繁に注意を呼びかけた。	庭に帰る日」には、実施の周知に併せ	在原東県を1107~。 また、「ノー残業デー」及び「早く家	通ルールを厳守し、十分注意を払うよう 注音崛起を行った	し、公用車及び自家用車の運転時には交	なお、安全運転管理者から全職員に対	導を行った。	用車及び自家用車の安全運転について指	当該職員に対し、所属長から今後の公	故の未然防止に努める。	街路灯等の計画的な点検等により道路事	による歩道、トンネル、落石危険箇所、	名)からの危険箇所等の情報収集や職員	ター」制度によるサポーター(民間人:402	ともに、「社会基盤メンテナンスサポー	今後も道路パトロールの強化を図ると	・側溝蓋の補修	・隙間へのコンクリート充填	・転落防止柵の設置	て、次の再発防止策を実施した。	事故の原因となった危険箇所につい	金への意識を持つよう指導した。		事故を起こした職員に対しては、担当	周知し、徹底に努めている。	で行っている朝礼など機会があるごとに	また、週1回の課長会議、毎日、各課	底を図った。
																		郡上土木事務所																		
																		Ŧ																		=
														り、事故防止に努められたい。	化等道路管理について一層の徹底を図	発生していたので、道路パトロールの強	害賠償金として785,383円の費用負担が	所 道路管理上の3件の事故について、損							っていた。	ことにより、1件1,918円が過払とな	として時間外勤務手当を支給していた	いにもかかわらず、これを超えていた	2 1週間の所定労働時間を超えていな	1件220円が過払となっていた。	支給割合を適用していたことにより、	当該週休日だった日について週休日の	手当の支給割合を適用すべきところ、	った日ともに勤務日として時間外勤務	た場合、週休日だった日及び勤務日だ	時間を別の勤務日に割振り変更を行っ

15)	平成 30 年 4 月 10日	岐	阜	県	公	報
,	1,5000	~~~		-1-	_	

	れていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。		過払となった時間外勤務手当43,896円については、過年度収入処理を行い、平成29年12月4日に当該職員から県へ戻入されたことを確認した。 今後、同様の支給誤りが発生することのかいよう。平成29年8月9日付けの人	時間外勤務手当の支給事務において、 勤務時間数の計算を誤ったことにより、 3件43,896円が過私となっていたので、 速やかに措置するとともに、今後は適正 に処理されたい。	,
交通事故を起こした職員に対して、所 属長から厳重注意を行うとともに、所内	公務中に車両を損傷させた1件の毀損事故について、修繕料88.689円が支払わ	飛驒県事務所	県有物品の適正な使用管理について注意 喚起し、再発防止に努めている。		
今後は、同乗者がいる場合は同乗者が 車から降りて安全確認を行い、再発防止 の徹底に努める。	を図られたい。		り、事故防止の意識向上を図った。 また、課長会議や朝礼等機会あるごと に交通法規の遵守、安全運転の励行及び		
とともに、全職員に対して事故防止の注 意喚起を行った。	籍料281,000円が支払われていたので、 職員の交通事故防止について一層の徹底		いて指導するとともに、全職員に事故の 概要を説明し原因を認識させることによ	れていたので、職員の毀損事故防止につ いて一層の徹底を図られたい。	
る。 所内会議で安全運転の周知徹底を図る	公務中の1件の交通事故について、修	恵那県事務所	事故直後に、当該職員から事故の状況及び原因を聴取し、安全運転の励行につ	公務中に車両を損傷させた1件の毀損 事故について、修繕料76,064円が支払わ	
今後も、所内会議等機会あるごとに継続して注意喚起し、交通事故防止に努め			損傷や危険箇所の早期発見と対応を徹底し、道路事故の未然防止に努める。		
図った。			業務委託(全面委託)等での道路施設の		
故防止及び安全運転について周知徹底を	図られたい。		今後も道路パトロール、道路維持修繕		
車、よして乗びる場所を扱い連転するよう指導	語料18,997円が支払われていたので、職員のな消事が防止について一層の衛店を				
当該職員に対して、公用車の運転に際	公務中の1件の交通事故について、修		・落雪事故については、基準値を超える		
			た。		
今後は、適正に旅費を支給するよう確			地の状況を確認し必要な修繕を行っ		
を行った。	に処理されたい。		に、同種の事故が発生しないよう市街		
対し、改めて旅費制度について周知徹底	速やかに措置するとともに、今後は適正		コンクリート蓋に入れ替えするととも		
『山家観光で〈コウ、『ジュラエで『シン』 だたいとを確認した。また、所属職員に	n 1 方、代表当りで記述していましましましま。 で 1 年190日が過去っなっとこれのに、		・グレーチング跳ね上げ事故にしいた、		
を当該職員にか付」 同目19日に終入さ	によった「単神による、神経・神経・神経・神経・神経・神経・神経・神経・神経・神経・神経・神経・神経・神		・ // ほ () 中 成 () ご / 、 、		
過払となっていた旅費1件190円につ	旅費の支出事務において、目的地から	西濃県事務所	を行った。	り、事故防止に努められたい。	
置計分の難	監査結果	機関名	て、破損したジョイント部分の取替え	化等道路管理について一層の徹底を図	
		県事務所	・橋梁伸縮装置の破損による事故につい	発生していたので、道路パトロールの強	
し、再発防止に努めている。			について、次の再発防止策を講じた。	害賠償金として441,014円の費用負担が	利田上/マ事のカン
確認し、制度内容を十分に認識するととまた。 海巻の職員に下るチェッカを伸点			底し、引き続き事故防止に努める。 ※吸病型の弾性を水原田したった事が	おおり はましま アライオー 日本 おおお は は は は は は は は は は は は は は は は は	中二十十十五次六
等の支給事務に係る説明会の資料等を再			(全面委託) 等での早期発見と対応を徹		
年9月29日に開催された時間外勤務手当			道路パトロール、道路維持修繕業務委託		
時間外勤務手当等について」や、平成29			落石等による道路事故の防止に向け、		

号 外 (1)

号 外 (1)	岐	阜	県	公	報	平成 30 年4月 10 日	(16)

恵班高等学校	羽島高等学校	教育委員会	
高等学校授業料徴収事務において、転学及び退学に伴い過誤納金の還付手続が 学及び退学に伴い過誤納金の還付手続が 必要となった授業料 2 件19,800円が還付 されていなかったので、速やかに措置す るとともに、今後は適正に処理されたい。	時間外勤務手当等の支給事務において、勤務時間数を誤ったことにより、1 て、勤務時間数を誤ったことにより、1 件2,951円が過払となっていたので、速 やかに措置するとともに、今後は適正に 処理されたい。	時間外勤務手当の支給事務において、次の不適正な事項が認められたので、速次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 1 週休日に勤務命令により勤務し、別の勤務日に勤務申に力がわらず、これを行っていないとして時間外勤務手当を支給していたことにより、1件8,082円が過払となっていた。 2 1週間の所定の労働時間を超えていないにもかかわらず、これを超えていないにもかかわらず、これを超えていたとして時間外勤務手当を支給していたとして時間外勤務手当を支給していたとして時間外勤務手当を対していたとして時間外勤務手当を対していたとして時間外勤務手当を支給していたとして時間外勤務手当を支給していたことにより、1件2,045円が過払となっていた。	
指摘事項については、平成29年10月18日付で還付処理を行った。 生徒異動に関する事務について、職員 全議や決裁文書等で情報を把握した場合 には、事務局内で情報共有を図るととも には、事務局内で情報共有を図るととも にず前準備を行い、生徒の転校等が確定 し次第、還付手続を実施している。 今後も、生徒の異動情報及び授業料等 還付明細書等の確認を的確に実施し、適 正な事務処理に努める。	指摘事項の時間外勤務手当の過払分については、平成29年10月20日に戻入処理を行った。 今後は、複数の会計職員で岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の再確認を行うとともに、出勤簿や時間外勤務命令簿のチェックを徹底し、再発防止に努める。	中後の別で配でしているリ本の形を突の開催や、所内課長・係長会議において交通事故・違反防止の注意喚起を行う。 過払となっていた時間外勤務手当の2件について、該当する職員に納入通知書を交付し、平成30年1月23日までに納入されたことを確認した。 今後は、時間外勤務手当等計算支援ツールの活用や複数の職員によるチェックを実施し再発防止に努める。	下呂警察署職員の講話を受けた。

	がくか	
	時間外勤務手当を支給しているものが	
	2 休日勤務手当を支給すべきところ、	
ることで再発防止に努める。	過払となっていた。	
し、複数の職員によるチェックを徹底す	していたことにより、1件1,338円が	
の通知書及び出勤簿等関係書類を添付	えていたとして時間外勤務手当を支給	
週休日登録/変更書、週休日の振替え等	えていないにもかかわらず、これを超	
る場合は、時間外勤務手当の決裁時に、	当が支給される時間を加えた時間を超	
特に週休日に休日勤務による振替えがあ	1 1週間の所定労働時間に休日勤務手	
今後は、給与事務処理手順を見直し、	適正に処理されたい。	
に県歳入へ戻入済である。	で、速やかに措置するとともに、今後は	
1,338円については、平成29年12月12日	て、次の不適正な事項が認められたの	校
過払となっていた時間外勤務手当1件	時間外勤務手当等の支給事務におい	長良特別支援学
や図った。	り、1件548円が過払となっていた。	
複数人でのチェックを徹底させ再発防止	2 勤務時間数の計算を誤ったことによ	
再度支給要件を確認し、支給審査時には	っていた。	
不足と年休簿との不突合が原因のため、	ことにより、1件4,465円が過払とな	
間外勤務手当の算定方法についての理解	として時間外勤務手当を支給していた	
今回の誤りは、週休日の振替に伴う時	いにもかかわらず、これを超えていた	
行った。	1 1週間の所定労働時間を超えていな	
ついても平成29年8月9日に戻入処理を	処理されたい。	
に戻入処理を行い、また、1件548円に	やかに措置するとともに、今後は適正に	
いて、1件4,465円は平成29年6月22日	次の不適正な事項が認められたので、速	校
過払となっていた時間外勤務手当につ	時間外勤務手当の支給事務において、	中津商業高等学

警察本部

(17) 平成 30 年4月 10日 岐阜	県	公	報	号 :	外	(1)
-------------------------------------	---	---	---	-----	---	-----

さらに、例会時には緊急自動車専科に 人校した署員より、交通事故防止に必要			を実施するとともに、 ・事故防止のためのビデオによる教養		
交通事故防止意識の向上に努めている。			部から交通事故防止について、指導教養		
事故防止のルールなどを全員で唱和し、			全署員に対して朝会時に、副署長等幹	について一層の徹底を図られたい。	
するとともに、朝会終了前には100ゼロ			通事故防止について指導した。	発生していたので、職員の交通事故防止	
し、100ゼロ事故発生状況を署員に周知			事故の状況及び原因を聴取し、個別に交	害賠償金として755,468円の費用負担が	
「100ゼロ事故無事故期間日数」を掲示			当該職員に対し、副署長や警務課長が	公務中の3件の交通事故について、損	岐阜羽島警察署
徹底を図っている。また、会議室に			うた。		
資料を全署員にメール配信するなど周知			転技能及び交通事故防止意識の向上を図		
しながら教養を実施すると同時に、教養			用いた安全呼称訓練等を行い、職員の運		
け、追突や後退時における注意点を確認			車を使用した慣熟訓練や車両走行映像を		
副署長が公用車100ゼロ事故根絶に向			さらに、参加・体験・実践型とした実		
全職員に対しては、朝会時において、			交えた内容により指導・教養を行った。		
個別指導を実施した。	いて一層の徹底を図られたい。		防止のための注意事項について、実例を		
¥故につ 事故がもたらす影響について幹部による	発生していたので、職員の交通事故につ		副署長及び警務課長が、公用車交通事故	層の徹底を図られたい。	
負担が 要性等について指導するとともに、交通	害賠償金として172,627円の費用負担が		全職員に対しては、朝会時において、	ていたので、職員の交通事故について一	
、て、損 当該職員に対し、運転時安全確認の必	公務中の2件の交通事故について、	大垣警察署	別指導と是正確認を継続的に行った。	ていた。また、公用車が1台廃車となっ	
ু গ			もたらす悪影響について、幹部による個	が発生し、修繕料445,327円が支払われ	
を継続的に実施し、交通事故防止に努め			原因、再発防止策及び交通事故が公務に	害賠償金として2,217,759円の費用負担	
今後も機会を捉え、指示教養及び訓練			当該職員に対しては、交通事故の発生	公務中の2件の交通事故について、損	各務原警察署
ている。			8.		
どを毎月実施し、運転技能の向上に努め			ており、適正な証拠品管理を行ってい		
練、方向転換訓練や二輪車の走行訓練な			倉庫や証拠品車両の保管施設も整備され		
さらに、駐車場において、狭路脱出割			岐阜南警察署新庁舎においては、証拠品		
底などを指示した。			なお、平成28年8月に運用を開始した		
応じた交通事故防止対策、安全運転の徹	層の徹底を図られたい。		努めている。		
かて一 割の交通事故の絶無、季節や道路状況に	たので、職員の交通事故防止について		整理整頓を指示する等、毀損事故防止に		
っれてい る機会を通じて各幹部から、過失割合10	相手方負担分73,457円)が支払われてい		において会計課長から庁舎周辺の警戒や	層の徹底を図られたい。	
] (うち また、全署員に対し、朝会などあらゆ	発生し、また、修繕料183,643円 (うち		また、荒天が予想される場合は、朝会	たので、職員の毀損事故防止について一	
負担が る個別指導を行った。	害賠償金として543,529円の費用負担が		管について指示手配を行った。	して102,224円の費用負担が発生してい	
、て、損 当該職員に対し、交通事故防止に対す	公務中の2件の交通事故について、損	海津警察署	副署長、警務課長等から適正な証拠品保	1件の毀損事故について、損害賠償金と	
し、交通事故防止の更なる徹底を図る。			例会や朝会時に署員に対して、署長、	保管していた証拠品車両を損傷させた	
今後も交通事故防止教育を継続実			いても点検を行った。		ı
を実施している。			うとともに、その他の交通安全施設につ		
放送			止のため地域課員による標識の点検を行		
考案した、交通事故防止標語の署内			また、標識の老朽化による倒壊事故防	に努められたい。	
・事故が発生しやすい時間帯に署員が			の徹底を指示した。	理について一層の徹底を図り、事故防止	
認訓練			の概要について説明し、標識の安全管理	担が発生していたので、交通安全施設管	

문	솨	(1)
_	7 l'	\ 1 /

平成30**年 4 月**10**日** (18)

																			関警察署													北方警察署					
つれいたのが、職員の事故防止にしいた	償金として281,961円の費用負担が発生	させた1件の毀損事故について、損害賠	公務中に誘導した車両及び設備を損傷													について一層の徹底を図られたい。	発生していたので、職員の交通事故防止	害賠償金として187,555円の費用負担が	公務中の1件の交通事故について、損								の徹底を図られたい。	ので、職員の交通事故防止について一層	手方負担分16,084円) が支払われていた	生し、また、修繕料107,233円(うち相	害賠償金として33,359円の費用負担が発	公務中の1件の交通事故について、損					
携の徹底について指導した。	を踏まえた適切な誘導と勤務員相互の連	導時の状況や原因を聴取し、車両の特徴	当該職員及び関係職員に対しては、誘	に努める。	めの注意事項を指示し、交通事故の絶無	う、今後も引き続き、交通事故防止のた	公用車事故防止意識が希薄化しないよ	た。	練を実施し、安全運転技能の向上を図っ	さらに、駐車場内において運転技能訓	した。	し、交通事故防止に係る意識付けを徹底	車事故のもたらす影響等について説明	的な注意事項を指示するとともに、公用	務課長等から交通事故防止のための具体	全職員に対しては、朝会等において警	認の徹底について個別指導した。	や原因を聴取し、運転中における安全確	当該職員に対しては、交通事故の状況	事故防止の徹底を指導する。	今後も、全職員に対し、引き続き交通	巡った。	ど、全職員の交通事故防止の意識高揚を	し、さらに車両走行訓練を実施するな	転・緊急走行守則を出席者全員で復唱	て安全運転を指導するとともに、安全運	び警務課長が、事故事例を具体的に挙げ	また、朝会時に副署長、特命指導官及	故防止策を個別に指導した。	に聴取し、その結果に基づく具体的な事	特命指導官が、事故の状況や原因を詳細	当該職員に対しては、直属の課長及び	意取り組んでいる。	ど、職員の交通事故の再発防止に向け鋭	を利用した巻き込み防止訓練をするな	付けを徹底するとともに、定期的に実車	せるなどし、交通事故防止に対する意識
			下呂警察署																								中津川警察署										
方負担分156,158円) が支払われてい	が発生し、修繕料195,210円(うち相手	害賠償金として2,360,959円の費用貨	下呂警察署 公務中の4件の交通事故について、損																				いて一層の徹底を図られたい。	れていたので、職員の交通事故防止につ	生し、また、修繕料243,907円が支払わ	害賠償金として44,712円の費用負担が発	中津川警察署 公務中の1件の交通事故について、損										

(19)	平成 3	0年	4,	月1	0日	l				岐		阜	1	ļ	果		公		報										号
																	飛驒県税事務所	機関名	(2) 照国福米(1	₹ # #									
	足となっていた。	たことにより、2件2,819円が支払不	ず、夜間勤務手当を支給していなかっ	時までの間に勤務したにもかかわら	時間として午後10時から翌日の午前5	2 週休日の振替等により、正規の勤務	が支払不足となっていた。	が過払、時間外勤務手当3件27,842円	とにより、夜間勤務手当1件2,170円	として時間外勤務手当等を支給したこ	いないにもかかわらず、これを行った	間について、週休日の振替等を行って	1 週休日に勤務命令により勤務した時	適正に処理されたい。	で、速やかに措置するとともに、今後は	て、次の不適正な事項が認められたの	時間外勤務手当等の支給事務におい	監査結果	(拍亭争項) 17条 Jで縛した指見	が出土は、一年に、本本の一部では、一年に、一年に、一年に、一年に、一年に、一年に、一年に、一年に、一年に、一年に									
務を行うこととした。 また、週休日の振替の未実施を防止するため、本人及び給与担当者の卓上に、	て」の文書により管理収納係全員が制度の理解を図るとともに、毎月の時間外勤 務事当計算時に係員全員で確認のうえ事	行った場合の時間外勤務手当等につい	資料及び人事課作成の「週休日の振替を	事務説明会に担当者を参加させ、説明会	に人事課主催の時間外勤務手当等の支給	再発防止策として、平成29年9月29日	た。	12月21日に579円の支払いを完了し	円の支払いを行い、残り1名は、同年	し、平成29年10月20日に1名分2,240	2,819円について、対象者2名に対	2 支払不足であった夜間勤務手当	了した。	に対し、平成29年12月21日に支払を完	27,842円は、相殺のうえ対象職員2名	と支払不足であった時間外勤務手当	1 過払であった夜間勤務手当2,170円	講じた措置			°S .	て、方向変換などの訓練を実施してい	にパイロンを並べるなどして狭路に見立	方、車両運転技術の向上のため、駐車場	例等を交えながら教養を継続実施する一	現在、朝会及び例会時に公用車事故事	た。	て指示手配し、再発防止の徹底を図っ	故を発生させた場合の様々な損失につい

た。また、公用車が2台廃車(修繕料相 性について個別に指導を行った。 当額206,300円)となっていたので、職員 また、全職員に対しては、朝会時に次 の交通事故防止について一層の徹底を図 長から当該事故の概要及び原因を説明 し、公用車を運転する際の心構え及び事

		振替日を記入した卓上三角錐を設置する
		こととした。
健康福祉部		
機関名	監査結果	講じた措置
下呂看護専門学	時間外勤務手当の支給事務において、	支払不足となっていた時間外勤務手当
校	支給割合を誤ったことにより、1件388	については平成29年12月21日に追給し
	円が支払不足となっていたので、速やか	た。
	に措置するとともに、今後は適正に処理	今回の誤りは、人事給与システムの支
	されたい。	接機能を使用しないで計算処理を行って
		いたことが原因と考えられるため、今後
		は支援システムを利用するとともに、時
		間外勤務命令簿及び週休日振替通知を複
		数の職員にて確認し、適正に処理するよ
		うに努める。
わかあゆ学園	立替金の取扱事務において、用務終了	毎月開催する職員会議において、立替
	後5日以内に収支等命令者へ立替金を請	金の取扱事務について説明し、用務終了
	求すべきところ、最大22日後に請求して	後5日以内に立替金請求書を提出するよ
	いたものがあったので、今後は適正に処	うに周知徹底した。
	理されたい。	今後は、複数の職員で立替払を行う用
		務の進捗状況を把握し、請求が滞らない
		ように該当職員に声かけ等を行い、再発

防止に努める。

い。			するとともに、今後は適正に処理された 職員へ追給を行った。	ー な事項が認められたので、速やかに措置 については、	農業技術センタ 週休日の振替等において、次の不適正 1 支払不足と	に努める。	とともに、今後は適正に処理されたい。 数人体制で慎重	足となっていたので、速やかに措置する 今後は、毎月	ったことにより、12件6,630円が支払不 を行った。	ころ、この超えた勤務時間数の計算を誤 は、平成29年11	に対して時間外勤務手当を支給すべきと 行い、12件6,6	1週間の所定労働時間を超えた勤務時間 当者をはじめ承	恵那農林事務所 時間外勤務手当の支給事務において、 勤務時間数計	機関名
「サイト イデュー ファイ	なる場合には、週休日の振替え等の通	今後は、夜間勤務手当の支給対象と	行った。	については、平成29年11月21日に当該	支払不足となっていた1件1,267円		数人体制で慎重に確認を行い、再発防止	今後は、毎月の支給事務の際には、複		は、平成29年11月21日に該当職員へ追給	行い、12件6,630円の支払不足について	当者をはじめ承認者においても再確認を	勤務時間数計算の考え方について、担	講じた措置

	Ы	(1)
5	יוכ	(1)

	故の発生状況を周知するとともに、パソコンなど備品の毀損事故防止について一	毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。	
		73,440円が支払われていたので、職員の	
	Ч	た1件の毀損事故について、修繕料	
	当該職員に対し、備品の取扱いについ	公務中にノート型パソコンを損傷させ	大垣土木事務所
	講じた措置	監査結果	機関名
適正に処理されたい。			県土整備部
異なる金額を報告していたので、今後は	止を図った。		
消印高報告において、実際の消印高とは	によるチェックを徹底することで再発防		
高山土木事務所 建設業許可証明手数料に係る収入証紙	に関する理解を深めるとともに、複数人 高I		
た。	の事案を周知し、生産物売却に係る手続		
後、供用開始の公示を行っていなかっ	また、所内会議において全職員に今回	で、今後は適正に処理されたい。	
2 平成28年11月8日の当該工事完了	の適正な手続について確認した。	が、それを行っていないものがあったの	
なかった。	取扱要領等により、生産物を売却した際	品処分調書に添付することになっている	
に、道路区域の変更の公示を行ってい	則、水産研究所における生産品会計事務	ら受領の署名を得た売上伝票を生産製造	
1 当該工事のための用地を取得する前	入事務担当者において、岐阜県会計規	当者は生産物を売却した場合、売却先か	
は適正に処理されたい。	指導を受けてすぐ、売却担当者及び収	生産物売払いの収入事務において、担	水産研究所
ので、速やかに措置するとともに、今後	りた。		
おいて、次の不適正な事項が認められた	徹底し、職員の毀損事故防止意識の向上を		
一般県道藤橋池田線の災害防除工事に	め物品について適切な使用及び管理を周知		
	また、所内会議においてパンコンをはじ	止について一層の徹底を図られたい。	
	た	が支払われていたので、職員の毀損事故防	
] 適切な使用及び管理について指導を行っ	1件の毀損事故について、修繕料71,280円	
	当該職員に対し、所属長よりパソコンの	公務中にノート型パソコンを損傷させた	畜産研究所
	クを徹底するなど再発防止に努める。		
	ールを有効に活用し、複数人でのチェッ		
	今後は、時間外勤務手当の計算支援ツ		
	入力を行った。	ったので、今後は適正に処理されたい。	
	給与にて適正な手当支給となるよう修正	時間外勤務手当を支給しているものがあ	
	追給が発生しないことを確認の上、11月	て、休日勤務手当を支給すべきところ、	所
	誤っていた案件については、過払及び	時間外勤務手当等の支給事務におい	中山間農業研究
	注意喚起を行い、再発防止に努める。		
り、事故防止に努められたい。	修において、振替のルールについての		
化等道路管理について一層の徹底を図	今後も引き続き、所内会議や職場研		
発生していたのは、道路パトロールの強	周知徹底した。	にもかかわらず、これを行っていた。	
害賠償金として212,474円の費用負担が	ことが制度上できないことを全職員に	2 再度の振替等を行うことはできない	
揖斐土木事務所 道路管理上の2件の事故について、	2 週休日の振替後に再度の振替をする 揖	なっていた。	
	エックを徹底し、再発防止に努める。	とにより、1件1,267円が支払不足と	
_			

					Wi
加茂農林高等学校	及去卷門香莊	羽島高等学校	山県高等学校	長良高等学校	教育委員会機関名
公務中にノート型パソコンを損傷させた 1 件の 要損事故について、修繕料69,552円が支払われていたので、職員の要損事故防止について一層の徹底を図られたい。	特定個人情報に係る管理事務において、特定個人情報を取り扱う場合及び取扱い後は「特定個人情報を取り扱う場合及び取扱い後は「特定個人情報取扱記録簿」に記録しなければならないが、それを行うことなく特定個人情報を取り扱っていたものがあったので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	特定個人情報に係る管理事務において、 特定個人情報を取り扱う場合及び取扱い後 は「特定個人情報を取り扱う場合及び取扱い後 は「特定個人情報を取り扱記録簿」に記録しな ければならないが、それを行うことなく特 定個人情報を取り扱っていたものがあった ので、速やかに措置するとともに、今後は 適正に処理されたい。	「建築基準法第12条定期点検等委託業務」に係る契約事務において、予定価格書の金額に誤りがあったので、今後は適正に処理されたい。	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料63,892円が支払われていたので、職員の 毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。	監査結果
事故発生後に開催した職員会議において、全職員にノート型パソコンの取扱いに対する注意喚起を行うとともに、備品管理について周知徹底を図った。 今後も、県有備品の適正な使用及び管理等を徹底し、毀損事故の再発防止に努める。	指導事項については、事後ながら「特定個人情報取扱記録簿」に記録し、所属長の確認を受けた。 長の確認を受けた。 今後は、特定個人情報の取扱いにおいて事前承認及び事後確認の徹底と、複数の職員による「特定個人情報取扱記録簿」の記録確認を行うことで再発防止に努める。	指導事項については、事後ながら「特定個人情報取扱記録簿」に記録し、所属長の確認を受けた。 今後は、特定個人情報取扱事務の発生の度に、その取扱い状況を複数の職員で確認し、「個人情報の適正な管理のための措置に関する要綱」に沿った適正な管理を徹底する。	予定価格書の金額(人札書比較価格欄) を誤った原因について、収支等命令者とと もに確認した。 今後、入札案件がある場合は、岐阜県会 計規則等を十分確認し、再発防止に努め る。	11 0 2	理簿の記載内容の突合を複数の職員で実 施し、再発防止に努めている。 講じた措置

高山工業高等学 公務中にノート型パソコンを表校 た1件の毀損事故について、 校 77,976円が支払われていたので、 毀損事故防止について一層の徹底	中津商業高等学 公務中にノート型パソコンを担 中津商業高等学 公務中にノート型パソコンを担 女 た 1 件の 毀損 事故 について、	校 「岐阜県立可児工業高 書防止規定」に基づき とになっているが、保 外」の文字及び毒物 物」、劇物については 表示すべきところ、当 校いものがあったので るとともに、今後は い。 特定個人情報に発達して、次の不適正な事で、 速やかに措置する
公務中にノート型ペンコンを損傷させた 1 件の 要損事故について、修繕料77,976円が支払われていたので、職員の要損事故防止について一層の徹底を図られたい。	公務中にノート型ペンコンを損傷させた 1 件の毀損事故について、修繕料た 1 件の毀損事故について、修繕料65,016円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。	「岐阜県立可児工業高等学校毒物劇物危害防止規定」に基づき保管管理を行うことになっているが、保管場所に「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「動物」の文字を表示すべきところ、当該表示がされていないものがあったので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 1 「特定個人情報管理台帳」に記載すべき対象者の範囲が記載されていなかった。 2 特定個人情報を取り扱う場合及び取扱い後は「特定個人情報を取り扱う場合及び取扱い後は「特定個人情報を取り扱う場合及び取扱い後は「特定個人情報を取り扱う場合及び取扱い後は「特定個人情報を取り扱った。
要損事故を起こした職員に対し、ノート型パソコンをはじめとした県有物品の取扱いについて十分注意を払うよう指導した。 また、職員会議において、ノート型パソコンの慎重な取扱いについて継続的に別句を図っている。	当該職員に対し、事故後すみやかに備品の取扱いには細心の注意を持って行うよう指導した。よう指導した。また、全ての職員に対して、職員会議等において情報提供を行い、物品の取扱いについて注意喚起を行った。今後も各種会議において、物品の適正な使用及び管理等について周知徹底を図る。	は、監査後速やかに管理職立会いの下、「医薬用外」の文字及び毒物については「劇物」の表「毒物」、劇物については「劇物」の表示を行った。 今後は、「岐阜県立可児工業高等学校毒物劇物危害防止規定」に基づき適正な管理に努める。 特定個人情報の適正な管理について」に従い、管理台帳に対象者全員の氏名等が分かる別紙を添付するとともに、事後が分かる別紙を添付するとともに、事後が分かる別紙を添付するとともに、事後ながら取扱記録簿に記録し、所属長の確認を受けた。 今後は、「個人情報の適正な管理のための措置に関する要綱」及び「特定個人を対し、所属長の確認を受けた。

指導事項については、監査後速やかに「特定個人情報取扱記録簿」に記録し所「馬長が確認するとともに、関係職員で特定個人情報に係る想定事例及び取扱い方法について再確認した。 今後は、特定個人情報の取扱いにおい	特定個人情報に係る管理事務において、特定個人情報を取り扱う場合及び取 板い後は「特定個人情報を取り扱う場合及び取 板い後は「特定個人情報取扱記録簿」に 記録しなければならないが、それを行う ことなく特定個人情報を取り扱っていた ものがあったので、速やかに措置すると ともに、今後は適正に処理されたい。	恵那特別支援学校
職員会議において、備品管理の重要性 と管理責任を周知した。また、特に授業 等で校務用パソコンを使用する際には、 落下等による毀損に細心の注意を払うよ う職員に徹底した。	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料38,923円が支払われていたので、職員の 取損事故防止について一層の徹底を図られたい。	海津特別支援学校
制度上の語句の定義を再確認し、人事 給与システム入力前に決裁を得るように チェック体制を整えた。	時間外勤務手当等の支給事務において、休日勤務手当を支給すべきところ、 時間外勤務手当を支給しているものがあったので、今後は適正に処理されたい。	岐阜本巣特別支援学校
当該職員に対し、所属長よりパソコンの適切な使用及び管理について指導を行った。 また、全職員が参加する職員会議においてパソコンの取扱いに十分注意するよいでパソコンの取扱いに十分注意するよう注意喚起を行い、使用及び管理を周知徹底し、具有物品の慎重な取扱いについて毀損事故防止意識の向上を図るとともに再発防止に努めた。 今後は、職員会議及び職場研修の機会を活用し、繰り返し職員に周知徹底を図る。	公務中にノート型パソコンを損傷させた 1 件の	長良特別支援学校
要性を繰り返し順貝に周知し、使用官理責任意識の向上及び再発防止の徹底を図る。 る。 当該職員に対し、教頭及び事務長が事故発生の原因及び状況ついて聴取し、物故発生の原因及び状況ついて聴取し、物品の取扱いについて、一層の注意を払うよう徹底指導した。 また、職員会議や朝会などの機会に、物品の慎重な取扱いについて、定期的に対局の慎重な取扱いについて、定期的に注意喚起し、毀損事故の再発防止に努める。	公務中にノート型パソコンを損傷させた 2 件の製損事故について、修繕料た 2 件の製損事故について、修繕料1120,139円が支払われていたので、職員の製損事故防止について一層の徹底を図られたい。	華陽フロンティア高等学校

				-124																													
		海津警察署	機関名	警察本部																										茶	飛驒特別支援学		
損事故防止について一層の徹底	の目標 ション・コン・マイ・オード 本軸側 ション・コード 本軸側 ション・コード 本軸側 アン・コン・コード 本軸 (1) 本軸 (1) 本軸 (1) 本軸 (1) 本軸 (1) 本軸 (1) オード・コード・コード・コード・コード・コード・コード・コード・コード・コード・コ	公務中にノート型パンコン	監査結果					適正に処理されたい。	で、速やかに措置するとともに、今後は	ことなく特定個人情報を提供していたの	記録しなければならないが、それを行う	扱い後は「特定個人情報取扱記録簿」に	て、特定個人情報を取り扱う場合及び取	い は ご 級 車 証 鼻 を 数 ご 降 晶 丫 剛 三 始							処理されたい。	やかに措置するとともに、今後は適正に	が適正に記録されていなかったので、速	管理を行うこととなっているが、管理簿	「毒物及び劇物管理規程」に基づき保管	、シハ宍コ級車証易の예傭Ω至예華	い。	事故防止について一層の徹底を図られた	15円が支払われていたので、職員の毀損	た1件の毀損事故について、修繕料45,5	みそ) 静みイロイが酷イーイご中級 で		
また、全署員に対し、朝会を通じて毀	究を誘及し、ベンコノの園宮が成五、戸曲にして片庙里描述が作した	員に対し、次長が毀損原因や	講じた措置		S.	間の連携をより密にし、再発防止に努め	報管理主任者」及び「事務取扱担当者」	今後は、「個人情報管理者」、「個人情	事務部内に周知徹底した。	「特定個人情報取扱記録簿」への記録を	また、特定個人情報を取扱う場合の	所属長が確認した。	「特定個人情報取扱記録簿」に記録し、	指導事項については、監査後速やかに	有を図ることで、再発防止に努める。	職員に周知し、職員の認識の定着及び共	また、「毒物及び劇物管理規程」を全	確認を受けることにした。	現有調査簿」に記入して取扱責任者等の	品の使用実績が無い場合にも「理科薬品	の確認を経ることとし、年度末には、薬	出簿」に記入するとともに管理責任者等	薬品の払出しの都度「理科薬品受入払	入した。	査簿」の未記入分は、監査後速やかに記	指導事項について、「理科薬品現有調	い、再発防止の徹底を図る。	今後は、定期的に職員に注意喚起を行	いて周知徹底した。	パソコン等県有備品の慎重な取扱いにつ	職員会議において、全職員にノート型	眞」の記録状況	情報管理者及び主任者は、関係書類回議

機関名	監査結果	講じた措置
海津警察署	公務中にノート型パソコンを損傷させ	当該職員に対し、次長が毀損原因や状
	た2件の毀損事故について、修繕料 11 況を聴取し、パソコンの適切な使用、管	況を聴取し、パンコンの適切な
	9,232円が支払われていたので、職員の 埋について個別指導を行った。	理について個別指導を行った。
	毀損事故防止について一層の徹底を図ら	また、全署員に対し、朝会を通じて毀
	れたい。	損事故の具体的事例や毀損事故が及ぼす
		影響について周知するとともに、パソコ
		、さるまでは日本は日本のは、

要領によれば、市町村に支払う委託料 提出させなくてよい場合とは、県職員

2 1に関し、例外的に用地交渉記録を

警務課長及び交通課長が、当該職員には走行時の留意事項を、柳乗者には安全呼称の励行を指導したほか、例会及び朝会において全職員に対し、当該事故の概要及び原因を説明して同種事故の再発防止の徹底を図った。また、100ゼロ事故を防止するための10項目のルールをシートにして公用車に配備したり、本署出発時には予め駐車場内における準備走行を行うことにより、安全運転意識を高揚させ事故防止に努めている。	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として25,760円の費用負担が発生し、また修繕料86,036円(うち相手方負担分68,828円)が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。	可 口 聲 祭 報
署長及び次長が、朝会時に繰り返し、キーボードとディスプレイの間に書類をはさむ行為及び机上での飲食を禁止する旨の手配を行ったほか、署長通達「機器の適正な取扱いに係る注意喚起の再徹底について」を発布し、パソコンへの「注意喚起シール」の貼付を実施した。また、当事者に状況説明と再発防止方策についてのスピーチを行わせるなど、同種事業の発生防止を徹底した。	公務中にノート型パンコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料り1,584円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。	共工幣祭祭昭
当該職員に対しては、次長がパソコン 製損事故の原因及び状況を聴取し、適正 使用について個別指導を実施した。 全職員に対しては、製損事故発生状況 を周知するとともに、ノートパソコンの 取扱いについての注意事項を具体的に指 示した。 今後も物品の適正な使用、管理等につ いて指導製養を随時実施し、事故防止の 徹底に努める。	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料18,360円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。	揖斐磐祭署
て指示した。 今後も朝会時に指導教養を継続的に実 施し、事故防止の徹底に努める。		

(3)監査結果(検討事項)に基づき講じた措置

環境生活部

機関名	監査結果	講じた措置
美術館	時間外勤務について、次のとおり、労	時間外勤務の長時間化は組織全体の問
	働基準法第36条に基づく時間外労働・休	題として捉え、以下のとおり対策を講
	日労働協定 (以下「36協定」という。)	じ、その暫減に努めており、今後も対
	で定めた内容を大きく超過した時間外勤	策を継続して時間外勤務の縮減を図っ
	務命令等が見受けられたので、同法及び	ていく。
	同協定の遵守に向けた時間外勤務縮減の	なお、今後、年度当初には行政官庁の
	取組を一層加速されたい。	届け出を速やかに行う。
	1 時間外勤務手当の支給対象職員11名	1 時間外勤務縮減方針の策定 平成
	のうち、36協定に定めた「延長するこ	29年4月29日 (5月17日修正)
	とができる時間」である年320時間を	2 所属方針を職員へ説明 平成29年
	超えて時間外勤務を命ぜられた職員が	4月29日
	6名あったほか、同じく協定に定めた	3 幹部会において各係長ヘマネジメ
	月40時間を超えて4か月以上連続で時	ント強化及び職員の意識改革を促す
	間外勤務を命ぜられた職員が4名あっ	よう依頼 平成29年5月17日、8月
	Tr.	18月、10月17日、11月27日
	2 36協定を行政官庁に届け出たうえで	4 職員体制の整備
	時間外勤務を命ずべきところ、届出前	・病気休暇職員の代替配置
	に職員10名に対して時間外勤務を命じ	5月1日~8月31日 1名
	ていた。	・職員の追加配置
		5月15日 再任用職員 1名
		・併任職員の駐在化 7月1日 2名
		・病気体暇職員の退職に伴う補充 9
		月1日 1名
		・専門職の追加配置 10月1日 1名
		5 今後の取組
		職員の意識改革の促進、事業見直し
		を継続実施
県土整備部		
機関名	監査結果	講じた措置
用地課	用地補償業務については、「岐阜県県	平成29年10月24日付け用第180号通知
	土整備部所管用地補償業務市町村委託処	により次の措置を講じた。
	理要領」(以下「要領」という。)に基づ	1 要領の一部改正を行い、従前「必要
	き、土木事務所が市町村に用地交渉、契	に応じて提出させる」こととしていた
	約書の作成及び被補償者との調印の業務	用地交渉記録について、「原則として

祐

良

正

子寬泉人徹

Ш

炎

平成29年度

包括外部監査の結果報告

水道事業及び下水道事業に係る財務事務の執行及

び事業の管理

岐阜県包括外部監査人

公認会計士 豊田 裕一

					н				п	能	ω	2	_	能公	∞	7	6	Οī	4	ω	2	_	部上
ග ග	4	ω	2	_		ω	2	\vdash			٠	•	•		٠	•	•	٠	•	٠	٠	•	
 6. 海水発生士について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	大容量送水管整備事業につ	水質管理及	2. 契約事務について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1. 財産管理について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ロ 岐阜県営水道・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3. 耐震化に向けた研修会の実施について・・・・・・	2. 基幹管路の耐震適合率の目標設定について・・・・	1. 水安全計画の策定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	I 県全体の水道事業施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33 外部監査の結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3. 下水道事業の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2. 工業用水道事業の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1. 水道事業の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5.2 水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の概要・・	8. 外部監査の補助者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7. 外部監査の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6. 外部監査の実施期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5. 外部監査の対象期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4. 外部監査の対象部署・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3. 事件 (テーマ) を選定した理由・・・・・・・・・	2. 選定した特定の事件 (テーマ) ・・・・・・・・・・	1. 外部監査の種類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
						:	•							•								•	•
				•			:									•							•
	•	•	•	•							•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•
	•	•	•	•				•			•	٠	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•
	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	٠	•		•	•	•	•	•	•	٠	•	•
	•	•	•	•	٠	•	٠	•	•	•	•	٠	•	•	•	•	•	•	•	•	٠	•	•
∞ ∞	7	6	6	4	4	4	ω	ω	ω	ω	2	_	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
<u>ი</u> ა	9	6	2	4	4	\vdash	9	∞	œ	œ	2	∞	4	4	ω	2	2	\sim	\sim	\vdash	\vdash	1	<u> 그</u> 교

瓣 4		C L D	<i>L</i> 2	_	¥	0	CD	۸.	(1)	V.2		≦	0	ŰΊ	۸.	CID	V.2		<	(1)	7.7	_	W	
		ω.	2		¥	6.		4	ω.	2.		Þ	6.	•	4	ω.	2.		迷	ω.	2.		洏	
利害関係	関連市町の経営改善の推進に関する支援策について	下水道事業における固定資産の更新投資について	¥ F	水道事業の広域化等について	水道事業及び下水道事業の経営改善の提	水質管理及び薬品管理について	財務情報の開示について	人件費について・	契約事務について	資金管理について	公益財団法人岐阜県浄水事業公社に	公益財団法人岐阜県浄水事業公社	契約事務について	公有財産について	施設利用について	汚泥処分業務について	不明水対策について	7	流域下水道	不明水対策	汚泥処理の基本計画について	Ϋ́	県全体の下水道事業施策	
灩	# E	計	下水道事業の広域化等及び民間活用について	*	業	河	重 2	世	- -	御	展	ュ	<u>+</u>	三	港	趔	7/2	下水道維持管理負担金につい	×	¥.	処	下水道への接続の促進について	ŝ	
屎	当 :	##	#	業	及	型	数	Ĺλ	務	픮	4	₩	務	產	\equiv	Œ	举	緇	道	举	岡	>	첫	
:	が (新	***	業の) []	ر آب	Z Z	9	Š	LA	L.Y.	#	氫	Ĺ.	Ĺ	Ĺ	業	無	茶	:		£	40	大监	
	IN THE	24	<u></u>	対れ	×	楽	쐝	Ã	5	7	录	卓	7	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$	(発	17	田			#	幾	事	
•	农	;	英	7	道	⊞□	Ñ	•	Á		100	海	Á	Ä	Ã	3	7	魚	•	(集中豪雨対策)		Ë	業	
:	夢	<u>еп</u> У	<u> </u>	#	₩. 	通	Š	•	•	•	漂	争力	•	•	•	5	4	苗	:	艸	画	促	滔	
	はなる	파.	₩ W	7	711F (S)	無	ž	:	:	:	本争	#	•	•	•	4	•	般		ച	'./ L.i	(H)	7417	
•	海	ŽIII.	Ğ	7	裕	S	•	•	•		4	₩ ₩	:	:	:	Ċ	:	3	•	採	7	3	•	
	<u> </u>	産	展		瓲	5,	•	•	•	•	羰	公	•					5	•		4	5	•	
			門流	:	交曲	4	:	:	:	:	次 作	 	•	•	•	•	•	4		لأبا	:	4		
•	9/ 3	坐	Ē	•	9			•	•	•	13		•	:	:	:	:	:	•	たろいて				
:	X+ >	韓	Ñ	•		•	•	•	•	•	S	•							•	Á	•	•	•	
	(展		Š	:]	:	:	:	:	:	717	:	•	•	•	•	•	•	:	•	:	:		
•		S	á					•	•				•	•	•	•	•	•	•	•				
•	5	5	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	:	:	:	:	:	:	•	:	•	•	•	
:	\[\frac{1}{2}\]	4	•	:	:	:	:	:	:	:	:	:	•						:	•	:	:	:	
	$\dot{\cdot}$:		•				•	•				•	•	•	•	•	•	•	•				
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	:	:	•	•	•	•	•	•	
:	•	:	:	:		:	:	:	:	:	:								:		:	:		
	•	•						•					•	•	•	•	•	•		•				
•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	٠	•	•	•	•	•	•	•	
<u> </u>	7	1	C21	1	1		1	1 :	<u> </u>	1 ;	1 2	7	1	7	1 1	1 1	1 1	1 (10	1 (• 9	•	છ	
0	4	_ට ,	6	₩	ω	∞	7	4	3	2 9	2	Q1	ω	2	4	2	_	8	8	4	9	7	9 7	
										_			-					-			_	·	-	

- 報告書中の数値は、端数処理の関係で総額と内訳の合計とが一致していない場合がある。
- ・外部監査の結果のうち、違法又は不適切な疑いがあり、是正措置が必要と考える事項については(指 摘)として表記し、直ちに是正措置が必要とまでは考えないが、是正措置の検討が望まれる事項については(意 見)として

表記している。

第1 外部監査の概要

外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項の規定に基づく包括外部監査

選定した特定の事件(テーマ)

N

水道事業及び下水道事業に係る財務事務の執行及び事業の管理

事件(テーマ)を選定した理由

ω

県では、岐阜東部上水道用水供給事業として、東濃、可茂地域の7市4町を対象に水道用水の供給を行っている。現在では、給水人口減少に伴う水需要の低下が見込まれる一方で、施設・管路の老朽化の本格化、技術職員の高齢化などの課題が顕在化しており、水道を取り巻く環境は大きく変化している。そのような中でも、今後も安全な水を安定して供給し続けるため、平成29年3月に、50年先を見据えた取り組むべき方向性を示すため「新岐阜県営水道ビジョン」を策定するとともに、事業の効率化、経営健全化に特化した具体的方策を示す「岐阜県営水道経営戦略」を策定している。また、市町た具体的方策を示す「岐阜県営水道経営戦略」を策定している。また、市町村が行う水道事業への指導も行っている。

また、木曽川右岸流域下水道事業として、木曽川及び長良川流域の4市6町を対象に汚水の広域的処理を行っている。今後、本格的に人口減少が進むこと、整備された施設の老朽化が進むこと、財政状況が厳しくなることなど、汚水処理施設を取り巻く状況の変化に対応して、より効率的な整備や維持管理が求められていることから、当該事業は、平成32年度からの地方公営企業法の適用への移行業務を平成28年度から計画的に推進しており、経営戦略も同年度までに策定する予定である。さらに、県全域の汚水処理の普及促進を目的として、市町村が行う公共下水道事業への指導も行っており、平成5年度に策定した全県域下水道化構想の改訂を平成29年度に行う予定である。

岐

このような事業環境を踏まえると、県の水道事業及び下水道事業に係る財務事務の執行及び事業の管理の状況を具体的に把握し問題点を洗い出し、改善点を提示することは有意義であると判断し、平成 29 年度の監査テーマとして選定した。

外部監査の対象部署

岐阜県健康福祉部、都市建築部及び財政的援助団体

外部監査の対象期間

O٦

平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日 (ただし、必要に応じて過年度に遡り、また平成 29 年度分も対象とした。)

外部監査の実施期間

<u>ი</u>

自:平成29年6月19日 至:平成30年3月

19

外部監査の方法

1 H

- (1) 監査の主な要点
- ① 事務手続が関係する法令や条例等に準拠しているか(合規性)② 給水収益や流域下水道維持管理負担金の単価設定は適切か
- ③ 工事、修繕、委託、物品購入等の契約事務が経済的・効率的に行われ アンス・、
- 関連する施設の維持管理や更新計画が3E(経済性・効率性・有効性)の 観点から適正に実施されているか
- 水質管理は法令や条例等に準拠し適切に実施されているか
- 関連する財政援助団体における事業が適切に実施されているか
- 市町村が行う水道・下水道事業への指導は適切に実施されているか
- 事業環境の変化に対応し、持続的な経営確保のための取組が適切になされているか

(2) 主な監査手続

- Θ (V) 関連書類一式を閲覧し、合規性の検証のための関連規則等との照合を実
- 調査・分析等を行った。 なされているかについて、担当部署に対してヒアリング及び関連書類の 経済性・効率性等の検証のために、どのような事務処理や業務改善等が
- 必要と考えた施設等の現場視察を行った。

外部監査の補助者

 ∞

中村條 洲 思 (公認会計士) (公認会計士)

 \mathbb{H} 井 塚 賢太郎 滔 魚 (公認会計士) (公認会計士) (公認会計士)

尚治郎 (公認会計士)

田河中白在蓑林山

* 1 (日本公認会計士協会準会員)

 \mathbb{H} 楺 (弁護士)

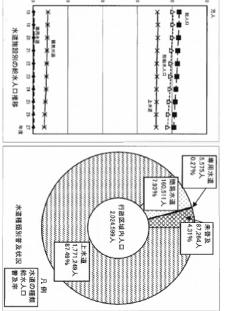
館な 水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の概要

1. 水道事業の概要

(1) 岐阜県の水道について

岐阜県全体の水道施設別・給水人口の推移は下表のとおりである。普及率は 平成 18 年度以降において継続的に約 96%となっており、ほとんどの自治体 で整備はほぼ完了しており、維持管理に主眼を置いた運営に移行している。 水道の管理は地方自治体を基本単位としてなされる。最近10年間における

1	95.7%	87,264	5,575	160,511	1,771,249	1,937,335	2,024,599	27
97.8%	95.7%	87,178	5,835	168,109	1,772,143	1,946,087	2,033,265	26
97.7%	95.8%	85,877	6,036	176,665	1,775,200	1,957,901	2,043,778	25
97.7%	95.8%	86,324	6,533	188,027	1,774,632	1,969,192	2,055,516	24
97.6%	95.8%	86,562	7,313	190,762	1,781,592	1,979,667	2,066,229	23
97.5%	95.6%	92,152	7,349	196,749	1,779,050	1,983,148	2,075,300	22
97.5%	95.7%	88,625	6,839	199,871	1,784,177	1,990,887	2,079,512	21
97.5%	95.9%	86,693	7,161	203,079	1,793,195	2,003,435	2,090,128	20
97.4%	95.9%	86,772	8,028	207,878	1,794,947	2,010,853	2,097,625	19
97.3%	95.7%	90,933	8,361	213,311	1,787,750	2,009,422	2,100,355	18
全国 普及率	普及率	未普及人口	専用水道	簡易水道	上水道	総結水人口	口丫器	年度



(出典:岐阜県における水道の概況)

水の供給を開始した。

て、昭和46年度から水道施設の建設工事に着手し、昭和51年度から水道用

このため、これらの要望に応えるべく、県営による水道用水供給事業とし

(2) 岐阜県営水道事業の概要

これまでの経緯

水道事業が運営されている。 は、需要に見合った清浄な表流水が豊富であることから、市町村単独による 住んでいる岐阜・西濃地域1は、地下水源が豊富であることまた、飛騨地域 岐阜県の人口約203万人(平成27年国勢調査による)のうち、半数以上が 一方、岐阜東部地域(東濃地域及び可茂地域)においては、地形・地質的

えない水源により水道事業が運営されていた。 に地下水源に乏しく、昭和 30 年代までは、 市町が保有する決して豊潤とい しかし、昭和40年代に入ると、経済発展や地域開発、また進む都市化等に

に対する新たな水源の確保と広域的な水道整備が切望されるようになった。 営水道で対応していくことが、非常に難しい状況となっていた。 よる水需要の増加、それに伴う原水の著しい水質悪化に対して、個々の市町 また、市町による新たな水源開発も困難であったことから、将来の水需要

御嵩町)の約50万人に拡大している。 瑞浪市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、可児市、坂祝町、富加町、川辺町及び であったが、およそ40年経過した現在では、7市4町(多治見市、中津川市、 市、美濃加茂市、土岐市、坂祝町、富加町、川辺町及び笠原町)の約28万人 給水開始当初の給水規模は、6市4町(多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那

岐

(出典: 新岐阜県営水道 ビジョン)

(受水市町の概要

水道事業の概況は下表のとおりである 岐阜県営水道が供給する7市4町(東濃地域5市、可茂地域2市4町)の

受水市町水道事業の概況

		- 5	*	兼計画		光器	₹ (H26年度	ξ.
大計画	給水開始	回器排膏 (1*)	日 種 次 章	(*2) 糖水人口 人	(*3) 日最大 給水量	Y ロY半線	(*4) 一日平均 給水量	一日最大 給水量
市川津	\$33.5	H17210	860	66,370	32,300	54,174	21,142	23,724
那市	\$33.3	OE'E'61H	H27	32,000	14,500	30,346	11,460	12,837
進市	825	H21.10.16	H30	40,340	22,540	37,634	11,932	13,775
枝市	8.068	62'E'BH	H23	62,000	27,900	911,83	17,921	19,963
治見市	T12.4	H23.3.9	H31	116,000	42,100	088,601	35,118	38,073
東加茂市	\$33.10	18'8'91H	H27	57,600	24,200	54,661	17,847	19,687
で市	\$32.12	H213.25	H30	106,110	52,362	96,336	30,419	34,916
[BB	851.12	62.6.058	960	- 00000 -	4,500	8,143	2,575	3,113
THI	\$34.6	849,3.29	960	8,800	3,960	5,467	1,775	2255
四四	\$51.12	847.3.31	098	13,400	6,030	688'6	2,984	3,940
東西	831.3	H23.2.8	H32	18,300	6,920	17,823	5,518	6,392

東美麗地域

【用語の解説】

匹钡毡模

中思考力多类可以高明物

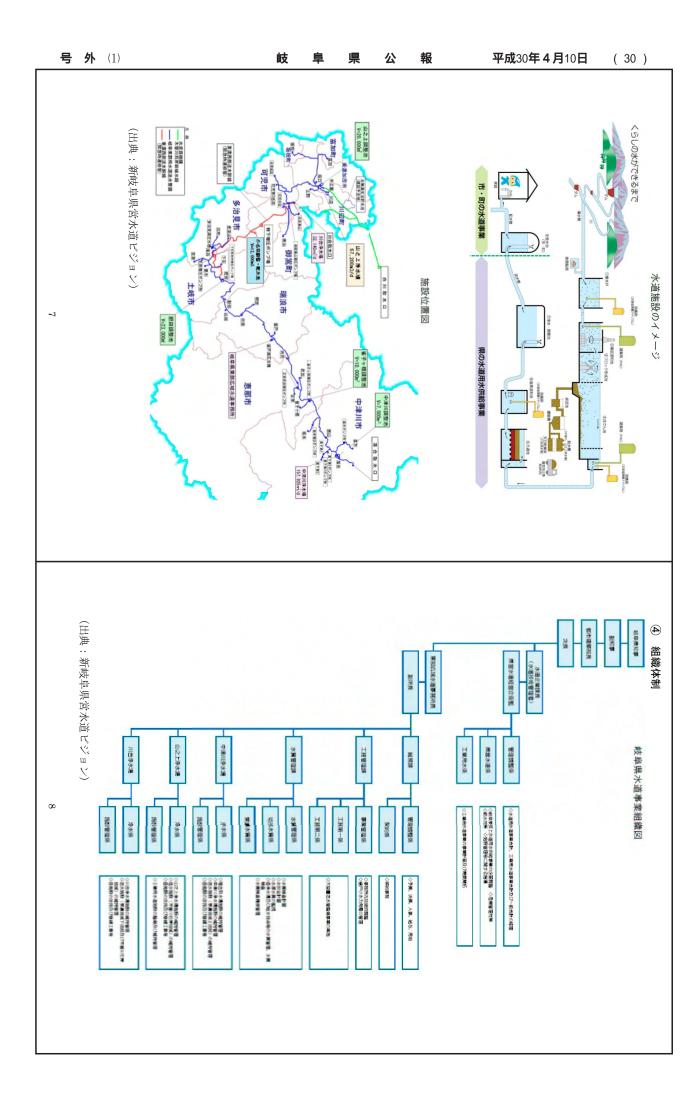
- (*1) 水道事業・水道用水供給事業を行うに当たって、厚生労働大臣から事 業の認可を得ることである。
- (*2) 給水区域内に居住し、水道により給水を受けている人口のことであ
- (*3) 年間の一日給水量のうち最大のものである
- (*4) 年間総給水量を年日数で除したものである

(出典: 新岐阜県営水道ビジョン)

水道施設

おり ためる。 岐阜県営水道の水道施設 (浄水場) イメージと各施設の位置図は以下のと

(29)



⑤ 経営と料金

150

Œ

供給単価の推移

'. 事業開始

施設建設は当初計画額161億円で昭和46年から着手したが、建設途中にオイルショックの影響から建設費は289億円と大きく膨れあがった。

この財源は、建設費の88%の253億円を借入金で賄っており、多額の借入金を抱えることとなった。また、水道料金については、受水市町の負担を考慮して低い料金設定で開始したこともあり、当初から多額の赤字が発生した。

イ・財政再建

事業開始から経営は悪化の一途をたどり、昭和55年度末には累積欠損金(*7)94億円(うち不良債務(*8)55億円)に達すると見込まれたことから、地元代表や外部有職者で構成する「料金問題協議会」から料金改定などによる経営立て直しの提言を受け、「自主財政再建計画」を策定・実行した。対策の主な内容は次のとおりである。

- (a) 料金の引き上げ(基本料金と使用料金から成る二部料金制の採用)
- 受水市町と県(一般会計)からの財政支援
- 給水量の拡大

© B

人員削減など経営の合理化

岐

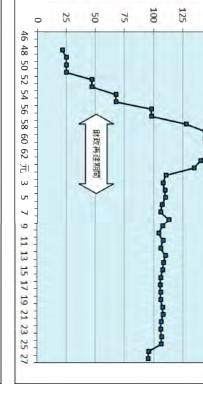
その結果、平成元年度に累積欠損金を解消し、財政再建を完了した。

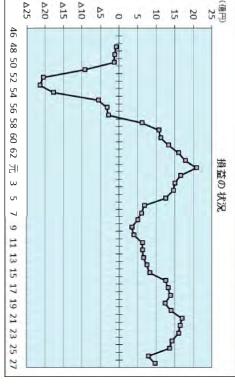
供給単価(*9)の推移及び損益の状況は以下のとおりである。

【用語の解説】

- (*7) 営業活動によって欠損を生じ、繰越利益剰余金や利益積立金、資本剰余金等で補填できなかった各事業年度の損失が累積されたものである。
- (*8) 流動資産(現預金、未収金、前払い金など) を流動負債(一時借入金を除く、未払い金、前受け金など) が超える額であり、資金不足が生じていることを示している。
- (*9) 水道水を1㎡供給したときに得られる収益をいう。

9





. 料金の引き下げ

平成元年度の財政再建達成に合わせて受水市町から料金引き下げの要望があり、平成元年12月から5%引き下げ、平成2年4月からさらに16.5%引き下げを行った。

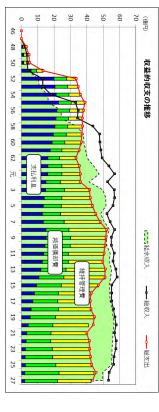
平成26年4月には、9.8%引き下げ、供給単価96.4円/㎡として現在に至っ

ている。水道料金の推移は以下のとおりである。

	建的	1 蚂堆			1	企创整	姓 书	E	
平成 26 年 4 月 1 日~ (現行料金)	平成2年4月1日~	平成元年12月1日~	昭和61年4月1日~	昭和59年4月1日~	昭和58年4月1日~	昭和56年4月1日~	昭和54年4月1日~	昭和52年4月1日~	昭和51年11月1日~
基本料金:14,283 円/町 (氨用料金:49 円/町)(平成 26 年度供給単価:96,4 円/町)	基本教会:24.356 円/四 使用教会:31円/四 (平成2年度供給単価:114.4円/四)	基本料金:28.294 円/㎡ 使用料金:40 円/㎡ (平成元年度供約単価:137 円/㎡)	基本料金:30,396円/㎡ 使用料金:40円/㎡ (昭和 61 年度供給単価:144 円/㎡)	144 円/㎡	128円/㎡	98 円/㎡	68 円/㎡	47円/㎡	25円/㎡

工 経営状況

収入及び支出はほぼ横這いの状況であり、経営状況は良好である。これまで一定の収入を確保できた要因は、下図のとおり給水収入以外の収入(総収入と給水収入の差)が得られたためである。これは、主に県の一般会計からの財政支援である。ただし、近年はほぼ給水収入のみで経営する状態に移行している。収益的収支(*10)の推移は以下のとおりである。

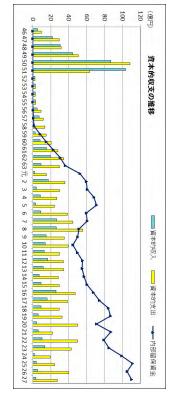


また、次の図は主に施設整備の事業費とその財源(企業債(*11)、国庫補助、 県出資金)の推移である。初期投資では全面的に企業債を活用しているが、後

年発生している償還金に対して県からの出資金が措置されている。今後は出資金の対象とならない施設更新が多くなってくるほか、新たに大容量送水管資金の対象とならない施設更新が多くなってくるほか、新たに大容量送水管整備事業に着手したため、自己資金の確保が最も重要となる。自己資金となる内部留保資金(*12) (折れ線グラフ)は順調に確保(平成 27 年度末約 110 億円)されており、県営水道施設の安全・安心の維持に向けて、内部留保資金を活用することにより、企業債の利子負担を極力抑える事業経営をしている。資本的収支(*13)の推移は以下のとおりである。

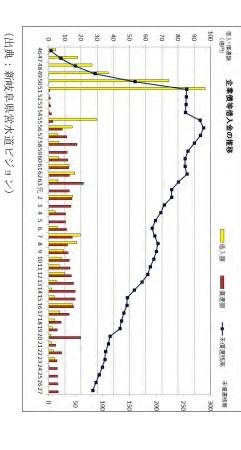
【用語の解説】

- (*10)企業の経常的経営活動に伴って発生する収入と、これに対応する支出のことである。
- (*11) 地方公営企業が行う建設、改良等に要する資金に充てるために起こす 地方債のことである。
- (*12) 減価償却費などの現金支出を伴わない支出や収益的収支における利益によって、企業内に留保される自己資金のことである。
- (*13) 収益的収入及び支出に属さない収入・支出のうち現金の収支を伴うもので、主として建設改良及び企業債に関する収入及び支出である。



なお、企業債の未償還残高については、下図の折れ線グラフのとおり順調に減少している。 平成 5.7 年度末で約8.2 億円となっており、当初借入額の約1/3となっている。

%



6 財政状態と経営成績の推移分析

$^{\prime}$ 経営成績の推移分析

直近5年間の損益計算書は、下表のとおりである。

- * たため平成26年度以降営業収益が減少した。 平成 26 年 4 月に供給単価を従前の 106.7 円/㎡から 96.4 円/㎡に引き下げ
- 会計制度の改正により、固定資産の取得に係る補助金等のうち償却資産に

13

充当した額の合計を平成26年度以降営業外収益に計上した。

年間にわたり均等額100百万円を費用処理している。 退職給付引当金に係る会計基準変更時差異について、平成26年度から5

イ、財政状態の推移分析

直近5年間の貸借対照表は、下表のとおりである。

	FIG 350	60, 555	50 084	50 995 50 995	_	自信答太合計
40, 140	39, 399	55, 869	54, 702	53, 658		資本合計
2,099	2, 411		1, 416	1,607		利益剰余金
352	352	8, 549	8, 257	8, 206	※ ω	資本剰余金
38, 311	36,635	45, 969	45,028	43,884	% 2	資本金
18, 225	18, 929	4, 685	4, 381	5, 566		負債合計
5,380	5, 278	_	_	_	* 3	繰延収益
1	1	1	1	1		その他流動負債
79	36	1	1	1		引当金
895	1, 162	1,072	884	2, 278		未払金
626	597	1	1	ı	% 2	企業債
1,603	1, 797	1,073	885	2, 280		流動負債
1	18		212			その他固定負債
3,677	3,642	3, 589	3, 284	2,892		引当金
7, 565	8, 191	1	1		% 2	企業債
11, 242	11,852	3, 612	3, 496	3, 286		固定負債
58, 636	58, 328	60, 555	59, 084	59, 225		資産合計
587	601	653	632	736		その街
15, 175	14, 813	15, 192	13, 496	13,008		現金預金
15, 762	15, 414	15,846	14, 128	13, 745		流動資産
2	3	5	7	7		その他
8, 279	8, 528	8, 735	8, 897	9, 104		ダム使用権
8, 282	8, 532	8, 741	8, 904	9, 112		無形固定資産
3, 715	2, 523	1, 387	119	8,950	* 1	建設仮勘定
163	117	111	120	77		工具、器具及び備品
8	9	8	4			車両運搬具
8, 727	8, 941	9, 183	9,802	8, 865	<u>*</u>	機械及び装置
16, 159	16, 886	19, 790	20,504	15, 162	<u>*</u>	構築物
3, 729	3,824	3, 407	3, 466	1,320	<u>*</u>	建物
2,086	2,078	2,078	2,034	1,987		十 拖
34, 591	34, 381	35, 968	36, 051	36, 367		有形固定資産
半成2/年度		半成25年度	半成24年度	半成23年度		其信为庶衣

※1 平成24年度建設仮勘定から本勘定への振替

建物:小名田調整・配水池 調整池建物 1,130 百万円増加、東濃西部送水 幹線 1,056 百万円増加

構築物:東濃西部送水幹線(送水管)5,570百万円増加

機械及び装置:東濃西部送水幹線(電気設備 373 百万円増加、 736 百万円増加) ポンプ設備

平成 26 年度地方公営企業会計基準の見直しにより従来資本金に計上され

<u>**</u>2

ていた建設改良に要する企業債を負債に計上した。
※3 平成26年度地方公営企業会計基準の見直しによりみなし償却制度が廃止されたため、従来資本剰余金に計上されていた固定資産の取得に係る補助金等が資本として計上されなくなった。その一方で、固定資産の取得に係る

140.00 120.00 100.00

单価原価他団体比較

80.00 60.00 40.00

20.00

0.00

神

学

\$ B

引機

*////

李华

る意象

(α)

(田/㎡)

■(β) 給水原価

 $=(\alpha)-(\beta)$

(H/m)

補助金等の合計を長期前受金として負債(繰延収益)に計上した。

他団体との比較分析

9

岐阜県営水道と有収水量が同程度の 9 団体の水道用水供給事業と県営水道を比較すると以下のとおりになる。

ア、供給単価と給水原価

一定の原価計算に基づいて各地方自治体に請求する 1 ㎡当たりの料金として計算される供給単価(水道料金単価)は、各事業体のおかれた環境や条件に左右される。岐阜県を含む10団体の中では県の供給単価は95.38円/㎡で5番目であり、給水原価は76.15円/㎡で供給単価と同様に5番目である。供給単価から給水原価を控除すると19.23円/㎡で2番目に差が大きい。これは供給単価が平均を3.34円/㎡上回り、給水原価が平均を4.98円/㎡円下回っているためである。

供給単価・給水原価10団体比較表(平成27年度総務省地方公営企業年鑑より)

年間総有収 給水人口 (a) (a) (b) (c) (c)	加上深間去	給水人口	(a)	ï	(β)	l Õ	,
項目	大量 (千m)	() () ()	年	重直	然	河面	(α)-(β)
i i						7,7	
福井県	32,751	298,901	88.35	7位	65.88	8位	22.47
副山県	35,361	306,738	50.03	10位	41.62	10位	8.41
京都府	39,765	659,362	109.46	3位	114.80	1位	-5.34
滋賀県	48,010	685,183	93.42	6位	74.20	6位	19.22
岐阜県	52,240	494,312	95.38	5位	76.15	5位	19.23
石川県	56,741	998,767	99.00	4位	89.61	4位	9.39
香川県	63,686	922,585	68.03	9位	62.51	9位	5.52
三重県	71,876	1,476,091	111.82	2位	110.39	2位	1.43
奈良県	74,452	1,283,384	125.20	1位	110.00	3位	15.20
山炭県	75,572	978,579	79.67	8位	66.10	7位	13.57
10団体平均	55,045	810,390	92.04		81.13		10.91

施設の稼働状況

また、水道事業の施設効率を判断する施設利用率(一日平均配水量(岐阜県:約143,431 ㎡/日)が一日最大配水能力(岐阜県:257,800 ㎡/日)に占める割合)及び最大稼働率(一日最大配水量(岐阜県:160,811 ㎡/日)が一日配水能力(岐阜県:257,800 ㎡/日)に占める割合)で比較すると、県は施設利用率55.6%、最大稼働率62.4%といずれも10団体の中で8番目である。岐阜県は平成27年度以降施設のダウンサイジングに取り組み、施設利用率

施設稼働状況10 団体比較表(平成27年度総務省 地方公営企業年鑑より)

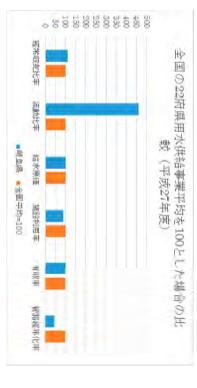
及び最大稼働率の改善を図っている。

中达	奈良県	三重県	岐阜県	山形県	石川県	京都府	滋賀県	香川県	富山県	福井県	項目
63.9	46.3	46.7	55.6	59.8	63.8	65.6	66.8	70.0	71.6	93.1	施設利月
	10位	9位	8位	7位	6位	5位	4位	3位	2位	1位	施設利用率(%)
72.4	51.9	53.2	62.4	71.1	71.1	74.2	82.5	77.6	81.0	99.0	最大稼働
	10位	9位	8位	7位	6位	5位	2位	4位	3位	1位	最大稼働率(%)



全国平均との比較

つ / ある の用水供給事業を表したグラフは下記のとおりであり、その特徴は次のとお 全国の22府県営用水供給事業の平均値を100とした場合の、平成27年度



岐

保が十分あるためと考えられる。 金等の現金支出を伴わない支出や収益的収支における利益によって、内部留 全国平均比に基づく流動比率が 461.76 と高いのは、滅価償却費や修繕引当

西部送水幹線(送水管)を整備したためである。 全国平均比に基づく管路経年化率が 46.09 と低いのは平成 24 年度に東濃

17

工業用水道事業の概要

(1) 事業の概要

Θ 事業の経緯

29年3月31日現在の給水先事業所数及び契約水量を示す。 8~9年度に施設を建設、平成10年4月より給水を開始し、平成12~13年度 ろである。また、平成15年度からは水資源及び施設の有効活用や事業経営の 設においては、段階的整備方針のもと一部が未了となっている。下記に平成 向上等を図るため、公園などへの雑用水の供給を行っている。なお、施設建 プ施設の整備等による管路延長など、地域の工業用水需要に応えているとこ には給水区域内の工業団地整備に合わせた管路の拡張、平成 14 年度にはポン 水量 13,500 ㎡/日を給水するため、平成7年度に補助事業採択を受け、平成 当事業は、可茂地域の1市2町(美濃加茂市・坂祝町・川辺町)へ計画給

業種	給水先事業所数	契約水量(m³/日)
製造業	10	2, 868
雑用水	2	360
	12	3, 228

工業用水道施設の概要

いる。現在施設能力は、9,760 m³/日である 水管はφ600~900mm、配水管はφ75~450mm のダクタイル鋳鉄管を使用して れた岩屋ダム(岐阜県下呂市)を水源とし、清流飛騨川において取水(表流 水資源機構の管理となっている。配水場からは、原水を自然流下方式 1 ルー 水)後、約 17km の木曽川用水を経て美濃加茂市地点より専用施設へ導水 ト(13.6km)とポンプ圧送方式1ルート(1.4km)の計2ルートにより配水し、導 (0.9km)している。岩屋ダム及び木曽川用水右岸幹線水路は、独立行政法人 当事業は、利水・治水・発電用多目的ダムとして共同負担方式により建設さ

事業の特徴

i. 取水地点は飛騨木曽川国定公園の清流飛騨川上流にあって、良質な原水 が確保される。

- 図りながら安定給水を行っている。 施設は平成9年3月に完成した新しい施設であり、耐震適合性の確保を
- 将来的な需要の増加にも対応できる豊富な水量を確保している。
- iv. 配水管は東海環状自動車道の美濃加茂 IC 周辺及び最寄りの工業団地に整 (出典:岐阜県 ホームページより) 備しており、進出企業に対してスムーズに水を供給することが可能である。

(2) 工業用水の用途と料金

Θ 工業用水の用途

は様々な用途に使用されている。 水道として飲用するための浄水処理を省き、安価に提供している。工場内で 工業用水と言っても、もとは上水道と同じ原水である。工業用水は通常上

機器器具類の洗浄、工業用原料などの洗浄

≓: -·

- 加工製品の冷却、機器器具及び空調などの冷却
- Ħ: 工業製品、化学製品、加工食品などの原料
- 公園などの噴水、散水、トイレ用水などの雑用

(工業用水の料金

阜

県

i.契約水量に応じて、毎月の利用料金がかかる。計算方法は、契約水量(時 間当たり)×24時間×日数 (月当たり)×1 m³当たり料金である。

岐

- 契約した水量分をすべて利用しない場合でも、契約分の料金がかかる (責任水量制)
- **≓**: 毎月の支払額に別途消費税・地方消費税が加算される。

<1m³当たり料金 (税別) >

一ついては、契約水量を超えて使用した部分は79円	103 []/11	<u>*</u>
$_{,s} \mid$ ただし、 1 日当たりの契約水量が $500 \mathrm{m}^3$ を超える企業に	103 日 /=:	超過料金
ついては、日量 500m³ を超える契約水量部分は 34 円	00 1/ 11	45年171年
。 ただし、1 日当たりの契約水量が 500m³を超える企業に	58 ⊞ /m³	世 木 料 全

※超過料金:契約水量を超えて使用した水量に対する料金

この料金は平成29年4月1日(4月分の料金)から適用されている

(3) 財政状態と経営成績の推移分析

Θ 経営成績の推移分析

直近5年間の損益計算書は、下表のとおりである。

当年度未処分利益剰余金	その他未処分利益剰余金変動額	前年度繰越利益剰余金	当年度純利益	特別損失	特別利益	経常利益	支払利息及び企業債取扱諸費	営業外費用	長期前受金戻入	営業外収益	営業利益	減価償却費	営業費用	営業収益	損益計算書
									※ 1			% 1			
15		_	15			15	12	12	_	0	27	31	42	70	平成23年度
13	1		13	1	1	13	11	11		0	24	32	44	68	平成24年度
14	_	-	14	_	_	14	10	10		0	24	32	45	70	平成25年度
37	15		21	5	1	27	9	9	9	9	27	41	51	79	平成26年度
56	21	ı	35	1	3	31	∞	8	9	9	30	41	52	83	平成27年度

<u>*</u> 会計制度の改正により、固定資産の取得に係る補助金等のうち償却資産

に充当した額の合計を平成26年度以降営業外収益に計上した。

(財政状態の推移分析

直近5年間の貸借対照表は、下表のとおりである。

21

						1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
718	681	1, 999	2,013	2,020		資本合計
56	37	14	13	15		利益剰余金
76	76	494	494	482	<u>*</u> 2	資本剰余金
584	568	1, 489	1,505	1,521	※ 1	資本金
1, 151	1, 203	4	4	4		負債合計
293	302	_	_	1	※ 2	繰延収益
4	4	1	1	2		その他流動負債
0	0	1	_	1		引当金
5	_	_	_	_		也会計借入金
40	39	_	_	-	<u>*</u>	企業債
51	44	1	1	2		流動負債
4	8	3	2	2		引当金
486	492				<u>*</u>	他会計借入金
315	356	_	-	1	<u>*</u>	企業債
806	856	3	2	2		固定負債
1,870	1,885	2, 003	2,017	2,025		資産合計
7	7	6	6	6		みの街
102	86	76	83	86		現金預金
110	94	82	89	92		流動資産
194	195	189	174	168		ダム使用権
194	195	189	174	168		無形固定資産
60	105	99	93	87		建設仮勘定
0	0	0	0	-		工具、器具及び備品
7	6	26	25	26		幾械及び装置
1, 212	1, 198	1, 321	1,348	1,364		構築物
284	284	284	284	284		十 格
1,565	1, 595	1, 731	1, 753	1,764		有形固定資産
平成27年度	平成26年度	平成25年度	平成24年度	平成23年度		貸借対照表

※1 平成26年度地方公営企業会計基準の見直しにより従来資本金に計上されていた建設改良に要する企業債及び他会計借入金を負債に計上した。

岐

※2 平成26年度地方公営企業会計基準の見直しによりみなし償却制度が廃止されたため、従来資本剰余金に計上されていた固定資産の取得に係る補助金等が資本として計上されなくなった。その一方で、固定資産の取得に係る補助金等の合計を長期前受金として負債(繰延収益)に計上した。

下水道事業の概要

(1)下水道について

) 下水道の役割

下水とは、生活もしくは事業(耕作の事業を除く)において発生する汚水 又は雨水をいう。そして、下水道は、下水を速やかに排除あるいは処理する ことにより以下の5つの役割を果たし、快適な生活環境等を創出している。

生活環境の改善

下水道の整備により、トイレがすべて水洗化され、よごれたどぶがなくなり、清潔で快適な生活環境が確保される。

イ・浸水の防除

都市に降った雨水について下水渠を通して河川へ排除し、貯留・浸透することにより、浸水から街を守る。

・ 公共用水域の水質の保全

家庭や工場から排出される汚水を処理場で浄化し、河川や海等に放流することにより水質の保全を図る。特に、湖沼等の閉鎖性水域、水道水源河川等において積極的に高度処理を実施する。

下水道資源及び施設の有効利用

下水道は、水・汚泥・熱等の多くの利用可能な資源・エネルギーを有しているため、省エネ・リサイクル社会の実現に向けて、その有効利用を図る。また、処理場の上部の公園、運動場としての利用、下水道管渠を活用した情報通信網の構築などの有効利用を図る。

望ましい水循環・水環境の創出

近年、潤いや安らぎを得る場としての親しみやすい水辺の要求や水への

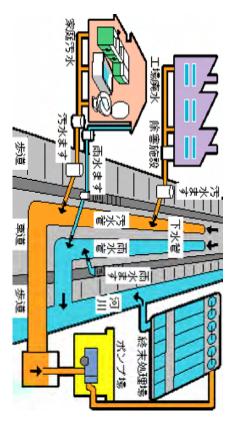
関心の高まり、安全な飲み水への要請、頻発する渇水問題など、水を取り巻く社会状況は非常に複雑になっている。一方で、下水道を経由して排水される水量は、全国で使用される生活用水の約3/4を占めるまでになっており、今後は、様々な水問題の解決、望ましい水循環の創出に向けて、下水道の積極的な取り組みが期待される。

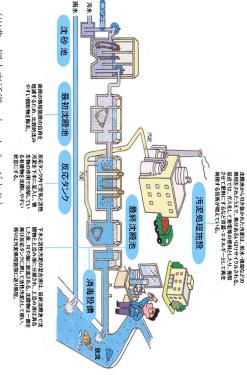
(出典:国土交通省近畿地方整備局 ホームページより)

② 下水道の仕組み

下水道法第2条第2号では下水道は「下水を排除するために設けられる排水管、排水渠その他の排水施設(かんがい排水施設を除く。)、これに接続して下水を処理するために設けられる処理施設(し尿浄化槽を除く。)又はこれらの施設を補完するために設けられるポンプ施設、貯留施設その他の施設の総体をいう。」と定義されている。

家庭や工場から流された汚水は、下水管を通って下水処理場に集められ、流入ポンプ棟で下水管によって集められた汚水を汲み上げて水処理施設に送る。水処理施設では、大きな汚れが微生物により取り除かれる。急速ろ過池で残った小さな汚れをろ過で取り除き、放流ポンプ棟で最後に塩素によって消毒されたされいな水を川へ流す。





(出典:国土交通省 ホームページより)

下水道の種類

下水道の種類には公共下水道、流域下水道、都市下水路がある

公共下水道とは、下水道法第2条第3号イに「主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のもの」と記載されており、又は下水道法第2条第3号ロに「主として市街地における雨水のみを排除するために地方公共団体が管理する下水道で、河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を放流するもの又は流域下水道に接続するもの」と記載されている。

流域下水道とは、下水道法第2条第4号イに「専ら地方公共団体が管理する下水道により排除される下水を受けて、これを排除し、及び処理するために地方公共団体が管理する下水道で、2以上の市町村の区域における下水を排除するものであり、かつ、終末処理場を有するもの」と記載されており、又は下水道法第2条第4号ロに「公共下水道(終末処理場を有するもの又は前号ロに該当するものに限る。)により排除される雨水のみを受けて、これを河川その他の公共の水域又は海域に放流するために地方公共団体が管理する下水道で、二以上の市町村の区域における雨水を排除するものであり、

かつ、当該雨水の流量を調節するための施設を有するもの」と記載されている。
数市下水吸げ キレーア市紙曲(公土下水道の排水区域外)にないて 恵の

都市下水路は、主として市街地(公共下水道の排水区域外)において、専ら雨水排除を目的とするもので、終末処理場を有しないものをいう。

全国の汚水処理人口普及率と下水道処理人口普及率

汚水処理人口普及率は、汚水処理施設の普及状況の指標であり、下水道・農業集落排水事業・合併処理浄化槽施設等及びコミュニティプラントの処理 区域内人口を、その地域の人口で除した率である。下水道処理人口普及率は、 下水道がどのくらい整備されているかを表す指標であり、その地域の人口の うち、下水道を利用できる人口の割合のことである。

以下は、平成 28 年度末における全国各都道府県における汚水処理人口普及率と下水道処理人口普及率を記載しており、県の汚水処理人口普及率は91.6%(全国13 位)であり全国平均の90.4%を上回っており、下水道処理人口普及率は75.3%(全国18 位)であり、全国平均の78.3%を下回っている。

道府県別汚水処理人口普及状

尝

平成28年度末

K

200	1054	0000	040					207 500		200 200	
0	116	CF.	13	134	87	1.044	1.245	1.462	28	85.2%	沖縄艦
cn	120	402	49	572	43	688	1,307	1.855	38	79.0%	報児 島 編
0	34	186	20	240	51	653	944	1.113	28	84.8%	对基础
_	80	185	11	258	36	585	878	1,171	44	74.9%	大分屬
0	50	177	31	258	74	1.208	1.541	1.790	24	86.1%	技术員
5	41	131	17	190	50	855	1,100	1,384	36	79.5%	水基面
1	20	85	38	123	87	493	684	835	32	82.0%	佐賀県
12	128	288	56	470	55	4.146	4,683	5.116	14	91.5%	福田県
1	102	141	14	257	22	273	554	727	42	76.2%	高知県
4	104	165	25	294	43	741	1.081	1.400	41	77.2%	中海田
_	49	228	15	292	17	439	748	994	43	75.3%	
8	111	159	14	284	21	135	448	760	48	58.9%	磁馬車
0	83	139	co	230	88	910	1.200	1.401	23	86.2%	LICE.
14	153	150	13	316	58	2.096	2.482	2.849	21	87.1%	计典器
0	94	203	19	316	48	1,275	1,638	1,922	27	85.2%	組上書
	31	46	29	106	109	325	545	683	39	78.6%	多拉馬
0	15	14	cn	34	100	398	532	572	12	93.1%	新花園
0	109	180	14	303	47	259	810	981	45	62.2%	岩學正真
40	18	34	4	119	89	1.092	1.221	1.376	18	88.8%	交換機
88	30	85	00	104	168	5,183	5,520	5,591	2	98.7%	兵糧馬
0	140	30	4	174	1	8,451	8,626	8,852	7	97.4%	大阪府
0	14	25	11	50	44	2412	2.507	2.583	cn	97.8%	技能器
0	25	14	0	39	93	1,267	1,399	1,418	3	98.6%	滋養療
w	217	229	19	465	101	964	1,533	1.836	30	83.5%	100
11	507	249	24	780	158	5.811	6.761	7.526	18	89.8%	學位置
14	224	355	15	594	31	2,345	2,984	3,747	35	79.6%	特岡県
4	75	129	9	212	118	1.551	1.886	2.059	13	91.6%	柱島属
	23	80	17	120	185	1.761	2.067	2.118	6	97.6%	長野鷹
8	59	46	8	112	16	549	683	840	33	81.3%	上製業
0	œ	27	4	38	92	623	753	792	10	95.2%	福#編
2	28	14	9	52	65	956	1,076	1,150	11	93.6%	石川県
3	13	20	-1	34	92	903	1,033	1,072	8	96.3%	新山田
0	61	45	16	122	167	1.693	1.982	2.289	22	86.6%	15 M III
0	72	44	w	119	3	8,848	8,970	9,159		97.9%	第二章
2	15	00	4	28	2	13.508	13.540	13.570	-	99.8%	推政的
20	Sm	ane	11	217	. T	4 822	5 499	8 285	20	87 5%	-
	494	192	24	709	98	5.896	6,703	7.346	15	91.2%	瀬王朝
25	122	228	23	373	124	1080	1.581	1 994	37	79.3%	
	84	238	20	310	99	1 299	1 899	1 988	28	85 5%	8 × 8
10	288	200	12	480	162	1 809	2460	2.852	31	83.3%	林紅編
	122	220		202	199	0.05	1 400	1 921	1	81 94	
0	22	45	10	87	89	845	1014	1112	50	91 2%	
	27	88	23	118	109	854	880	1022	25	86 1%	WHILE
0	39	79	36	154	71	1.861	2092	2310	17	90.6%	時低難
2	28	98	40	166	108	737	1,013	1.270	34	79.8%	推开面
0	78	41	13	131	117	777	1,025	1,314	40	78.1%	青森県
0	41	68	54	163	69	4.857	5,089	5,346	8	95.2%	北海道
(#A)	(AA)	要編集集分	事業報分	(94)	(44)	(#A)	(#A)	(#A)		1000	
ナラナ	共和四年	李化模数章	等行機を利用 土地機構造	*10.00	事が指定権	下水道	\n #	裁人口	調賞	華 江 華	物温疗果名
		200	-	の中の一種			100				

 (注) 1. 推薦人口は四株五人を行ったため、合計が合わないことがある。
 2. 可食の名を提覧会は、推薦者において、提出大大型の心管は、分類者であなな方式 (組集市、広洋町、産業町、運賃車、 旧内は、大畑町、加着町、加工の、基準は、基準等)、金庫門・自宅の心能を公職している。 旧内は、大畑町、加着町、加工ので、電車、大畑町に合う機能の影響により人口が活動していることに需要する必要がある。
 3. 福業県については、上型町町村四州でも第日米大阪町(中う機能の影響)より人口が活動していることに需要する必要がある。
 3. 福業県については、上型町町村四州でも第日米大阪町(中う機能の影響)より人口が設めていることに需要する必要がある。

25

岐

都道府県別 下水道処理人口普及率

		111	湖	學	概			山	畔	樂		本	E	#	母	+	華	雜	龍	羨			繭	E	类	Bill	並	*		1	台海	曹建
		田	当	≖	10			Ξ	E	施		埤	維	禁三	其	雑	H	瓶	*	班			華	悉	H	英	#	襟			斯	都道府県名
		海	海	海	瀬			海	海	No.		海	海	海	典	海	海	海	海	海			海	海	海	海	海	海				神
		51	7	62	7			00	00	7.		00	65.	96	99	7	00	UI	6	6			CT CT	76.	63.	8	OI CO	51			96	雌
		55	7. 2%	2.6%	5. 3%			3.1%	4. 2%	4.0%		3.1%	3%	6. 6%	. 5%	3. 5%	0.3%	3. 2%	5.3%	1. 3%			3.0%	5.0%	8.9%	0.6%	8.0%	9. 2%			90.9%	普及幸
				-10-	-								400					-00-	-						- Inc.			000 6.0				
		3 9	1 6	3 0	8			1 0	00	1 9		9	2 7	10	-	2 1	1 3	3 7	2 6	22			F	1 7	2 9	1 2	3 6	w			6	順位
	_	事		涯	IRI-	×	元)dn	帘	酯	_	涵	熵	榆	畲	_	_	E	对	重	F	1	_	_	否	嶽	京	×	対	群	幽	
1	金	溢		H	- N	8	**	A.	調	1		当	海	=	The last			П	DT DE	E	黄	雪			衆	AN LONG	4	THE STATE OF THE S	四典	101	#	都道府県名
本年	M	10		事	***	***************************************	10	***	*	10		10	10		***			10	海	- A	***	70			三海	, m	和	一种	S AT	7	¥0	景名
_	+	-	_		-	7	.,		-	,		***		2		_					-2	.,,	_		-	"	7			-		72
	78.3%	71.		41.	58	50.	67.	61.	59.1%	81.		37.	53.	44.1%	17.			64.	73.	66.4%	46.9%	69.			26.	79.	92.	95.	94.1%	89.3%	78.7%	带2
	₩ 26	36		6%	7%	80	₩ ₩	00 28	18	0%		Ø1 ₩	0%	18	30 30			86	6%	4%	9%	6%			4%	38	7%	₩ ₩	18	3%	7%	及幸
	+	10	_	4	ω	4	10	w	ω	1	_	4	ω	۵	4	_	_	12	12	12	4	10	_	_	4	1	_	_	_		н	-
		12		w	OI	0	4	-	4	1		4	00	12	6			00	0	OI	-	w			O	4	OI	w	4	7	01	順位
	學										證	繭	#	村	圃	在	英	×	京	神	深	準	準	益	Ξ	斑	海	+	nt-	章	*	學
	股合勢市										*	围	北九州	1	E	I		新	豐	中國	啓	围	瓤	相模原市	華	浓	京 23区	凝	さいたま市	nt	*	令都市
	#										#	士	#	士	라	計	#	#	士	#	哥	라	#	#	#	#	3区	#	#	#	라	#
	9										00	9	9	9	6	9	9	*	9	9	00	8	00	9	9	9	9	9	9	9	9	뺘
	97.2										89. 1%	99.7%	99.8%	94. 9%	66. 1%	98. 7%	98.0%	*100.0%	99.5	99.3%	80. 1%	83. 3%	84. 5	96.5	99. 5%	99.9%	99. 9%	97.3%	92.5%	98. 1%	99.8%	普及率
	Sec.										R	SR.	W.	36	W.	38	SR.	80	38	36	W.	38	38	SP.	R	36	SR.	SR.	2R	aR.	96	樹

(平成 28 年度米) 普及率 順位 都道府県名 普及率 順位 政令都市 普及率

<u>(5)</u>

岐阜県下水道事業の概要

により事業に着手し、東京、名古屋、京都、豊橋についで、全国で5番目に 処理を開始したことに始まる。昭和30年代に大垣市、瑞浪市、関市が、昭

岐阜県の公共下水道事業は、昭和 9 年に岐阜市が全国に先駆けて分流式

和40年代に多治見市、恵那市、高山市、土岐市、中津川市が順次事業に着手し、その後、特定環境保全公共下水道を含めて町村部でも着手した。平成27年度末時点では、21市16町1村(21市19町2村中)で事業が実施され、下水処理を行っている。県においては、木曽川右岸流域下水道事業を昭和52年に着手し、平成3年度に処理を開始、平成8年度には幹線管渠が完成、現在は流域関連市町からの汚水流入量の増加に合わせて各務原浄化センターの増設工事、大規模地震に備えた耐震補強工事等を進めている。また、木曽川及び長良川、揖斐川、庄内川の各流域で、個々の下水道計画の上位計画になる木曽川及び長良川、井砂川、東通川の各流域の川下水道整備総合計画を平成23年2月に改定し、神通川流域別下水道整備総合計画を平成25年5月に策定した。平成28年度末の下水道処理人口普及率は75.3%となっており、これは、全国の平均普及率(78.3%)に比べてまだ低い状況であり、

県内市町村の汚水処理人口普及率及び下水道処理人口普及率

今後とも下水道整備を緊急かつ積極的に推進していく必要がある。

平成 27 年度末現在における汚水処理人口普及率及び下水道処理人口普及率は、以下のとおりである。

・水道処理人口普及申は小教点以下2桁を図拾五入している。 (本は回給五人の結果 100%と表記している。) (成28年度開金は、編島県において、東日本大震災の影響に 町村(相馬市、広野町、袖栗町、毎岡町、川内村、大瀬町、

福興県において、東日本大震災の影響により塑査不能な指、 福興において、東日本大震災の影響により塑査不能な指 信を公共している。 昭市司科以外でも東日本大震災に伴う遊離の影響により たに銀費する必要がある。

出典:国土交通省HP 平成28年度末の下水道処理人口普及率

970 13 924 981 20 847 986 16 934 987 7 864 897 24 611 987 24 611 987 24 611 987 27 592 987 31 670 72 592 993 6 90.4 993 10 950 980 10 950 980 10 950 981 17 76 982 27 79.4 993 11 57 60.1 983 29 210 980 10 950 981 17 760 981 17 760 982 21 88 929 983 11 750 984 27 18 929 985 11 17 760 987 21 881 988 17 28 738 989 21 1000 980 1000 997 42 28 738 881 33 663 982 33 704 982 33 738 882 30 1000 997 49 28 738 883 700 997 49 28 738 980 1000 997 49 28 738 997 49 29 29 981 30 40 00 997 49 29 30 881 33 663 982 30 704 983 21 761 984 21 780 985 21 780 987 48 734 988 21 33 663 989 38 876 997 48 41 997 48 41 998 29 30 42 42 42 42 42 42 42 42 42 42 42 42 42	25 86.1 25 86.1 27 27.2 28 77.6 30 66.8 28 77.6 26 8.2 26 8.3 31 100.0 26 8.2 40 0.0 31 100.0 31 100.0 32 0.0 32 0.0 33 66.3 33 66.3 33 88.7 6.3 88.7 6.5 97.4 97.2 97.2 97.2 97.2	87.8 600 79.0 100.0 100.0 99.4 100.0 99.7 71.5 91.0 82.3 82.3 82.3 82.3 82.7 91.0 全国14位 4.の結果100%と表記している 80.7 全国13位 89.8 全国13位 88.9 全国14位 88.9 全国14位	
970 13 924 985 20 847 986 16 934 987 7 864 897 24 611 973 12 736 828 31 670 725 34 41 993 6 90 4 993 6 90 4 993 10 950 993 10 950 994 776 36 401 776 36 401 980 10 950 980 10 950 981 17 760 982 27 29 210 983 15 661 912 23 738 942 18 929 948 77 11 760 957 11 763 961 27 28 778 978 20 929 881 37 42 240 979 37 42 240 1000 1 1 1000 997 4 28 778 881 790 35 488 884 734 962 997 4 962 715 30 00 997 4 962 716 963 881 3 34 00 982 978 700 983 700 997 49 962 716 962 717 30 30 663 980 876 780 981 21 780 982 983 876 983 876 983 876 983 876 984 978 988 876 988 881146 784 98	25 86.1 25 86.1 27 24.0 28 77.6 28 77.6 28 77.6 29 8.2 20 8.2 20 8.2 21 100.0 21 76.1 33 100.0 21 76.1 34 0.0 32 0.0 31 0.0 32 0.0 31 76.1 33 88.7 66.3 88.7 67.8 77.4 77.4 77.2	87.8 600 79.0 100.0 100.0 99.4 100.0 99.7 71.5 91.5 82.3 82.3 82.3 82.3 82.1 91.0 全国14位 97.字屋町14位 89.8 全国13位 89.8 全国13位	注) 北方町は四捨五 参考(H26末県計) (H25末県計) (H24末県計)
97.0 13 92.4 98.7 98.5 98.7 98.6 16 93.4 98.9 95.6 16 93.4 98.9 7 86.4 89.7 99.9 84.1 99.2 99.3 12.7 99.3 12.7 99.3 12.7 99.3 12.7 99.3 12.7 99.3 12.7 99.3 19.3 19.3 19.3 19.3 19.3 19.3 19.3	25 86.1 25 86.1 42 27.5 31 76.3 30 66.8 26 8.2 40 0.0 40 0.0 40 0.0 5 70.4 1 96.2 3 100.0 5 70.4 4 96.2 3 100.0 3 100.0 5 70.4 6 8.2 7 1.4 7 1.4 7 1.4 7 1.4 7 1.4 7 1.4 7 1.4 7 1.4 7 1.4 7 1.4	87.8 600 79.0 100.0 100.0 99.4 100.0 99.7 71.5 93.4 81.3 81.3 82.3 82.3 82.3 82.3 92.5 92.5 92.0 91.0 全国14位 (い続果100%と表記している 89.8 全国13位	注) 北方町は四捨五, 参考(H26末県計)
97.0 13 92.4 93.5 20 87.7 98.6 9 84.1 98.9 7 86.4 82.8 31 67.0 93.2 99.3 99.3 99.3 99.3 99.3 99.3 99.3	25 86.1 26 96.1 37 57.5 11 76.3 30 66.8 28 70.0 26 8.2 40 0.0 35 48.8 3 100.0 5 70.4 1 96.2 39 0.0 21 76.1 34 0.0 32 0.0 31 66.3 38 87.6 38 78.0 56.9 74.8	87.8 600 79.0 100.0 100.0 99.4 100.0 99.7 71.5 93.4 81.3 82.3 82.3 82.3 82.3 82.3 98.9 92.5 91.0 全国14位 への結果100%と季ロ14位	注)北方町は四捨五, 余孝(口の6本目計)
97.0 13 92.4 93.5 20 87.7 98.6 9 84.1 95.6 16 93.4 98.9 7 86.4 89.7 99.9 99.3 1 67.0 99.2 99.3 1 67.0 99.3 1 67.0 99.3 1 67.0 99.3 1 67.0 99.3 1 67.0 99.3 1 67.0 99.3 1 67.0 99.7 1 67.0 99.7 1 67.0 99.7 1 67.0 99.7 1 67.0 99.7 1 67.0 99.7 1 67.0 99.7 1 67.0 99.7 1 76.0 99.7 1 76.0 99.7 1 76.0 99.7 1 76.0 99.7 1 76.0 99.7 1 76.0 99.7 1 76.0 99.7 1 76.0 99.7 1 76.0 99.7 1 76.0 99.7 1 76.0 99.7 1 76.0 99.7 1 76.0 99.7 1 76.0 99.7 1 76.0 99.7 1 76.0 99.7 1 76.1 99.7 1 76.1 99.7 1 99.	25 86.1 26 27.5 27.5 28.7 28.7 29.7 20.30 20.30 20.30 20.30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 3	87.8 600 79.0 100.0 100.0 99.4 100.0 99.7 99.7 99.7 99.7 99.7 99.7 99.8 93.4 82.3 82.3 82.3 82.3 92.5 92.5 92.5 92.5	*\#\#\#\#\#\#\#\#\#\#\#\#\#\#\#\#\#\#\#
970 13 92.4 98.5 20 84.1 98.6 16 93.4 98.9 7 24 61.1 97.3 12 73.6 86.4 89.7 27 59.2 99.3 6 90.4 99.3 6 90.4 99.3 6 90.4 99.3 10 95.0 77.6 36 40.1 98.5 29 21.0 98.5 29 21.0 98.5 29 21.0 98.5 14 77.9 94.8 17 76.0 98.5 29 21.0 98.6 24 2 18 92.9 94.2 18 92.9 94.2 18 92.9 94.2 18 92.9 94.2 18 92.9 94.2 18 92.9 95.3 11 76.0 96.1 99.2 10 66.1 99.4 2 18 92.9 96.7 11 96.2 9.2 97.5 97.6 11 100.0 96.7 11 100.0 96.8 8.5 25 86.1 99.7 49 96.2 99.7 49 96.2 71.5 39 70.4 100.0 35 48.8 100.0 35 48.8 100.0 35 48.8 100.0 35 48.8 100.0 35 48.8 100.0 35 48.8 100.0 35 48.8 100.0 35 48.8 100.0 35 48.8 100.0 36.2 70.4 100.0 37.0 99.4 96.2 71.5 39 0.0 98.2 33 39 0.0 98.2 33 39 0.0 98.2 33 39 0.0 98.2 33 39 0.0 98.2 33 39 0.0 98.2 33 39 0.0 98.2 33 39 0.0 98.2 33 39 0.0 98.2 33 39 0.0 98.2 33 39 0.0 98.2 33 39 0.0 98.2 33 38.7 6.3 98.3 38.7 6.3	25 86.1 26 96.1 37 57.5 11 76.3 30 66.8 28 77.4 40 0.0 37 0.0 38 0.0 39 0.0 35 0.0 39 0.0 39 0.0 31 0.0 31 0.0 32 0.0 32 0.0 33 0.0 33 0.0 36 0.0 37 0.0 38 0.0 38 0.0 39 0.0	87.8 60.0 79.0 100.0 100.0 99.4 100.0 99.7 71.5 93.4 81.3 81.3 82.1 98.2.1 98.2.1 98.2.1 98.2.1	-
970 13 92.4 93.5 20 84.7 93.6 16 93.4 95.6 16 93.4 95.6 16 93.4 89.7 24 61.1 89.7 24 67.0 85.2 31 2 73.6 82.8 31 67.0 72.5 38 44.1 99.3 6 90.4 99.3 6 90.4 99.3 6 90.4 99.3 10 95.0 77.6 36 40.1 77.9 44.1 98.5 29 21.0 98.7 114 57.5 96.7 12 18 92.9 94.2 18 92.9 94.2 18 92.9 94.2 18 92.9 95.8 31 100.0 74.9 37 57.5 96.1 30 66.8 84.4 28 73.4 100.0 1 100.0 99.7 49 37 76.3 82.9 60.0 99.7 40 0.0 99.7 41 60.5 99.7 42 24.0 100.0 35 70.4 100.0 36.8 2.9 70.4 100.0 1 60.5 99.7 4 96.2 99.7 4 96.2 99.7 4 96.2 99.7 4 96.2 99.7 4 96.2 99.7 4 96.2 99.7 4 96.2 99.7 4 96.2 99.7 4 96.2 99.7 4 96.2 99.7 4 96.2 99.7 4 96.2 99.7 4 96.2 99.7 4 96.2 99.7 4 96.2 99.7 4 96.2 99.7 4 96.2 99.7 4 96.2 99.7 4 96.2 99.7 57.6		87.8 60.0 79.0 100.0 99.4 100.0 99.7 71.5 93.4 81.3 81.3 82.3 82.3 82.3	<u>*</u>
970 13 92.4 935 20 84.7 946 16 93.4 956 16 93.4 956 16 93.4 956 16 93.4 88.9 7 86.4 89.9 7 24 61.1 87.5 38 44.1 97.5 38 44.1 98.2 31 67.0 77.5 38 40.1 99.3 69.4 99.3 69.4 99.3 10 95.0 77.6 36.1 94.1 7.9 94.8 17 76.0 98.7 11 76.0 98.7 12 23 73.8 94.2 24 24.0 97.4 28 73.4 97.5 30 66.1 97.6 31 76.3 82.9 30 66.3 82.1 33 100.0 99.7 40 0.0 100.0 1 60.5 99.7 49 96.2 71.1 96.2 71.2 31 70.0 99.7 49 96.2 71.3 31 0.0 99.7 49 96.2 71.4 96.2 71.5 39 0.0 99.7 49 96.2 71.6 96.1 99.7 49 96.2 71.1 96.5		87.8 60.0 79.0 100.0 99.4 100.0 99.7 71.5 93.4 81.3 82.3 82.3 82.1	
970 13 92.4 93.5 20 84.7 93.6 9 84.7 95.6 16 93.4 95.6 16 93.4 98.9 72.4 61.1 97.3 12 73.6 82.8 31 67.0 72.5 38 44.1 99.3 6 90.4 99.3 10 95.0 77.6 36 40.1 95.7 41 7.9 95.7 14 57.5 96.7 14 57.5 96.7 14 57.5 96.8 29 21.0 96.7 14 57.5 96.8 31 10 95.0 77.6 36 40.1 77.9 40.1 98.5 29 21.0 96.7 14 57.5 96.8 31 15 66.1 91.2 23 73.8 94.2 18 92.9 88.5 29 21.0 73.8 94.2 18 92.9 88.5 26 26.0 73.8 94.2 18 92.9 88.5 26 27.3 97.6 11 76.3 97.6 11 76.3 97.6 11 76.3 97.6 11 76.3 97.6 11 76.3 97.6 11 90.0 99.4 57.5 48.8 100.0 3 100.0 99.4 57.5 48.8 100.0 3 100.0 99.4 57.5 70.4 100.0 3 100.0 99.4 57.5 70.4 100.0 3 100.0 99.4 57.5 70.4 100.0 3 100.0 99.4 57.5 70.4 96.5 70.4 96.5 70.4 96.5 70.4 96.5 70.1		87.8 600 79.0 100.0 99.4 100.0 99.7 71.5 71.5 93.4 81.3 82.3	
970 13 92.4 98.5 20 84.7 98.6 16 93.4 98.9 9 44.1 98.9 7 24 61.1 97.3 12 73.6 86.4 89.7 27 59.2 99.3 6 90.4 99.3 6 90.4 99.3 6 90.4 99.3 72.5 84.0 99.3 10 95.0 77.6 36 40.1 98.7 41 79.4 98.8 11 76.0 98.8 11 76.0 98.8 11 76.0 98.8 11 76.0 98.8 11 76.0 98.8 11 76.0 98.8 11 76.0 98.8 11 76.0 98.8 11 76.0 98.8 11 76.0 98.8 11 76.0 98.8 11 76.0 98.8 11 76.0 98.8 11 76.0 98.8 11 76.0 98.8 11 76.0 98.8 11 76.0 98.8 11 76.0 98.8 11 76.0 99.8 11 76.0 99.8 11 76.0 99.8 11 76.0 99.8 11 76.0 99.8 11 76.0 99.8 11 76.0 99.8 11 76.0 99.9 11 100.0 99.9 11 100.0 99.9 11 100.0 99.9 11 100.0 99.9 11 100.0 99.9 11 100.0 99.9 11 100.0 99.9 11 100.0 99.9 11 100.0 99.9 11 100.0 99.9 11 100.0 99.9 11 100.0 99.9 11 100.0 99.9 11 100.0 99.9 11 100.0 99.9 11 100.0 99.9 11 100.0 99.9 17.5 100.0		87.8 600 79.0 100.0 99.4 100.0 99.7 71.5 93.4 81.3 82.3	歐
970 13 92.4 93.5 20 84.7 93.6 16 93.4 95.6 16 93.4 95.6 16 93.4 95.6 16 93.4 89.7 24 61.1 97.3 12 73.6 82.8 31 67.0 82.8 31 67.0 82.8 31 67.0 93.8 19 22 84.0 93.8 10 95.0 93.8 11 79.4 93.8 11 97.9 94.1 15 66.1 91.2 23 73.8 94.2 18 92.1 94.2 18 92.9 94.2 18 92.9 94.2 18 92.9 94.2 18 92.9 94.2 18 92.9 95.1 41 76.0 88.5 29 21.0 96.7 11 76.0 88.5 29 21.0 96.7 11 76.0 88.5 29 21.0 96.7 11 76.3 97.6 11 70.0 88.5 29 21.0 97.6 11 70.0 98.7 24 28 73.4 100.0 1 100.0 99.7 35 48.8 1100.0 35 70.4 1100.0 35 70.4 1100.0 36.2 99.7 49.62 99.7 49.62 99.7 49.62		87.8 600 79.0 100.0 99.4 100.0 99.7 71.5 93.4 81.3 81.3	由
970 13 92.4 93.5 20 84.7 98.9 9 84.1 95.6 16 93.4 95.6 16 93.4 89.9 7 24 61.1 89.9 7 24 61.1 89.3 12 73.6 82.8 31 67.0 72.5 38 44.1 99.3 6 90.4 93.2 22 84.0 93.3 19 79.4 93.3 19 79.4 93.4 17 76.0 94.5 14 7.9 94.8 17 76.0 8.3 15 66.1 94.7 11 76.3 94.7 18 92.9 88.1 17 76.3 96.7 11 76.3 96.7 12 23 73.8 94.2 18 92.9 88.1 17 76.3 86.1 49.2 24.0 97.6 31 76.3 82.9 30 66.8 82.0 100 0 77.0 35 73.4 100.0 1 100.0 99.7 40 0.0 99.7 48.8 1100.0 1 60.5 99.7 14 60.5 99.7 49 96.2 77.1 96.1		87.8 60.0 79.0 100.0 99.4 100.0 99.7 99.7 71.5	=
970 13 92.4 93.5 20 87.7 93.5 9 84.1 95.6 16 93.4 95.6 16 93.4 98.9 7 24 61.1 97.3 12 73.6 82.8 31 67.0 72.5 38 44.1 89.3 2 22 84.0 99.3 10 95.0 77.6 36 90.4 99.3 10 95.0 77.6 36 40.1 77.9 49.8 17 76.0 83.8 10 97.9 94.8 7.1 41 7.9 96.1 74.9 37 57.5 96.3 15 66.1 97.4 99.3 15 66.1 97.5 86.1 97.6 06.1 97.6 07.8 92.9 98.5 25 86.1 97.6 07.8 92.9 98.6 11 76.3 82.9 27.9 83.9 26 82.1 97.9 31 76.3 82.9 30 66.8 97.4 2 24.0 77.4 30 66.8 97.5 37 42 24.0 77.9 36.8 20 97.0 35 40.0 99.0 35 70.4 100.0 35 70.4 100.0 36.5 90.0 90.0		87.8 600 79.0 100.0 99.4 100.0 99.7 71.5	百津
970 13 92.4 98.5 20 84.7 98.6 16 93.4 98.9 7 24 61.1 97.0 86.4 98.9 7 24 67.0 97.1 72.5 38 44.1 98.2 3 12 73.6 86.2 3 31 67.0 99.3 6 90.4 99.3 6 90.4 99.3 7 41 79.4 98.5 29 21.0 96.7 14 57.5 96.1 99.2 98.5 25 86.1 91.6 90.0 92.9 93.8 10 95.0 94.8 17 76.0 95.7 14 57.5 96.1 91.7 76.0 96.1 96.1 97.4 96.2 99.4 96.8 97.6 11 76.3 97.6 11 76.3 97.6 11 76.3 97.6 97.6 11 76.3 97.6 97.6 11 76.3 97.6 97.6 11 76.3 97.6 97.6 97.5 97.6 97.5 97.6 97.6 97.5 97.6 97.5 97.7 97.5 9		87.8 60.0 79.0 100.0 99.4 100.0 99.7	训 i
970 13 92.4 93.5 20 84.7 98.0 9 84.1 95.6 16 93.4 95.6 16 93.4 95.6 16 93.4 8.9.7 24 61.1 97.2 38 44.1 8.9.3 12 73.6 8.2.8 31 67.0 72.5 38 44.1 8.9.3 27 59.2 99.3 6 90.4 99.3 19 79.4 99.3 19 79.4 99.3 19 79.4 99.3 19 79.4 99.3 11 76.0 96.7 11 76.0 96.7 12 28.0 96.7 14 57.5 96.8 94.2 18 92.9 94.8 17 76.3 96.1 30 66.8 94.2 18 92.9 94.2 18 92.9 95.5 14 17 76.3 96.1 76.3 96.1 76.3 97.6 11 76.3 97.6 11 76.3 97.6 24.0 97.6 11 76.3 97.6 31 70.0 98.7 11 76.3 97.6 31 70.0 98.7 11 76.3 97.6 31 70.0 98.7 11 76.3 97.6 31 70.0 99.4 28 73.4 1100.0 11 100.0 99.4 100.0 99.4 11 100.0 99.4 11 100.0 99.4 11 100.0 99.4 11 100.0 99.4 11 100.0 99.4 11 100.0 99.4 11 100.0 99.4 11 100.0		87.8 60.0 79.0 100.0 99.4	Ü
970 13 92.4 93.5 20 84.7 93.6 9 84.7 95.6 16 93.4 95.6 16 93.4 98.9 7 24 61.1 97.3 12 73.6 82.8 31 67.0 72.5 38 44.1 99.3 6 90.4 99.3 6 90.4 99.3 10 95.0 77.6 36 40.1 77.6 36 40.1 77.6 36 40.1 77.6 36 40.1 77.8 96.3 15 66.1 96.3 15 66.1 96.3 15 66.1 96.3 15 66.1 96.3 17.8 92.9 97.4 9.3 17.8 97.5 11 76.3 97.6 11 76.3 97.4 11 100.0 97.4 11 100.0 97.4 11 100.0 97.4 11 100.0 97.4 11 100.0 97.4 11 100.0 97.4 11 100.0 97.4 11 100.0 97.4 11 100.0 97.4 11 100.0 97.4 11 100.0 97.4 11 100.0 97.4 11 100.0 97.4 11 100.0 97.4 11 100.0 97.4 11 100.0 97.4 11 100.0 97.4 11 100.0		87.8 60.0 79.0 100.0 99.4	加
970 13 92.4 93.5 20 87.7 93.5 9 84.1 95.6 16 93.4 98.9 7, 86.4 89.7 24 61.1 97.3 12 73.6 82.8 31 67.0 72.5 38 44.1 89.3 2 27 89.2 99.3 6 90.4 99.3 10 95.0 77.6 36 40.1 93.8 10 95.0 77.6 36 40.1 77.9 49.3 17 76.0 83.5 29 21.0 96.7 14 57.5 96.3 15 66.1 97.2 23 73.8 94.2 18 92.9 88.5 29 21.0 96.7 14 57.5 96.1 73.8 94.2 18 92.9 88.5 29 21.0 96.7 14 57.5 96.1 73.8 97.6 11 76.3 97.6 11 76.3 97.6 11 76.3 97.6 11 76.3 97.6 11 76.3 97.6 11 76.3 97.6 11 76.3 97.6 11 76.3 97.6 11 76.3 97.6 11 76.3		87.8 60.0 79.0	拾
970 13 92.4 93.5 20 87.7 98.6 9 84.1 95.6 16 93.4 98.9 7 24 61.1 97.3 12 73.6 82.8 31 67.0 82.8 31 67.0 93.2 22 84.0 93.3 19 79.4 93.3 10 95.0 77.6 36 40.1 77.9 36 40.1 98.5 29 21.0 98.5 29 21.0 98.5 29 21.0 98.5 29 21.0 98.5 29 21.0 98.5 29 21.0 98.5 29 21.0 98.5 29 21.0 98.5 29 21.0 96.7 14 57.5 96.1 36 40.1 7.9 36 88.5 29 21.0 96.7 14 57.5 96.1 36 88.1 97.6 31 76.3 88.5 29 21.0 98.5 25 28.4 99.2 18 92.9 94.2 18 92.9 94.2 18 92.9 94.2 18 92.9 95.5 14 76.3 97.6 31 76.3 88.6 73 42 24.0 17.9 30 66.8 84.4 28 73.4 100.0 1 100.0 87.8 28 73.4 100.0 35 48.8		60.0 79.0	方
970 13 924 935 20 87.7 935 9 84.1 956 16 93.4 956 16 93.4 98.9 7 24 61.1 98.7 24 67.0 98.9 7 12 73.6 82.8 31 67.0 72.5 38 44.1 86.9 27 59.2 99.3 6 90.4 93.2 22 84.0 93.3 19 79.4 98.6 11 79.9 95.0 11 76.0 83.5 29 21.0 96.7 14 57.5 96.7 14 57.5 96.7 14 57.5 96.7 14 57.5 96.7 14 57.5 96.7 14 57.5 96.7 14 57.5 96.8 92.9 98.5 22 86.1 94.7 19.9 98.5 25 86.1 94.1 76.0 95.0 73.8 94.4 27.9 97.4 96.8 88.5 25 86.1 94.2 18 92.9 96.3 15 66.1 96.3 17.9 96.3 17.9 96.3 17.9 96.3 17.9 96.3 17.9 96.3 17.9 96.3 17.9 96.3 17.9 96.3 17.9 96.3 17.9 96.3 17.9 96.3 17.9 97.4 17.9 97.5 17.9 97.5 17.9 97.5 17.9 97.5 17.9 97.5 17.9 97.5 17.9 97.5 17.9 97.5 17.9 97.5 17.9 97.5 17.9 97.5 17.9 97.5 17.9 97.6 17.9 97.6 17.9 97.6 17.9 97.6 17.9 97.6 17.9 97.6 17.9 97.6 17.9 97.6 17.9 97.6 17.9 97.6 17.9 97.6 17.9 97.6 17.9 97.6 17.9 97.6 17.9		60.0	
970 13 92.4 98.5 20 87.7 98.0 9 84.1 95.6 16 93.4 98.9 7, 86.4 98.9 7, 24 61.1 97.3 12 73.6 82.8 31 67.0 72.5 38 44.1 86.9 27 59.2 99.3 6 90.4 99.3 10 95.0 77.6 36 40.1 77.6 36 40.1 77.9 41 77.9 98.3 11 76.0 98.3 11 76.3 99.4 21 18 92.9 94.2 18 92.9 94.2 18 92.9 94.2 18 92.9 95.3 42 24.0 74.9 37 57.5 97.6 11 76.3 97.6 11 76.3 97.6 11 76.3 97.6 11 76.3 97.6 11 76.3		87.8	野
970 13 92.4 93.5 20 84.7 93.6 9 84.1 95.6 16 93.4 95.6 16 93.4 98.9 7, 86.4 89.9 24 61.1 97.3 12 73.6 82.8 31 67.0 82.8 31 67.0 82.8 31 67.0 93.8 11 9.0 93.2 22 84.0 93.2 22 84.0 93.3 19 95.0 95.1 41 79.4 98.5 29 21.0 96.7 14 57.5 96.8 17 79.4 91.2 23 73.8 91.2 29 21.0 92.1 29 21.0 93.3 15 29 21.0 94.8 17 76.0 95.1 14 57.5 96.1 94.2 18 92.9 94.2 18 92.9 94.2 18 92.9 94.3 73.4 29 24.0 95.5 14 76.0 96.7 17 76.3 97.6 31 76.3			揖 斐 川 町
970 13 92.4 93.5 20 87.7 93.6 9 84.4 95.6 16 93.4 98.9 7 24 61.1 97.5 38 31 67.0 82.8 31 67.0 72.5 38 44.1 93.2 27 59.2 93.3 19 79.4 93.3 19 79.4 93.8 19 79.4 93.8 19 79.4 93.6 17 76.0 95.7 14 7.9 96.7 14 57.5 96.7 14 57.5 96.7 14 57.5 96.7 14 57.5 96.1 36 66.1 97.9 49.9 37 57.5 97.9 36 88.1		100.0	/
970 13 92.4 93.5 20 87.7 93.5 9 84.1 95.6 16 93.4 95.6 16 93.4 98.9 7 24 61.1 97.3 12 73.6 82.8 31 67.0 72.5 38 44.1 89.3 2 27 84.0 99.3 6 90.4 99.3 10 95.0 77.6 36 40.1 77.6 36 40.1 77.6 36 77.6 83.7 14 57.5 96.3 15 66.1 99.3 15 66.1 99.3 29 21.0 83.5 29 21.0 83.6 29 27.0 83.7 14 57.5 96.3 15 66.1 97.8 92.9 97.9 42 24.0 77.9 17.9 17.9 88.5 25 86.1 97.6 17.9 17.9		84.4	丛内
970 13 92.4 98.5 20 87.7 98.0 9 84.1 95.6 16 93.4 98.9 7, 86.4 89.7 24 61.1 97.5 38 44.1 89.3 12 73.6 82.8 31 67.0 72.5 38 44.1 99.3 6 90.4 99.3 6 90.4 99.3 72.5 84.0 99.3 10 95.0 77.6 36 40.1 77.6 36 40.1 98.5 29 79.4 99.6 11 776.0 83.5 29 21.0 96.7 14 57.5 96.1 99.2 99.3 15 66.1 91.2 23 73.8 91.2 24.0 93.3 94.2 18 92.9 94.2 18 92.9 88.5 25 24.0 77.6 37 57.5		82.9	P
970 13 92.4 93.5 20 87.7 98.6 9 84.1 95.6 16 93.4 95.6 16 93.4 89.7 24 61.1 97.2 31 67.0 82.8 31 67.0 82.8 31 67.0 82.8 31 67.0 93.8 27 59.2 99.3 6 90.4 93.2 22 84.0 93.8 10 95.0 77.6 36 40.1 77.6 36 40.1 77.9 36 77.9 94.1 76.0 95.1 41 76.0 96.7 14 57.5 96.7 14 57.5 96.8 29 21.0 96.7 14 57.5 96.1 99.2 99.2 28.4 0 99.3 6 99.2 99.3 6 99.2 99.3 6 99.2 99.3 6 99.2 99.3 6 99.2 99.3 6 99.2 99.3 6 99.2 99.3 6 99.2 99.3 6 99.2 99.3 6 99.2 99.3 7.3 8.6 1		97.6	ケ原
970 13 92.4 93.5 20 87.7 93.6 9 84.1 95.6 16 93.4 98.9 7 24 61.1 97.3 12 73.6 82.8 31 67.0 97.2 38 44.1 98.9 27 59.2 99.3 6 90.4 93.2 22 84.0 93.8 19 79.4 93.8 19 79.4 93.8 19 79.4 95.0 77.6 95.0 77.6 36 40.1 77.9 41 7.9 94.8 17 76.0 93.7 29 21.0 94.8 27 38 92.9 94.8 29 27.0 95.1 41 7.9 96.1 99.2 21.0 96.3 15 66.1 96.1 99.2 99.9		74.9	#
970 13 92.4 93.5 20 87.7 93.6 9 84.1 95.6 16 93.4 98.9 7 24 61.1 97.5 31 67.0 72.5 38 44.1 89.3 27 59.2 99.3 6 90.4 99.3 10 79.4 99.3 11 79.4 99.3 11 79.4 99.3 11 79.4 99.3 11 79.4 99.3 11 79.4 99.3 11 79.4 99.3 11 79.4 98.0 110 95.0 77.6 36 40.1 77.6 36 40.1 77.6 36 70.1 82.7 14 57.5 96.3 15 66.1 96.1 92.9 98.5 25 86.1		53.7	步
970 13 92.4 98.5 20 87.7 98.0 9 84.1 95.6 16 93.4 98.9 7 86.4 89.7 24 61.1 97.5 38 44.1 82.8 31 67.0 72.5 38 44.1 86.3 27 59.2 99.3 6 90.4 99.3 72 79.4 99.3 10 95.0 77.6 36 40.1 77.6 36 77.9 98.8 11 77.9 98.8 11 77.9 98.8 11 77.9 98.8 11 75.0 98.8 11 75.0 98.8 11 75.0 98.8 11 75.0 98.8 11 75.0 98.8 11 75.0 98.8 11 75.0 98.8 11 75.0 98.8 11 75.0 98.8 11 75.0		88.5	松
970 13 92.4 935 20 84.7 98.9 9 84.1 95.6 16 93.4 98.9 7 86.4 89.7 24 61.1 97.3 12 73.6 82.8 31 67.0 72.5 38 44.1 88.8 27 59.2 99.3 6 90.4 93.2 27 84.0 93.2 22 84.0 93.3 19 79.4 93.8 19 79.4 93.8 19 79.4 94.8 17 76.0 95.1 41 7.9 94.8 17 76.0 98.3 19 21.0 98.3 19 57.5		94.2	南
970 13 92.4 93.5 20 87.7 93.6 9 84.1 95.6 16 93.4 98.9 7 86.4 98.9 7 24 61.1 97.5 31 67.0 72.5 38 31 67.0 72.5 38 44.1 86.9 27 59.2 96.3 19 79.4 93.8 19 79.4 93.8 19 79.4 93.8 19 79.4 93.8 19 79.4 94.8 17 76.0 84.8 17 76.0 85.9 21.0		91.2	津
970 13 92.4 93.5 20 87.7 93.5 9 84.1 95.6 16 93.4 98.9 7 86.4 89.7 24 61.1 97.3 12 73.6 82.8 31 67.0 72.5 38 44.1 86.9 27 59.2 99.3 6 90.4 99.3 19 79.4 93.8 10 95.0 77.6 36 40.1 77.6 36 40.1 77.9 36 7.9 93.8 17 79.4 93.8 10 95.0		96.3	Dio
970 13 92.4 98.5 20 84.1 98.6 16 93.4 98.9 7 86.4 89.7 24 61.1 97.3 12 73.6 82.8 31 67.0 72.5 38 44.1 89.3 27 59.2 99.3 6 90.4 99.3 19 79.4 99.3 19 79.4 99.3 10 95.0 77.6 36 40.1 7.9 94.8 17 76.0		96.7	
970 13 92.4 93.5 20 87.7 98.0 9 84.1 95.6 16 93.4 98.9 7 86.4 89.7 24 61.1 97.3 12 73.6 82.8 31 67.0 72.5 38 44.1 88.9 27 59.2 99.3 67 90.4 93.2 27 59.2 93.8 19 79.4 93.8 10 95.0 77.6 36 40.1 95.1 41 7.6		83.5	巣
970 13 92.4 93.5 20 87.7 98.0 9 84.1 95.6 16 93.4 98.9 7 86.4 89.7 24 61.1 97.0 73.6 82.8 31 67.0 72.5 38 44.1 98.9 27 59.2 99.3 6 90.4 93.2 27 59.2 99.3 19 79.4 93.8 19 79.4 95.0 79.4 95.0 79.4 95.0 79.4 95.0 40.1 77.9 36 40.1		94.8	
970 13 92.4 98.5 20 87.7 98.5 9 84.1 95.6 16 93.4 98.9 7 86.4 89.7 24 61.1 97.3 12 73.6 97.5 31 67.0 77.5 38 44.1 99.3 27 59.2 99.3 6 90.4 93.2 79.4 93.2 79.4 93.0 10 95.0 77.6 36 40.1		55.1	穂
97.0 13 92.4 93.5 20 87.7 98.0 9 84.1 95.6 16 93.4 98.9 7 86.4 89.7 24 61.1 97.3 12 73.6 82.8 31 67.0 72.5 38 44.1 86.9 27 59.2 99.3 6 90.4 93.8 19 79.4 93.8 19 79.4		77.6	
970 13 92.4 93.5 20 87.7 98.0 9 84.1 95.6 16 93.4 98.9 7 24 61.1 97.3 12 73.6 82.8 31 67.0 72.5 38 44.1 88.9 27 59.2 99.3 67 90.4 93.8 19 79.4		98.0	児
970 13 92.4 93.5 20 87.7 98.0 9 84.1 95.6 16 93.4 98.9 7 86.4 89.9 24 61.1 97.3 12 73.6 82.8 31 67.0 72.5 38 44.1 89.3 6 90.4 99.3 6 90.4 99.3 6 90.4		93.8	務原
97.0 13 92.4 93.5 20 87.7 98.0 9 84.1 95.6 16 93.4 98.9 7 86.4 89.7 24 61.1 97.3 12 73.6 82.8 31 67.0 72.5 38 44.1 99.3 6 99.4		93.2	兩
97.0 13 92.4 93.5 20 87.7 98.0 9 84.1 95.6 16 93.4 98.9 7 86.4 89.7 24 61.1 97.3 12 73.6 97.3 12 67.0 97.5 38 44.1 86.9 27 59.2		99.3	濃 加 茂
970 13 92.4 93.5 20 87.7 98.0 9 84.1 95.6 16 93.4 95.6 16 93.4 98.9 7 86.4 89.7 24 61.1 89.7 24 61.1 97.0 72.5 38 44.1		86.9	
970 13 92.4 93.5 20 87.7 98.0 9 84.1 95.6 16 93.4 95.6 7 86.4 98.9 7 24 61.1 97.3 12 73.6 82.8 31 67.0		72.5	
97.0 13 92.4 93.5 20 87.7 98.0 9 84.1 95.6 16 93.4 98.9 7 86.4 99.9 7 24 61.1 97.3 12 73.6		82.8	Жú
97.0 13 92.4 93.5 20 87.7 98.0 9 84.1 95.6 16 93.4 98.9 7 86.4 89.7 24 61.1		97.3	前
970 13 92.4 93.5 20 87.7 98.0 9 84.1 95.6 16 93.4 98.9 7 86.4		89.7	Ξ
97.0 13 92.4 93.5 20 87.7 98.0 9 84.1 95.6 16 93.4		98.9	¥ E
97.0 13 92.4 93.5 20 87.7 98.0 9 84.1		95.6	冶見
97.0 13 92.4 93.5 20 87.7		98.0	E
97.0 13 92.4		93.5	- 12
		97.0	岐阜市
晋及順位	晋及率	_	

(2) 岐阜県の下水道の計画

全県域下水道化構想 (平成5年度策定)

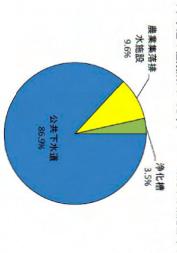
県では、下水道整備の指針となる「全県域下水道化構想」を策定し、これに基づき、より合理的かつ効果的な公共下水道、農村下水道(農業集落排水施設)及び個人下水道(合併処理浄化槽)の整備を進めることにより、普及率の大幅な向上を目指していくこととしている。

この構想による、汚水処理人口普及率 (農業集落排水施設・浄化槽含む) は、最終年度には、約100%を目標としている。

+ +	H3	H7	H12	H17	H22
平岌	(1991)	(1995)	(2000)	(2005)	(2010)
普及率目標(%)	29.2	36.7	59.4	78.8	91.7
実績(%)	29.2	45.4	63.8	79.4	87.7

全県域下水道化構想の最終像





(出典:平成28年度岐阜県の下水道)

29

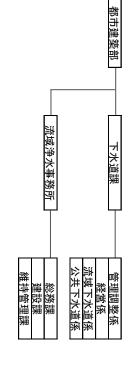
31

(3)流域下水道事業の状況

流域下水道事業に係る組織

 Θ

下のとおりである。 県の平成29年4月1日時点における流域下水道事業に係る組織図は、以



別職員数は以下のとおりである。 事務職 下水道課 また、平成29年4月1日時点における下水道課と流域浄水事務所の職種 人数

流域浄水事務所 事務職 土木職 重気職 機械職 無線職

流域下水道の概要

(

岐阜県の流域下水道の概要を下記に記載する。

本智川右岸流 導	不智川右岸流域下水道微要【主体計画】			+	平成28年12月
計画対象市町 (4市6町)	岐阜市、美濃加茂市、各務原市、可見市、岐南町、笠松町、坂祝町、川辺町、八百津町、 御嵩町	児市、岐南町、笠	热町、板挽町	、川辺町、	八百津町、
計画処理面積	916条	約16, 773(13, 251)ha	1)ha		
計画処理人口	466	466, 200(433, 510) J	Y(0		
計画汚水量	日長大241	, 815(218,	475)m3/H		
	処理場	是芸芸島	東	き	ボンブ爆能力
	処 理 場 : 岐阜県各務原浄化	木雷川幹線	30.4km	報表	65.9m ² / 3 3
	センター	長良川幹線	19.8km	枝南	23.3ml/ 53
	面 積 : 約37ha	芥見幹線	4.8km	淋	5.1m ² / 3
	処理水量: 242千m/日	岐阜幹線	1.2km	<u>=</u>	4.7m²/分
	処理方式:標準活性汚泥法、	飛驒川幹線	9.9km		
湖	嫌気無酸素好気法、	八百津幹線	8.2km		
	ステップ流入式	三帰常総	3.3km		
	多段硝化脱窒法、				
	十急速砂ろ過	計(7幹線)	77.6km	畔	4か所
	放 湾河川:木曽川、徳田排水路、				
	中部排水路、中屋川				
	排水路、三井川排水路				

)は、事業計画

ı	101
J	400
1	244
ı	*
ı	
ı	_
ı	-
ı	
ı	*
ı	24
ı	*
ı	bake
1	MIN
ı	
ı	Lib.
ı	mv
ı	70
ı	171
ı	Digit
ı	+
ı	Im.
ı	100
1	_
1	
1	
1	

+	1	
1077E	1	
7	ď	

		1.01+4	1	1 1 1 1 1 1	T T T T T T T T T T T T T T T T T T T	1 0 1	-
241,815	36,084	1,375	22,610	181,746	466,200	16,773	- Delt
8,085	1,176	23	838	6,048	16,800	935	御嵩町
4,210	563	0	797	2,850	7,500	460	八百津町
5,301	679	0	1,226	3,396	9,700	689	川辺町
3,654	434	0	1,019	2,201	6,200	440	板祝町
12,260	1,712	0	2,202	8,346	21,400	683	笠松町
12,654	1,952	0	942	9,760	24,400	759	岐南町
47,269	7,028	450	3,716	36,075	93,700	3,244	可児市
75,248	10,680	473	9,271	54,824	142,400	5,150	各務原市
18,556	2,918	294	756	14,588	38,900	1,555	美濃加茂市
54,578	8,942	135	1,843	43,658	105,200	2,860	岐阜市
200	地下水	観光排水等	工場排水	家庭排水	YD(Y)	面積(ha)	To the state of
	水)(m/用)	計画処理水量(日最大汚水)(m/日)	計画処理水		計画処理	計画処理	市町名
平成28年12月	平月				置(全体計画)	1、人口、水量	計画処理区域、人口、水量【全体計画】

※ 1.日最大汚水量とは、年間を通じて最も水量の多い日の汚水量である。

2.木曽川流域分は109,704㎡/日で、長良川流域分は132,111㎡/日である。

3.岐阜市分は旧柳津町分を、各務原市分は旧川島町分を、可児市分は旧兼山町分を含む。

4.計画処理面積の市町数値を合計した値は四捨五入の関係で計の値とあわない。

の見直しを行いながら、効果的な長寿命化対策、更新工事を実施する必要が

下水道長寿命化計画についても、機器の健全度の状態に応じた計画

名称	位置	敷地面積(m)	ポソル形式	揚水能力(㎡/分)
岐南ポンプ場	岐南ポンプ場 羽島郡岐南町薬師寺4丁目地内	約1.700	立軸うず巻斜流	23.4
長森ポンプ場	岐阜市芋島4丁目地内	約4,600	立軸うず巻斜流	66.0
兼山ポンプ場	可児市兼山字柳町地内	参1,000	無閉塞	5.8
三島ポンプ場	川島ポンプ場 各務原市川島渡町宇西大塚地内	約 200	無閉塞	4.8

(出典:平成28年度岐阜県の下水道)

流域下水道事業の課題(出典:浄水事業公社平成 28 年度事業報告)

ω

٦

施設の

表に

対策に

しい

た

各務原浄化センターは供用開始後25年以上経過し、施設の老朽化が進んでおり、設備機器の故障発生が増えている。平成28年度においても、重要設備である受電設備等の経年劣化による突発的故障が発生し、緊急修繕を実施する必要があった。今後施設の適切な維持管理に一層努め、突発的な機器故障の発生を未然に防ぐための計画的な修繕工事を実施する必要がある。

、汚泥処分について

岐

汚泥処分については、汚泥の乾燥処理の委託を㈱りゅういきに、セメント原料化の委託を住友大阪セメント㈱岐阜工場に行っており、当面の処理能力には余裕はあるものの、地震等の災害発生時や受入れ工場の故障などの緊急時の体制を整備するため、引き続き汚泥処分のバックアップ体制の確保に努めていく必要がある。

不明水対策にしいて

ŀ

各務原浄化センターは雨水を入れない分流式下水処理場であるが、実態としては通常の汚水に加えて雨水等の浸入もあり、台風等の大雨時には流入水量が急激に増大し、処理能力を超える異常流入により溢水が起こり得ることも考えられる。今後も不明水対策を推進していく必要がある。

危機管理体制の充実について

下水道は水道や電気などと同様に、日常の生活基盤として欠かせないライフラインであるため、流入水の異常や設備等の故障、地震等の災害発生時においても、常に安定して下水処理施設を稼働し続けることが必要である。そのため、緊急時に備えた危機管理体制の充実を図る必要がある。

流域下水道事業の財政状態及び収支の状況

流域下水道事業の収支構造

岐阜県流域下水道特別会計の過去 2 年間の歳入及び歳出の状況は下記のとおりである。

出典:下水道課歲入歲出決算額調

400	138	148	178	177	差引(歳入-歳出)	
4,471	4,856	4,985	4,894	5,429	字	
0	_		_	18	その街	
305	333	358	381	401	公债費利子	Ē
1,167	1,155	1,120	1,072	1,014	公債費元金	据 王
2,397	2,231	2,193	2,125	2,178	維持管理費	
602	1,136	1,313	1,315	1,818	建設費	
4,871	4,994	5,133	5,072	5,606	P	
88	81	90	81	109	その街	
139	148	178	177	224	繰越金	
535	639	667	629	684	下水道事業債	损人
885	857	874	871	853	一般会計繰入金	
243	615	693	745	1,100	国庫補助金	
2,981	2,654	2,631	2,569	2,636	負担金	
平成28年度	平成27年度	平成26年度	平成25年度	平成24年度	項目	
.単位:自力円)		_	(調査より)	\	流場下水道特別会計(地方公呂定素決昇状光調質より	

張入

(i) 負担金

流域下水道を管理する都道府県が、当該流域下水道により利益を受ける市町村に対し、その利益を受ける限度において、流域下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理に要する費用の全部又は一部の負担を求めるものである。

(44)

(ii) 国庫補助金

建設する地方公共団体に対して行っている国の補助である。 することは国家的見地から見ても非常に重要であるとの考えから、 下水道施設の建設には多額の費用が必要であり、また下水道を緊急に整備 下水道を

(iii)一般会計繰入金

水道特別会計への繰入、及び県の立場として行う事業の財源として充てるた 総務省の地方公営企業繰出金通知に基づいて行われる一般会計から流域下 当該通知の基準外として行う繰入である。

(iv) 下水道事業債

サービス受益者にも相応の負担をさせることにより世代間の公平を図ってい 備が整うとその事業効果は長期に渡るため、建設費の財源は起債により調達 水道事業はその初期段階に集中的な投資が必要となるが、一旦処理場等の設 当該年度の県の起債による、主に下水道施設建設費財源調達額である。下 その償還を将来にわたり行うことにより、現在の住民のみでなく将来の

(v) 繰越金

もるる 流域下水道事業特別会計の翌年度への繰越事業の財源、及び決算剰余金で

(i) 建設費

用がある。 下水道施設を新たに建設する場合及び古い施設を改築する場合に要する費

(ii)維持管理費

下水道施設の維持管理のための費用である

(证) 公債費元金

下水道事業債として借り入れた金額の返済元金である。

(iv) 公債費利子

下水道事業債として借り入れた金額の返済利子である

共事業について国の追加補正予算分も含め繰越したことにより工事請負費が これは平成28年度の歳出-建設費が534百万円減少しているためであり、公 平成 28 年度歳入歳出額は平成 27 年度と比較して 262 百万円増加している。 607 百万円減少している影響が大きい。 平成24年度から27年度にかけて歳入歳出差引額に大きな増減はないが、

35

加及び単価改定に伴う維持管理負担金160百万円の増加の影響である。また、 業の繰越に伴って国庫補助金も未収入で繰越したことによる影響である。 平成 28 年度の歳入-国庫補助金が 372 百万円減少しているが、これは公共事 補正予算により公共事業が増加したことによる建設費負担金 169 百万円の増 平成28年度の歳入-負担金が327百万円増加しているが、これは国の追加

他回体との比較

いる。営業収益(円)を年間有収水量(m)で除した値は水量当たりの収益性 **権

祖

は

高

い

に

と

を

ぶ

し

て

い

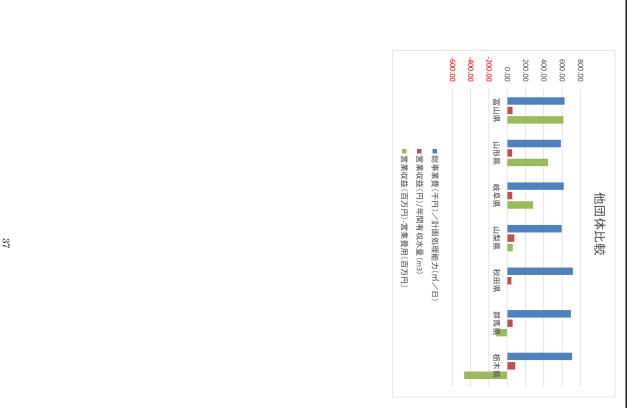
る

。** 体の中で3位であり平均値を168(百万円)上回っており、通常用務に係る収 通常業務に係る損益を表している。岐阜県は284(百万円)と算定され、7団 り平均値を 6.72 (円/㎡) 下回っており、水量当たりの収益性は高くないこ を表している。岐阜県は56.25 (円/㎡) と算定され、7団体の中で5位であ 水道施設の処理能力当たりの建設コストは低く抑えられていることを示して され、7 団体の中で 3 位であり平均値を 11.83 (百万円/㎡) 下回っており、 力当たりの建設コストを表している。岐阜県は225.63(百万円/m)と算定 事業費(百万円)を年間計画処理能力(m)で除した値は下水道施設の処理能 とを示している。営業収益(百万円)から営業費用(百万円)を控除した値は 岐阜県と年間有収水量が近似している他の6団体との比較を実施した。総

と資本費を抑えていることが営業費用が少なく計上されている要因である。 いるため、営業収益(百万円)から営業費用(百万円)を控除した値が平均を 年間有収水量に対する営業収益は少ないが、営業費用をさらに低く抑えて 下水道施設建設時に計画処理能力を低く設定し、維持管理費

(総務省自治財政局「平成27年度 地方公営企業年鑑」第2編第3章事業別第7項下水道事業 12個表(6)施設及び業務概況(その1)に関する調、(7)業務概況(その2)に関する調、(8)歳入歳出決算及び施設改良費に関する調より)

_							_	_	
中花	栃木県	群馬県	秋田県	山梨県	岐阜県	山形県	富山県	1 1	里
650.59	710.08	696.83	717.90	596.10	618.16	587.11	627.94	処理能力	総事業費(=
	6位	5位	7位	2位	3位	1位	4位	(m"/目)	千円)/計画
62.97	87.60	58.84	46.46	78.55	56.25	54.75	58.34	収水量	営業収益(
	1位	3位	7位	2位	5位	6位	4位	<u>₹</u> (m3)	円)/年間有
116	-471	-122		60	284	447	615	業費用(営業収益(
	7位	6位	5位	4位	3位	2位	1位	百万円)	百万円)-営



部の 外部監査の結果

県全体の水道事業施策

1. 水安全計画の策定について

(1) 舊 翢

害評価と危害管理を行い、安全な水の供給を確実にする水道システムを構築 する水安全計画の策定を推奨している。 て飲める水道水の安定供給に繋がるとし、水源から給水栓に至る各段階で危 国は、水源から給水栓に至る統合的な水質管理を実現することが、安心し

なお、国は、水安全計画の目的を以下のとおり定義している。

その安全性が確保されている。 システムを構築し、法令で定められた基準等を遵守することによって、 現在、我が国の水道水は、基本的には原水の水質状況等に応じて水道

ている中で、日々供給している水の安全性をより一層高めるためには、 トラブル、施設等の老朽化など、さまざまな水道水へのリスクが存在し しかし、水源水質事故にみられるような工場排水の流入、浄水処理の

テムづくりが必要であるといえる。 すなわち、常に信頼性(安全性)の高い水道水を供給するためのシス 水源から給水栓に至る統合的な管理が必要となる。

の供給を確実にするシステムづくりを目指すものである。 抽出・特定し、それらを継続的に監視・制御することにより、安全な水 水安全計画は、水源から給水栓に至る水道システムに存在する危害を

(出典:厚生労働省健康局水道課「水安全計画策定ガイドライン」平成20年5月)

(2) 手

性等を検証した。 続(閲覧、突合、分析、質問等)を実施することにより、当該事務手続の合規 水安全計画の策定に係る関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとす

号

 Θ

ŝ

水安全計画の策定について(意 見)

厚生労働省が実施した「水質関連調査」の結果、上水道事業における水安全計画の策定率は低い水準に止まっている。県においても、平成 29 年 3 月末時点において、既に水安全計画を策定している経営主体は、12 事業に止まっているのが現状である。

国は、水安全計画策定が進んでいないことから、人員の少ない中小規模の水道事業者等でも比較的容易に水安全計画が作成できる「水安全計画作成支援ツール簡易版」を開発し活用を促している。

水源から給水栓に至る各段階で危害評価と危害管理を行い、安全な水の供給を確実にする水道システムの構築を目的とする水安全計画を策定することは、水道事業者にとってはリスクマネジメントとして重要なことであり、リスク把握を適切に行うことが、安心安全な水供給に繋がると考えられる。

県においては、市町村における水安全計画の策定を促進するため、「水安全計画作成支援ツール簡易版」の活用を周知する等の活動や水安全計画の策定についての研修会を行われることを検討されたい。

基幹管路の耐震適合率の目標設定について

N

(1) 戴 蝦

岐

水道を取り巻く状況は、近年大きく変化している。

平成 23 年 3 月の東日本大震災、平成 28 年 4 月の熊本地震による甚大な被害など想定外の事態が発生しており、災害に強い水道を維持していくために管路の耐震化の重要性が改めて認識されているところである。

耐震化を示す指標として、基幹管路耐震適合率がある。 基幹管路耐震適合率は、以下の方法で算定される。

基幹管路耐震適合率 (%)

=耐震適合性のある基幹管路の延長/基幹管路の総延長

なお、耐震適合性のある管については、厚生労働省の「水道事業における 耐震化の状況(平成 27 年度)」において、以下のとおり定義されている。

39

耐震管とは、地震の際でも継ぎ目の接合部分が離脱しない構造となっている管のことをいう。それに対して、耐震管以外でも管路が布設された地盤の性状を勘案すれば耐震性があると評価できる管等があり、それらを耐震管に加えたものを「耐震適合性のある管」と呼んでいる。

平成 27 年度における岐阜県の水道事業(簡易水道事業を除く。)及び用水供給事業が有している基幹管路の耐震化状況は以下のとおりである。

1,813.6	(A)	(km)	基幹管路総延長	
725.5	(B)	(km)	耐震適合性のある管の延長	平成 27 年度
40.0%	(B/A)=(1)	(%)	耐震適合率	
36.8%	(6)	(%)	耐震適合率	平成 26 年度

(出典:厚生労働省「水道事業における耐震化の状況(平成27年度)」)

県では、平成 27 年度から 5 年間の強靱化の推進方針を示し、岐阜県強靱化計画の着実な推進を図るため、施策分野ごとの主要施策を明らかにし、数値目標を設定した「岐阜県強靱化アクションプラン」を毎年度定めている。岐阜県強靱化アクションプラン 2017 では、ライフラインにおける重点施策項目として水道施設の耐震化の推進が掲げられている。具体的には、上水道の基幹管路の耐震適合率を平成34 年度に50%とすることを目標値として設定している。

(2)手続

基幹管路の耐震適合率の目標設定に係る関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続(閲覧、突合、分析、質問等)を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

Θ 基幹管路の耐震適合率の目標設定について ⑩ 民

率を平成34年度に50%とすることを目標値として設定している。 岐阜県強靱化アクションプラン 2017 では、上水道の基幹管路の耐震適合

37.2%を上回っているものの十分な耐震化適合率とはいえない。 平成 27 年度における県の基幹管路の耐震適合率は 40.0%と全国平均の

ていかなければならない。 とは、短期的に成し得るものではなく、20年もしくは30年の期間で計画し 水道施設の耐震化の推進を図り、基幹管路の耐震化適合率を高めていくこ

は30年後の基幹管路の耐震適合率の目標を設定されることを検討されたい。 現状目標として設定されている平成34年度50%に加えて、20年後もしく

耐震化に向けた研修会の実施について

(1) 舊

国は、水道事業における耐震化に向けての今後の取組みを以下のとおり掲

施設については、基幹管路の耐震適合率を平成34年度末までに50%以上 自然災害に対し、水道も含めた強靱な国づくりに関する取組みとして、国 に引き上げる目標を掲げています 土強靱化基本計画及び国土強靱化アクションプラン 2016 を策定し、水道 国では、南海トラフ地震や首都直下地震など、発生が想定される大規模

(出典:厚生労働省「水道事業における耐震化の状況 (平成27年度)」)

岐

と同様に平成34年度末までに50%以上とする目標を設定している。 **県においては、基幹管路耐震適合率を国土強靱化アクションプラン 2016**

全国平均の 37.2%を上回っているものの、今後より基幹管路耐震適合率に 注力していく必要がある。 県における基幹管路耐震適合率は、平成27年度末において40.0%であり、

理、耐震化対策に関する関心が非常に高まってきている。 管路の老朽化が進んでいる現状から、各市町村においても、管路の維持管

修を平成 28 年度、平成 29 年で各 1 回実施している。 かかる状況において、県では市町村の担当者に向けて、耐震化に関する研

8 # 檐

れる監査手続(閲覧、突合、分析、質問等)を実施することにより、当該事務 手続の合規性等を検証した, 耐震化に向けた研修会の実施に係る関連書類一式を入手し、必要と考えら

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとす

耐震化に向けた研修会の実施について 顿 民

 Θ

Ŋ

実績報告」、平成29年度においては「管路耐震化に向けた現況の課題」につ 期的に実施しており、平成28年度においては「熊本地震における災害支援 県においては、市町村の担当者に向けて、耐震化推進に向けた研修を定

の取組みが必要となる。 て有効な研修といえる。課題を洗い出し、認識した後は課題解決に向けて 県として実施しているこれらの研修は、現状の課題を洗い出すものとし

いて研修を実施している。

みとして、水道事業におけるアセットマネジメントに関する知識が必要不 可欠となってへる。 耐震化に向けての取組みを強化していく中で、課題解決に向けての取組

なお、国は水道事業におけるアセットマネジメントを以下のとおり定義

水道施設を管理運営することが必要不可欠となるが、これらを組織的に 点に立ち水道施設のライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的に 実践する活動がアセットマネジメント(資産管理)である。 な水道を実現していくためには、各水道事業者等において、長期的な視 中長期的財政収支に基づき施設の更新等を計画的に実行し、持続可能

(出典:総務省「水道事業におけるアセットマネジメント (資産管理) に関する手引き」)

財政収支、財政収支を勘案した投資計画の策定など多岐にわたるマネジメ 水道事業におけるアセットマネジメントは、日々の点検体制、中長期の

水道事業におけるアセットマネジメントで必要となる情報は多岐にわた

(47)

ることから、市町村が適切な情報を収集し、水道事業におけるアセットマネジメントの構築が促進されるよう、水道事業におけるアセットマネジメントに関する研修の実施を検討されたい。

岐阜県営水道

Ħ

財産管理について

<u>-</u>

① 固定資産の概要

平成 29 年 3 月 31 日時点で 357 億 6 百万円が固定資産として貸借対照表に計上されている。

県営水道では、水道水となる原水の導水管から各受水市町の受水池への送水管までを保有しており、導水管から送水管までの間に浄水場、増圧ポンプ場及び調整池などが存在し、それらは管路で繋がれている。そのため県営水道の固定資産の特徴としては、管路を含む構築物の金額が161億52百万円と

県営水道は昭和 21 年 11 月から給水を開始しており、浄水設備や導水・送水管などは供用から約 40 年が経過して老朽化が進んでいる。

-番多く、次に機械装置が 90 億 19 百万円と続いている。

老朽化した設備の取替更新については、金銭的な負担が大きいことから単に取替更新するだけではなく、既存施設の更新時期を適切に設定する長寿命化計画を策定している。長寿命化計画とは、既存施設が健全なうちに予防保全を行うことで使用可能年数を伸ばすことにより、取替更新を行う回数を少なくすることで更新に係る費用を低く抑えることである。

県営水道では、取替更新を行う際には、給水人口及び年間有収水量が平成19年度をピークに減少傾向にあり、将来の水需要推計に適合した施設能力にダウンサイジングを行っている。ダウンサイジングの例としては、落合取水場取水ボンプ更新工事において取水ポンプの吐出量を将来の水需要推計に合わせて約20%減量している。今後取替更新を行う設備については、この約20%減量した処理能力に合わせた設備を導入することで導入費用や管理費用の削減が見込まれる。

県営水道では上記のように既存設備に対する支出を減少させているが、災害等の対策として様々な投資を行っている。例えば完了している事業も含めて、大容量送水管整備事業、既設送水管等耐震対策事業、東濃西部送水線事業、調整池建設事業及び非常用電源対策事業等がある。

今後、既存設備の更新管理と新規設備の投資計画を両立させるための固定 資産管理が重要になることが想定される。 ければならない。

より滅失したときその他必要と認められるときは、随時実地たな卸を行わな 前項に定める場合のほか、企業出納員は、たな卸資産が天災その他の事由に

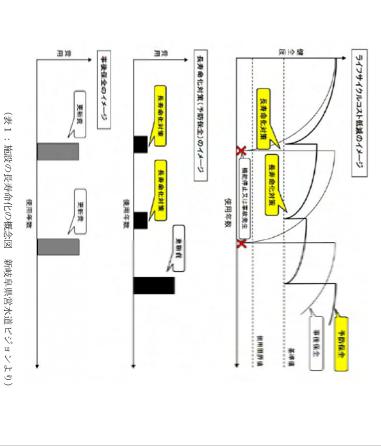
45

第三節 たな卸 第四章 たな卸資産

(実地たな卸)

第八十二条 企業出納員は、毎事業年度末に実地たな卸を行わなければならな

岐



3 前二項の規定により実地たな卸を行つたときは、企業出納員は、その結果に ればならない。 基づいてたな卸明細表(別記第四十八号様式)を作成し、知事に報告しなけ

(実地たな卸の立会い)

第八十三条 前条第一項及び第二項の規定により実地たな卸を行うときは、企 せなければならない。 業出納員は、知事の指定するたな卸資産の受払に関係のない職員を立ち会わ

(たな卸修正)

第八十四条 知事は、実地たな卸の結果、帳簿と現品とが一致しないときは、 令を発しなければならない。 速やかにたな卸明細表に基づいて振替伝票を発行し、企業出納員に振替の命

2 事務所長は、前項の規定によりたな卸修正を行つたときは、知事に報告しな ければならない。

(不用品の処分)

第八十八条 知事は、払出し物品等のうち不用となり、又は使用に耐えなくな ったものについては、第八十一条の例により手続をしなければならない。

第五章 固定資産

第一節 通則

第九十条 知事は、固定資産について毎事業年度一回以上固定資産台帳と照合 し、確認しなければならない。 (実地照合)

(滅失又は損傷)

第九十一条 固定資産が滅失又は損傷したときは、第八十八条の例により手続 をしなければならない。

第二節 取得、管理及び処分

岐阜県公営企業財務規程のうち財産管理に関連する項目は以下のとおりで

(取得価額)

第九十二条 固定資産の取得価額は、次に掲げるところによる。

- 一 購入によって取得した固定資産については、購入に要した価額
- 二 建設工事又は製作によって取得した固定資産については、当該建設工事又 は製作に要した直接及び間接の費用の合計額
- 三 譲与、贈与その他無償で取得した固定資産又は前二号に掲げる固定資産で あって取得価額の不明のものについては、公正な評価額

第九十三条 知事は、固定資産の取得、処分又は変更により登記又は登録を要

号 外

47

(1)

岐

なければならない。 するものは、その事実発生後、遅滞なく登記又は登録をしなければならない。 知事は、固定資産の形状又は性質に応じ品目、番号、所属機関名等を表示し

(建設仮勘定)

第三節 減価償却 いて、当該工事が完成したときは、精算を行うとともにその精算額について 第九十四条 知事は、建設改良工事でその工期が三月又は一事業年度を超える 振替伝票を発行し、企業出納員に振替の命令を発しなければならない。 ものについては、建設仮勘定を設けて経理することができる。この場合にお

(償却の方法)

第九十六条 減価償却は、定額法により行なうものとし、その整理は、有形固 定資産は間接法、無形固定資産は直接法により行なうものとする。

(減価償却の開始等)

第九十八条 減価償却は、当該資産を固定資産として取得し、使用の翌月から 行なうものとする。

の減価償却は行なわないものとする。 事業年度の中途において撤去し、又は譲渡した固定資産の当該事業年度分

(固定資産の管理状況

現物管理を行う際にも利用される。 固定資産台帳は貸借対照表や損益計算書を作成する際の補助元帳にあたり なければならず、固定資産管理システムにて固定資産台帳を作成しており、 県営水道では、地方公営企業法により貸借対照表や損益計算書を作成し

現在は年に一度固定資産の実査を東部広域水道事務所が行っている。

れている。 われているが、固定資産の現物管理は各浄水場や東部広域水道事務所で行わ 固定資産の登録・除却を固定資産台帳に反映する作業は水道企業課で行

ω 固定資産管理システム

定資産台帳を電子的に管理することで一般的に以下のような利点がある 般的である。水道企業課でもシステムを使用して電子的に管理している。固 固定資産台帳は、専用のシステムを使用して電子的に管理することが一

<固定資産管理システムの活用方法>

利点 1
2
3
4
5

れるデータを | 固定資産台帳データ」という。) の有効活用が求められる。(以下において、固定資産管理システムで管理さ することからその導入意義は大きい。岐阜県営水道においても固定資産管理 システムを導入しており、固定資産の更新計画や日常管理においてシステム 固定資産管理システムは導入に多額の費用を要するが、業務改善に貢献

貯蔵品の管理方法

の管理が重要になっている。 ぎたことから除却・再取得が行われている。そのため近年においては貯蔵品 である。事業開始から約40年経過し、当初取得した貯蔵品の耐用年数が過 岐阜県営水道における貯蔵品の多くは、緊急時に使用する管路の予備品

(2) 丰 檐

分析、質問等)を実施することにより、固定資産の実在性及び事務手続の合 規性等を検証した。 財産管理関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続(閲覧、突合、

(3) 監査結果

こととする。 上記の監査手続を実施した結果、次の事項について指摘及び意見を述べる

固定資産台帳データへの登録単位について(意 民

際の使用単位ではなくより大きな単位でまとめて登録されている資産が存 固定資産台帳データを通査したところ大型の固定資産の登録に際して実

∄ Ĥ

固定資産の登録単位についてA調整・配水池を例にして説明する。固定資産台帳では、A調整・配水池に関する資産として以下の表1のように登録されている。A調整・配水池は巨大な施設であり、そこに存在する固定資産は無数に存在すると考えられる。その中でもA調整・配水池建物として、1,130,349 千円が計上されているが、そこに含まれている資産は調整・配水池本体だけではなく、その他の附属設備も含まれた状態で計上されている。つまり、管理道路にあるフェンス、入口の門、管理道路や管理道路の側溝についてもA配水池・調整池建物の中に含められて固定資産登録されている。

<表 1:固定資産台帳データに A と登録されている資産>

(単位:千円)

				\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \
骨骨	資産種別	資産名称	取得年月日	取得価額
1	建物	A 配水池·調整池建物	2013/3/31	1, 130, 349
2	構築物	送水管路	2013/3/31	255, 480
ω	機械装置	受変電設備	2013/3/31	81, 719
4	機械装置	緊急遮断弁(操作盤)	2015/2/28	18, 522
ΟΊ	機械装置	緊急遮断弁(無停電設備)	2015/2/28	8, 144
6	機械装置	緊急遮断弁(流出側)	2015/2/28	5, 997
7	機械装置	緊急遮断弁(流出側)	2015/2/28	5, 396
∞	構築物	地下水位調香鶴剛用井戸	2016/3/31	3, 173

本来であればこれらの資産は耐用年数、使用区分及び管理区分を考慮することで別々に資産登録されているはずである。

このような場合に、以下のような問題点が挙げられる

ア、耐用年数に応じた登録について

例えば固定資産の中で管理道路や、構内整備などで登録されているもので説明する。調整・配水池の周りには舗装された道路があるが、この道路はアスファルトで舗装された道路であり、同内容の資産として浄水場内の舗装道路が登録されている。表2にあるように同内容の資産であっても耐用年数が異なるために減価償却の進捗が異なってくる。

同じ内容の資産であっても耐用年数が異なる場合、最終的に発生する費用 総額は変わらないものの固定資産としての使用実態が同じ固定資産からの減

(51)

価償却費の発生ペースが異なるという問題が生じる。これにより財務諸表数値が本来あるべき数値とは乖離することになる。

<表 2: 同内容の資産で耐用年数が異なる場合>

2	1	番号
構築物	建物	資産種別
浄水場内取付道路	A 配水池·調整池建物	資産名称
10年	60年	耐用年数

また、表2の番号1には構築物の管理道路として固定資産登録すべきであった資産が含まれている。この資産は地方公営企業法施行規則別表第2号によると耐用年数は10年であるが、A配水池・調整池として登録されているため耐用年数には60年が採用されてしまう。この資産について仮に取得原価を10,000千円とした場合に、表3のように減価償却の金額が異なってしまう。

<表 3:耐用年数の違いによる影響>

	320,000		153,000	60 年目
	1,085,000		153,000	55 年目
	2, 615, 000		153, 000	45 年目
	4, 145, 000		153, 000	35 年目
<u> </u>	5, 675, 000		153, 000	25 年目
I	7, 205, 000		153, 000	15 年目
<u> </u>	7, 817, 000	500,000	153, 000	11年目
<u> </u>	7, 470, 000	900,000	153,000	10年目
<u> </u>	6, 723, 000	900,000	153, 000	9年目
<u> </u>	5, 976, 000	900,000	153,000	8年目
I	5, 229, 000	900,000	153, 000	7年目
<u> </u>	4, 482, 000	900,000	153, 000	6年目
<u> </u>	3, 735, 000	900,000	153, 000	5年目
<u> </u>	2, 988, 000	900,000	153, 000	4年目
<u> </u>	2, 241, 000	900,000	153,000	3年目
<u> </u>	1, 494, 000	900,000	153, 000	2年目
<u> </u>	747,000	900,000	153, 000	1年目
<u> </u>	差額 (累計)	耐用年数 10年	耐用年数 60年	経過年数
) _	(単位:円)			

0		
	14, 000	63年目
14,000	153,000	62年目
167, 000	153,000	61年目

取得価額が10,000千円の固定資産だとしても11年目であるべき耐用年数で計算した減価償却より7,817千円の費用が過少に計上されている。この影響は残りの減価償却期間をかけて解消される。この間、財務諸表は本来あるべき数値と異なることとなる。

. 固定資産の種別について

様々な資産を1つの固定資産として登録にしてしまうことで計上されている資産種別が正しい項目でない場合が生じる。例えばA調整・配水池に設置されている消火設備などは本来建物付属設備として計上されるはずであるが、1つの資産として登録されているため構築物として財務諸表に記載されることとなる。

ウ. 現物の管理単位と固定資産台帳データの登録単位について

A調整池・配水池を例にすると固定資産台帳データ上は 1,130,349 千円という大きな単位で登録されているが、保守点検は細かい設備単位で行われており、現物資産の管理単位と固定資産台帳データの登録単位が一致していない可能性がある。

ア. ~ウ. までの問題点があるため、固定資産として登録されているもので表2の番号1のように他の資産とまとめて登録されている場合に、固定資産の現物は更新等により除却されたが固定資産台帳データには登録されているままの可能性がある。その場合、現物が存在しない資産が財務諸表に計上され財政状態を適切に表しているとはいえない。

岐阜県営水道で作成される固定資産台帳データは、将来の更新計画等の資産などに使用されるため、根拠となる数値の信頼性が低い場合、これを元に策定された計画の有効性が低下することが想定される。

よって、固定資産の登録単位は複数資産が一体のものとして稼働するものを除き、できるだけ細分化して登録すべきである。細分化する単位であるが資産として機能を発揮する単位とすることが望ましい。

しかしながら、水道企業課における公営企業会計担当の職員の人数や取得

する資産の時期が期末日付近に集中する実務のため、現実的な登録単位を決定する必要があり、現地機関とも協議して適切な登録単位を決定されたい。

固定資産台帳データの耐用年数、勘定科目の誤りについて

(

固定資産の登録内容の誤りについて(指 摘

Ŋ

固定資産を登録する際には、次のような作業手順を踏んでいる。

- 固定資産の納品後に設置状況を確認
- 指定されている検査員が固定資産を検査
- 東部広域水道事務所職員が固定資産登録の基となるデータを作成し、 水道企業課に送付。
- 水道企業課担当者が固定資産管理システムへ入力。

Δ.

入力された情報を紙面上で上責者が確認。

固定資産を登録するにあたって職務分掌が適切に行われている業務フローになっているが、固定資産台帳データの登録内容から以下のようなものが検出された。
(i) 耐用年数が地方公営企業法施行規則別表第2号有形固定資産の耐用年

(i)耐用年数が地方公営企業法施行規則別表第2号有形固定資産の耐用年数より長く設定されている

過年度の税制改正時に別表第2号が改正されているが改正後も改正前の別表第2号耐用年数表を用いて固定資産登録を行っていたことにより、本来の耐用年数より長く登録されている固定資産が存在していた。

表4にある資産名「増圧ボンプ所 B」を例にすると改正前では耐用年数が60年であったが、改正後では38年が適用される耐用年数となる。ただし改正前のあるべき耐用年数は45年であったが登録時点で誤っていた。これは改正に対応して耐用年数を変更しなかったことが原因である。

<表 4:(i) に対応する固定資産台帳データの登録内容誤り>

50	65	320, 524, 102	1976/11/1	浄水場管理本部棟	建物
38	60	112,876,371	1976/11/1	増圧ポンプ所 C	建物
38	60	121,810,761	1976/11/1	増圧ポンプ所 B	建物
正 耐用年数	誤 耐用年数	取得金額	取得年月日	資産名	勘定科目

岐

38	60	282408, 597	2013/3/31	増圧ポンプ所 F	建物
38	60	310, 856, 256	2013/3/31	送水ポンプ所 E	建物
38	60	463, 246, 780	2013/3/31	増圧ポンプ所 D	建物
50	65	557, 119, 291	1976/12/1	浄水場管理本部棟 	建物

(ii)耐用年数が地方公営企業法施行規則別表第2号有形固定資産の耐用年数より短く設定されている

固定資産の耐用年数表には基づいているものの、選択する固定資産の種類が誤っているため本来より耐用年数が短く設定されているものである。
ま517もる窓差々「C調整地」もMITナスト社用在巻が30年で38年まれ

表5にある資産名「G調整池」を例にすると耐用年数が30年で登録されていたが、本来は60年が適用される耐用年数となる。これは固定資産担当者が「G調整池」を別表第2号に記載されている「貯水池」と誤認して、耐用年数を30年としてしまったことが原因であった。調整池は別表第2号では該当する具体的例示はなく、「その他の鉄筋コンクリート造」に該当する。

<表 5:(ii)に対応する固定資産台帳データの登録内容誤り>

60	30	570, 416, 541	2001/3/31	J 調整池	構築物
60	30	773, 832, 873	1999/3/29	I 調整池	構築物
60	30	761, 295, 389	1997/11/13	H調整池	構築物
60	30	1997/4/1 1, 311, 104, 970	1997/4/1	G 調整池	構築物
60	30	626, 840, 509	1996/2/7	浄水・調整池	構築物
正 耐用年数	誤 耐用年数	取得金額	取得年月日	資産名	勘定科目

(iii) 固定資産が誤った勘定科目で登録されている

A調整・配水池が建物として登録されている。同様の調整池・配水池は、構築物として登録されているため、同様の資産間で整合性が取れていない状況になっている。

岐阜県営水道は取得金額が高額な資産を取得することも多いことから耐用年数が誤っているとその金額的影響は大きく、減価償却計算の誤っている金額についても多額になる可能性がある。また登録する勘定科目についてもあるべき科目で財務諸表を作成することが原則である。

現状では固定資産の耐用年数や登録された勘定科目について正確に策定されているといえる状況にはない。固定資産台帳データに登録されている

耐用年数や勘定科目が誤っている場合、固定資産台帳データを元に計算されている減価償却費や財務諸表に記載されている固定資産の金額は誤って表示されることになる。

上記のような登録誤りが生じた原因は主に以下の3つである

公営企業会計特有の事務

県の一般会計等における歳入歳出会計は単式簿記で行われているため、 水道企業課に配属され地方公営企業に携わることになった初任者職員は、 複式簿記に関する研修を受講する。日本商工会議所が実施している簿記検 定における3級程度の内容を受講している。

通常の人事異動が4月に行われることから、最も固定資産登録が多い時期に不慣れな人が登録作業を行わなければならず、ミスが生じやすい状況にあるといえる。また研修内容も一般的な複式簿記の内容であるため、地方公営企業会計特有の部分についてのフォローが充分でない。そのため、業務の集中に配慮しつつ、研修制度を充実させるなどの対策を講じられたい。

. 登録作業の集中

固定資産の検収時期が3月下旬に重なることが多く、4月に固定資産の登録が集中し担当者の作業ミスを誘発しやすい状況にあり、また上席者のチェックが不十分になる。固定資産登録作業を平準化するために、検収時期を早めることができる資産がないか検討する余地はあると思われる。

例えば、登録作業を前倒しして行い、検収作業後に取得金額と登録日を 入力して本登録するなど、作業を一時期に集中させないための取組を検討されたい。

業務内容のマニュアル化不足

固定資産の登録担当者が県庁の事務担当者のローテーションにより交代することから過去の固定資産登録に関する知識や経験の蓄積がなされていない。

おり、新しく登録する資産についても正しい内容で登録されやすい。 般企業の経理であれば所属年数が長く過去の登録処理に精通した人が

登録されている資産の勘定科目や耐用年数について以下のような見本表を 得している資産に類似する資産を取得したりすることが多いことから既に 作成するべきであると考える。 岐阜県営水道では、過去取得したような資産を再度取得したり、既に取

目や耐用年数を判断できる体制を整えるべきである。 経験の浅い担当者でも見本表を見れば比較的に簡単に固定資産の勘定利

<表 6:固定資産の見本表例示>

固定資産名称	構造又は用途	勘定科目	耐用年数
事務所用建物	鉄筋コンクリート造	建物	50
ポンプ所	鉄筋コンクリート造	建物	38 又は24
車庫	金属造 骨格材 3mm	建物	19
職員寮	木造	建物	22
浄水に関する管	水道用	構築物	09
取水管	水道用	構築物	40
配水池・調整池	水道用	構築物	60
構内舗装	アスファルト	構築物	10
薬品注入設備	水道用	機械装置	15
量水器	水道用	機械装置	8

建設仮勘定の本勘定への振替について(指 掩

ω

県

公

報

いては建設仮勘定から本勘定へ適切に振替えられていたが、付随工事部分が 勘定へ振替えられなかった資産の減価償却が行われなかったため表 8 のよ うに過年度の費用の計上金額が過少であった 平成15年2月10日に計上されて以降、何ら処理されていなかった。また本 表7の建設仮勘定の、本勘定への振替漏れが存在した。本体工事部分につ

いる状況であり、正確な貸借対照表や損益計算書が作成されておらず、早急 に改善すべきである。 建設仮勘定の残高に岐阜県公営企業財務規程に反した資産が計上されて

号 外

55

表7:振替えが漏れていた建設仮勘定>

6,	2003/2/10	山之上古井線関連支障移転工事
帳簿価額	計上年月日	工事名

700 千田

_

<表8:過少に計上された費用金額>

904 千円	5, 795 千円	6,700 千円	2017/3/31
753 千円	5,946 千円	6,700 千円	2016/3/31
603 千円	6,097千円	6,700 千円	2015/3/31
452 千円	6, 247 千円	6,700 千円	2014/3/31
301 千円	6, 398 千円	6,700 千円	2013/3/31
150 千円	6,549千円	6,700 千円	2012/3/31
ı	6,700千円	6,700 千円	2011/3/31
た費用金額 (累計)	た場合の帳簿価額		
計上されるべきであっ	本勘定に計上されてい	現時点の帳簿価額	期末日
	,		

建設仮勘定の管理方法について(意 民

建設仮勘定の残高金額は、既に支払が完了した財産を表しているため、計

上、内容管理及び本勘定への振替を適切に行う必要がある。

れていないことが多い。 場合に建設仮勘定として計上されていることが妥当であるかの判断が行わ 停止されていたり、長期間にわたり進展がなかったりする場合がある。その ることは少ないが、既に計上されている建設仮勘定の内容が実際には事業が 一般的に、建設仮勘定への計上は現金の支出を伴うため、計上処理が漏れ

ることは重要である よって建設仮勘定に関する業務処理が適切に行われる管理体制を構築す

表9のとおりである。 水道企業課にヒアリングした結果、建設仮勘定に関する事務作業は以下

<表9:監査人が部署からのヒアリングにより作成>

本勘定振替	計上	場面
伝票と共に本勘定に振替える事実の根拠となる資料を決裁	伝票と共に計上金額の根拠となる資料を決裁	作業

建設仮勘定の計上は、固定資産の購入に関する業務フローの中で支払が

岐

あり、未稼働の場合に発生する。

以下の表10であれば順序4及び9の時点で建設仮勘定に関する会計上の処理が行われることになる。建設仮勘定への計上は、現金の支出が伴うため作業が漏れることが少ない。一方で建設仮勘定から固定資産の本勘定へ振替は、過去に建設仮勘定へ計上した内容を管理していなければ、振替漏れが起きやすい。

<表 10:固定資産計上までの流れ>

10 契	9 成	8 宋	7 I	6 5	5 本	4 成:	3 劵	2 1	1 事	順序
発料書に基づく上事質の文払 田や※※。の計「	成果品の受政・検査 曹が守いまえて古典・十七	保証金の入金	工事請負契約書の締結	5 に関する入札・業者決定の通知・監督員の決定	本体工事開始に関する決裁	成果物の受取・検査・支払	委託契約書の締結	1に関する入札・業者決定の通知・監督員の決定	事前調査や設計に関する委託契約開始の決裁	業務内容

水道企業課では、建設仮勘定から本勘定への振替が必要な資産の引き取りには、監督員である技術系の本庁職員が立ち会って資産を確認したうえで、最終の支払があるため振替漏れが生じないという認識であった。

しかしながら、計上されている建設仮勘定の内容を管理していないことから、本体工事ではない付随する工事や調査費用について振替漏れが生じやすい状況になっている。実際に振替漏れが生じていた資産も本体工事に付随する調査費用であった。

一度振替漏れが生じると建設仮勘定の内容を把握していないため、本勘定へ振替えられる可能性は低くなり、建設仮勘定に計上され続けることになる。

このような建設仮勘定の本勘定への振替漏れを防止するためには、固定資産計上に関する業務の中に建設仮勘定の内容を把握するための体制を構築すべきである。

表10にある作業内容は固定資産を計上するというフローの流れしかなく、 どのような建設仮勘定が計上されているか、この建設仮勘定は計上されて

(55)

いていいのかというストックの視点が欠けている。実物資産の管理だけではなく、固定資産に関する会計記録の内容を確認できる体制を整備されたい。ませっはよう体型に関する会計記録の内容を確認できる体制を整備されたい。

期末日時点の建設仮勘定の内容を把握するためには期末時点の建設仮勘定内訳明細を作成する方法(方法1)や、会計伝票を起票するたびに該当する金額を記録する方法(方法2)などがある。方法1であれば、期末日に資料を作成するだけなので作業負担が少ないが、建設仮勘定の振替漏れを適時に発見することはできない。一方、方法2によれば、日々の作業の負担は増えるものの、建設仮勘定をタイムリーに管理することができる。これらを踏まえたうえで、効果的かつ効率的な方法を検討されたい。

また現在岐阜県地方公営企業財務規程には、建設仮勘定の管理について何ら記載がないことから、建設仮勘定の管理について加筆することも十分に検討されたい。

<表 11:建設仮勘定の内訳>

4,538,391 千円		스타
3,300 千円	平成 12 年 3 月 6 日	トンネル湧水導水事業
6,700 千円	平成 15 年 2 月 10 日	山之上古井線関連支障移転工事
4,480 千円	平成 27 年 12 月 17 日	山之上浄水場管理本館改修工事
3,870千円	平成 28 年 2 月 4 日	山之上浄水場滅菌設備更新工事
		調査
52 千円	平成 27 年 3 月 31 日	落合取水場 No4 取水ポンプ 資材市場価格実態
3, 185 千円	平成 29 年 3 月 23 日	山之上浄水場油検知装置設置工事
6,374 千円	平成 29 年 3 月 23 日	山之上浄水場 5 号揚水ポンプ等更新
2,786 千円	平成 26 年 3 月 4 日	落合取水ポンプ更新工事
417,546 千円	1	大容量送水管整備事業 調査費
158, 111 千円	-	大容量送水管整備事業 事務費
3,914,162千円	ı	大容量送水管整備事業 工事費
		態調査
41 千円	平成 29 年 3 月 31 日	落合取水場 No.2 取水ポンプ 資材市場価格実
17,781千円	平成 29 年 3 月 28 日	恵下第二増圧ポンプ所ポンプ井用地取得
計上金額	取得年月日	工事名

固定資産台帳データに登録されている不明資産について(指)

<u>(5)</u>

固定資産台帳データに下表のような固定資産が登録されていた。

<表 12:不明資産の一覧>

(単位:円)

/	120, 866, 607	177, 110, 467	合計			
			3月31日	補正データ	備品	晋
60年	9, 665, 858	13, 927, 738	平成9年	移行に伴う	工具器具	工具器具備
			3月31日	補正データ	械装置	圌
60年	4, 981, 969	7, 178, 609	平成9年	移行に伴う	その他機	機械及び装
			3月31日	補正データ	備	圌
60年	1, 179, 811	1, 699, 991	平成9年	移行に伴う	ポンプ設	機械及び装
			3月31日	補正データ		睴
60年	101, 739, 349	146, 598, 469	平成9年	移行に伴う	電気設備	機械及び装
			3月31日	補正データ	築物	
27年	1, 451, 220	4, 344, 940	平成9年	移行に伴う	その他構	構築物
			3月31日	補正データ		
40年	1, 848, 400	3, 360, 720	平成9年	移行に伴う	送水設備	構築物
耐用年数	帳簿価額	取得原価	取得年月日	資産名	勘定科目	資産種別

上記表 12 で挙げた資産は、資産名がいずれも「移行に伴う補正データ」となっており、どのような資産か判別することが困難である。水道企業課へ内容を質問したところ、紙面管理からデータ管理への移行を平成8年度に行ったことからその際に発生したものであると推測されるが、具体的な資産の内容については不明であるとのことであった。

岐阜県営水道では毎年固定資産実査を行っているため現物と台帳の一致 が確かめられているはずであり、どのような資産か不明なものが存在する ことは生じないはずである。

一般的に固定資産実査は、固定資産台帳と現物の一致を確認する方法であり、その趣旨から考えると各部署で必ず自部署に登録されている資産について確認する必要があるが、水道企業課では、自部署に登録されている固定資産があるという認識がなかったため固定資産実査を行っていなかった。

今回の不明資産が固定資産実査で発覚しなかったのは、固定資産台帳データ上の資産の設置場所が棚卸を行っていない水道企業課だったためである。

現在の固定資産実査の実施方法を改善する必要があり、関係部署で固定 資産実査に関するマニュアルを策定すべきである。

固定資産実査が各部署で適切に行われていれば、組織内の統制によって 誤りが発見され、是正されていたことを考慮すると、各部署での固定資産

実査の実施が固定資産台帳データの信頼性の向上に繋がるものと考える。

表12で挙げた内容については、再調査のうえ、存在している特定の固定資産に紐づく根拠がないものは、進行年度においてすべて費用又は損失として計上すべきである。財務諸表を作成するための基礎数値は、将来の事業計画や料金決定の際に利用される数値になるので、今後は実物と紐づかない資産が固定資産台帳データに登録されないように留意されたい。

固定資産管理システムからのデータ出力方法について(意

思

固定資産管理システムに登録されている内容がすべて含まれているデータは PDF 形式のみで出力が可能であり(以下形式1)、登録されている一部の内容が含まれているデータがエクセル形式で出力が可能であった(以下形式2)。形式1と形式2で出力される項目の違いは表13のとおりである。

<表 13:形式1及び形式2における出力項目>

	形式 1	形式 2
固定資産番号	0	0
資産名称	0	0
勘定科目	0	0
資産種別	0	0
構造規格	0	一部
設置場所	0	0
所在地	0	一部
取得価額	0	0
帳簿価額	0	0
取得年月日	0	0
償却方法	0	ı
耐用年数/償却率	0	一部/-
年間償却額	0	ı
残存価額	0	ı
最終残存価額	0	ı

固定資産台帳データの財産管理への活用を効率的に行うためにも、固定資産管理システムの形式 1 の内容をエクセル形式で出力できるようにシステム変更を行うか、エクセルで出力する際に出力する項目を選択できる仕様に変更することが望ましい。

固定資産台帳データにおける「設置場所」の入力内容について(意 見

9

課」しか入力できない仕様となっている。 置場所」がある。現況、設置場所には「東部広域水道事務所」か「水道企業 取得した固定資産を固定資産台帳データに登録する際の入力項目に「設

固定資産台帳と照合し、確認しなければならない」と規定されており、工具 器具備品として登録されているものについては、東部広域水道事務所が毎年 県公営企業財務規程第90条では「固定資産については毎事業年度一回以上 固定資産の設置場所は、資産管理において重要な要素である。例えば岐阜

の管理表を作成している。これでは固定資産台帳を電子化した意味がなく、 浄水場に存在する固定資産が網羅できている台帳が存在していなかった。 データを出力できないため、別途エクセルで各拠点に存在する工具器具備品 有効活用できているとはいえない。また、山之上浄水場往査時において、同 上記のように「設置場所」が実際に設置されている場所で登録されておら しかし、固定資産管理システムから各拠点に存在する工具器具備品の

設置場所に設置した各拠点を選択できるようにシステム改修を行い、既存の ず、適切な資産管理や業務の効率性を損なっているといえる状況であるため. な判断が必要であるが、システム投資は、適切な資産管理や効率的な業務に 登録資産を含めて対処することが望ましい。 システムの更新は利用者からの料金や税金を利用したものであり、慎重

® 貯蔵品の管理方法について(意

繋がり、翻っては住民へ還元されるものであるため、検討されたい。

岐

道事務所の3か所であり、それぞれの部署で管理している。 うに、管や補修継手等を貯蔵品として、平成28年度末現在で91,935千円保 有している。保管場所としては、中津川浄水場、山之上浄水場と東部広域水 岐阜県営水道では、災害時や水道管が破断した際に応急で対応できるよ

行う。そして年度末に現物実査を全品行い、帳簿と現品の一致を確認してい 物の数の一致を確認した。 る。山之上浄水場と東部広域水道事務所で3件のサンプルについて帳簿と現 管理の方法としてはたな卸表を作成して、受け払いがあれば受払処理を

が、ジョブローテーションが多く、作業に不慣れな職員が担当者となった場 が行われている。担当者が廃棄稟議を回すことによって買い替えが行われる 要④に記載したとおり、近年は耐用年数を超えた貯蔵品の入替

(57)

可能性がある。 合には、本来は買い替えなければならなかった貯蔵品の処理が漏れてしまう

少なくとも実査の際に担当者が発見できる体制を構築することが適切な資 産管理に繋がると考える。 そのため、貯蔵品一覧表に購入年月と廃却予定年月を記入する欄を設け、

契約事務について

(1) 舊

別される。 東部広域水道事務所における契約は、工事費、修繕費及び委託費関係に大

の修繕には修繕費として、各施設等の監視操作や点検・保守管理等は委託費 として計上される。 水道施設や浄水設備等の整備には工事費として、水道施設や浄水設備等

注・支払が行われるものが多く、委託費は、定期的に発注・支払が行われる ものが多く含まれる傾向にある。 そのため、工事費及び修繕費は、複数年にわたる整備計画に基づいて発

(2) 手 檐

れる監査手続(閲覧、突合、分析、質問等)を実施することにより、当該事 務手続の合規性等を検証した。 東部広域水道事務所における契約関連書類一式を入手し、必要と考えら

(3) 監査結果

S 上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとす

Θ 長期にわたる同一業者の落札又は2業者の1年ごと落札について(意

既存の受託者が連続して落札している案件は、以下のとおりであった。 委託業務のうち、定期的な契約を競争入札で行っているものの、入札者が

61

(58)

(単位:千円)

号 **外** (1)

63

岐 阜 県 公 報

	10			9			∞					7			6			5			4			3			2			_	No.
土砂排除業務	落合取水口等	検業務委託	電気設備等点	山之上浄水場	場計器)点検 業務委託	計装設備(現	山之上浄水場	委託	置)点検業務	央監視制御装	計装設備(中	山之上浄水場	点検業務委託	装設備(東濃)	給水地点等計	務委託	気設備点検業	川合浄水場電	検業務委託	設電気設備点	東濃系送水施		麥託	水質検査業務	務委託	装設備点検業	川合浄水場計	検業務委託	等電気設備点	中津川浄水場	委託業務 の名称
入札者	契約額	受託者	入札者	契約額	受託者	入札者	契約額		受託者		入札者	契約額	受託者	入札者	契約額	受託者	入札者	契約額	受託者	入札者	契約額	受託者	入札者	契約額	受託者	入札者	契約額	受託者	入札者	契約額	項目
6	2, 373		4	4, 305		3	5, 250		G≹±		随契	5, 355		4	5, 775		5	6,048					8	9, 240		4	3, 885		2	8, 925	H24
6	2, 604		4	5, 250		3	5, 565				随契	6, 195		3	5, 408		4	7, 046		4	10, 500		7	9, 135		3	4, 200		2	9, 660	H25
57	2, 268	E社	4	5, 389	F社	3	6, 156		H社		4	5, 508	F社	3	6, 264	E社	4	8, 424	D社	4	10,800	C社	5	9, 936	B社	5	13, 500	A社	3	10, 584	H26
6	2,808		4	5, 616		51	5, 940		F.		5	6, 156		4	6, 156		4	8,640	¥.	4	14, 040		5	9, 936		4	15, 120		5	11, 664	H27
51	3, 240		4	6, 156		5	6, 588				5	6, 588		ω	6, 264		4	9, 234		4	11,880		51	9,029		4	15, 120		5	11,880	H28

		14			13			12			11		No.
	点検業務委託	電食防止設備	調査業務委託	イオキシン類	水道水中のダ	点検業務委託	薬品注入設備	中津川浄水場	等点検業務委 託	薬品注入設備	山之上浄水場	委託	委託業務 の名称
受託者	入札者	契約額	受託者	入札者	契約額	受託者	入札者	契約額	受託者	入札者	契約額	受託者	項目
N≹±	2	5, 114	L社	ω	914		5	1, 313		5	2, 153		H24
0社	2	4, 925		51	940		51	1, 365		5	1,869		H25
N≹±	2	5, 346	M社	ω	967	K社	ω	864	J社	3	756	I社	H26
0社	2	5, 357	<u> </u>	ω	1,015		5	864		3	756		H27
N社	ω	5, 670		2	1, 058		5	1,620		ω	756		H28

ものである。 しているものであり、No.14 は、隔年ごとに落札業者が入れ替わっている 上表に示した案件のうち、No. 1~13 は、複数年にわたり同一業者が落札

実績で72.0%~99.3%であり、競争性は確保されていると考えられる。 札者数のとおり実際の応札者数を確保しており、また落札率は平成28年度 しかしながら、長期にわたり同一業者が落札しているのが現状であり、今 入札実施過程を確認したところ、上記 No.1~No.14 について、上表の入

継続により、受託者にノウハウが蓄積されることも期待できる。 務に係る手間と費用も節減できると考えられる。また、複数年にわたる業務 める条例」に基づき複数年契約を導入することにより、単年度ごとの契約事 一度、入札条件や契約条件の見直し等の検討の余地があると考えられる。 その1つとして、「岐阜県長期継続契約を締結することができる契約を定

ることを検討されたい。 よって、複数年契約の導入などの措置により、より効率的な契約事務とす

浄水場監視操作業務委託の寡占化について(意 見

(

|岐阜県営水道では、中津川浄水場、山之上浄水場、川合浄水場の3拠点を ||丁にいる。

各浄水場の監視及び操作業務については外部事業者へ委託しており、一般競争入札により契約を行っている。当該契約は、浄水場の安定的な運用やノウハウの蓄積、及び事業者側の長期的な収入予測やコスト見積りを可能とする目的から、3年間の複数年契約としている。

平成 24 年度から平成 28 年度までの浄水場監視操作業務に係る契約は、以下のとおりであった。

		ω			2			\vdash	No.
委託	監視操作業務	山之上浄水場	託	視操作業務委	川合浄水場監	委託	監視操作業務	中津川浄水場	委託業務 の名称
受託者	入札者	契約額	受託者	入札者	契約額	受託者	入札者	契約額	項目
									H24
	1	254, 951千円		1	279,374千円		1	353,354千円	H25
R社		핏	Q社		핏	P社		ч	H26
	2	259, 762千円]	282, 204千円		2	353, 556千円	H27
	2	32千円		1)4千円		2	56千円	H28

上表のとおり、浄水場監視操作業務の応札者は1者ないし2者であり、かつ応札者は各浄水場の受託者3社のみで構成されていた。

県は、外部事業者の経営体力、業務サービスの品質等に起因するリスクを分散させる観点から、3 拠点の契約を分離し、それぞれで一般競争入札を行い、ある拠点での落札者は他の拠点の入札に参加させない運用としている。また、契約の仕様では事業者に、業務を遂行するための専門の人員配置が必要となること等から、一定規模以上の浄水場運転管理業務の受注実績を要求している。

しかし、結果として、浄水場監視操作業務を長期間にわたり同一事業者が 受託する寡占状態に陥っていることから、競争性の確保について検討の余地があると考えられる。

そのため、県は、参入可能であることの周知を今一度図るなど、参入業者をできる限り多く確保するための取組を行うことが望ましい。

(59)

3. 水質管理及び薬品管理について

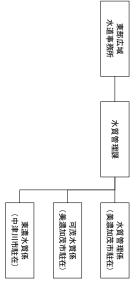
(1) 舊

翢

① 水質管理の目的

岐阜県営水道では、供給水水質の安全を確保するために、水道水の原料となる水源河川の水質監視、刻々と変化する浄水場原水の水質把握、原水から 浄水を製造する際の浄水場水処理各工程における水質把握、及び給水地点に 至る送水系統における水質の確認等を目的に水質検査を定期的に実施している。

② 水質管理を担当する組織



各係の役割は以下の地域の水質管理業務等である

- . 水質管理係:水源(飛騨川)、山之上浄水場、及び給水地点(可茂地 域右岸系)
- 可茂水質係:水源(木曽川中・下流域)、川合浄水場、及び給水地点 (可茂地域左岸系、東濃地域下流系、及び小名田調整・配
- 東農水質係:水源(木曽川上流域)、中津川浄水場、及び給水地点(東 濃地域上流系)

号

水質管理」を推進する。

岐

③ 水質検査の施設及び設備

ア. 水質試験棟

将来にわたって安全で安心して飲める水道水を供給するため、平成 26年度に美濃加茂市山之上町の東部広域水道事務所山之上浄水場敷地内に水質試験棟を整備し、検査設備の拡充により県営水道における水質管理体制の一層の強化を図っている。

主な役割は以下のとおりである。

県営水道の水質管理

給水する水の信頼性及び安全性を確保するために、水道水の原料となる水源河川から給水地点に至る水道水まで水質管理を実施する。

ii. 危機管理及び災害対応

水源河川等における突発的な水質事故 (油流出や薬品流出等) や震災等の災害発生時にも迅速に水質検査を実施し、安全及び安心な水道水を供給する。 災害発生時にも迅速に水質検査を実施し、安全及び安心な水道水を供給する。 iii. 水源から給水栓までの統合的な水質管理の推進 水質管理拠点として、受水市町等に対する水質に関する情報提供、協働調 査、及び研修等を実施することにより、水源から給水栓までの「統合的な

岐阜県東部広域水道事務所 水質試験梯



(出典:岐阜県 水道企業課ホームページより)

67

イ・水質試験の主な検査機器

分析機器名	分析項目等
イオンクロマトグラフ	歯化物イギン等の無機物
イオンクロマトグラフ (ポストカラム付)	シアン化物イオン、臭素酸等の無機物
全有機炭素計 (TOC計)	有機物
ゲルマニウム半導体検出器	放射性ヨウ素、放射性セシウム
誘導結合プラズマ質量分析計 (ICP 質量分析計)	カドミウム、ヒ素等の金属類
水銀測定装置(還元気化-原子吸光光度計)	水銀
液体クロマトグラフ	陰イオン界面活性剤
ガスクロマトグラフ質量分析計	フェノール、ホルムアルデヒド等の有機物
液体クロマトグラフ質量分析計	ハロ酢酸等の消毒副生成物
パージ&トラップガスクロマトグラフ質量分析	トリハロメタン等の消毒副生成物、かび臭物質等の
中	臭気物質
微分干涉装置付落射蛍光顕微鏡	クリプトスポリジウム

(出典:岐阜県東部広域水道事務所 水質試験棟パンフレット)

水質検査計画

水質検査の適正化と透明性を確保するため、毎事業年度の開始前に水質 検査計画を策定し、需要者に公表することとされている(水道法施行規則第 15 条第 6 項及び第 17 条の 2)。また同施行規則では、水道事業体の状況(地 域性、水源の種別、浄水施設、送配水施設における水質状況等)に応じて合 理的に検査項目及び検査頻度を定め実施することとされている(同施行規則 第 15 条第 1 項及び 2 項)。

ア.岐阜県営水道の水質検査計画の基本方針

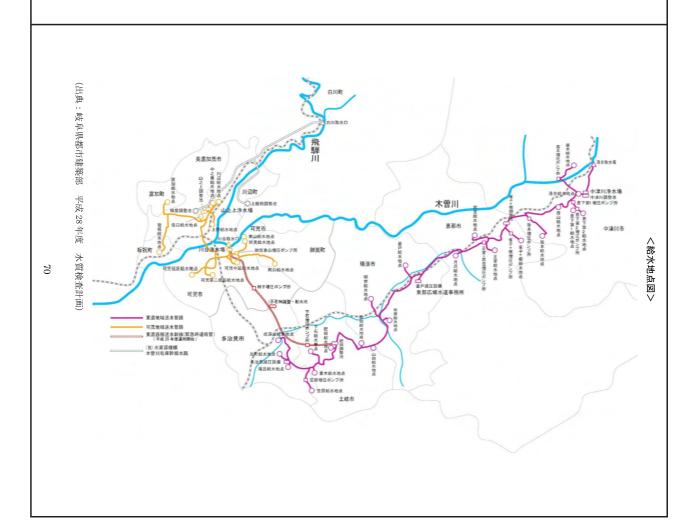
- i.水質検査は、受水事業体への受け渡し地点(給水地点)、浄水場の入口(原水)、出口(浄水)、浄水処理工程及び水源河川等で実施するとしている。
- が、出口、伊外、伊水や生工程及の水原門用すて表慮するとしている。 ii. 水質検査は、水道法で検査が義務付けられている「色、濁り及び消毒の残留効果」及び「水道水水質基準項目」、並びに水質管理上必要と判断した「水質管理目標設定項目」及び「独自設定項目」について行うとしている。
- iii. 検査頻度については、「色、濁り及び消毒の残留効果」の検査は1日1回とし、「水質基準項目」等については、水源、浄水処理及び浄水の状況を考慮するとともに、これまでの検査における検出状況を踏まえて設定するとしている。

69

安全かつ安心であることを確保するため、年1回以上の水質検査を行うと に基づき3年に1回以上に検査頻度を減ずることが可能であっても、より している。 このうち「水質基準項目」については、給水地点の水質が良好で、省令

イ・検査地点 検査を実施している。給水地点の位置は下記のとおりである。 供給する水が水道法に適合していることを確認するため、全給水地点で

の出口(浄水)及び代表給水地点のうちの5地点に水質自動計測器を設置し て連続測定を行っている。 表する13給水地点では検査頻度を高め、重点的な水質管理を実施している。 また、過去の検査結果、配水系統及び滞留時間を考慮して各受水市町を代 毎日の検査が必要な「色、濁り及び消毒の残留効果」については、浄水場



水質管理目標設定項目

検査項目及び検査頻度

色、濁り及び消毒の残留効果

水地点のうちで、各送水系統の末端に相当する5地点に水質自動計測器を設 置して、連続測定を行っている。また、浄水場出口(浄水)では1日1回 色色 「色、濁り及び消毒の残留効果」については、浄水場の出口(浄水)13給 、濁り及び消毒の残留効果」を検査している。

水質基準項目

いる。検査地点における「検査項目」、「検査頻度」及び「頻度の設定理由」 検査頻度を基本として検査を実施している。 は表-3 に示すとおりであり、上記の13 給水地点では、省令に示された基本 水質基準全 51 項目を対象に表-1 及び表-3 のとおり水質検査を実施して

過去10年間の検査結果から判断する。 ととされているが、より安全を期すため平成17年度から平成26年度までの 検査頻度の設定に当たっては、過去3年間の検査結果等から検討するこ

状況の把握に必要な頻度で検査を実施している。 一部の消毒副生成物を除き、原水は浄水と同じ頻度、取水口においては水質 また、浄水場入口(原水)及び水源河川取水地点(取水口)においては、

₹ 独自設定項目

岐

を除くすべての項目について表-2及び表-4のとおり水質検査を実施してい 上記項目の他、良質な水道水を供給するうえで必要な項目及び社会的関 「農薬類」、「金属類」及び「微量有機物質」を中心に、「二酸化塩素

(i) 浄水処理工程の管理上検査が必要な項目

心の高い次の項目について表-2及び表-4のとおり検査を行っている。

(ii)河川の生活環境項目

(证)生物相調査

(iv)ダイオキシン類

(v)クリプトスポリジウム及び指標菌 (大腸菌及び嫌気性芽胞菌)

(vi)放射性物質(放射ヨウ素、放射性セシウム)

表-1 基準項目の水質状況 (平成 17~26 年度の最大値)

表-2 水質管理目標設定項目及び独自設定項目の水質状況(平成17~26年度の最大値)

ı	I	5個/10ml	ı	1	4個/10ml	ı	-	3個/10ml		嫌気性芽胞菌	
検出しない	検出しない	13,000	検出しない	検出しない	24, 000	検出しない	検出しない	17, 000		大腸菌群	п
I	ı	460	ı	ı	1, 700	I	ı	9, 200		Ξl	0
I	0	0	I	0	0	I	0	0		クリプトスポリジウム	
I	I	I	I	ı	I	I	1	I		硫酸イヤン	垣
I	1	_	I	I	I	1	I	1		全コン	
-	_	_	I	1	_	_	Ι	_		全窒素	Ħ
ı	-	_	1	_	-	-	-	-		浮遊物質(SS)	}
I	ı	ı	ı	_	1	_	_	I		COD	
I	ı	ı	ı	1	I	1	1	ı		BOD	(A) (b)(0)
I	ı	ı	ı	_	ı	-	-	Ţ		溶存酸素	
I	4.8	ı	ı	3.3	ı	ı	3.5	I		酸度	Ш
ı	4.1	ı	ı	2.8	-	-	2.9	1		侵食性遊離炭酸	
ı	ı	0.05	ı	ı	0. 03	ı	ı	0. 02		アンモニア態窒素	j
23. 2	21.7	23. 5	19. 7	19.5	20.3	27. 8	24.4	27. 1		アルカリ度	ř
118	114	105	78			147	93	93		電気伝導率	
0.04	0. 05	0.92	0.06	0.06	0. 43	0.03	0. 04	3.6	0.1	0 アルミーフム及びその代合物	目30
0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0. 1	サフン	目29
									(E)	1 1-ジクロロエ	
_	_	ı	ω	8. 5	ı	ω	_	I	¹ ≥ 000		目28
1	-3. 1	1	1	-3.2	ı	1	-3.0	1	_	関東性(コノ)でア指数)	目27
7. 6	1. 4	7. 6	7. 6	1. 4	7. 6	7.6	1. 4	7. 5	7. 5		目26
0. 1未満	0.1未満	27	0.1未満	0.1未満	26	0. 1未満	0.1未満	63	_		目25
	72	76	62		64	70	81	88	30-200		目24
I	4	4	1	3	4	-	1	5	3	臭気強度(TON)	目23
2. 5	2.6	8. 5	2. 0	2.2	13.1	2. 7	1.6	18.7	3	有機物等(過マン2ガン酸カリウム 消費量)	目22
1	0.001未満	0.001未満	1	0.001未満	0.001未満	-	0.001	0. 028	0. 02	メチルーt -ブチ ルエーテル	目21
0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0. 3	1.1.1-トリクロロエタン	目20
I	4.2	1	1	2.9	ı	ı	3. 1	ı	20	遊離炭酸	目19
0.003	0. 003	0.082	0.003	0. 004	0. 024	0.004	0. 003	0.15	0. 01		目18
30	26	28	23	20	25	43	30	30	10-100	等(硬度))	/
١.	١.	2	10	۱.	2	0.00		3	-	(カルシウム・マケーネシウム	1 1
0 70	0 70	0.03	O	0 80 0	1 0	0 60		1 0			H 15
1	U. 0037K/#J		1	0.003	0.003末海	-	0.003末浦		(暫定)		1 1
I	0 000±#	# # coo	ı	9	0 000	ı	0.003###		(暫定)	ニトリル	
ı	0 004未満	0 004未満	ı	0 004未満	0 004未満	ı	0 004未満	0 004未満	0.01	13	= 13
I	ı	ı	ı	-	ı	I	ı	ı	0.6	二酸化塩素	目12
1	ı	1	1	1	ı	ı	1	1	0. 6	車塩素酸	
I	0.006未満	0. 008	_	0.006未満	0. 006	_	0.006未満	0.006未満	0. 08	フタル酸シ(2-エ チルヘキシル)	目09
0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001	0.001未満	0.4	ヘエイイ	80目
											日07
									_		80 E
0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満	0.0004未満	0.004	-	50目
										(欠番)	目04
I	0. 009	0.009	ı	0. 006	0. 006	I	0. 008	0. 008	0.02	コッケル及び その完全を	E08
1	0.0002未満	0.0002未満	ı	0.0002未満	0.0002未満	ı	0.0002未満	0.0005	(断)	・ カリンダス かの 介の 介の 分の かる	目02
1	0.0002未満	0.0002未満 0.0002未満	ı	0.0002未満	0.0002未満 0.0002未満	-	0002未満 0.0002未満	0.0002未満		インチャンダウ	目01
給水地点	浄水	原水	給水地点	浄水	原水	給水地点	浄水	原水	(mg/L)	大田大田	E E
	川合浄水場			山之上浄水場	1		中津川浄水場	_	目標値	相香酒目	吕뫺

×.		*
火道法操作会第15条のただし書きにより、	然火も低にしいたは、	坂本、雀子ヶ根、
が の た	11. 温	明世、肥田、
	23, 25,	題田、
きにより	基23, 25, 27, 29及1	虎渓山、
· 省	C3014	辞口

有機物 (全有機炭素(TOC)の量) pH値

1回/6月

1回/6月

1回/3月

1回/月

2~4回/

1回/月 1回/3月

分 分 子

総水地島においては湖南水橋原での瀬底の上昇が限められない。 ことか、海水・海水路原出口「空路池、通出10年間で最後の1/5を 超える値がみられないため、検査頻度を減して実施する。 海水、給水地点共に基本検査頻度とする。【検査回数の減、省路 では、給水地点共に基本検査頻度とする。【検査回数の減、省路 浄水について基本検査頻度とする。給水地点においては送配水 施設での濃度の上昇が認められないことから、浄水(浄水施設出 口)で実施。

へては、水処理工程の管理上でも必要なため毎日1回以上 輸水地点においては基本検査頻度とする。「省略不

蒸発残留物 陰イオン界面活性剤

ルウム、 マグネシウム等 (硬度)

1回/用

~4@/

1回/月

海水、給水地点共に基本検査頻度とする。 海水、給水地点共に基本検査頻度とする。 [検査回数の源、省略 不可]

が認められない!! 題の場準の1/5を超張する。

ジェオスミン

-メチルインボルネオール

ホルムアルデヒド

回/3月*

1回/3月

1回/3月

浄水、給水地点共に基本頻度とする。 [検査回数の減、省略不可] 消毒副生成物であり、浄水、給水地点共に基本頻度とするが、濃度が上昇する傾向を示す時期(夏期)を重点監視として検査を実施する。[検査回数の漢、省略不可項目] 浄水、絵水地点共に基本検査頻度とする。 [検査回数の減、省略 不可] 消毒副生成物であり、浄水、給水地点共に基本頻度とするが、濃度が上昇する傾向を示す時期(夏期)を重点監視として検査を実施する。〔検査回数の減、省路不可項目〕 浄水、給水地点共に基本検査頻度とする。 [検査回数の減、省略 不可]

ナトリウム及びその化合物

1回/6月

1回/3月

海水について基本検査頻度とする。給水地点設での濃度の上昇が認められないことから年

点においては送配水施 年1回実施する。

|1回/3月 | 海水、給水地点共に基本検査頻度とする。 |1回/3月 | 海水、給水地点共に基本検査頻度とする。 |1回/3月 | 海水、給水地点共に基本検査頻度とする。

臭素酸

回/3月*

1回/3月

1回/3月

1回/3月

浄水については基本検査頻度とする。給水地点においては、送配水施設での濃度の上昇が認められないことから年1回実施する。

格が推薦については、延32.95.97.2982.500は回/年、それ以外は回/年の過度で議治) 林光雄語行令第15条のクだし、幸をにより、全部支び検査回数を表謝する前の券を選修のこと 米曽川及び保韓川の上游域河川について装施し、ダム湖及びダム技術ロについては実施しない

表-3 其淮項目の協者制占及7%協者頻度

			2	野干块		光耳地	11 12 1	女 3 卒字項目の牧員心点及の牧員領域
加加	######################################			実施頻度			基本検査	萨奇斯
, m	NA NA	給水地点	净水	原水	取水口	上流域·	頻度**2	DXAC 45E EFF
1霏	瀬畔 39一	1回/月	1回/月	1回/月	1回/月	2~4回/年	1回/用	浄水、全給水地点共に基本検査頻度とする。 [検査回数の滅、省
基2	基2 大腸菌	1回/月	1回/月	1	1	-	1回/月	
基3	カドミウム及びその化合物	1回/3月**	1回/3月	1回/3月	1回/6月	1回/6月※	1回/3月	
基4	水銀及びその化合物	1回/3月*1	1回/3月	1回/3月	1回/6月	1回/6月※	1回/3月	浄水について基本検査頻度とする。給水地点においては、送配水
基5	セレン及びその化合物	1回/3月※	1回/3月	1回/3月	1回/6月	1回/6月※	1回/3月	問題かの領域の円尾が弱めて名はいった、過去10年度が場合側の1/64時3447444444444444444444444444444444444
基6	鉛及びその化合物	1回/3月**	1回/3月	1回/3月	1回/6月	1回/6月※	1回/3月	恐れのある項目(健康項目)であるため基本頻度で実施する。
基7	ヒ素及びその化合物	1回/3月**	1回/3月	1回/3月	1回/6月	1回/6月※	1回/3月	(鉛管等の使用はなく資機材からの浴田の影響なし)
基8	六価クロム化合物	1回/3月**	1回/3月	1回/3月	1回/6月	1回/6月※	1回/3月	
基9	亜硝酸態窒素	1回/年	1回/3月	1回/3月	1回/6月	1回/6月※	1回/3月	浄水について基本検査頻度とする。終水地点においては送配水施設での減度の上昇が認められないことから年1回実施する。 [省略不可] 濃度の上昇が認められないことから年1回実施する。 [省略不可]
悲10	基10シアン化物イン及び塩化ゲン	1回/3月**	1回/3月	1回/3月	1回/3月	1回/3月※	1回/3月	浄水、給水地点共に基本検査頻度とする。 [検査回数の滅、省略 不可]
11%	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1回/年	1回/3月	1回/3月	1回/6月		月8/回1	多水について基本検査頻度とする。給水地点においては送配水施 設での濃度の上昇が認められないことから年1回実施する。 [省略 不可]
								######################################

1回/6月

1回/6月

浄水について基本検査頻度とする。給水地点においては送配水施 設での濃度の上昇が認められないことから年1回実施する。

フッ素及びその化合物

73

表-4 水質管理目標設定項目及び独自設定項目の検査地点及び検査頻度

			実施頻度		
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	給水地点	浄水	原水	取水口	ドフタ・ 対 ボア
目01 アンチモン及びその化合物	I	1回/6月	1回/6月	1回/6月	I
	I	1回/6月	1回/6月	1回/6月	1
	I	1回/6月	1回/6月	1回/6月	ı
	I	1回/6月	1回/6月	1回/6月	
	I	1回/6月	1回/6月	1回/6月	1
目09 フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	I	1回/6月	1回/6月	1回/6月	1
目10 亜塩素酸	Ι	1回/6月	1回/6月	I	I
	I	1回/6月	1回/6月	I	I
目14 抱水クロラール	I	1回/6月	1回/6月	I	1
	I	2回/年	2回/年	I	I
目16 残留塩素	1回/月	1回/日	1	1	_
目17 (カルシウム、マグネシウム等(硬度))	1回/年	1回/3月	1回/3月	_	_
目18 (マンガン及びその化合物)	1回/3月	1回/3月	1回/3月	1回/6月	18/回1
247	I	1回/6月	1	1	-
	I	1回/6月	1回/6月	1回/6月	_
	_	1回/6月	1回/6月	1回/6月	-
目22 有機物等 (過マンガン酸カリウム消費量)	1回/月**3	1回/月	1回/月	1回/月	ı
目23 臭気強度(TON)	Ι	1回/3月	1回/3月	I	I
	I	1回/6月	1回/6月	I	1
目25 (濁度)	1回/月	10/8	1回/日	i 10/0	り~/年
目26 (pH値)	1回/月	1回/日	19/0	四/月	十/回4~7
目27 腐食性(ランゲリア指数)	I	1回/6月	<u>=</u>	1回/月	2~4回/年
目28 従属栄養細菌	1回/月**3	1回/月		10/8	2~4回/年
目29 1,1-ジクロロエチレン	Ι	1回/6月	10/月	10/月	2~4回/年
目30 アルミニウム及びその化合物	1回/3月※3	1回/3月	1回/月 1回/月	1回/月 1回/月 ————————————————————————————————————	2~4回/年
電気伝導率	1回/月		1回/日 1回/月 1回/6月 1回/3月	10/A 10/A - - 10/6A 10/6A	2~4回/年 2~4回/年 ————————————————————————————————————
アルカリ度	1回/月	10/8	19/8 19/8 19/6月 19/3月	10/A 10/A ————————————————————————————————————	2~4回/年 2~4回/年
独 アンモニア態窒素	_	10/8 10/8	19/6 19/6 19/6 19/3 19/1	10/A 10/A — — — 10/6A 10/A 10/A	2~4回/年 2~4回/年
浸食性遊離炭酸	_	10/8	1回/月 1回/月 1回/月 1回/月 1回/月 1回/月 1回/日 1回/日	10/A 10/A ————————————————————————————————————	2~4回/年 2~4回/年 ————————————————————————————————————
	I	10/8 10/8 — — 10/6月	I I I I I I I I I I I I I I I I I I I	10/A 10/A 10/6 10/6 10/A 10/A	2~4回/年 2~40/年 10/6月※1 2~40/年 2~40/年 2~40/年
自 滚茄酰素	I	10/H 10/H — — 10/6月	四/日 1回/月 1回/6月 1回/3月 1回/日 1回/日 1回/2週	10/A 10/A - 10/6A 10/6A 10/A 10/A	2~4回/年 2~4回/年 2~4回/年 1回/6月※1 1回/6月※1 2~4回/年 2~4回/年 2~4回/年
	I	19/8 10/8 — 10/6月 10/6月	1四/日 10/月 10/6月 10/6月 10/日 10/日 10/2週 -	10/A 10/A 10/A 10/6 10/6 10/B 10/B 10/B	2~4回/年 2~4回/年 2~4回/年 1回/6月 [※] 10/6月 [※] 2~4回/年 2~4回/年 2~4回/年
生物化学的酸素要求量(BOD		19/8 19/8 ————————————————————————————————————	19/H 10/B 10/6H 10/3H 10/1 10/1 10/1 10/2 10/2 10/2	10/H 10/H 10/6 10/6 10/H 10/H 10/H	2~4回/年 1回/6月 ^{※1} 2~4回/年 2~4回/年 2~4回/年 2~4回/年 2~4回/年 2~4回/年 2~4回/年 2~4回/年 2~4回/年
在种服業 生物化学的酸素要求量(BO 化学的酸素要求量(COD)	I	10/日 10/日 — — 10/6月 10/6月 —	10/H 10/SH 10/SH 10/SH 10/H 10/H 10/H 10/E	10/H 10/H 10/6H 10/6H 10/H 10/H 10/H 10/H	2~4回/年 2~4回/年 1回/6月 ^{※1} 2~4回/年 2~4回/年 2~4回/年 2~4回/年 2~4回/年 2~4回/年 2~4回/年 2~4回/年 2~4回/年
在4HB米 生物化学的酸素要求量(BO 化学的酸素要求量(COD) 浮遊物質量	1 1	10/日 10/日 — — 10/6月 10/6月 —	10/H 10/SH 10/SH 10/GH 10/H 10/E 10/E	10/H 10/H 10/H 10/6H 10/6H 10/H 10/H 10/H 10/H 10/H	2~4回/年 2~4回/年 1回/6月 ※1 2~4回/年 2~4回/年 2~4回/年 2~4回/年 2~4回/年 2~4回/年 2~4回/年 2~4回/年 2~4回/年
在4+W米 生物化学的酸素要求量(BO 化学的酸素要求量(COD) 坪遊物質量 全窒素	1 1 1	10/8 10/8 	10/H 10/B 10/6B 10/3B 10/1 10/1 10/2 10/2 10/2 10/2	10/H 10/H 10/6H 110/6H 110/H 110/H 110/H 110/H 110/H 110/H 110/H	2~4回/年 2~4回/年 1回/6月 [※] 1回/6月 [※] 2~4回/年 2~4回/年 2~4回/年 2~4回/年 2~4回/年 2~4回/年 2~4回/年 2~4回/年 2~4回/年
在神殿兼 生物化学的酸素要求量(COD) 化学的酸素要求量(COD) 神遊物質量 全窒素	1 1 1 1	19/8 19/9 19/6 19/6 19/6 19/6 19/6 19/6 19/6	10/H 10/B 10/6月 10/3月 10/1 10/2 10/2 10/2 10/2 10/2	10/H 10/H 10/H 10/GH 10/H 10/H 10/H 10/H 10/H 10/H 10/H 10/	2~4回/年 2~4回/年 1回/6月 ^{※1} 2~4回/年 2~4回/年 2~4回/年 2~4回/年 2~4回/年 2~4回/年 2~4回/年 2~4回/年 2~4回/年 2~4回/年 2~4回/年
生物化学的酸素要求量 (BO) 化学的酸素要求量 (COD) 浮溢物質量 全窒素 全切ン 硫酸イオン	1 1 1 1 1	19/8 19/8 	10/H 10/GH 10/GH 10/GH 10/H 10/H 10/H 10/H	10/H 10/H 10/H 10/H 10/H 10/H 10/H 10/H	2~4回/年 1回/6月 ⁸¹ 2~4回/年 2~4回/年 2~4回/年 2~4回/年 2~4回/年 2~4回/年 2~4回/年 2~4回/年 2~4回/年 2~4回/年 2~4回/年 2~4回/年 2~4回/年 2~4回/年 2~4回/年
生物化学的酸素要求量(BO 化学的酸素要求量(COD) 理遊物質量 全窒素 全リタ (全)の (A)の (A)の (A)の (A)の (A)の (A)の (A)の (A	1 1 1 1 1 1	19/8 19/8 19/6 19/6 19/6 19/6 19/6 19/6 19/6	10/H 10/SH 10/SH 10/SH 10/H 10/H 10/E 10/E	10/A 10/B 10/6B 10/6B 10/B 10/B 10/B 10/B 10/B 10/B 10/B 10/	2~4回/年 2~4回/年 1回/6月 ^{※1} 2~4回/年 2~4回/年 2~4回/年 2~4回/年 2~4回/年 2~4回/年 2~4回/年 2~4回/年 2~4回/年 2~4回/年 2~4回/年 2~4回/年 2~4回/年 2~4回/年 2~4回/年 2~4回/年 2~4回/年 2~4回/年
生物化学的酸素要求量(GOD) 化学的酸素要求量(GOD) 浮遊物質量 全窒素 全リン 硫酸イオン 生物相調査	1 1 1 1 1 1 1	119/EI 119/EI	10/H 10/H 10/6H 110/3H 110/2H 110/2H 110/2H 10/2H 10/2H	10/H 10/H 10/6H 10/6H 10/H 10/H 10/H 10/H 10/H 10/H 10/H 10/	2~4回/年 2~4回/年 1回/6月第 1回/6月第 2~4回/年 2~4回/4 2~4 2~4 2~4 2~4 2~4 2~4 2~4 2~4 2~4 2~
生物化学的酸素要求量 (GOD) 化学的酸素要求量 (GOD) 浮遊物質量 金室素 金リン (金リン 生物相調査 クリプトスポリジウム 大腸菌(E. COli)	1 1 1 1 1 1 1 1	110/H 110/H 110/6 110/6 110/6 110/6 110/6 110/3 110/3	10/H 10/A 10/6A 10/3B 10/B 10/B 10/28 - - - - - - - - - - - - - - - - - - -	10/H 10/H 10/H 10/6H 10/6H 10/H 10/H 10/H 10/H 10/H 10/H 10/H 10/	2~40/# 2~40/# 10/69 ** 10/69 ** 2~40/# 2~40/# 2~40/# 2~40/# 2~40/# 2~40/# 2~40/# 2~40/# 2~40/# 2~40/# 2~40/# 2~40/# 2~40/# 2~40/# 2~40/#
生物に学的酸素要求量 (GOD) 化学的酸素要求量 (GOD) 理 遊物質量 全 窒素 全 9 リソ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	1 1 1 1 1 1 1 1 1	10/B 10/6 10/6 10/6 10/6 10/6 10/6 10/6 10/6	19/6 19/6 19/6 19/6 19/3 19/3 19/2 19/2 19/3 19/3 19/3 19/3 19/3	10/H 10/H 10/H 10/6H 10/6H 10/H 10/H 10/H 10/H 10/H 10/H 10/H 10/	2~4回/年 2~4回/年 1回/6月 ^{※1} 2~4回/年 2~4回/年 2~4回/年 2~4回/年 2~4回/年 2~4回/年 2~4回/年 2~4回/年 2~4回/年 2~4回/年 2~4回/年 2~4回/年 2~4回/年 2~4回/年 2~4回/年 2~4回/年
本物化学的酸素要求量(GOD) 化学的酸素要求量(GOD) 理遊物質量 全型素 全型タ クリプトスポリジウム 大調酸(E. Goli) 課気性非問題 大調調群数(MPN)	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	10/8 10/6 10/6 10/6 10/6 10/6 10/3 10/3 10/3 10/8	10/5 10/6 10/6 10/6 10/6 10/1 10/1 10/2 10/3 10/3 10/3 10/3 10/3 10/3 10/3	10/H 10/H 10/H 10/H 10/H 10/H 10/H 10/H	2~4回/年 1回/6月 ⁸¹ 2~4回/年 1回/6月 ⁸¹ 2~4回/年 2~4回/年 2~4回/年 2~4回/年 2~4回/年 2~4回/年 2~4回/年 2~4回/年 2~4回/年 2~4回/年 2~4回/年 2~4回/年 2~4回/年 2~4回/年 2~4回/年
本神氏学の酸素要求量(BO 化学的酸素要求量(GOD) 理遊物質量 金盤素 全リプトスポリジウム 大腸菌(E. Coii) 様気性芽胞質 大腸菌類数(MPN)	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	119/H 119/H 119/6 119/6 119/6 119/6 119/3 119/3 119/4	10/H 10/SH 10/SH 10/SH 10/SH 10/SH 10/SH 10/SH 10/SH 10/SH 10/SH	10/H 10/H 10/H 10/H 10/H 10/H 10/H 10/H	2~4回/年 2~4回/年 1回/6月 ^{※1} 2~4回/年 2~4回/年 2~4回/年 2~4回/年 2~4回/年 2~4回/年 2~4回/年 2~4回/年 2~4回/年 2~4回/年 2~4回/年 2~4回/年 2~4回/年 2~4回/年 2~4回/年 2~4回/年 2~4回/年 2~4回/年
生物化学的酸素要求量(GOD) 化学的酸素要求量(GOD) 理遊物質量 全窒素 全リン 硫酸イオン 硫酸イオン 生物相調査 クリプトスポリジウム 入腸菌(E. Goli) 練気性労働菌 大腸歯群数(MPN) ダイオキシン類 放射性物質	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	110/H 110/H 110/6 110/6 110/6 110/6 110/9 110/9 110/9 110/9	10/H 10/H 110/SH 110/GH 110/GH 110/CH 110/CH 110/CH 110/CH 110/CH 110/CH 110/GH 110/GH 110/GH 110/GH 110/GH 110/GH 110/GH	10/H 10/H 10/H 10/H 10/H 10/H 10/H 10/H	2~40/4 2~40/4 10/69% 2~40/4 2~

阜

県

公

報

<u>(J</u> 薬品管理

領」を作成し法令違反のないよう管理している。 法施行令」及び「毒物及び劇物取締法施行規則」に準拠し、「試薬等管理要 一般試薬、劇物及び毒物は、「毒物及び劇物取締法」、「毒物及び劇物取締

(2) 手 穒

当該事務手続の合規性等を検証した。 と考えられる監査手続(閲覧、突合、分析、質問等)を実施することにより、 岐阜県営水道の水質管理及び薬品管理に係る関連書類一式を入手し、必要

(3) 監査結果

こととする。 上記の監査手続を実施した結果、次の事項について指摘及び意見を述べる

水質検査結果の公表方法について(意 見

 Θ

の検査結果を掲載している。 いる。また月報版では中津川浄水場、山之上浄水場、川合浄水場、及び給 表し、さらに確定した検査結果を年報版(水質管理年報)として公表して 水地点ごとに公表され、各検査地点の水質基準項目及び水質管理設定項目 水質検査結果については、岐阜県ホームページにおいて毎月月報版を公

岐阜県営水道の水質検査結果(月報版)の様式

12月	11月	10月	9Д	8Д	7月	6月	5月	4月	
									中津川浄水場
									中津川浄水場 山之上浄水場
									川合浄水場
									給水地点

(出典:岐阜県 水道企業課ホームページより)

(表-1~表-4の出典:岐阜県都市建築部 平成28年度 水質検査計画)

号

岐

(65)

当該公表方法では、受水市町住民にとって自身が居住する市町がどの浄水場から水を供給されているのか把握していなければ、どの検査地点の水質検査結果を参照すればいいのか分からないという問題がある。

よって、受水市町住民への明瞭な情報公開の観点から水質検査結果の公表方法に工夫を加えるべきと考える。例えば、各浄水場の給水対象市町を明示する等、受水市町住民にとってより分かりやすい公表方法に取り組むことが望ましい。

》「統合的な水質管理」への取り組みの拡充について(意 見

「新岐阜県営水道ビジョン」では、岐阜県営水道と受水市町の水道事業の職員で水質調査を協働実施、水質データの共有等により、統合的な水質管理を実施していくこととしている。また、岐阜県営水道は供給水が水質管理を実施しているかを判断するために水質検査を実施するだけではなく、水源から給水栓に至る各過程の水質管理に臨機応変に対応するために自己検査体制としている。一方、受水市町の水道事業は、自己検査体制ではないため、必要に応じて受水市町へ情報提供、技術支援を行い、水源から給水栓までの水質的課題の把握とその改善を目指した取り組みを行うこととしている。

こうした取り組みの中、岐阜県営水道では受水市町と受水市町水道担当者 連絡調整会議を行っており、定期的に情報提供や協働調査を行っている。 それらは、主に水質基準の改正項目等をテーマとしている。

岐阜県営水道では法定検査項目以外にも独自の水質検査項目を定め検査 しているが、受水市町は法定検査項目のみの検査を行っている。この違い は、岐阜県営水道が、法定基準に適合していることはもとより、より安全 な水道用水を受水市町に対して供給する責務を有するためであるが、岐阜 県営水道は受水市町に対して、水質基準項目以外の独自検査項目に関して も積極的に情報提供していくことが望ましいと考える。

水質試験棟では、統合的な水質管理の推進を図るため平成29年度に水質管理の基礎研修(水質管理に関する法令、通知等の基礎知識(概要)について)を受水市町に対して実施するなどして、水質管理に関する研修の実施や受水市町の担当者への情報提供等、水質管理拠点として統合的な水質

管理体制の構築に積極的に取り組んでいるところである

将来的には、水質管理の一元化も視野に入れた統合的な水質管理体制の構築に向けて、法定検査項目以外の独自の水質検査項目の結果を岐阜県営水道から受水市町へ提供することや、研修テーマとして取り上げることにより、受水市町の水質管理に対する認識を高め、更なる水質管理の向上に繋げることを検討されたい。

調製試液の管理について(指摘)

水質試験棟における薬品管理の状況について観察したところ、過去に作成した調製試液が保管してあった。

調製試液の調合のため一般試薬を使用した場合、試薬在庫管理簿に使用した分量を出量と記載し、管理簿上その分量の一般試薬がなくなったことになる。一方、調製試液についてはそれを記録する管理簿がないため、調製試液の現物は存在するもののその記録はないよいう状態になっていた。

調製試液を記録する管理簿がない場合、調製試液を紛失しても気がつかないおそれや、同様の調製試液を不要に購入したり作成したりするおそれがある。

したがって、このような事態を避けるため、調製試液の在庫量を記録する管理簿を作成する必要がある。

なお、平成 29 年 10 月に「試薬等管理要領」が改訂され、「1 箇月以上使用可能な調製試液については管理簿に記載し、一般試薬に準じた管理を行う。」という文言が付け加えられた。そのため、現在においては調製試液の在庫管理への対応がなされている。

試薬等の棚卸方法について(意見)

水質試験棟では、試薬等管理要領に則り、年2回棚卸を実施している。 棚卸の実施結果については、試薬在庫管理簿に実地数量を記載し、記録として保管している。

武薬在庫管理簿については、最終結果を集計した一覧表であるため、実際の棚卸作業時の状況を確認するために各保管場所での棚卸状況について担当者に質問を実施した。棚卸実施に際して、各保管場所における棚卸実施者は定められているか、各保管場所において2人体制で棚卸を実施しているかについての質問を実施した結果、下記の回答を得た。

各保管場所における棚卸実施者は定められている。

77

・各保管場所において、2人体制で棚卸を実施することを指示しているが、各保管場所での実施者を及び責任者を記録した証憑はなく、また武薬等管理要領に特に2人体制で棚卸を実施する旨の規定もない。

各保管場所で棚卸を2人体制で実施することは、カウント漏れ、カウントス及び転記ミス等を防止するため必要である。また、棚卸実施者及び責任者を棚卸記録表に明記することは責任の所在を明確にするため必要なことである。
よって 試薬等管理要領に棚甸宝権は2人1組体制で宝権すること、保管

よって、試薬等管理要領に棚卸実施は2人1組体制で実施すること、保管場所ごとの棚卸実施者及び責任者を記載する記録表を明記されるよう検討されたい。

なお、平成59年15月から運用開始として、棚卸は5人体制で実施すること、棚卸実施者及び責任者を記録する試薬棚卸記録表のフォーマットを試薬等管理要領に規定している。

4. 大容量送水管整備事業について

(1) 概 要

① 大容量送水管整備事業の目的

大容量送水管は水道管の途中に設けられた緊急遮断弁を閉じることで、緊急時に対応するための貯留機能を合わせ持つ水道管である。

岐

大規模地震等の災害時に備え、必要となる応急給水用の水を確保し、身近な場所に応急給水施設を整備する等のライフライン機能を強化することが必要である。水道管の多くは、建設から約40年以上が経過して老朽化が進行し、漏水が多発している現状がある。また一部の古い水道管は耐震性がなく、大規模地震発生時には漏水被害の発生が懸念される。

大規模地震発生時には大容量送水管内に貯留した水道水を使うことで、地震発生直後から応急給水が可能となる。また、老朽化した水道管が漏水した時においても、大容量送水管を使って水道水を送り続けることが可能とな

図同容量送水管整備のイメージ図





○ 老朽送水管が漏水すると 下流は全で断水

○ 大容量送水管を使い 漏水箇所を迂回して送水

○ 大容量送水管に水道水を貯え応急給水

(出典:岐阜県 岐阜県営水道 大容量送水管整備事業パンフレットより)

)大容量送水管整備事業の工期及び計画ルートの範囲

平成 23 年度から平成 24 年度にかけて基本設計及び詳細設計を策定し、平成 24 年度から一部区間において建設に着手しており、平成 34 年度に工事を終える予定である。

工事を実施する順序については、漏水事故の回数及び管路の耐震性の有無等の物理的な健全度と病院に接続されている等の管路が持つ重要度の2つの観点から客観的かつ定量的に優先度の評価を行っている。その結果、電気腐食等の影響によって管体劣化が著しく漏水発生が多い東濃下流地域、及び耐震性のないダクタイル鋳鉄管(A型継手)で布設されている可茂右岸地域等から着手している。

大容量送水管の施工は第1期から第4期までを計画しており、各施工予定時期における工事の範囲は下記のとおりである。

大容量送水管計画ルート



(出典:岐阜県 岐阜県営水道 大容量送水管整備事業パンフレットより)

(2)手続

大容量送水管整備事業に係る関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続(閲覧、突合、分析、質問等)を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

(3) 監査結果

岐

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとす

大容量送水管整備事業の進捗管理について(意見)

 Θ

Ŋ

大容量送水管整備事業を管轄する東部広域水道事務所では、工事の進捗管理のため、大容量送水管の施工延長及び貯留量による進捗率を確認する管理表を作成している。当該管理表では、施工単位の幹線・支線ごとに各年度の施工延長 (m) 及び貯留量 (m) の計画値を策定し、現時点までの計画値の

累計を全工事期間の計画値の合計で除することで路線毎進捗率を算定し、工事の進捗管理を実施している。

大容量送水管施工延長・貯留量による進捗管理表(現状)

女時十二時候	重批称		施.	施工延長(m)	η)	泙	貯留量(mi)		路線毎
叶脉. 人脉 白	K F K	り田里	H23	≀	H34	H23	≀	H34	進捗率
東農第9幹線(2,3区)									
釜戸支線									
下石支線									
可茂右岸第2幹線									
中之番支線									
富加支線									
明世支線									
坂祝支線									
東農第9幹線(1工区)									
可茂右岸第1幹線									
坂本支線									
河合導水管									
東農第7幹線									
恵下支線									
正家支線									
上野支線									
雀子ヶ根支線									
合計									

しかし現状の進捗管理表では、計画値の累計と全工事期間の計画値の比較でしか進捗管理しておらず、各幹線・支線ごとの計画の達成状況を数値化していない。また、計画値のみで進捗状況を見ており実績値を用いていないため、実績と計画が乖離する場合当該進捗管理表では把握していない工事の遅延等の問題が生じるおそれがある。 したがって、現在使用している進捗管理表の見直しが必要と考える。具体

したがって、現在使用している進捗管理表の見直しが必要と考える。具体的には、進捗管理表の中に各年度の実績値を折り込み、各年度に計画値と実績値を比較して各幹線・支線ごとの進捗状況を管理することが適切と考える。

83

各年度の計画値と実績値の比較で進捗を管理する管理表の例

nh min			富加支線			中之番支線				可茂右岸第2幹線				下石支線				釜戸支線				東農第9幹線(2,3区)	幹線·支線名	Ø ₽° + ₽°∨∓
計画値 実績値 進捗率	夫根॥ 進捗率	計画値		大 強 進 排 率	計画値		進捗率	実績値	計画値		進捗率	実績値	計画値		進捗率	実績値	計画値		進捗率	実績値	計画値			
																							総延長	
																							貯省重	1
																							H23	韬
																							≀ ,	栖日延長(m)
																							H34	ಶ
																							H23	泙
																							≀	野留量(m)
																							H34	

5. 危機管理について

(1) 概 要

岐

水道は生活や産業活動に欠くことのできないものであり、平常時はもとより、災害等の緊急時においても、水道が供給できるよう危機管理体制の整備 (褐水対策、管路更新計画、耐震化、危機管理体制等) が求められている。岐阜県営水道の受水市町の多くは、県水への依存率が 100%であり、受水市町全体では90%近い依存率となっている。このような状況を踏まえると、岐阜県営水道の供給が不安定になることは、住民の生活に直結する問題である。また、住民も断水被害を軽減するような整備を求めている。

																												兹	5 Ni :	rei																_									Ţ		Τ	E.
																																			M T ~ KIN										報子ケ芸~ 漱戸									沙水湖~南十分松		股水口~净水場	四頭	<u>岐阜県営水道漏水実績一覧表</u>
61	8	59	5 5	5 5	55	52	53	52	51	50	49	48	47	46	45	4.	43	42	4	ŧ	39	38	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27 2	26	2 2	23	22	21	20	19	18	17	6 3	1 4		12	=	5	9		7	6	5 4		2	-	報報	攌
H28.2.22	H27.9.12	H25.3. 15	H25 1 10	H22 2 13	H20. 10. 28	H20. 4. 15	H18. L 26	H18. L 19	HIS. 7. 29	H14. 10. 7	H13. 3. 7	2	H12 8.31	H12. 7, 16	H11. 4.20	Н 9. 5.29	H 9. 1.30	H 7. 3.16	H 7. 3.16	H 7. 1.26	H 7. 1.25	H 6. II. 29	H 6. 1.25	H 3. 6.19	H 3, 6, 19	H 2. 10. 24	H27.9	\$61, 11, 21	\$58. 6.28	\$57. 10. 27	S56. 2.28	\$55. 9.12	955 5.31	SSA 11 7	SSA 10 22	H28. 8. 12	H19. 2.20	H19. 2.20	H15. 12. 19	HIS. 7.11	H12. 11. 24	HI2 8 10	H 9 2 3	H 6. 8. 5	\$57. 12.25	H20. 12. 12	H16. 6.11	H16.2.10	H15. 12. 9	H11.12.14	H10.12.7	Н 9. 1.29	H 8. 1.30	H 2 4 10	\$61. 12. 6	\$61. 3.28	年月日(修繕)	k実績—
現狼市	環接市	超 1	+ 100 100 100 100 100 100 100 100 100 10	10.00	土线市	土统市	581.00.7F	報銀市	38130 7FS	報銀市	土統市	18:30 TS	#E9.75	現後市	土破市	報級市	市政策	現後市	報級市	現象市	土統市	土統市	現後市	現銀市	環族市	土株市	土株市	現绩市	報源市	土株市	環波市	18:30 TE	10.00	1 1 1 1	# ## # # ###	()	表部市	底部市	推進市	現銀市	唐書市	被揭示	18:00 Hz	THE SECTION AND ADDRESS OF THE SECTION ADDRESS OF	(8)	中川市	skii atch	表表示	海南市	お川集中	中津川市	お計画	# # Hitt	will account	中津川市	中川市	場所	大表
大島橋水管橋	1	39 ~ 40	A6 5	40 ~ 41	93 ~ 94	1	48	=	51 ~ 52	32 ~ 33	85	79	5	*	93 ~ 94	68 ~ 69	Δ12	58	58 ~ 67	39 ~ 40	97	98	46 ~ 47	38	13	93 ~ 94	106	-	59	92	33	88 88	£ 2	92 92	28 28	155	236-A	174	193	∆12 ~ 242	140 ~ △10	122	199	2 2 2 3 4	118 ~ 119		219	103	103	208	216 ~ 217	218 ~ 219	おり湯	20/ ~ 208	0	0	弁室番号	
SP	ş	εg 9	S 5	8 49	48	48	48	48	48	48	DCIP	48	48	48	48	48	48	48	48	Ş	Ş	Ş	Ş	ş	ş	Ş	ş	ş	Ş	DOIP	8	9	8 3	E 65	R P	46	48	49	49	48	48	48	8		Ş	*	8	ŞP	ş	ş	DCIP	8	\$ s	8 4	8	\$	管材質	A.M
350	1100	1100	8 8	1100	900	900	1100	1100	1100	1100	900	900	1100	1100	900	900	350	900	900	1100	900	900	1100	1100	1100	900	900	1100	900	98	1100	900	90	900	90	1350	350	1350	1350	350	250	1350	1350	1100	1390	200	350	1500	1500	200	350	350	200	1500	1000	1100	口径	△需出版空
29810.2	35470.8	209	46534	35464.	44733	44898	36438	30702	36948	34098	43008	40981	29685	29457.	44873	39387.	29810.	37662	38892	35142.	45324.	45383.	36236.	35006.	31087.1	44783.	47072	28298.	37843.	44380.	34123	39101	27795	44380	44300		2034	24061	26831.9	2904	18478	14717.1	27638	28298	14360.	4500.	10123	12204.	12204.	3644	4020.	10012	3178	6906			新羅	28
2 釜戸支線		明性大概	* :	+ +	**	**	**			*音	***	**	**	**	*音	**	2 差戸支援	米幣	**	*普	本音	**	本管	**	本音	本音	**	新三城王相	*警	**		* :	* 3	* *	* * *	* *	武士支援	*#	*		正常支援	*	***************************************	87 XLE	**	苗木支線		**	**	苗木支線	惠下支線		苗木支機	* * * * * * * * * * * * * * * * * * *	華米音	無水管	場所別区分	
水管槽	送失智器	水線器	水物語空氣件	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	送水管器	送水管路	空気弁	空気弁	送水管路	送水管路	空気弁	送水管器	送水管路	送水管路	送水管路	送水管路	水管槽	λÆ	排泥弁	送水管路	制水井	λÆ	中級管	空気弁用盲板	空気弁	送水管路	消火管器	空気弁	送水管路	冰大蜂幣	λĄ	2000年	報告を記	建物水料	2000年	空気弁	排泥弁	空気弁	空気弁	水管槽	送水管器	Ή¥	T# Y	# WOR	水椒油	送水管器	排泥管	空気弁	空気弁	空気弁	送水管路	送水管器	※ 大衛器	次 報 由	華木雅	抽水管	発展質	
双虫	電気数食	被鄰代代子母	UKTZU-J	日本 日	電気腐食	遊気数数	被提供化不良	機器劣化不良	電気数食	サンドプラスト	なか	数数	数数	数金	電気腐食	電気腐食	数数	20.00	機器劣化不良	電気腐食	機器劣化不良	22	機器劣化不良	22	機器劣化不良	電気腐食	電気腐食	数金	電気腐食	投帯リ	破腦光化不良	被揮光化不可	自然なか	1888	ACH S	腐食 (溶接不良)	機器劣化不良	加拉	郑 敦	政治	重機による破損	郑 敦	Oth Company	地震スト	機器劣化不良	种级管浴接部破损	放放	なか	開放	施工不良	施工不良	類食	マクロセル協会	担題の下	地線次下	重機による破損	羅	
御管下部より湯水	職職下部より継米	在語回とう称から組入	日本 1	2000年の11年	御管下的より湯水	類替下部より組水	レランジをも継条	副弁の止水パッキン劣をによる細水	簡略下部 たり細水	舞響機関より湯水	副弁75% と本管75%の間より編水	ステッキ付け根より編水	ステッキ付け根より編水	ステッキ付け根より漏水	類管接合部下部より漏水	豊野下出より湯水	浴接接合部下部より漏水	人孔管から湯水	排泥弁スタンド破損	類野下部より漏水	フランジから編水	ステッキ付け根より編水	体語館の破断	抗療療法に働大	吸排気孔から漏水	類野下的より湯水	曹操下出より第3人	空気弁立上より漏水	類替下的より選水	メカ離手より編水	レランジ部ネン端米	リランの部分の組分	直番 対象 一二 組み	メガ酸中央で組み	メン酸十分の値分	空気弁の非常100Aより選水	排泥弁の故障	空気弁用フランジ撤投管より継水	空気弁用フランジ遊短管より選水	御幣 日 柴茶 合忠 よ リ組 水	類響上部より編米	ステッキ付け扱より編水	ステッキなけ細とも個女	井の最後から継来	スリープジョイントより継米	体格管内面接水面溶接箇所から漏水	禁泥管下部より湯水	役気弁用フランジ施投管より継水	空気弁用フランジ搬投管より漏水	役気弁器のリングをれにより漏水	布設等の設備	浴接継手上的より漏水	整理上地方の組入	人ご一 ノンロム リアカ 立副 犬	\$4	簡単上帝より編大	湯水の創在等	平成28
なし	6 BART 23 55	\$ T	2 848 50 44	6 BN 3 55		7 BRIST 30 59	4 BHR 30 53	\$ 	5 skill 10 53	5 8481 20 53	1 848 45 59	다	\$	5 BART 35 53	7 (4)(8)	6 8KM 30 55	ಇ೭	6 965	6 8431	5 84(8) 40 53	S BARRI	2 時間 30 分	32 8450	3 8400	12	5 848 10 55	9 8450 10 55	ರ್ಜ	8 9450	7 8450	5 8481 40 59	4 985	A state 30 A	7 8888 20 44	C OS BRING S	- RC	9 BNR 30 55	5 8481	S BANTA	5 BMIII	11 848	3 848 10 55	22	1 1000	400	7 84(8)	7 865	3 BNI	\$ C	2 (4)[8]	\$ C	なし	4 848	1 888 10 40	6 BMIII 30 55	2 84(81 30 5)	送水停止時間	3年9月1日現在

							英萨	可被													苍英	東漢						
											在岸				有法												肥田~多治見	B
89	8	87	8	85	84	8	82	81	8	79	78	77	76	75	7.4	73	72	71	70	69	68	67	8	8	64	8	62	200.000
H23 7.26	H18. 3. 9	HI5. 1.23	HI5. 1.28	H13. 9.20	H 7. 1.26	H 5. 2.22	H 4. 1.22	H 3. 10.14	н з. 7.26	H 2. 8.10	H 2 6.27	H26. 10.9	H 8. 4. 3	H 2 4.19	\$63. 9.12	H24. 6. 18	H21. 2. 17	HI6. 7.15	H16. 3.21	HI5. 10.29	HI0. 3.12	H 8 6.26	\$63, 4.19	\$62 8.21	\$61. 3.18	\$59.10.26	\$57. 6.26	A Comment
24 60 74	可児市	可児市	可想市	可児市	可是市	可提市	可児市	可把市	可想市	可児市	18/8/88	美濃加茂市	美濃加茂市	美濃加茂市	美濃加茂市	土岐市	多治見市	加斯茲	加斯英	土政市	土城市	土破市	22.原町	多治見市	土城市	推翻菜	土城市	
間 日本 登場	可児川水管橋	者と別別別との年	412	602	802	606	302	607	608	617	625	お日本の日本日本	123			201 排泥管	Δ14	學水池	Δ17	Δ10	137	148	Δ17	167 ~ 168	124	208	142	
ŝ	S P	DIP	DIP	DIP	DIP	DIP	DIP	DIP	DIP	DIP	DIP	DIP	DIP	DIP	DIP	SP	ş	ş	ş	Ş	SP	ş	ş	ş	DCIP	DCIP	ş	
60	600	500	500	300	600	300	600	300	300	300	300	350	250	350	350	80	400	400	400	800	900	900	100	600	900	400	900	
																53860. 3	62189. 4	57707.9	55338.7	53931.7	51827.4	53306. 2	55338.7	53644.7	49710.6	56181.3	53195.7	Ī
三 やお やま	三合送水本管	伏見東山ボンブ茨	可児中区支援	南山支線	川合送水本管	南山支線	左岸第3幹線	南山支線	南山支線	南山支援	南山支線	坂祝支護	富加支線	右岸第4幹線	右岸第4幹線	下石支線	走海山支線	並原支線	並原支線	***	***	本督	笠原支線	* #	**	笠原支線	* #	
20.00	送水管路	送水管路	控制非	空気弁	空気弁	空気弁	空気弁	空気弁	空気弁	空気弁	排泥弁	送水管路	空気弁	送水管路	送水管路	排泥管	空気弁	进止弁	空気弁	空気弁	λA	λĄ	空気弁	送水管路	空気弁	送水管路	送水管路	
*	機器劣化不良	被提出化不良	機器劣化不良	機器劣化不良	原施による保証	機器劣化不良	機器宏化不良	被提出化不良	機器劣化不良	機器劣化不良	被提出化不良	数食	重機による破損	単雄による破損	単雄による疫苗	概食	数金	数金	数金	数食	機器劣化不良	数金	数数	電気収食	機器劣化不良	開催にたる段苗	電気収食	
方式 6号/4号 等令数 〒11日中	必接出たと組入	機械手部たり継次	副弁不良による編水	空気弁誘導弁体動作不良による漏水	空気弁貨階級第三よる編水	空気弁関等弁存設値による過水	空気弁誘導弁体破損による漏水	空気弁誘導弁体設接による過水	空気弁誘導弁体設備による漏水	空気弁誘導弁体破損による漏水	排泥弁の故障	舞響下部より湯水	位気弁処理疫苗による細大	部鉄管の亀製より組水	節鉄管の角製より組水	飼管上部より漏水	空気弁立上より漏水	逆止弁バイバスユニオンより漏水	短音的より編水	空気用処管より継水	フランジから継水	ステッキ付け根より漏水	空気弁立上より漏水	脚盤下的より漏水	最等的より継水	質徴上部テリ巣水	脚線下部より漏水	
6 States o co	5 時間 30分	5 84(8)	6 84 81	なし	6 時間 50 分	\$ C	なし	a (\$	22	2 時間	6 時間 38 分	5 時間 0分	3 時間 23 分	6時間 0分	なし	3時間 0分	1 94/01	5 B\$ [8]	4時間25分	5 時間 25分	ಜ	4 99/50	9 時間 30 分	ಜ	5 94/60	6 時間 30 分	

県水道の管路施設の多くは、布設して約40年が経過し(法定耐用年数40年)、これまで漏水事故は破断事故を含めて89件発生している。今後、更に、老朽化が進むことで漏水・断水の危険性はますます高まると考えられる。

上記は、過去の漏水事故の状況をまとめたものである。(出典:岐阜県都市建築部水道企業課資料) なお、平成6年1月25日の送水管破断事故においては、県営水道の送水

岐

が 32 時間断水し、東濃地域 3 市1町の約18万6千人に最大 3 日間に及ぶ断水被害となった。 現在、危機管理対策として、地震被災時に1週間程度で受水市町の受水池 現在、危機管理対策として、地震被災時に1週間程度で受水市町の受水池 まで送水が再開できることを目標とした、地震対策の整備を行っている。ま た、応急給水支援施設として、県の送水管の既設空気弁室等に設置した応急 給水設備が設置されており、受水市町との協定によって災害時に機能し、被 災住民に応急給水を行うことが可能である。また、県の送水管と受水市町の

また、災害時における具体的な行動マニュアルとして、県営水道危機管理マニュアルが策定されており、その内容については、毎年見直しを実施しており、防災訓練及び応急給水設備の操作訓練を定期的に実施している。

配水管を直接結ぶ支援連絡管が整備されている。

(2)手続

県営水道危機管理マニュアルに係る関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続(閲覧、突合、分析、質問等)を実施することにより、当該マニュアルの合規性等を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとす

Ŋ

「備蓄資機材一覧表」に記載されている資材の保管場所について(意

民

県営水道危機管理マニュアルの中で県と受水市町の備蓄資材一覧表が作成されており、県と受水市町が備蓄する資材について品名・数量等が記載されている。県と受水市町は当該マニュアルを相互に保有し情報共有しているしかし、受水市町が作成した「備蓄資機材一覧表」には資機材の保管場所が

記載されていないものが存在した。

地震等の災害発生時には水道設備等のライフライン機能の確保が非常に重要であるが、当該水道設備が壊れてしまい使用できないおそれが十分にある。その場合に「備蓄資機材一覧表」に記載されている資機材を用いて水道設備を修理する必要がある。受水市町から資機材を調達する場合に、「備蓄資機材一覧表」に保管場所が記載されていないと早急に資機材を調達することができないおそれがある。水道設備が機能しないと被災住民の生活に多大な影響を及ぼす。よって、「備蓄資機材一覧表」に受水市町の保管場所を明示することが適切と考える。

浄水発生土について

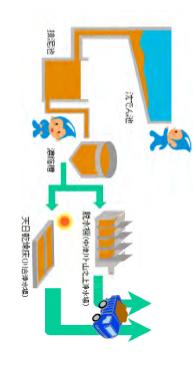
(1) 概 要

岐阜県営水道の各浄水場において、処理過程で生じる浄水発生土の有償売却を行っている。浄水発生土とは、沈殿池の底に溜まった泥を脱水機や天日によって乾燥させた土のことである。

<浄水発生土(出典:県ホームページ)>



<浄水発生土の生成フロー及び入手方法(出典:県ホームページ)>



販売場所販売価格 :1トンあたり10.8円(税込)で販売しています。 : 東部広域水道事務所の各浄水場で販売しています。

(1トン未満でも販売可能です)

在庫量その他 :季節により変動するため、各浄水場にお問い合わせください。 配送は行っておりませんので、ご了承ください。

<浄水発生土の有償売却に関する要項>

第1条 岐阜県東部広域水道事務所の浄水発生土有償売却に関し、必要な事 項を定める。

87

(売却単位)

第2条 浄水発生土は、1 t 単位で売却する。

なお、計量の結果1t未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるも

(売却単価等)

- 第3条 浄水発生土の売却単価は、1t当たり、10円80銭(消費税及び地方 消費税を含む)とする。
- 2 売却単価に売却単位を乗じた金額に1円未満の端数が生じた場合は、これ を切り捨てるものとする。

(引取申込)

第4条 浄水発生土を引き取ろうとする者は、別紙様式「浄水発生土引取申 込書」に 使用目的、申込数量を記入して申し込まなければならない。

第5条 浄水発生土の引渡は、各浄水場において行う。

- 2 浄水発生土の搬出運搬は、浄水場係員立会のもとで、引取者が行う。
- 3 浄水発生土の引渡量は、引取申込書による申込数量を基にするが、最終確 定 は両者の合意により引き渡し時に行うものとする。
- 浄水発生土の引渡があった場合は、引渡年月日、引取者名、立会者名、引 渡量、使用目的等を記録するものとする。

(売却料の調定)

- 第6条 売却料収益の調定決議は、1箇月単位で行う。
- 2 売却料収益の受入科目は、 以 猫 (館) その街鞴 以猫とする。 (款) 水道事業収益(項) 営業外収益(目)

(売却料の納入)

第7条 浄水発生土の引渡を受けた者は、東部広域水道事務所長が発行する 納入通知書に記載された口座へ、指定期日までに買取料金を納入しなけれ ばならない。

(売却料の免除)

(1) 岐阜県及び受水市町の機関が公用に使用する場合。

第8条 次のいずれかに該当する場合は、売却料を免除できるものとする。

- (2) 浄水発生土の再生利用方法を拡充する試験研究に使用する場合
- (3) 引取量が売却単位に満たない少量の取引で、浄水発生土及び県営上水道 供給事業のPRにつながると東部広域水道事務所長が判断した場合。

(2) 手

穒

浄水発生土に係る関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続(関 覧、突合、分析、質問等)を実施することにより、当該事務手続の合規性等を 検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

① 浄水発生土の販売単価の見直しについて(意 見)

県における浄水発生土の販売単価は、(1)概 要に記載のとおり1t当た10円(税抜)に設定されている。

浄水発生土は、本来は有償での処分が必要な浄水処理の副産物であるが、上記のとおり園芸用土等として有効利用できるために販売される有価物であるため、販売単価については適時に市況等を考慮して適正金額で設定することが適切と考えられる。

県は一定期間ごとに調査のうえで設定しているとのことであるが、他団体における販売単価は、1t(又は1㎡)当たり10円~735円となっている。 たれには、地域の条件や需要、生成される浄水発生土の成分の相違などに要 因がある可能性も考えられるが、そうした点の有無も含め、県の現行の販売 単価の妥当性について再検討のうえ、単価の見直しを図ることが適切と考え る。

岐

県工業用水道

Ħ

浄水場用地について

(1) 概 要

① 浄水場用地の概要

県工業用水道事業において、浄水場の建設用地として下記の土地を保有 している。

<浄水場用地の概要>

	平成10年3月31日	取得年月日
	11, 632. 84 m ²	面積
	284, 693, 224	取得価額(円)
(国庫補助金)	75, 466, 846	財源 (円)

浄水場整備の目的で国庫補助金を受けて取得したものであるが、県が整備を計画していた山之上富士・鹿塩工業団地が、環境アセスメント調査の結果を受け中断になったこと等を受け、浄水場整備は平成10年度より休止している。

固定資産の減損会計の概要

平成 26 年度から適用されている改正後の地方公営企業会計基準では、民間企業と同様の減損会計が導入されている。

減損とは、資産の収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった 状態であり、減損会計は、そのような場合に、一定の条件下で回収可能性の 低下を反映させるよう、資産の帳簿価額を減額するための会計処理である。 減損会計の対象は、固定資産であり、固定資産には、有形固定資産、無形

地方公営企業会計における減損会計の導入の意義は、次のとおり整理することができる。

固定資産及び投資その他の固定資産が含まれる

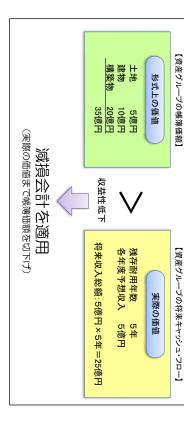
ア. 固定資産の帳簿価額が実際の収益性に比べ過大となっている場合に、減損会計を導入すれば、過大な帳簿価額を適正な金額まで減額できる。

(71)

岐

イ. 地方公営企業の経営成績を早期に明らかにすることができるようになり、 が可能になる。 経営成績に問題がある地方公営企業に対しては、早期の措置を講じること

<減損会計のイメージ>



固定資産の減損処理は、次のような手順により行う

<減損処理の手順>



営の実態が適切に反映されるよう配慮して行う。したがって、実務的には 行うこととされており、事業者は、グルーピングにあたって事業者固有の経 シュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位で 「資産のグルーピング」は、他の資産又は資産グループのキャッ

91

管理会計上の区分や投資の意思決定を行う際の単位等を考慮してグルーピン グの方法を定めることになる。

位をもって、一つの資産グループとすることが可能とされている。 いると考えられることから、取水施設から配水施設までの相当程度大きな単 産を保有し、それぞれの資産が一体となってキャッシュ・フローを生成して -般的に、水道事業においては、水道水を製造、供給するための膨大な資

ている可能性を示す事象をいい、例として次の事象が挙げられる。 「減損の兆候」とは、固定資産又は固定資産グループに減損が生じ

- は、継続してマイナスとなる見込みであること **植又はキャッシュ・フローが、締続してァイナスとなっているか、あるい** 固定資産又は固定資産グループが使用されている業務活動から生ずる損
- (2) 固定資産又は固定資産グループが使用されている範囲又は方法につい る変化が生じたか、あるいは、生ずる見込みであること て、当該固定資産又は固定資産グループの回収可能価額を著しく低下させ
- (3) 固定資産又は固定資産グループが使用されている事業に関連して、 環境が著しく悪化したか、あるいは、悪化する見込みであること 、経営
- (4) 固定資産又は固定資産グループの市場価格が著しく下落したこと

4章 第3 3 より抜粋) (出典:総務省「地方公営企業が会計を整理するに当たりよるべき指針」

舥

前将来キャッシュ・フローの総額がこれらの帳簿価額を下回るときは、減損 損失を認識する。 減損の兆候がある資産又は資産グループについて、これらが生み出す割引

割引前将来キャッシュ・フロー 総額

П

割引前将来キャッシュ・フロー (経済的残存使用年数分)

+

正味売却価額 (経済的残存使用年数経過時点)

失としなければならない。 帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として当期の損 減損損失を認識すべきであると判定された資産又は資産グループについては

減損損失

 Π

資産又は資産グループの 帳簿価額

回収可能価額

*

※回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い方の金額

を認識していない。

浄水施設用地に関する減損の検討状況

ω

県工業用水道事業は、平成 28 年度の決算書において、当該土地について下記の注記を開示している。

<岐阜県工業用水道事業決算書における減損に係る注記(平成 28 年度)

V 減損損失

固定資産のグルーピングの方法

当会計は、工業用水道事業のみを業務活動としていることから、1 つの報告セグメントとしている。

減損の兆候

2

報

当年度において、工業用水道事業について減損の兆候を認識している。

なお、割引前将来キャ	工業用水道事業	用途
ツシュ・フロー(土地	資産の種類
、割引前将来キャッシュ・フローの総額が簿価を上回るため、減損損失	美濃加茂市山之上町地内	所在地

なお、工業用水道事業会計は地方公営企業法の全部適用であるため、地方 公営企業法第30条第2項に基づき、当該決算書は監査委員の審査に付されている。

(2)手続

浄水施設用地に係る関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続(閲覧、突合、分析、質問等)を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について指摘及び意見を述べることとする。

93

逆体状態の浄水施設用地の減損について(指

藲

(1) 概 要で述べたとおり、減損の兆候を認識しているものの減損損失を認識していない。認識不要と判断したのは、(1) 概 要 ②で示した減損の兆候となる4つの例示項目のうち「固定資産又は固定資産グループの市場価格が著しく下落したこと」に該当することを理由として認識しており、その後の減損損失の認識の要否の判定過程において、工業用水道事業全体の将来キャッシュ・フローを算定基礎としていることによる。

しかし、当該土地は、浄水場の建設の休止が平成10年度より継続しているため、一部が着水井として供用されているもののほとんどは、取得目的のために使用していない状態が約20年間継続している。現在では、下図のとおり、岐阜県営水道が経済産業省の許可を得て緊急時用の備蓄資材置き場として使用している。なお、県工業用水道事業は、供用開始時から平成19年度までは岩屋ダム(岐阜県下呂市)を水源とした原水を契約先企業に配水しており、平成20年度以降は厚生労働省の許可を得て岐阜県営水道用水の供給に支障を生じない範囲で山之上浄水場施設を利用した沈殿処理水を受けて配水している。

こうした状態にある当該土地は、遊休状態と判断される (固定資産の減損 に係る会計基準の適用指針(企業会計基準適用指針第 6 号)第 72 項参照)。

<工業用水道事業浄水場用地(往査時(平成29年9月20日)撮影))



よって、上述の減損の兆候の4項目のうち「固定資産又は固定資産グループが使用されている範囲又は方法について、当該固定資産又は固定資産グ

岐

ループの回収可能価額を著しく低下させる変化が生じたか、あるいは、生ずる見込みであること」に該当するものと認められる。

また、県は、今後予想される人口減少等により、山之上浄水場の稼働率の余裕はさらに増大していくと見込んでおり、その余裕分を将来にわたり工業用水に使用する方向性を示している。よって、当該土地は将来においても浄水場の建設・使用に供されるという本来の目的での使用は見込まれないものと判断するのが合理的である。

当該土地は、工業用水道事業法第9条に基づき、事業の一部の「休止」を国に届け出ており、「休止」とは、「将来の再開を予定している点で廃止とは異なる」(昭和33年10月27日付33企局第1809号通商産業省企業局長「工業用水道事業法の解釈について」)ことから、公式には将来の使用が見込まれているとの見解もあるが、会計上の判断はあくまで経済的実態に基づいてなされる必要がある。

将来の使用が見込まれていない遊休資産は、通常、当該遊休資産を切り離しても他の資産又は資産グループの使用にほとんど影響を与えないため、原則として、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位として取扱うことになる(固定資産の減損に係る会計基準の適用指針(企業会計基準適用指針第6号)第8項参照)。

報

公

以上より、本来は回収可能価額を著しく低下させる変化に該当し、単独グルーピングとして切り離して判定する結果、減損の認識が必要と判断すべきものと考える。この場合、通常は回収可能価額について正味売却価額を採用することとなるため、当該土地については、不動産鑑定評価額まで帳簿価額を切り下げ、差額を損失計上する必要がある。

② 事業計画の見直しについて(指摘)

県工業用水道事業計画の概要は下表のとおりである。地域開発のために優良企業の県内誘致を図るための基礎的で不可欠な社会資本と位置づけ、平成7年9月に「可茂工業用水道事業」として国庫補助採択を受け事業化したものである。

	計画給水量	給水区域	区分
(現有給水能力:9,760 m²/日)	13, 500 m³∕ 用	美濃加茂市、坂祝町、川辺町	第1期計画
	7, 720 m³∕⊞	可児市、御嵩町	第2期計画

95

未定	4,583 百万円	事業費
し順次拡張		
今後経営状況を勘案	平成7年度~平成16年度	計画工期

平成 29年3月末現在では、上記第1期計画のうち、管路周辺企業である美濃加茂市及び坂祝町内の12事業所に対し沈殿処理水を暫定供給している状況であり、契約水量は3,228㎡/日(対計画給水量比:23.9%、対現有給水能力比:33.1%)にとどまっている。なお、第2期計画は全く開始されていない。

県工業用水道事業は、かかる現状を十分踏まえて将来の需要見込みを推計するとともに、当初策定時から20年以上経過している上記第1期計画について見直しを行う必要がある。

また、①で述べたとおり、県が山之上浄水場の稼働率の余裕分を将来にわたり工業用水に使用する方向性を示していることから、当該土地が浄水場の整備に供される可能性はもはや見込めないものと考えられる。なお、岐阜県営水道が「岐阜県水資源長期需給計画」の情報を元に、用水の供給に支障を生じない範囲で工業用水が恒久的に使用可能な処理能力を確保することとしている。

よって、事業計画の見直し後の変更手続と併せ、当該土地の取得時に受入れた国庫補助金の全部又は一部について、支出先である経済産業省(当時:通商産業省)に返還することが必要である。

事業計画見直し後の浄水場用地の取扱いについて(意 見

上記見直し後には、当該土地の取扱いの検討が必要となる。当初の取得目的を失った土地であり、現状の利用状況を踏まえると、取得の対価に見合った有効活用がなされているとはいえず、実態として普通財産とすべきものと 考っられる

よって、まずは工業用水道や隣接する山之上浄水場 (岐阜県営水道) における有効活用について一定期間を定め検討し、そのうえで適切な用途がない場合には、以下のいずれかを選択することが適切と考える。

- ア. 外部に対し財産処分を行う
- イ.一般会計への有償所管換を行って普通財産に区分変更し、全庁的視点で有効活用先を検討する

県全体の下水道事業施策

Z

1. 下水道への接続の促進について

(1) 概 要

① 下水道への接続状況

下水道処理区域内における水洗化率(接続率)は、全国平均で9割を超えているが、人口規模が小さくなるとともに、その割合も下がる傾向にある。

<公共下水道全体における水洗化率の状況>

94. 2	93, 552, 208	99, 298, 741	合計
89. 9	30, 455, 373	33, 880, 532	法非適用企業
96. 5	63, 096, 835	65, 418, 209	法適用企業
D/ A (/0)	(人) (B)	(A) (A)	
R/A (%)	水洗便所設置済人口	現在処理区域内人口	য

(出典:地方公営企業年鑑(総務省)平成27年度決算より加工)

② 接続の効果

下水道使用者を増やすことにより、下水道使用料収入や下水道への流入水量が増え、規模の経済が働くことで汚水処理原価が逓減する。また、単独浄化槽及びくみ取り便所の建築物に排水設備を設置し、公共下水道へ接続することにより、環境への負荷を大きく削減することが可能となる。接続の不徹底は、下水道施設の遊休化や公共用水域の水質への悪影響、下水道経営上の問題、接続済の者と未接続者との間の負担の公平など、無視し得ない多くの問題を惹起するので、早急に改善しなければならない。

(2) 手 続

下水道の水洗化率に係る関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続(閲覧、突合、分析等)を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

97

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとす

Š

各市町村における水洗化率の目標設定の指導について(意

見

岐阜県内の市町村における水洗化率(平成 27 年度末時点)は下表のとおりである。

84.5%	1,307,123	1,547,063	県合計
35.0%	3,949	11,283	山県市
40.5%	2,943	7.271	全人内町
48.0%	6,320	13,167	門町
55.0%	1,015	1,844	 最美川町
57.0%	6,815	11,950	西田町
62.8%	9,961	15,851	意識市
63.8%	17,003	26,632	事津市
64.3%	10,350	16,097	色井町
65.1%	4,739	7,278	療 市
67.0%	20,245	30,195	3島市
67.3%	2,854	4,238	計穂市
72.7%	18,200	25,043	计计
74.8%	4,277	5,716	間ケ原町
75.9%	5,582	7,350	K 製市
78.1%	17,609	22,540	르
78.8%	7,949	10,090	二辺町
79.7%	15,360	19,277	陸脚市
79.7%	15,463	19,404	空松町
80.0%	12,191	15,239	と八町
81.0%	40,574	50,118	岐市
82.0%	14,964	18,248	1.方町
84.1%	10,428	12,402	部勝町
84.2%	42,580	50,568	美濃加茂市
84.3%	7,391	8,772	(百津町
85.1%	41,774	49,115	中津川市
85.1%	121,087	142,235	大垣市
86.4%	101,820	117,818	}務原市
86.5%	330,000	381,350	支阜市
86.6%	1,259	1,454	三 社
89.9%	27,652	30,765	東那市
91.2%	69,066	75,719	当
91.5%	87,824	95,985	可児市
92.2%	21,390	23,208	技南町
92.3%	97,258	105,422	8治見市
93.9%	24,389	25,973	制浪市
94.6%	3,252	3,439	富加町
95.5%	5,530	5,791	反祝町
97.2%	76,060	78,216	門市
(B∕A) 1-1	(B)	(A)	市町村名
水光15率	水洗便所設直済4人口(人)	マ 光 温 2 2 4 1 2 4 2 4 2 4 2 4 2 4 2 4 2 4 2 4	444

関场富瑞多岭 可高速巨岭名大中八美俚北土安安弗 几不使限都球 新霉蛋蛋素 池掛村輔山

県全体の水洗化率は 84.5%であるが、自治体によって大きなばらつきがみられる。水洗化率を高めるには、下水道処理区域内における未接続世帯に対して接続を働きかける必要があるが、当該未接続世帯については、経済的理由やリフォーム時期に合わせて接続、あるいは既存の浄化槽の利用の継続を考えておりそもそも下水道利用を考えていない、といった様々な理由により未接続状態となっていることが考えられる。

これらの解消のため、戸別訪問や接続促進のための補助金制度の導入等により、下水道への接続促進を図るのは市町村の役割である。しかし、県は、(1)②で述べた接続の効果を踏まえ、水洗化率の低い自治体に対しては、水洗化率を高めるための各市町村における取組みを間接的に支援する役割を果たすべきである。

例えば、上記のような水洗化率の「見える化」を図り、各市町村の実情に応じた目標設定を行うことにより、県内市町村が各自の取組を持続的かつ計画的に実施することができると考えられるため、検討されたい。

接続の進捗が悪い要因として、既に浄化槽が普及している市町村においては、現行の下水道処理区域が経済性等の観点で現状と乖離しており適切でなくなっている可能性も考えられる。この場合、①で述べた各市町村における促進施策が有効に機能せず、市町村における下水道の財政運営も悪化していく可能性がある。

よって県は、各市町村の水洗化率の進捗状況を把握したうえで、進捗状況が悪い市町村についてはその要因を分析し、処理方式の変更の要否の検討を指導することが望ましい。

岐

汚泥処理の基本計画について

(1) 携 蝦

平成26年1月に、国土交通省から「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」(以下、「策定マニュアル」という。)が公表された。都道府県構想は、市街地のみならず農山漁村を含めた市町村全域において、各種汚水処理施設の整備並びに増大する施設ストックの長期的かつ効率的な運営管理について、地域のニーズを踏まえ、適

切な役割分担の下、計画的に実施していくために、都道府県が市町村と連携して策定するものとされている。

<都道府県構想の策定手順(出典:策定マニュアル 3-1)>

都道府県構想は、以下の項目の調査、検討作業を行うことにより策定する。

- 策定方針の決定・基礎調査の実施
- 検討単位区域の設定
- 処理区域の設定
- 整備・運営管理手法の選定
- 整備・運営管理手法を定めた整備計画の策定

(5) (4) (2) (1) (5) (5) (7) (1)

6)

- 汚泥処理の基本方針・計画
- 都道府県構想策定時の住民関与と進捗状況等の見える化

上記(6)「汚泥処理の基本方針・計画」の手順は下記のとおりである。

<汚泥処理の基本方針・計画(出典:策定マニュアル 7-1)>

都道府県は、都道府県構想を策定するにあたり、市町村と連携し、汚泥処理の現況、課題及び汚泥処理に関連する計画等を踏まえ、将来的な発生汚泥の効率的かつ適切な処理を図る観点から、汚泥処理システムについての検討を行う上での基本方針をとりまとめる。また、基本方針に基づき、汚泥の利活用を踏まえた汚泥処理の計画について検討する。

具体的な手順は、以下のとおりである。

-)汚泥処理の現況と課題の把握及び汚泥処理に関連する計画の整理
- 汚泥処理に関する基本方針のとりまとめ

2

汚泥の利活用を踏まえた汚泥処理の計画の検討

(2) 手 続

汚泥処理の現況及び国の汚泥処理施策に係る関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続(閲覧、突合、分析、質問等)を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとす

101

102

 Θ

%

県全体の汚泥処理の基本計画の策定について(意 見)

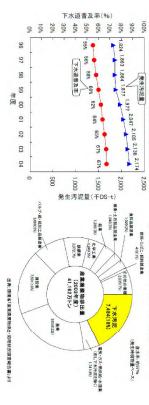
県は、岐阜県汚水処理施設整備構想を平成29年度中に策定する予定であるが、汚泥処理の基本計画の策定は未着手の状況である。 でのことは、エーンスの環境、でなました。

下図のとおり、下水汚泥の環境への負荷は大きいため、国は地球温暖化防止対策や省エネルギーの促進の観点から、下水汚泥の燃料化・肥料化(内製化)を推進する方向性を示している。ただ、次頁の表に示す県の汚泥処理状況によると、県内自治体では、下水汚泥の有効利用率は9割超と高いものの、燃料化・肥料化は下記を除きほぼすべてが外部委託によるものである。

<下水汚泥の発生量推移と産業廃棄物に占める割合(出典:国土交通省 IP) >

産業廃棄物排出量に占める下水污泥の割合

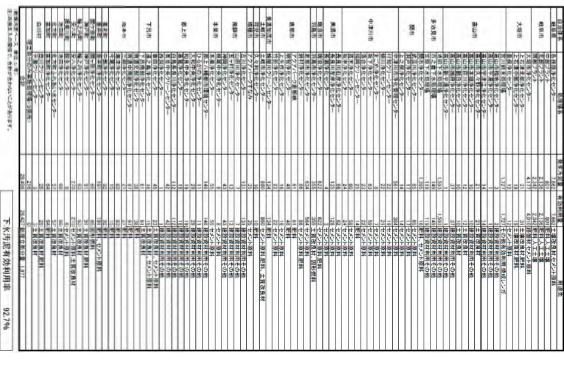
下水道普及率と発生汚泥量の推移



<県内自治体における汚泥処理施設への燃料化・肥料化の導入事例>

自治体名	導入施設の概要(開始年度)
岐阜市	下水汚泥焼却灰から「りん」を回収し、肥料として販売
	(平成 22 年度)
大垣市	汚泥から発生する消化ガス (メタンガス) から発電し、消化
	タンクへの加温に利用するとともに、再生可能エネルギー
	固定価格買取制度を活用して売電 (平成 29 年度)

<下水汚泥有効利用実績(平成27年度)>



現行では各市町村のほとんどの汚泥処理方法が産業廃棄物処理委託の取扱いとなっているため、今後の下水道普及率の向上に伴い、県内における汚泥処理受託業者の処理能力がさらに逼迫するおそれがある。見方を変えればこの汚泥処理について複数の市町村による共同化を図れば、当該市町村における財政運営に貢献する可能性があると考えられる。

製品製造のための原料となるものであるため、受託事業者においてはその受 入れにより原料調達コスト相当分の利益を得ることとなると考えられる。し

下水汚泥はセメント原料やその燃料のための原料として、受託事業先での

こうした複数の自治体間の課題解決にあたっては、県が指導的役割を果たす必要があり、そのためには下記の具体的手順を経ることが必要である。

汚泥処理に関連する計画の整理

 $^{\cdot}$

- 汚泥処理に関する基本方針のとりまとめ
- 汚泥の利活用を踏まえた汚泥処理の計画の検討

'n

よって、県は、できる限り早期に汚泥処理に関する計画の整理、基本方針のとりまとめ、計画の検討に着手することが望ましい。

② 流域下水道における汚泥処分業務委託の契約単価について(意 見)

県より維持管理業務を全般的に受託している公益財団法人岐阜県浄水事業公社(以下、「公社」という。)は、平成28年度において、汚泥処分業務について外部業者と業務委託契約(単価契約方式)をすべて随意契約により締結している。

乾燥汚泥化業務の受託業者は、下水汚泥をバイオマス燃料化してセメント原料化業務の受託業者にすべて搬入する契約となっている。随意契約方式を採用するのは、岐阜県木曽川右岸流域下水道各務原浄化センター(以下「各務原浄化センター」という。)で生じる大量の下水汚泥を受け入れる能力を有するのが上記2社のみであるためとのことである。

岐

阜

県

799, 066		17
	34, 420. 51 m ³	
124, 533	1t 当たり 3,618 円	汚泥収集運搬
	12, 520. 87 m ³	类化)
229, 883	1t 当たり 18,360 円	汚泥処分(セメント原
	21, 899. 64 m ³	
444,650	1t 当たり 20,304 円	汚泥処分(乾燥汚泥化)
(単位:千円)	下段:処分量 (実績)	
最終契約額	上段:契約単価(税込)	業務委託目的

かし、公社では、単価設定に当たり、2 社より徴取した見積単価について、 年度) において、各務原浄化センターの発生汚泥量は県全体の26.9%を占め を及ぼすものといえる。また、①に掲載した下水汚泥有効利用実績(平成27 この有価物である点の考慮の有無やその単価の妥当性の分析がなされてい (1,601,759千円)の49.9%を占めており、流域下水道の経営に重要な影響 汚泥処分業務委託費は、平成 28 年度において、公社における委託費全体

要であるといえる。
以上より、県においては、県全体における汚泥処理コストの低減の観点から、同種の汚泥処分業務の単価について調査を行い、公社に情報提供するとともに、積算基礎資料の入手によりその妥当性について分析したうえで単価設定を行うよう、公社に指導することが適切であると考える。

ており、処理場単位で県内最大量であることから、県全体の汚泥処理上も重

不明水対策(集中豪雨対策)について

(1) 概 要

不明水対策の概要

 Θ

不明水とは、汚水以外の浸入水が下水施設に入り込んだ水をいい、下水道事業運営に当たり維持管理費の増大など様々な問題を引き起こしている。一般的に、以下の3種類のものがある。

種類	内容
常時浸入水	日常的に地下水、海水、水路等から下水道管路等に流入
	するもの。分流式・合流式の双方の下水道が対象。
雨天時浸入水	雨天時に短期的に下水道施設に浸入するもの。分流式
	下水道が対象。雨水管との誤接合、人孔蓋穴からの流
	人、土壌を経由し不良箇所から下水道施設へ浸入する。
その他の浸入	その他の浸入 有収外汚水 (無届の工場排水)、水道漏水分が浸入する
*	もの、逆に管外漏出水(下水道管から外に出ていくマイ
	ナスにカウントされる流出水)もある。

新聞社, 2012年, 124ページ) (出典:高堂彰二「今日からモノ知りシリーズ とことんやさしい下水道の本」日刊工業

右岸流域下水道不明流入水対策検討会」を平成10年4月より設置し、年次 長に据えるとともに、関連4市6町の下水道担当課長を委員とした「木曽川 流入量を減少させることを目的として、県流域浄水事務所維持管理課長を会 とおりたある。 た会議を開催している。 流域下水道では、不明水の原因を究明し、その対応について検討し、 平成 29 年度の会議における主な役割分担は以下の

県流域浄水事務所 一・会議統括、		
一務所 ・会議統括、庶務	・関連市町の提供情報のとりまとめ	

に対する不明水対策のアンケート結果をとりまとめたものである。 以下は、平成29年度検討会において県が提供した、他の都道府県の一部

【他県における不明水対策とりまとめについて】



岐



【不明水発生原因について】

- ・流域関連公共下水道を整備する際の、雨水配管から汚水桝への誤接続 ・流域関連公共下水道の老朽化
- 流域下水道はカメラ調査等で健全である ※寒冷値では雪解け時に不明水が多くなり、4月、8月の晴天時には処理場の能力を超えてしまうことが多々ある

【不明水対策について】 域下水道のマンホール蓋替え あまり見られない 地等の接続検査 誤接続を確認でき 県と流域市町で会議を行い不明水対策の協力をお願い 適切に指導を行っていくが不明水が減少までは至ってい

- 【今後の方針について】
 ・ 流域市町に対して、不明水調査や老朽管更新等の対策実施を指導していく
 ・ 流域市町に対して、不明水調査や老朽管更新等の対策実施を指導していく
 ・ 開発回地の気料や合併浄化権を公共下水道に切り替えた地区で誤接続や施設の老朽化による雨天時不明水が多く確認されており、 同様の地区を中心に、今年度から発生源での不明水対策に取り組む

105

の間で明確に情報共有がなされている。 らかな増大が観測されており、不明水による増水の影響について関連自治体 流式下水道であるにもかかわらず、大雨の直後に市町によっては流入量の明 浄化センターの流入水量が通常時の 2 倍程度まで上昇したことも報告され ている。また、関連4市6町の公共下水道及び流域下水道の管渠はすべて分 平成29年度検討会においては、同年7月14日の降雨により各務原

紹介や、マンホールに設置した水温計の水温変動から不明水の発生箇所を特 定する手法等について情報共有がなされている。 地の接続検査が紹介されるとともに、下水道課により他都市における助成制 また、特に不明水の減少対策として、県流域浄水事務所より、管更生や宅 (例:神戸市における、市民が行う排水設備の改善工事への助成制度) の

8 # 擔

続の合規性等を検証した。 監査手続(閲覧、突合、分析、質問等)を実施することにより、当該事務手 不明流入水対策検討会に係る関連書類一式を入手し、必要と考えられる

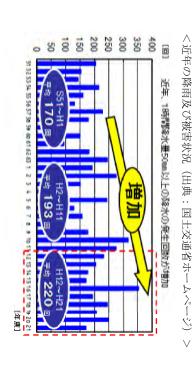
(3) 監査結果

Š 上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとす

Θ 全市町村を対象とした不明水対策の推進について 顺 民

町の取組状況の情報共有にとどまっており、流域下水道関連自治体による一 体的な方針の策定や目標設定等には至っていない。 ることは評価できる。しかし、現状の取組を把握する限りでは、県及び各市 県は、関連市町と「不明流入水対策検討会」を組織し、年次で開催してい

増加傾向にある。大雨時には通常の汚水に加えて管渠への雨水等の浸入もあ リスクが高まっていると考えられる。 り、処理場の処理能力を超える異常流入に起因する溢水等の災害が発生する 近年は気候の急激な変化が生じやすく、下図のとおり集中豪雨の頻度が 岐



のある施策の実施を検討することが望ましい。 よって、県においては、各関連市町における取組を促進するために実効性

対策の推進を図ることが望ましい。 発生している可能性が高いため、県内の全市町村を対象に、積極的な不明水 また、流域下水道のみならず、県内の公共下水道においても同様の問題が

流域下水道

<

1. 下水道維持管理負担金について

(1) 槟 翢

Θ 経緯と目的

木曽川右岸流域下水道は、平成3年4月に供用開始し、平成28年度末現

理水量の増加状況に応じた増設工事、耐震対策や長寿命化対策が進められて 処理水量の増加に合わせて主要な施設を建設してきており、さらに今後の処 器の増設、耐震対策や長寿命化対策を進めている。浄化センターについても、 在で26年を経過した。 現在、幹線管渠・ポンプ場はすべて整備が完了し、流入水量に合わせた機

平成 17 年度に第 3 期 (平成 18 年~22 年度)、平成 22 年度に第 4 期 (平成 ~平成12年度)の計画を策定し、平成12年度に第2期(平成13~17年度)、 「維持管理負担金算定調査」については、平成元年度に第1期(供用開始

23~27年度)、平成 26年度に第 5 期(平成 28~32年度)に適用する維持管

負担金単価及び汚水処理原価

理負担金単価を算定した。

(

水処理費に対する負担金の割合を下記に記載する。 都道府県別の負担金単価、汚水処理原価 (維持管理費分と資本費分)、汚

編統計資料、第3章事業別第7項下水道事業 12個表(7)業務概況(その (出典:総務省自治財政局「平成27年度 地方公営企業年鑑」2015年、第2

107

都道府県	負担金単価(円/m3)	汚水処理原価(円/m3)	汚水処理原価(円/m3)	(Ħ∠m3)	汚水処理費に対する負
ń			維持管理費分(円/m3)	資本費分(円/m³)	担亜の割口(物)
北海道	-	1	1	-	-
青森県	65.05	87.97	64.93	23.04	9.87
岩手県	56.03	63.02	53.83	9.19	6.88
宮城県	47.88	73.30	54.05	19.25	65.3
秋田県	46.46	72.26	46.48	25.78	64.3
山形県	54.75	63.61	43.97	19.64	1.98
福島県	65.74	252.74	243.87	8.87	26.0
栃木県	70.94	118.27	99.46	18.81	0.09
群馬県	58.84	97.50	60.96	36.54	4.09
千葉県	50.32	51.26	45.59	5.67	2.86
神奈川県	69.68	52.61	37.96	14.66	75.4
新潟県	49.01	53.85	45.17	89.8	0.16
副上編	55.90	58,68	50.29	8.38	95.3
石川県	43.33	83.25	50.12	33.13	52.0
福井県	52.00	58.01	49.91	8.10	89.6
山梨県	78.55	116.74	78.61	38.13	67.3
長野県	70.27	92.76	56.84	35.91	75.8
岐阜県	56.25	74.34	48.57	25.77	75.7
静岡県	33.46	52.10	43.11	8.99	64.2
愛知県	46.06	74.42	41.42	32.99	6.19
三重県	72.64	58.42	51.15	7.27	124.3
滋賀県	47.82	61.39	37.08	24.31	77.9
京都府	55.47	63.01	50.74	12.27	0.88
大阪府	48.05	78.79	38.64	40.15	0.19
兵庫県	50.73	85.48	49.40	36.08	59.3
奈良県	62.35	52.93	32.36	20.57	8.711
和歌山県	113.11	178.97	96.51	82.46	63.2
鳥取県	92.88	91.19	73.32	17.87	101.9
島根県	60.15	64.12	49.27	14.85	93.8
岡山県	37.57	39.40	32.77	6.63	95.4
広島県	43.57	64.38	43.52	20.86	7.79
山口県	83.33	94.00	68.21	25.79	88.6
徳島県	157.82	186.04	185.95	0.09	84.8
香川県	56.87	95.92	51.30	44.62	59.3
高知県	111.28	119.36	107.65	11.71	2.86
福岡県	85.33	116.09	81.24	34.85	73.5
長崎県	65.00	77.10	60.40	16.70	84.3
無米画	54.20	67.51	54.44	13.07	80.3
1187778		40.16	4336	5.80	103.9

流域市町の維持管理負担金は維持管理費(狭義)と資本費で構成されてい

理に分類して算定する。 水質試験、活性炭再生処理、放流河川・環境調査、植栽管理、運動設備等管 転保守、汚泥処理運転保守及び清掃、汚泥処分、施設管理、機器定期点検、 修繕費、施設改良費、その他(役務費等)に分類し、委託費の中は水処理通 維持管理費の算定は、人件費、委託費、消耗品費、燃料費、電気料、水道料、 維持管理費(狭義)は処理場、ポンプ場、管渠に分けて算定する。処理場

気料、水道料、修繕費に分類して算定する。 ポンプ場維持管理費は、委託費(点検、植栽管理)、薬品費、燃料費、電

管渠維持管理費は、委託費(管渠管理)、電気料、修繕費に分類して算定 人件費についてはすべて処理場に含めて算定する

いて資本費対象額を算出する。また、計画汚水量と資本費単価より収入額を 資本費については、起債償還費を算出し、そのうち交付税措置分を差し引

109

算定し、資本費対象額との比較検討を行う。

り入れ条件により起債償還費を算出する。資本費対象額は、交付税措置率が 事業年度と起債の種別により異なるため、交付税措置分を控除した額を算定 により算定した建設事業費の財源内訳より起債額を決定する。次に直近の借 算定する。新規の起債については、処理場等の増設・改築・更新・耐震計画 けて算出する。既存の起債については、その償還条件に従って起債償還費を 起債償還費は、既存の起債に関するものと、新規の起債に関するものに分

県流域下水道における負担金単価

の計画や見通しを加味して平成 28 年度~平成 32 年度の維持管理費を算定 担金単価算定の際には平成 21 年度~平成 25 年度の維持管理費実績に将来 市町の意見を求め、県議会の承認を受けて、負担金単価を決定している。 将来の計画や見通しを加味して負担金単価を算定する。第5期の維持管理負 し、②の資本費を加え、下記の維持管理負担金単価を算出した。そのうえで、 5 年毎の維持管理費負担金改定時に直近年度の維持管理に要した経費に

					(H28~H32)
56	51		51	排水	第5期
負担金単価	資本費	, (狭義)	維持管理費	種別	期間
(円/㎡)					

(2) 手 続

(H28

続の合規性等を検証した る監査手続(閲覧、突合、 流域下水道維持管理負担金に係る関連書類一式を入手し、必要と考えられ 分析、質問等)を実施することにより、当該事務手

(3) 監査結果

 $^{\circ}$ 上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとす 岐

Θ 流域下水道維持管理負担金単価算定時の見込みと実績の比較について

ر ترکز することが必要であり、その調査結果を元にさらに精緻な単価を算定するこ ら平成 25 年度までの算定費用と実績を比較していると県から説明を受けた とができる。平成26年度の第5期の単価算定時には第4期の平成23年度か 定時に使用した費用と実績を比較し、差異があった場合にはその理由を調査 新たな負担金単価(以下、「単価」という。)を算定する際には、前回の算 、それらを裏付ける資料を発見することができなかった

と実績を比較した資料を保管しておくことが望まれる 第 6 期以降の単価算定時により精緻に算定するために、過去の算定費用

不明水対策について

$\widehat{\underline{\mathbf{1}}}$ 乾 瞅

公

報

ω . 1 乾 要を参照されたい。

7

(2) 手 続

合規性等を検証した。 査手続(閲覧、突合、分析、質問等)を実施することにより、当該事務手続の 不明流入水対策検討会に係る関連書類一式を入手し、必要と考えられる監

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとす

Ø

Θ 不明水対策の促進のための対応について(意 民

当該対象排水量に単価を乗じて算定される。また、当該単価は、各務原浄化 市町負担金の算定及び納入要領」に基づき、流域下水道幹線の市町境に設置 した流量計で計測した値を基に、当該年度の各市町の対象排水量を決定され 現行の維持管理負担金は、「木曽川右岸流域下水道の維持管理等に要する

111

号 外 (1)

おり、県における実質的財政負担も生じないといえる 自己の幹線で生じた不明水量を含めた流入量に応じて負担することとなる。 って、各市町は、各務原浄化センターへの流入量全体の維持管理コストを、 センターの維持管理費を、不明水を含む計画汚水量で除して算定される。よ こうした料金算定構造においては、各市町の間での公平性は確保されて

が県には求められるところ、各市町間での公平性の確保だけでは実効性があ 因となるものであり、できる限り減少させるよう誘導する施策を講じること 度の調査の進捗状況をみると、市町によりばらつきがみられる。 な不明水対策が進捗していない可能性も考えられる。実際、不明水対策とし 水道管渠における不明水のコストも市町が負担することとなるため、積極的 水対策の効果を明確に把握できないからである。また、県が管理する流域下 生した分と流域下水道から発生した分に適切に区分把握できないため、不明 生しているが、現行の流量計の設置方法では、不明水量を市町の管渠から発 るとはいえない。なぜなら、県が管理する流域下水道管渠からも不明水は発 て検討会で調査している宅地内の誤接合の調査や、管渠・マンホールの劣化 しかし、不明水は汚水とともに処理されるため維持管理コストの増加要

下の対応を採ることが適切と考える。 よって、県においては、市町における不明水対策を促進する観点から、以

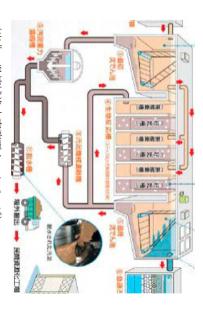
- ア. 不明水処理コストに関する情報と各市町における不明水対策実績をデー タベース化して相関関係等を分析し、上記検討会における市町との情報共 課題抽出及び今後の対策の方向性の検討に利用すること
- 県が管理する流域下水道管渠から発生する不明水の有無を調査すること

ω 汚泥処分業務について

(1) 舊 瞅

Θ 汚泥処分業務の概要

やバイオマス然料として有効利用される 脱水の工程を経て、車両により民間資源化工場に搬出され、セメント原料 各務原浄化センターにおいて発生する汚泥は、下図のとおり、濃縮及び



(出典:県流域浄水事務所ホームページ)

(2)手続

汚泥処分業務に係る関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続(閲覧、突合、分析、質問等)を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとす

岐

Ŋ

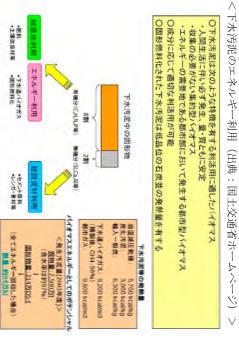
① 汚泥処理施設の更新時における処理方式の変更の検討について(意 見)

国土交通省ホームページの資料によると、下水汚泥の環境への負荷は大きく、全国の下水道普及率の増加に伴い、発生汚泥量は増加傾向にあり、埋立処分場の確保が危ぶまれたため、下水汚泥は減量化の努力義務が下水道法に規定され、脱水、焼却、再生利用等が推進されてきた。

近年では、下水汚泥は安定的かつ豊富に存在する資源である点に着目し、地球温暖化防止対策や省エネルギーの促進の観点から、燃料化・肥料化(外部委託ではなく内製化)を推進する方向性を示しており、国土交通省は、発生汚泥処理施設の更新に当たり、燃料又は肥料として再生利用するための再生施設の整備を優先的に検討するなど、必要な措置を講じるよう下水道事業

113

管理者に求めている。



各務原浄化センターでは、(1) 概 要で述べたように濃縮・脱水方式の処理施設を備えている(セメント原料化や乾燥によるバイオマス燃料化を外部委託)が、供用開始から四半世紀が経過し、汚泥処理施設も老朽化の状況に至っている。よって、近い将来に必要となる更新の検討に当たっては、環境影響の改善度や経営改善への寄与度を分析したうえで、最適な処理方式を選択することが適切である。

施設利用について

(1) 概 要

各務原浄化センターの施設の利用料

 Θ

「岐阜県木曽川右岸流域下水道各務原浄化センター開放区域施設管理規程」の第8条によると、各務原浄化センターの施設(野球場、サッカー場、テニスコート、デイキャンプ場、ゲートボール場、屋外ステージ(図1)(以下「施設」という。)の利用料は、「無料とする。ただし、照明器具等電気器

時間につき 200円、テニスコート1面当たり30分につき200円」とある。 要綱」の第4条によると、「野球場 30分につき1,000円、屋外ステージ1 用は、「岐阜県木曽川右岸流域下水道各務原浄化センター開放区域施設管理 のとする。」とある。また、このうち、照明器具等電気器具の使用に係る費 具の使用に係る費用については別に定める方法により利用者が負担するも このような料金内容になっている背景としては、施設を地元の住民に広く

H 利用してもらうためであり、照明器具等電気器具の使用に係る費用について 電気代のみを徴収している意味合いがある。



(各務原浄化センターの施設の予約方法

岐

いる。インターネット及び電話での受付を実施していないため、施設利用者 は各務原浄化センターに直接出向いて、申込書を担当者に提出する必要があ を委託されている公社のホームページにおいて、(図 2)のとおり案内されて 込書」という。)を施設の管理者に提出するものとする。」とある。施設運営 と、「施設を利用しようとする者は、別に定める施設利用申込書(以下「申 下水道各務原浄化センター開放区域施設管理規程」の第6条第1項による 各務原浄化センターの施設の予約方法について、「岐阜県木曽川右岸流域

115

(図 2)

受付窓口/時間

場所:管理本館2階「施設利用窓口」 時間:9:00~17:00

※土日祝祭日、年末年始(12月29日~1月3日)を除く 電話:058-386-8372

電話・ホームページでは予約受付できませんので、必ず施設利用窓口までお越し下さい。 施設の予約状況や利用可能日については、お答えできます。(受付時間帯のみ)

手書きし、予約状況を管理している。 め、担当者は利用受付簿(図 3)へ申込書に記載されている管理番号を 申込書は上述したとおり、紙面での提出のみ認められているた

(E) 3)

	á	8	5	8	ī	Œ,	13	Ê	10	£);	Ξ	(1)	ő	€	. 9	G	.00	GHO.	7	9	đ	(B)	on \	Æ	4	€.	<u>د</u>	€	po.	8	-	日(曜日)
	A U T	<u>-</u>	Þ □ - -	B1-+	A 1 7	B1	A 1 1 7	- - - - - - - - - -	7	B11-7	AU -	97-	Ļ	83-7	Ą	81-	À Ļ	91-	A I I	4-18	À 1 +	-F	AU-	80	AU-	B1	A 1 -	B17-	AU	817	A=-	
								659348	05 9242	697640	059/65											059225	059242	826,659	059928				0 59398	057378	05837	3
		0 59172	05942	059256	039052	059391	059347	1118650	0791733	05920	059/34			. Arec650.		0 59192	059212	059259	059352	059391	059347	交通	の表現器を	0593101	260,650				1866660	059304	059281	8
41-1-4	342650	059070	059250	039256	059178	059-80	059288	059232	dece 3.2	Sec. 620	Becelo	059245	0592× F	05920/	059240	059247	059299	65655	\$ 40 6 + 4.	059280	Spr650	交通規制9:20~12:10	チャマランンの	_	059235	05924/	0593W1.	059255	059240	059247	059289	10
1000	V	. 280 650			059939 c	0092834	059326	059232	05%64	059333	05935-	-059186		261650:	05-9369	059140		_	, smetto	×80650	956650	2:10	出中田中止	681650	681 650	059186	059375	0591961	1888850	059342	058329	2
Canada	4	787640	$\overline{}$	059390	059173	053306	059126	053233	05-9233	059337	059,90	037364c		0.547.02	01 339	059330		-05060/	059973	0393461	N81450	100000	059231	0592071	061650	. 05536 pc		96140	055342	248/20	665450	14
		849650				0591901	8.886.50	03.9219.		059244	612650	686650	05-96-6	6	059100	ľ			-	059187	140650	0+9217	1	05-9250	059213	059996	659616	059370	059400		800000	16
017037		A 56650 A	059182	05924	£95630	_	DATEST.	898650.	40x650	059244	1 05-92.060	531650	605.9396	+ 059205	05.9214	069196	181650	039,220	14.450	0+9168	ويزدوء م	-	05.9396	059230	4059206	437766	888650	£00.05	141650	4.8650	105912	18 2

(表 1)

(単位:円)

岐

(2)手続

当該施設に係る関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続(閲覧、 突合、分析、質問等)を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証 した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

① 流域下水道関連市町以外の施設利用者に対する有料化について(意 見)

平成 28 年度施設維持管理費のうち、運動施設等の維持管理業務委託料で年間 800 万円程度支出している。(表 1)

8, 105, 383	合計	
	ける管理業務	
1, 145, 966	運動施設、野外施設、公園施設の休日にお	委第4号
	(サッカー場・野球場相当分)	
6, 778, 145	四季の森植栽年間管理業務	委第 6-2 号
	(うちデイキャンプ場相当分)	
181, 272	つどいの広場植栽年間管理業務	委第6号
最終契約額	業務概要	委託番号

(平成 28 年度業務委託一覧表より一部抜粋・加工)

当該業務委託料の財源は、4市6町(岐阜市、美濃加茂市、各務原市、可 児市、岐南町、笠松町、坂祝町、川辺町、八百津町、御嵩町)が支出している維持管理負担金である。

しかし、現状では施設の利用者は限定されておらず、全体の1割程度、関連市町外からの利用者がいる。(図 4)

(図4) 運動施設利用状況(平成28年度)

				合計				V	テイキャンプ場					サッカー福				V	開作を名画					テニスコート	
合計	県外	洞内	内各務原市	4市6町	中	県外	県内	内各務原市	4市6町	함	県外	県内	内各務原市	4市6町	마막	県外	振巧	内各務原市	4市6町	마막	源外	県内	内各務原市	4市6周	
245	41	6	164	198	34	6	2	19	26	20	- 2		12	18	25			23	25	166	33	4	110	129	4月
332	61	000	205	263	97	23	ch.	54	69	21	ca		10	18	27			23	27	187	Ci Ci	E	118	149	5.
249	38	2	164	209	35	GI	ľ	20	30	19	10		000	.17	24	2		19	22	171	29	2	117	140	6月
264	41	4	180	219	ch ch	10	Ea	Cut Cut	42		N	*	NŁ		33			30	ESS ESS	176	31	_	117	144	7月
252	30	on.	172	217	49	eus.		255	46		2	帝	Nŧ		23			20	23	180	27	cn.	117	148	8月
207	27	2	147	178	35	cn	4	21	29	11			th.	-1	14			12	14	147	22	_	109	124	9.F
277	40	ω	192	234	45	1.0		27	63	25	603	_	=	21	30		_	28	29	177	28		126	148	10 A
243	29	cn	176	209	28	2		23	26	24	4	2	10	18	25			24	25	166	23	co	119	140	-
201	23	cu	145	175	cn			on	on	21	2	_	12	- 50	200			16	-100	157	21	2	112	134	月12月
210	30	_	136	179	cu			cu	ω	30	4		9	26	18			7	18	159	26	_	117	132	H
196	28	cn	136	163	_			_	_	16	2	2	cn	12	100			16	180	161	26	cus	114	132	2 H
232	30	4	163	198	:3	_		11	12	180	4	_	7	13	23			19	23	178	25	ယ	126	150	3Д
2,908	418	48	1,980	2,442	400	64	=	252	325	205	26	7	89	172	278	2		237	275	2,025	326	29	1,402	1,670	年間合計

維特管理費用がかかっている施設に関して当該負担金を支出していない 関連市町以外の住民が無料で利用できる現状は、当該負担金を支出している 利用者と比較すると公平ではない。

また、他の都道府県にある浄化センターの運動施設の料金体系を10か所調査したところ、有料6か所(うち1か所は地域住民のみ使用可)、無料4か所であった。(表2)

(表 2)

非 类		御笠川浄化セン テニスコート (6 無料 福	場所 施設4 東部浄化センタ テニスコー 一屋上広場 唐津市浄水セン ソフトボー ター運動広場 少年野球4 枝川浄化センタ 多目的広場
	浦 季	浦	東部浄化センタ テニスコート 1 面あたり 2 時間ま 一屋上広場 で1,000 円 唐津市浄水セン ソフトボール及び 1 面あたり 1 時間

117

岐

越

坂巻公園野球

時間帯による (1 時間当

飛騨市

たり約 565 円)、夜間照

	(時間帯による)		センター
奈良県	1,700 円~7,400 円	運動場	奈良県第二浄化
			ſ
高知県	浦 巻	グラウンド	高須浄化センタ グラウンド
			センター
兵庫県	浦 巻	多目的の芝生広場	加古川上流浄化
	(時間帯による)		ンター
清須市	240 円~360 円	テニスコート	新川西部浄化セ
	200 円		ースポーツ広場
超山市	1 面あたり 1 時間	テニスコート	一宮浄化センタ
	(時間帯による)		一公園
京都府	1,650 円~8,640 円	球技場	洛西浄化センタ

そして、県内にある照明設備のような充実した設備が設置されている野球場 10 か所を調査したところ、利用料が無料の野球場はなかった。(表 3)

<県内の照明設備付の野球場>

- 1 11 2 7 11 1 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		
施設名	料金	備考	市町名
中山公園野球	午前:1,950円、午後:		市山市
揚	1,530円、夜間:2,530円		
	(別途照明料が必要)		
池田公園·野球	全面・照明あり:1時間		池田町
揚	1,100円、全面・照明な		
	し:1時間 600円		
岐阜市民球場	1,020円 (1時間)、ナイ		岐阜市
	ター:9,840円(2時間)		
苗木公園野球	750円(1時間)、夜間照		中津川市
婸	明施設 (30 分につき):		
	1,510円		
敷島公園野球	午前・午後・夜間: 2, 200		土威士
揚	円、夜間照明使用料:別		
	途 3 時間以内につき		
	6,500円		
あさぎりスポ	720円 (1時間)、照明使	市外在住者 1,020 円	下呂市
ーツ公園	用料:2,360円(1時間)		

以上の点から、現在の誰に対しても利用料が無料というのは費用負担及び

万婸

(1 時間)

桃配運動公園 野球場·多目的

使用料:町內在住者は無料、夜間照明料:1,620円

合は、使用料は540円

(1時間)。

町外在住者である場

関ヶ原町

2,160円

たり約 540円)、夜間照 明料:1時間あたり

額とする。

総合運動公園

時間帯による (1 時間当

町外在住者である場

安八町

合は、使用料は3倍の

時間: 2,160円

中央公園野球

1月:3,290円、4時間以

養老町

内:1,640円、電気料1

明料:1 時間あたり

1,740 円

② 予約方法のシステム化について(意 見

外の利用者からは利用料を徴収するのが望ましい。

他の自治体の事例を鑑みても公平ではない。よって、流域下水道関係市町以

運動施設利用地域状況(「岐阜県木曽川右岸流域下水道各務原浄化センターの施設(野球場、サッカー場、テニスコート、デイキャンプ場、ゲートボール場、屋外ステージ)の利用料について」参照)によると、平成 28 年度の施設利用申込書数は合計で 2,908 件(ゲートボール場、屋外ステージは除く)であった。仮に平成 28 年度の営業日数を 244 日 (365 日-休日数 121 日(土日祝日+年末年始(12/29~1/3))とした場合、1 日当たり 11 件程度処理する必要がある。予約方法をシステム化することができれば、施設利用者は各務原浄化センターに直接赴き予約する必要がなくなるため、利便性が向上すると考えられる。

通常システムを導入する場合、導入コストが多額に必要になるため、実現性が乏しいと考えられるが、県では既に岐阜県県有施設利用予約システム(図5)が存在する。当該システムに追加する形をとれば導入コストを抑えられると考えられる。また、奈良県や京都府のように浄化センターの施設を予約システムに組み込んでいる自治体も存在するため、施設の予約方法のシステム化を検討することが望ましい。

119

S

(1) 舊



Ŋ 公有財産について

様式が示されている。 ばならない。」とあり、別記第6号様式には、土地、建物等の種類ごとに記載 公有財産の分類及び種類に従い、財産台帳(別記第6号様式)を備えなけれ よると、「部局長は、その所管する公有財産について法第238条の規定による 号に「不動産」がある。同法を基にした岐阜県公有財産規則の第26条1項に に掲げるもの(基金に属するものを除く。)をいう。」とあり、 同条同項第1 において「公有財産」とは、普通地方公共団体の所有に属する財産のうち次 地方自治法第238条1項(公有財産の範囲及び分類)によると、「この法律

岐

なっており、適用までに固定資産台帳を適切に整備することが求められてい なお、流域下水道は、平成32年4月より地方公営企業法を適用することと

2 # 続

公有財産に係る関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続(閲覧

121

ر بر ارب 突合、分析、質問等)を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について指摘を述べることとす

建物に該当しない建造物について(指 梅

 Θ

Š

照)は整備事業費で一体的に取得したものであることから、公有財産台帳に 岐阜県公有財産規則には建物に関する定義がなく、「急速ろ過池」(下図参



池のような処理設備は「構築物」として取扱う必要がある。 築物の内訳として、「排水施設及び処理設備」とある。そのため、急速ろ過 (通知)(総務省:平成 24 年 10 月 19 日)」によると、公共下水道事業の構 「地方公営企業法の適用を受ける簡易水道事業の勘定科目等について

となるため、留意されたい。 に登録する必要がある。公有財産台帳は、法適用以降の固定資産台帳の基礎 「急速ろ過池」は、その施設に見合った財産種別で公有財産台帳

(2)

#

契約事務について

(1) 槟

される。 県流域浄水事務所における契約は、工事費、修繕費及び委託費関係に大別

等は委託費として計上される。 処理設備等の修繕には修繕費として、各施設等の監視操作や点検・保守管理 下水道施設や汚水処理設備等の整備には工事費として、下水道施設や汚水

の合規性等を検証した。 監査手続(閲覧、突合、分析、質問等)を実施することにより、当該事務手続 県流域浄水事務所における契約関連書類一式を入手し、必要と考えられる

<u>3</u> 監査結果

県

公

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について指摘を述べることとす

Θ 監視用システム OS のサポート期限切れについて(指 癥

岐

阜

Ø

に配備されている。 水処理中央管理室監視制御設備は、流域浄水事務所により平成 17 年 4 月

それらのサポートの種類及び終了日は以下のとおりである ている OS は、Windows 2000 Server 及び Windows XP Professional であり、 当該設備の一部を構成する監視用サーバ装置及び管理用端末に搭載され

平成26年4月8日	平成 21 年 4 月 14 日	Windows XP Professional
平成 22 年 7 月 13 日	平成 17 年 6 月 30 日	Windows 2000 Server
終了日	サポートの終了日	7
延長サポートの	メインストリーム	を発

OS は既に開発元である Microsoft 社のサポートが終了しており、セキュリ かつ、監視用システムを開発したメーカーにより保守されているものの、各 ティ更新プログラムは提供されていない。 当該設備は、外部ネットワークからは遮断された環境で使用されており、

いてサポート期間終了以降に発見された脆弱性を把握することができず、修 染や攻撃者による侵入が発生する可能性が高いといえる。 正されることもなくなるため、情報セキュリティ上の脆弱性を抱えることに なる。そのため、サポートが禁続している OS と比較してトルウェアへの感 サポート期間が終了した OS を継続して使用する場合、利用者は OS につ

ソフトウエアは、パッチやバージョンアップなどの開発元のサポートが終了 したソフトウェアを利用してはならない旨が定められている。 また、岐阜県情報セキュリティ対策基準 6(4)①クでは、業務で利用する

ティ責任者に対し例外措置の許可を申請することができる旨が定められて 法を採用することについて合理的な理由がある場合には、最高情報セキュリ 難な状況で、行政事務の適正な遂行を継続するため、遵守事項とは異なる方 同対策基準 7(5) ①では、情報セキュリティ関係規定を遵守することが困 しかし、今回はこの例外措置に関する手続も行われていない。

れており、かつ、開発メーカーにより保守されている状況ではあるが、継続 使用について例外措置の手続を行う必要がある。 当該設備においては、外部ネットワークからは遮断された環境で使用さ

<u>(5)</u>

設立目的

公益財団法人岐阜県浄水事業公社

≤

_ 公益財団法人岐阜県浄水事業公社について

$\widehat{\mathbf{1}}$ 乾 瞅

Θ 所在地

岐阜県各務原市前渡西町字猿尾下 1521 番地

ω

公益財団移行

平成 25 年 4 月 1 日

(

熨

平成2年9月20日

4 基本財産

報

40 百万円(県20百万円、流域市町20百万円)

の水質保全に寄与することを目的とする。 事業の振興を図り、もって県民の健康で快適な生活環境の向上と公共用水域 る知識の普及、啓発等の事業を行うことにより、県及び県内市町村の下水道 県が設置する流域下水道施設の運営管理業務を行うほか、下水道に関す

6

務となっている。 が健康で文化的な生活を営むために不可欠の公共施設であり、その整備は急 下水道は安全で快適な生活環境の確保、公共用水域の水質の保全等住民

特に木曽川及び長良川流域については都市化の進展に伴う水質の悪化を防 止するため県が事業主体となり4市9町(現在は4市6町)と協力して木曽 川右岸流域下水道事業に取り組んでいる。 県においても、県・市町村ともに下水道の整備を積極的に推進しているが

い、共同して運営することを基本理念とした「財団法人岐阜県浄水事業公社」 係市町は、木曽川右岸流域下水道の供用開始にあたり、それぞれの役割を担 体制の下に、適正かつ効率的な維持管理を行う必要がある。このため県と関 この下水道の機能を十分に発揮させるためには、関係市町と密接な協力

125

術・経営の調査研究、下水道知識の普及啓発等を行い、県及び市町村の下水 ことを主たる業務とし、水質分析等の実施、下水道技術者の養成、下水道技 (現在は「公益財団法人岐阜県浄水事業公社」) を設立することとした。 この公社は、木曽川右岸流域下水道の維持管理に関する業務を受託する

道事業の推進に協力し、もって県民の福祉の向上に寄与しようとするもので

公益目的事業

9

- 流域下水道施設の運営管理業務に関すること
- 下水道の水質分析等業務に関すること
- 流域下水道施設の植栽等管理業務に関すること
- 下水道知識の普及及び啓発に関すること
- 下水道技術者の養成に関すること
- 下水道技術の調査研究に関すること
- その他この法人の目的を達成するために必要な事業

組織(平成29年4月1日現在)

常勤役員・・・県 OB 1人、県派遣1人

常勤職員・・・県派遣8人、一般職員(経理事務専門員)1人、

特例職員(電気技術員)1人

非常勤職員・・・事務補助嘱託員1人、雇員1人

財務状況

ア. 貸借対照表 (平成28年度)

2	(3)その他固定資産
2,974,648	退職給付引当資産
2,974,648	(2)特定資産
40,000,000	基本財産預金
40,000,000	(1) 基本財産
42,974,650	2. 固定資産
60, 210	その他
341, 699, 077	現金預金
341, 759, 287	1. 流動資産
	I 資産
스카	科目
(単位:円)	

阜

県

公

報

127

	(注) 科目を一部省略して掲載している。
384, 733, 937	負債及び正味財産合計
40, 000, 002	正味財産合計
2	2. 一般正味財産
(40,000,000)	(うち基本財産への充当額)
40, 000, 000	1. 指定正味財産
	Ⅲ 正味財産の部
344, 733, 935	負債合計
2, 974, 648	退職給付引当金
2, 974, 648	2. 固定負債
5, 335, 219	その 音
336, 424, 068	未払金
341, 759, 287	1. 流動負債
	II 負債の部
384, 733, 937	資産合計
2	什器備品

正味財産増減計算書(平成28年度)

(単位:円)

0	0	0	(2)経常外費用
0	0	0	(1)経常外収益
0	0	0	2.経常外増減の部
0	0	0	当期経常増減額
42, 587, 731	42, 587, 731	0	管理費
2, 221, 711, 948	0	2, 221, 711, 948	事業費
2, 264, 299, 679	42, 587, 731	2, 221, 711, 948	(2)経常費用
573,530	162, 330	411,200	雑収益
2, 263, 721, 944	42, 421, 196	2, 221, 300, 748	受取補助金等
267	267	0	特定資産運用益
3, 938	3, 938	0	基本財産運用益
2, 264, 299, 679	42, 587, 731	2, 221, 711, 948	(1)経常収益
			1.経常増減の部
			I 一般正味財産増減の部
<u> </u>	伍人云川	事業会計	<u>7</u>
>	¥ ,	公益目的	22
(無官・口)			

0 0 0 0 40,000,000 40,000,000 40,000,000 40,000,000	40,00	0	
	40,00		指定正味財産期末残高
0 0		>	指定正味財産期首残高
0 0		0	当期指定正味財産増減額
		0	一般正味財産への振替額
			I 指定正味財産増減の部
1 2		1	一般正味財産期末残高
1 2		1	一般正味財産期首残高
0 0		0	当期一般正味財産増減額
0 0		0	当期経常外増減額

(注) 科目を一部省略して掲載している。

(<u>2</u>) ## 翭

木曽川右岸流域下水道の運営管理業務

 Θ

ア、水処理施設、汚泥処理施設の運転操作及び維持管理業務 転操作、保守管理及び修繕等に関する業務並びにデータ処理業務を実施する 平成 28 年度末の水処理施設整備状況は、日最大処理能力 208 千㎡/日 (事 各務原浄化センターの中核施設である水処理施設及び汚泥処理施設の運

イ、中継ポンプ場、管渠施設の維持管理

業計画 235 千㎡/日の88.5%) である。

4 % 渠の流量計 (16 箇所) の保守管理、放流管渠放流口 5 箇所の保守管理を実施 中継ポンプ場(長森、岐南、川島及び兼山)の運転及び保守管理、幹線管

水質分析等業務

(

ア. 水質検査

ともに、水処理施設の維持管理に必要な各種の機能検査を実施する。 値より厳しい独自の管理基準の適合状況を確認するため、水質検査を行うと 下水道法及び水質汚濁防止法の規制に係る排水基準の遵守状況及び基準

イ・汚泥検査

もに、廃棄物処理法に基づく下水汚泥の溶出検査並びに成分検査を行い、再 水処理施設の維持管理に必要な活性汚泥の機能に関する検査を行うとと

128

県

利用に適正な性状を有していることを確認する

③ 植栽等管理業務

下水道施設が、健康で快適な生活環境の向上、公共用水域の水質保全など社会的要請に応える施設であることを広く県民に理解していただき、より多くの人に親しまれる施設とするため、緑化を促進・保全するとともに、快適な公園機能を維持するため、以下の業務を実施する。

- 7. つどいの広場、四季の森、サッカー場、野球場、覆蓋上部公園等の芝生管理、中高木剪定業務
- 花壇・バラ園の維持管理、モニュメント池及び緑地の管理
- . 場外ポンプ場の芝生管理のほか、浄化センター及び場外ポンプ場施設周 辺の植栽・清掃業務

④ 下水道知識の普及・啓発

報

公

- 7. チラシの市町庁舎等への配架や教育委員会を通じた各小学校への周知と広報等を実施する。
- . 浄化センター施設見学者の受け入れ

施設見学者に対し、木曽川右岸流域下水道の現況、下水道の役割、各務原浄化センターの働きなどを説明し、DVD 上映やパンフレットの配布、場内施設の案内を行うなど、下水道に関する知識の普及・啓発に努める。

⑤ 下水道技術者の養成

岐阜県及び県内市町村の下水道事業に携わる職員の技術力及び資質の向上を図るため、関係団体の協力を得て、県・市町村下水道技術職員研修を実施する。

資金管理について

N

(1) 概 要

公社の財政状態、正味財産増減及び資金収支の状況について、それぞれの

129

内容を正確かつ迅速に把握し、公社の財政内容の透明化、事業の効率化を図ることを目的として、公益財団法人岐阜県浄水事業公社会計処理規程(以下「会計処理規程」という。)を定めている。

(2) 手 続

公社の資金管理に係る関連書類―式を入手し、必要と考えられる監査手続 (閲覧、突合、分析、質問等)を実施することにより、公社資金管理の合規性等を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとす

ο N

① 「収入印紙受払簿」、「切手受払簿」、「テニス夜間照明用コイン受払簿」、「野球夜間照明用コイン受払簿」の押印漏れについて(指 摘)

会計処理規程第10条により、公社の会計帳簿には「郵便切手類受払簿及びその他必要な補助簿」が含まれる旨が読み取れる。また、会計処理規程第72条により、「物品には収入印紙、郵便切手等が含まれる」旨が読み取れ、会計処理規程第75条第1項に「物品は常に良好な状態で管理されなければならない。」と記載されている。

会計処理規程に従い公社は「収入印紙受払簿」、「切手受払簿」、「テニス夜間照明用コイン受払簿」、「野球夜間照明用コイン受払簿」を作成し、月末毎に収入印紙、切手、コインの実際在高と受払簿残高の一致を確認し、担当者と経理責任者が受払簿に押印することになっている。しかし、「収入印紙受払簿」と「切手受払簿」には担当者印と経理責任者印が押されていない月が存在した。これは担当者が実際在高と受払簿残高の一致確認を失念し、経理責任者が担当者による残高一致確認を査閲することを失念していたためである。

実際在高と受払簿残高の一致確認を実施しなければ、収入印紙や切手の盗難や紛失があった場合に気付くことができない。仮に数か月後に盗難や紛失に気付いたとしてもそこから原因を把握するのは困難である。毎月担当者は実際在高と受払簿残高との一致を確認し、経理責任者は担当者による残高一致確認が実施されているか査閲する必要がある。

131

(

収納した現金の取扱いについて(指 摘

会計処理規程第30条に「出納担当者は、現金を収納したときは、直ちに収入日計表に記載したうえ、当該現金を添えて当該収納した日のうちに出納役に引き継がなければならない。」と記載されている。また、規程第33条第1項に「出納役は、第30条の規定により出納担当者から引継を受けた現金及び自らが収納した現金を、当該引継を受け、又は自ら収納した日のうちに取引金融機関に預け入れなければならない。ただし、特別の理由があるときは、収納した日から10日以内に預け入れることができる。」と記載されている。

テニス夜間照明用コインと野球夜間照明用コインの払出により収納した現金を外部への支払いがある都度(最低月4回)取引金融機関に預け入れており、規程第33条第1項に記載された方法とは異なった運用がなされている。公社に現金が保管されていると盗難及び紛失のおそれが生じる。盗難及び紛失を事前に防ぐために、出納役は引継を受けた日、又は自ら出納した日のうちに取引金融機関に預け入れる必要がある。

3. 契約事務について

県

公

(1) 概 要

阜

岐

公社は、県より受託している木曽川右岸流域下水道維持管理業務を効率的に遂行するため、主に1.(2)①~④に掲げる業務(木曽川右岸流域下水道の運営管理業務、水質分析等業務、植栽等管理業務及び下水道知識の普及・啓発)の一部について、各種外部業者と業務委託契約を締結している。

(2) 手 続

公社における契約関連書類―式を入手し、必要と考えられる監査手続(閲覧、突合、分析、質問等)を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとす

Š

長期にわたる同一業者の落札について(意見)

契約関係資料を閲覧したところ、委託業務のうち、定期的な契約を競争入札で行っているものの、既存の受託者が連続して落札している案件は、以下のとおりであった。

(単位:千円)

	7			6		Ŋ		4		ω		2		1	No.
設備)点検業務委託	電気設備(無停電電源		委託	監視制御設備点検業務		電気設備点検業務委託	管理業務委託	覆蓋上部公園植栽年間	業務委託	四季の森植栽年間管理	間管理業務委託	つどいの広場植栽等年		水質等検査業務委託	契約名称
契約額	受託者	契約額		受託者	契約額	受託者	契約額	受託者	契約額	受託者	契約額	受託者	契約額	受託者	
2,814		56, 700		D社	32, 025		8,610		37, 485		21,000		ı	1	H19
2, 762		55, 650			35, 700		6, 825		33, 600		17, 850		I	ı	H20
2, 762	F社	49, 350		E社	35, 175	C社	7, 245	B社	34, 650	A社	17,955	A社	1	_	H21
2,835		55, 650		H.	40, 320		7, 245		30, 450		17, 955		I	ı	H22
2,835		54, 600			47, 775		4, 725		27, 300		13, 650		-	1	H23

(単位:千円)

	1	No
	水質等検査業務委託	契約名称
契約額	受託者	
3, 360		H24
7, 665		H25
7,884	G社	H26
7,884		H27
7,884		H28

岐

		7		6			បា		4		ω		2		
汽	源設備)点検業務委	電気設備(無停電電	務委託	監視制御設備点検業		完	電気設備点検業務委	間管理業務委託	覆蓋上部公園植栽年	理業務委託	四季の森植栽年間管	年間管理業務委託	つどいの広場植栽等		
	契約額	受託者	契約額	受託者	契約額		受託者	契約額	受託者	契約額	受託者	契約額	受託者		
	3, 182		56, 700		52, 395		H社	4, 725		27, 300		13, 650			
	2, 835	F社			50, 190		55, 125			7, 508		26, 775		19, 950	
	1, 750		61,560	E社	56, 700	56, 700		Ţ	8, 208	B社	28, 620	A社	21,600	A社	
	2, 408				62,640		69, 876		社	7, 776		28, 620		21,600	
	2,700		66, 960		69, 660			7, 776		28, 620		21,600			

上表のうち、No.6の平成19年度の受託者であるD社は、平成20年4月に他社と合併し、E社として発足したものであり、平成20年度以降の受託者と実質的には同一と考えられる。

また、No.5 は平成24年度にC社の入札参加資格停止措置により、H社が受託した。その後、平成25年度以降の受託者であるI社は、C社から保守・点検等サービス事業を分割した事業体でありC社と実質的には同一と考えられる。

公社の入札実施過程を確認したところ、上記 No. 1~No. 7 について、5 社以上が入札~参加できるように配慮しているとともに、落札率は 76.4%~95.4%であり、競争性は確保されていると考えられる。

しかしながら、長期にわたり同一業者が落札しているのが現状であり、今 一度、入札条件や契約条件の見直し等の検討の余地があると考えられる。

その一つとして、「岐阜県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」を準用した複数年契約を導入することにより、単年度ごとの契約事務に係る手間と費用も節減できると考えられる。また、複数年にわたる業務継続により、受託者にノウハウが蓄積されることも期待できる。

よって、複数年契約の導入などの措置により、より効率的な契約事務とすることを検討されたい。

4. 人件費について

(1) 概 要

公社では、役職員の給与等(各種手当を含む)について、県と同等の内容の規程を定めており、県からの派遣職員は県で従事する場合と同等の給与等が支給されている。県からの受託事業収入の積算上、それら人件費が含まれ

(役員等の状況)

, interior			
í			
1			
7			
ľ			
1			
1			
ŗ			

役員等数

2 2/2

20名

22

理事)

評議員)

 (職員の状況)
 平成 29 年 3 月 31 日 現在

 常勤職員
 非常勤職員
 合計

 職員数
 10 名
 2 名
 12 名

(2)手続

公社における人件費に係る関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査 手続(閲覧、突合、分析、質問等)を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について指摘を述べることとする。

常勤役員分の賞与引当金の計上もれについて(指 摘)

 Θ

公社の賞与引当金の算定対象者は下表のとおりとなっており、常勤役員 (理事長及び常務理事兼事務局長) は賞与引当金の算定対象から漏れているなお、平成 28 年度計上額は4,725 千円である。

133

<現行の賞与引当金の算定対象者(平成 28 年度)>

				令 际旧与
職名	等有用	区分	人数	算定対象
理事長	県 OB	目心带条	0 4	44
常務理事兼事務局長		市判役貝	7	<u>×</u>
管理部長				
経営課長				
管理課長				
管理課課員	県から派遣			
施設課長		1	10 4	±
施設課課員		市判収貝	10 %	泛绘
水質課長				
水質課課員				
経理事務専門員	一般職員			
電気技術員	特例職員			
事務補助嘱託員		冒禪特宗书	40	7.安朴
	ı	乔韦	7.	<u>×</u>

期末手当が職員と同様の算定方法によって支給されることとなっている。下 に継続的に算定金額と同額が支給されているとのことである。 記による算定金額の範囲内で理事会の承認を得て定めるとあるものの、実際 しかし、公社は公益財団法人であり、下記規程のとおり、常勤役員に対し

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程(抜粋)

第 4 条 酬等」の範囲内で、理事長が理事会の承認を得て定めるものとする。 常勤役員に支給する報酬等の額は、別表第1「常勤役員に支給する報

別表第1 常勤役員に支給する報酬等

	常勤役員	区分
の範囲内	50 万円/月まで	報酬
の範囲内	10 万円/月まで	役職手当
までの範囲内	報酬月額×2.25/年	期末手当

135

一方、引当金の計上要件は以下の4要件である(企業会計原則注解18参

遥)。

- 7. 将来の特定の費用又は損失であること
- イ. その費用又は損失が当期以前の事象に起因して発生するものであること
- ウ. 発生の可能性が高いこと
- その金額を合理的に見積ることができること

Н

金の計上要件を満たすことから、賞与引当金の算定対象に含めることが必要 常勤役員分の期末手当は、上記規程及び実際の運用状況からすると引当

により、賞与引当金は812千円の増額となる。 なお、平成29年夏季支給額を基礎とした場合、常勤役員分を含めること

賞与引当金の算定過程について(指 藲

定期昇給及び平成 28 年度の給与改定のうち勤勉手当の支給割合が反映され 算定額を採用している。しかしながら、その算定額には、平成29年1月の 賞与引当金の算定額の基礎データは、最終補正予算ベースを前提とした

常勤役員分は、平成29年夏季支給額にも含まれていない)。 平成28年度計上額の算定基礎データは下表のとおりである(①で述べた ていなかった

<賞与引当金算定の基礎となる期末手当・勤勉手当 (平成28年度)

(単位:円)

	期末手当	勤勉手当	☆	令际旧与旱
×ì				
ŗ	Α	В	C=A+B	$D=C\times4/6$
①平成29年3月補正予算額	4, 295, 159	2, 791, 780	4, 295, 159 2, 791, 780 7, 086, 939	4, 725, 000
② (本来の算定額)	4, 377, 115	4, 377, 115 3, 023, 550	7, 400, 665	4, 934, 000
③増減額 (②一①)	81, 956	231,770	313, 726	209, 000

※賞与引当金算定額は千円未満を切上げ

する必要がある。 いる昇給やベースアップなどを反映して支給見込額を算定し、基礎データと 賞与引当金の算定に当たっては、当該年度決算日時点において把握して (95)

岐

財務情報の開示について

(1) 槟

状態等を明らかにするために事業報告及び計算書類等を作成し公表している。 公社は事業の実施状況、法人の概況、収支状況、正味財産の増減及び財政

(2) 手

り、事業報告及び計算書類等の合規性等を検証した。 必要と考えられる監査手続(閲覧、突合、分析、質問等)を実施することによ 公社の平成 28 年度事業報告及び計算書類等に係る関連書類一式を入手し、

(3) 監査結果

Ø 上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとす

Θ 事業報告の重要な契約について(意 見

に下記の内容が記載されている。 平成 28 年度事業報告のII 事業の実施状況 3「重要な契約に関する事項」

	444, 650		化)業務委託
$28. \ 4. \ 1 \sim 29. \ 3. \ 31$	20,304 円/t	寒りゅういき	汚泥処分(乾燥汚泥
		業部	
		営業本部中日本営	務委託
28. 8. $30\sim29$. 3. 22	66, 960	メタウォーター㈱	監視制御設備点検業
		リング中部支社	託
$28. \ 9. \ 29 \sim 29. \ 3. \ 17$	69, 660	㈱明電エンジニア	電気設備点検業務委
			務委託
$28. \ 4. \ 1 \sim 29. \ 3. \ 31$	79, 758	㈱りゅういき	汚泥処理施設運転業
			運転保守業務委託
$28. \ 4. \ 1 \sim 29. \ 3. \ 31$	497, 713	水 ing㈱中部支店	各務原浄化センター
	(千円)		
履行期間	契約金額	契約業者名	契約名

汚泥処分 (セメント原 住友大阪セメント 18,360円/t 28.4.1~29.3.31	住友大阪セメント	18,360円/t	$28. \ 4. \ 1 \sim 29. \ 3. \ 31$
料化)業務委託	㈱岐阜工場	229, 883	
汚泥収集運搬業務委 ㈱りゅういき	練りゅういき	3,618円/t	3,618 円/t 28.4.1~29.3.31
託		124, 533	
水質等検査業務委託	(一財)岐阜県公衆	7, 884	7, 884 28. 4. $1\sim29$. 3. 31
	衛生検査センター		

から木曽川右岸流域下水道維持管理業務を受託しており、その内容を下記に 重要な契約として業務委託契約だけが記載されている。しかし、公社は県

	事業名
道 岐阜県	受託先名
2, 426, 682	契約金額 (千円)
28. 4. $1\sim$ 29. 10. 31	履行期間

して記載することが望まれる。 契約金額は2,426,682千円と多額であるため、県との契約も重要な契約と

水質管理及び薬品管理について

(1) 義 翢

① 水質管理

を行っている。 は、公共用水域の水質保全に寄与することを目的に、流域下水道の水質管理 県が設置する流域下水道施設の運営管理業務は公社が実施している。公社

委託している。 間企業に委託し、法令で定められている項目の検査を外部の計量証明機関に 実際の業務運営では、公社が維持管理に関する水質試験の一部を外部の民

137

② 水質試験の頻度

探水場所 游入水 放流火 性等效反抗 电等效度池 最初次度池 最初次度池 最初次度池 最初次度池 最初次度池 量份次度池 量份次度池 量份次度池	放流水 最初沈殿池 生物反応槽 生物反応槽	最初沈殿池	生物反応標 最終沈殿 地下水 沈殿脱水楓 重力濃縮槽	生物反応相 最終沈殿述 地下水 地下水 沈殿脫水機 宜力濃縮標 重立濃縮標	生物反応槽 最終沈殿进 地下水 地下水 沈殿脱水棚 重力濃縮槽 遺心濃縮機 遊心濃縮機	生物反応権 最終沈殿進 地下水 沈殿脱水機 重力濃縮権 適心濃縮機 流の濃縮機 流の濃縮機 流の濃縮機	生物反応標 最終沈殿形 地下水 近殿形水 近殿形地 重力護籍標 重力護籍標 重力議籍標 重力議籍標 重力議籍標 重力議 高心議 高の議 形 大 水 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大
生物相 BOD, SS		最初沈殿池 全窒素、全リン、アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素、リン酸態リン、アルカリ度	海線性COD、金線素、金リン、アンモニア性酸素、連過酸性酸素	心 殿 大貓貓 裁 機 機	応得 海绵性(200、金貨業、全リン、アンモニア性窒素、	段 活機	製 心 心 植

③ 放流水の排出基準等

例により、公共用水域に排出される水質の排水基準が定められている。 その水質環境基準を達成するため水質汚濁防止法及びこれに基づく県の条 環境基本法より水質環境基準及びその水域の類型が定められている。また、 県は、水質汚濁防止法第15条に基づき、県内公共用水域の水質汚濁の状 公共用水域の水質汚濁から人の健康を保護し、生活環境を保全するため、

岐

況を常時監視している。

<放流水の排出基準及び管理基準(目標値)

		×	水質污濁防止法関連		下水道法		
項目	推位		全家電水群>C電 コギ市領閣実算水	家條件	第9第9共享	技術水の	東 雅 斯 島
		定める省令	定める条例 (終量県条例第33号)	(第7次)	技術上の基準)		(III) MCIE
(素イオン濃度(水素指数)	ı	5.8~8.6	_	1	5.8~8.6	5.8~8.6	$5.9 \sim 8.5$
主物化学的酸素要求量	mg/L	160(120)	25(20)	-	15	15	ယ
1.学的酸素要求量	mg/L	160(120)	-	30	1	30	20
早遊物質量	mg/L	200(150)	90(70)	-	40	40	8
かだミウム及びその化合物	mg/L	0.03	_	-	_	0.03	0.003
アン化合物	mg/L	- 1		_	_		0.1
有機端化合物	mg/L	- 1		_	_		0.1
沿及びその化合物	mg/L	0.1	-	-	1	0.1	0.01
1、価クロム化合物	mg/L	0.5	-	-	1	0.5	0.05
計素及びその化合物	mg/L	0.1	-	-	1	0.1	0.01
K銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	0.005	1	ı	1	0.005	0.0005
アルキル水銀化合物		検出されないこと	1	ı	1	検出されないこと	不被出
い塩化ピフェニル	mg/L	0.003	1	ı	1	0.003	不検出
リクロロエチレン(~H27.10.21)	mg/L	0.3	1	ı	1	0.3	0.03
・リクロロエチレン(H27.10.21~)	mg/L	0.1	1	ı	1	0.1	0.01
ナトラクロロエチレン	mg/L	0.1	1	ı	1	0.1	0.01
クロロメタン	mg/L	0.2		ı	1	0.2	0.02
四塩化炭素	mg/L	0.02	-	ı		0.02	0.002
1・2ージクロロエタン	mg/L	0.04	-	-	-	0.04	0.004
・1ージクロロエチレン	mg/L	1		_			0.1
スー1・2ージクロロエチレン	mg/L	0.4	_	-	-	0.4	0.04
・1・1ートリクロロエタン	mg/L	3	-	1	1	3	0.3
・1・2ートリクロロエタン	mg/L	0.06	-	ı	1	0.06	0.006
・3ージクロロボロベン	mg/L	0.02		ı		0.02	0.002
・4ージオキサン	mg/L	0.5	-	_	_	0.5	0.05
チウラム	mg/L	0.06		-		90.0	0.006
95	mg/L	0.03		-		0.03	0.003
チオベンカルブ	mg/L	0.2		-		2.0	0.02
ぐき	mg/L	0.1		-		1.0	0.01
セレン及びその化合物	mg/L	0.1		-		1.0	0.01
まう素及びその他化合物	mg/L	10	_	1	_	10	-
、つ素及びその化合物	mg/L	8		-		8	0.8
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	100		-		100	13
プルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類)	mg/L	5		-		5	0.5
ルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類)	mg/L	30	-	-	-	30	3
71ノール類合有量	mg/L	5	-	-	-	5	0.5
調合有量	mg/L	3	-	-	1	3	0.3
亜鉛含有量	mg/L	2	_	-	_	2	0.5
容解性鉄含有量	mg/L	10	_	-	_	0.1	_
容解性マンガン含有量	mg/L	10	_	-	_	0.1	_
	mg/L	2	_	-	_	2	0.2
公司 有層	個/mL	3000	_	-	0000	0000	1000
7日415名目	mg/L	120(60)	_	25	20	20	15
7月14年 大照道群数 逐素含有量							

改生 仏選カン 有鉛 六型 水 フボレ ヒーシュー シー・ コーチンチ ベ セほ ふ ア ノ ノ フ 御車 選選 ク 大 塗 瀬

4 薬品管理

し、「試薬等管理要領」を作成し法令違反のないよう管理している。 「毒物及び劇物取締法施行令」及び「毒物及び劇物取締法施行規則」に準拠 上水道事業と同様に、一般試薬、毒物及び劇物は、「毒物及び劇物取締法」、

(2) 手 鷔

当該事務手続の合規性等を検証した。 と考えられる監査手続(閲覧、突合、分析、質問等)を実施することにより、 下水道事業の水質管理及び薬品管理に係る関連書類一式を入手し、必要

外 号

(1)

^{* ()}は、日間平朽。
* 管理基準とは、(公財)核阜県浄水事業公社が自ら定めた技液水の管理上の基準。

(3) 監査結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について指摘及び意見を述べることとする。

一般試薬と毒物及び劇物の管理について(指 摘)

一般試薬と毒物及び劇物の管理は、両者を混在させると取扱いにおいて 危険であるため、それぞれの保管場所を定め両者が混在することがないよう取り決めていた。しかし薬品保管室を観察したところ、通常一般試薬の保管場所としているところに劇物の一部が置いてあった。

当該劇物はポリタンクに入れられており物理的に大きいため、毒物及び劇物を保管する場所に当該劇物を保管する場所が十分に確保できなかったため一般試薬の保管場所に臨時的に数か月間保管していた。 しかし、劇物は取扱いを誤れば人体に被害を及ぼしかねない。そのた



岐



長期間使用していない薬品の管理について(意 見)

薬品保管室における一般試薬、毒物及び劇物の保管状況を観察したところ、何年も使用していない古い薬品が保管されていた。当該薬品は平成22年に外部の検査機関に水質検査を委託する以前に分析機器で使用していた薬品であり、分析機器の廃棄以降使用する機会がなくなったため、使用さ

れないまま保管されるようになった。 使用しない薬品を長期間保管していると、紛失及び盗難等のおそれがある。よって、一般試薬、毒物及び劇物について、一定期間を経過した古い薬品については廃棄するよう内規において定める等、長期滞留薬品の保管方法の見直しを検討されたい。

141

号

水道事業及び下水道事業の経営改善の提言

ここでは、岐阜県営水道及び受水市町、流域下水道及び関係市町における各種財務・非財務情報の分析も踏まえ、県内の水道事業及び下水道事業の経営改善策等について意見を述べることとする。

1. 水道事業の広域化等について

(1) 広域化等をめぐる国の動向

① 厚生労働省の動き

厚生労働省は、水道の事業環境の変化に対して関係者が基本理念を共有することで一丸となった対応を図ることで水道を次の世代に継承していくとして、平成 55 年 3 月に「新水道ビジョン」を作成している。

新水道ビジョンでは、従来の枠組みにとらわれることなく、新たな発想で取り組むべき方策を整理しており、その中の一つに水道の広域化が掲げられている。

新水道ビジョンにある重点的な実現方策に、広域化に関するプロセスが以下のとおり記載されている。

近隣水道事業者との広域化の検討を開始

 Θ

・これまでの広域化のイメージを発展的に広げ、まずは広域化検討のスタートラインに。

岐

- ・水道用水供給事業や近隣水道事業との広域化検討を行う場を持つ取り組みを。
- ・将来的な水道施設の在り方をイメージし、近隣水道事業等とのソフトな連携の検討を。
- ・事業情報の共有化、事業運営方式の共通化、共同化を

水道の広域化については、昭和32年の水道法制定以降、長期間にわたって議論され、一定の水道システムが形成されてきましたが、水道の 普及がほぼ完遂し、各地で水道事業が成熟している現在においては、事業統合を主とした水道の広域化に、市町村経営を原則とした水道事業では、これまで以上の大きな進展は見られない状況です。

143

しかしながら、水道事業の運営基盤強化を図るための効率化を考慮すれば、新設又は更新すべき施設の統廃合や再配置の検討が必要となり、その際には事業の広域化が有効な手段として考えられますので、水道事業者は積極的に近隣水道事業者との広域化の検討を進めることが望まれます。

まずは、近隣水道事業者との広域化検討のスタートラインに立つことが肝要です。これまでにも、「新たな広域化」として、事業統合に限らず、概念を広げた広域化の促進を図っているところですが、将来を見据えた戦略的な広域化の検討も必要であり、事業の共通化による複数事業で共通の将来像設定や複数事業での共同の施設再配置の検討も含まれます。

具体的には各業務部門の共同化(料金飯収、維持管理、水質管理、研修プログラムなど)をはじめとした幅広い検討が考えられますが、これまで新たな広域化の概念において、検討すら行われない地域においても、近隣水道事業者との検討の場を持つことを第一段階で必要な方策とするものです。

② 次の展開として広域化の取り組み推進

- ・将来の広域化を念頭に、他の行政部門との枠組みや連携できる範囲の検討を。
- ・広域的に事務を取り扱う他の行政部門との連携により、水道の多様な業務も連携を。
- 現状では広域化の必要性が希薄であっても、事業の将来像を確実に 見据えた連携を。

近隣水道事業者間での広域化の検討を進めるに当たっては、これまでの新たな広域化の概念(経営の一体化、管理の一体化、施設の共同化)をもってしても、財務面や人事面など、様々な懸案のために検討が進捗しないケースが見られました。今後は、さらなる発展的広域化の在り方について検討し、人口減少社会に直面する水道事業の抜本的再構築を推進していくための取り組みを実施することが望ましいと考えられます。

について使訂し、人口減少在気に自由する水追事業の牧本的用情樂を推進していくための取り組みを実施することが望ましいと考えられます。 新たな広域化の考え方を超えた発展的広域化としては、近い将来(5~ 10年後)の広域化に限定せず、さらに遠い将来に目標を据えて、その最終形に向けた協力・連携について可能な分野・項目から検討することが重要です。また、水道以外の行政部門、例えば、廃棄物処理や消防な

の枠組みによる検討も考えられ、施設の共同整備や人事交流など、水道 とが重要です。 事業にメリットをもたらすメニューを取り入れる観点で検討を進めるこ 広域的な事務を行う部門との連携、さらには広域行政圏などの既存

の展開の取り組みを第二段階の方策とするものです。 や人事交流、遠い将来も含めた着地点の検討といった、新たな広域化の次 このように、他の行政部門との連携による枠組み検討、施設の共同整備

発展的な広域化による連携推進

 \odot

- ・広域化検討の枠組みにおいて、事業の持続性が確保できるよう、
- ・これまでの広域化の形態にとらわれない多様な連携方策を
- ・人材・施設・経営の各分野において、既存の枠組みにとらわれない 発展的な連携を

を考慮して設定しつつ、施設の共同整備や人材育成等の幅広い観点か 理想的な広域化の枠組みについて、流域単位での連携など、地域の特性 により検討が進められるべきであると考えられます。 うに連携形態にとらわれない多様な形態の広域連携です。したがって、 新水道ビジョンで示す発展的広域化は、事業統合や新たな広域化のよ 水道事業の持続性が確保できる規模を想定するなど、多面的な配慮

枠組みの設定により、関係者との調整などを進めることを第三段階の方策 とするものです 携形態にとらわれない多様な形態の広域連携を検討のうえ、実現に向けた 広域化の全容を踏まえ、住民や議会等との合意形成に配慮しながら、連

岐

(出典:厚生労働省健康局「新水道ビジョン」平成 25 年 3 月)

(総務省の動き

厳しさを増しつつあることを踏まえ、平成29年3月に「公営企業の経営の あり方に関する研究会報告書」を公表している。 地方公営企業全般を所管する総務省では、公営企業を取り巻く経営環境は

記載されている(太字・下線部分は監査人による) 討プロセスや、水道事業における広域化等の留意点について、以下のように この中で、地方公営企業に求められる「抜本的な改革」の必要性とその検

145

「抜本的な改革」の必要性と検討プロセス>

営形態を前提とした取組だけでは、将来的な住民サービスの確保が困難となる り巻く経営環境は厳しさを増しつつある。特に中小の公営企業では、現在の経 大、大量退職等に伴う職員数の減少、制度改革に伴う影響など、公営企業を取 〇人口減少等に伴う料金収入の減少、施設等の老朽化に伴う更新需要の増

い手のあり方について、 リスクを「見える化」して把握、分析、公表した上で、当該事業の必要性と担 資必要額と財源の具体的な推計等により、事業の現在の課題、将来の見通し・ ○各公営企業は、公営企業会計の適用、経営比較分析表の活用、中長期的な投 「抜本的な改革」の検討を行うことが必要

性・公営で行う必要性、②事業としての持続可能性、③経営形態 広域化等(※1)及び民間活用という4つの方向性を基本として、改革の検討が 範囲・担い手)の3つの観点から整理を行い、**事業廃止、民営化・民間譲渡、** 「抜本的な改革」の検討において、各公営企業は、 ①事業そのものの必要 (事業規模・

必要

<水道事業における広域化等の留意点>

携、下水道事業における最適化や病院事業における再編・ネットワーク化を含む概念である。

(※1) 「広域化等」は、事業統合をはじめ、施設の共同化、管理の共同化などの広域的な連

- 広域化等の形を選択することが望ましいが、**最大の改革の効果が期待できる事** ・地域の実情に応じて、**事業統合、施設の共同設置、管理の一体化**など適切な
- ・多様な形態の中から「できることから」広域化等を進めるアプローチも重

業統合を視野に入れて広域化等を検討すべき

可能なシミュレーション分析が行われるよう、主導的な役割を果たすべき 都道府県は、特に、 更新需要、給水原価等に関して、市町村間で比較・共有

の広域連携に関する検討体制の構築を求めている。 減少に伴う料金収入の減少等の厳しい経営環境を鑑み、市町村等の水道事業 また、水道事業における施設等の老朽化に伴う大量更新期の到来や、人口

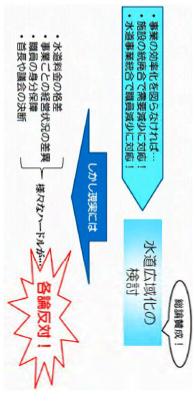
及び将来の見通し、課題の把握や共有を実施している状況にある。 岐阜県水道事業広域連携研究会を平成29年11月に設置し、水道事業の現状 県においては、水道事業の広域連携に関する研究を行うことを目的として、

の強化を図っていくこととし、具体的には、災害時応急給水支援体制の整 変えずに連携を深めるソフトな広域化の考え方のこと)の考え方を基に、 営戦略」において、受水市町と「ソフト統合」(=水道事業の経営形態は 備や、協働防災訓練の実施など、維持管理面の協働を行うこととしてい 協働で実施可能な事業や必要なノウハウを共有し、相互の連携や経営能力 岐阜県営水道においては、平成29年3月に策定した「岐阜県営水道経

(2) 広域化等の取組における現状

期間を要することが多い。 ように水道料金の格差や経営状況の差異等の課題の存在により、推進に長 実際に広域化等を進めるに当たっては、先行事例を踏まえると、下記の

<広域化等の取組における現状>



(出典:総務省「公営企業の経営のあり方に関する研究会」第7回配布資料3-2)

(3) 岐阜県における広域化等の検討について

水道用水の供給を行っている。受水市町である7市4町は、多治見市、中津 県では、岐阜県営水道として県内の7市4町(東濃、可茂地域)を対象に

147

三世、 辺町、御嵩町となっている。 瑞浪市、恵那市、 美濃加茂市、土岐市、可児市、坂祝町、富加町、川

経常収支比率・料金回収率、施設の老朽化を示す指標として有形固定資産減 27年度までの経営比較分析表から、経営の健全性・効率性を示す指標として する観点から、経営比較分析表の作成を行っている。平成23年度から平成 路経年化率・管路更新率の指標についての説明は以下のとおりである。 を行った。なお、経常収支比率・料金回収率、有形固定資産減価償却率・管 価償却率・管路経年化率・管路更新率を用いて、受水市町の経営状況の検討 これら受水市町においては、経営の健全性・効率性、施設の老朽化を分析

【経営の健全性・効率性を示す指標】

料金回収率(%)	経常収支比率(%)
<u>供給単価</u> 給水単価	班 提常
× 100	× 100
給水に係る費用が、どの程度給水収益で賄えるかを表した指標	当該年度において、給水収益や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払 らの繰入金等の収益で、維持管理費や支払 利息等の費用をどの程度賄えているかを表す 指標

【施設の老朽化を示す指標】

管路更新率(%)	管路経年化率(%)	有形固定資產減価償却率(%)
<u>当該年度に更新した管路延長</u> 管路延長	<u>法定耐用年数を経過した管路延長</u> 管路延長	有形固定資産滅価償 <u>却累計額</u> 有形固定資産のうち 償却対象資産の帳簿原価
× 100	× 100	× 100
当年度に更新した管路延長の割合 を表す指標	法定耐用年数を超えた管路延長の 割合を表す指標	有形固定資産のうち償却対象資産 の減価償却がどの程度進んでいる かを表す指標

(出典:岐阜県HP「平成27年度地方公営企業経営比較分析表(岐阜県内市町村」)

経営の健全性・効率性について

 Θ

支比率及び料金回収率は、以下のとおりである 受水市町である7市4町における平成23年度から平成27年度までの経常収

		経	怪常収支比率(%	6)	
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
多治見市	102.19	101.73	100.89	110.07	111.61
中津川市	107.35	107.89	108.48	124.30	124.48
瑞浪市	100.30	100.18	103.09	101.72	96.00
恵那市	113.34	105.03	107.50	121.42	125.26
美濃加茂市	109.41	108.23	106.45	119.34	117.75
土威市	104.30	104.12	104.94	116.38	114.49
可児市	98.13	93.99	95.81	115.64	116.47
坂祝町	106.38	110.34	103.05	113.90	115.53
富加町	113.90	109.33	110.99	104.28	107.97
川辺町	97.68	92.42	78.59	108.48	104.66
御嵩町	105.20	104.05	100.80	116.10	110.44

)	科金回収率(%)	
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
多治見市	99.81	99.65	98.89	108.30	110.16
中津川市	107.10	107.71	108.29	128.76	128.79
瑞浪市	85.96	88.08	78.88	97.65	91.95
恵那市	107.12	99.20	101.52	119.06	123.70
美濃加茂市	106.97	106.29	103.81	121.86	120.07
土岐市	96.64	96.27	96.12	108.84	108.08
可児市	91.08	90.07	89.68	114.03	114.67
坂祝町	103.65	106.23	98.72	111.50	112.20
富加町	101.25	100.53	104.09	97.05	98.49
二辺町	94.19	91.87	77.76	109.81	105.19
卸嵩町	98.69	97.31	97.28	115.65	110.06

(出典:岐阜県HP「平成27年度地方公営企業経営比較分析表(岐阜県内市町村」)

経常収支比率をみると、平成27年度においては6市4町において100%を上回っており、単年度収支が黒字であることを示している。瑞浪市が100%を下回っているが、これは平成27年度より隔月検針に移行したことに伴い収入月のずれが生じたことによるものであり、影響は一時的なものである。

岐

また、料金回収率をみると、平成27年度においては6市3町において100%を上回っており、給水収益で給水に係る費用を賄えている状況を示している。一方で、瑞浪市、富加町では100%を下回っており、一般会計からの繰入金によって収入不足を補填している状況となっている。受水市町の水道事業における経営の健全性・効率性は概ね良好な状況を

受水市町の水道事業における経営の健全性・効率性は概ね良好な状況を保っていると考えられる。

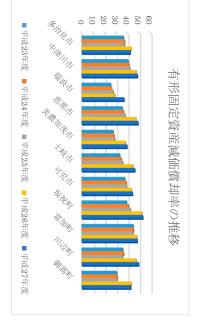
施設の老朽化について

(

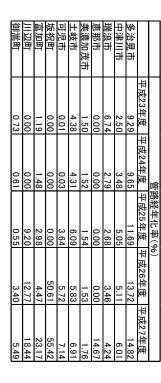
受水市町である7市4町における平成23年度から平成27年度までの有形固定資産減価償却率、管路経年化率及び管路更新率は以下のとおりである。

		有形固気	有形固定資産減価償却率(%)	1率(%)	
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
多治見市	9	8	37.39	42.88	42.25
中津川市	40.34	41.18		47.37	48.54
瑞浪市	25.21		27.49	28.81	36.82
恵那市	35.24		37.91	47.33	49.07
美濃加茂市	27.34	28.19	28.90	37.93	39.42
土岐市	33.04		35.85	44.72	46.29
可児市	37.42	38.77	39.21	43.25	44.18
坂祝町	39.06	40.81	42.47	52.38	53.24
富加町	44.81	45.14	44.69	48.00	48.35
川辺町	35.75	36.47	35.59	47.39	49.63
电弧电	30.33	31.03	30.63	42.97	42.75

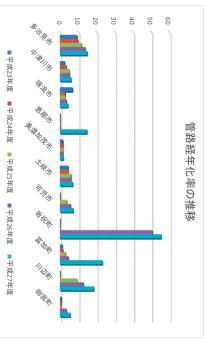
(出典:岐阜県HP「平成27年度地方公営企業経営比較分析表(岐阜県内市町村)」)

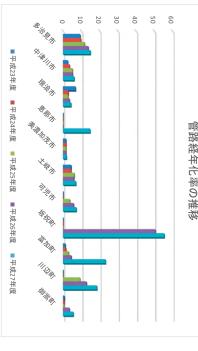


有形固定資産減価償却率をみると、平成26年度、平成27年度にかけて、すべての受水市町において有形固定資産減価償却率の大幅な上昇が認められる。これは、地方公営企業会計基準の改正に伴い資産の老朽度を適切に表示されることとなったためであり、直近では40%程度~50%超と、近い将来の設備投資更新の必要性を示す結果となっている。



(出典:岐阜県HP「平成27年度地方公営企業経営比較分析表(岐阜県内市町村)」)

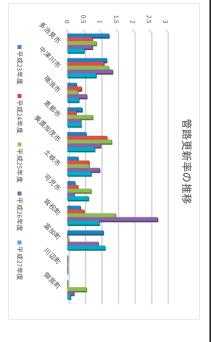




御嵩町	川辺町	富加町	坂祝町	可児市	土岐市	美濃加茂市	恵那市	瑞浪市	中津川市	多治見市		
0.00	0.00	1.08	0.39	0.22	0.32	0.56	0.44	0.27	1.18	1.25	平成23年度	
0.00	0.00	0.00	0.50	0.31	0.65	1.19	0.26	0.42	1.10	0.75	平成24年度	싙
0.57	0.00	0.04	1.45	0.71		1.33	0.76	0.31	1.24	0.87	平成25年度	管路更新率(%
0.19	0.00	0.93	2.72	0.20	0.97	1.00	0.40	0.58	1.36	0.75	平成26年度)
	0.00	1.13	0.96	0.63	0.71	0.82	0.41	0.34	0.86	0.50	平成27年度	

(出典:岐阜県HP「平成27年度地方公営企業経営比較分析表(岐阜県内市町村」)

151



新投資を行っており、管路更新率が高い水準にある。 朽化が進んでいるといえる。管路更新率をみると坂祝町、富加町ともに更 窺える。特に坂祝町、富加町においては高い水準となっており、管路の老 管路経年化率をみると各受水市町において、年々増加傾向にあることが

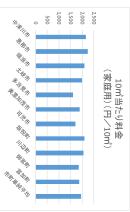
計画の検討が必要とされる受水市町がほとんどであると考えられる。 管路更新率は高い受水市町においても1%程度であり、今後の更新投資

水道料金単価について

受水市町7市4町における水道料金単価(平成27年度)について、主な住民にとっての使用単価となる家庭用10㎡当たり料金(口径13mm)で 比較した結果は下表のとおりである。

<受水市町における水道料金比較(10 ㎡当たり(口径 13 mm);家庭用)>

市町単純平均	富加町	御諸町	川辺町	坂祝町	可児市	美濃加茂市	多治見市	土岐市	瑞浪市	恵那市	中津川市	水道料金
1,960	1,879	1,846	2,057	2,090	1,706	1,890	1,598	1,998	2,106	2,231	2,160	10㎡当たり料金 (家庭用)(円/10㎡)



(出典:総務省自治財政局「平成27年度 地方公営企業年鑑」2015年、第2編 統計資料第3章 事業別 第1項 水道事業 個表(23)施設・業務概況及び経営分析に関する調)

平均額は 1,960 円であり、市町間のバラつきは大きなものではなく、最も高い恵那市で 2,231 円(平均額の 1.14 倍)、最も安い多治見市で 1,598 円(平均額の 0.82 倍)であった。

④ 抜本的改革等の取組状況について

総務省は、全国の地方公営企業を対象に、広域化等や民間活用といった 抜本的改革等の取組状況を調査している。下表は、受水市町における平成 29年3月31日現在の状況をとりまとめたものである。

岐阜県営水道	取組事項	取組の概要	檢討状況 - 課題
7市4町		(現行の経営体制・手法を継続する理由)	(今後の経営改革の方向性等)
中津川市	(実施予定)包括的民間委託	上於《(1204.1~) 上於《(1204.1~) - 與金數以限速集 - 施設總,相將會理業務(見回り含む) - 與他等 - 提供電氣計裝設備点核業務 - 通水等幹業表等	
惠那市	(実施済)その他の民間活用(集務 委託)	東資格報に全て外線製技術、研究24年度から、市 内一部地域に上水道の全部と問題水道の一部のの 浄水場、起水箱板(配水也・ボンブ場等)を含む水 海水場、起水箱板(配水也・ボンブ場等)を含む水 括整指に受けている。 中成2年度からは、金島間人、 間等機材と愛拝機器を追加するとよりに市内を 全球へ対象を広げて一括で業務委託を行った。 (1424.1-2)	
市政部	現行の経営体制を継続	下水道事業が平成28年度から地方公営企業法を適用したことから、法適用によって明確化する経営 状況の分析により、下水道事業と併せて今後の経営改革に収り組むこととしているため。	今後、経営状況を把握しながら、包括的民間委託導入のメリットに ついて検討する予定である。
土岐市	現行の経営体制を継続	現行の人員配置に会裕がなく、近年の業務の多株 化等に対応するのに手一杯であり、技本的な改革 の実施の検討ができていない。	近隣市においても、人口減少が進んでおり、それに伴い給水人口も 減少し、今後収益減が見込まれる。こうした状況に対応するため、 広域化、広域連携といった手法等も検討し、持続可能な給水事業を 目指したい。
多治見市	(実施済)広域化等(施設の共同 設置)	県の調整池、可児市及び本市の配水池の3つの施度の整備予定を、一体での整備と建設後の維持管理も推持管理も共同で実施できるものとした。あわせて可児市の一部を本市の給水区域に編入した。(H18.3.27~)	
美濃加茂市	(検討中)広域化等	1市3町の実務担当者及び県職員をメンバーとし、 地域間連携によるメリット・デメリットの洗い出し、施設連携策について検討。	現時点では、明確に課題等が洗い出せていない。29年度に水道経営戦略を策定し、課題抽出予定。
可児市	(実施済)広域化等(施設の共同 設置)	関係自治体で「顕影也、西水池の御筆及び水道用 「関する設定書」を作成し、事業を推進した。県の 顕影池、当市の記水池、顕接する参泊里市の記述 起の3つの指説の影備予定が、一体での整備と護 設後の親持管理も共同でできるものとした。 (H18327~)	
坂祝町	(検討中)広域化等	岐阜県東部上水道広域研究会に参加	(課題)資産、工事基準等の調整
川辺町	(検討中)広域化等	事務事業調整事項に係る情報交換及びとりまと め。	経営観路策定についての検討
御嵩町	現行の経営体制を継続	現行の体制で、健全な運営が行えているため。	今後、人口減少に伴い粉水収益の減少が見込まれる一方で、施設 の老折代による維持管理費及び運動費用の増加が見込まれること から、施設の運動による七十年接寄全達点、接費の削減に努めながら 効率的な事業運営を進めていべことが必要。
會加町	(検討中)広域化等	近隣市町で勉強会を開いて、広域化についての検討を行っている。	経営戦略をそれぞれの市町で発注を予定しており、広域化のメリット、デメリットを推索する予定。

岐

(出典:総務省HP「地方公営企業の抜本的な改革等の取組状況(平成29年3月31日現在調査)])

153

施設の共同設置や包括的民間委託等が4市において実施済み又は実施予定であるほか、1市3町において広域化等について検討中である。現行の経営体制を継続するとしているのが2市1町存在するが、今後の方向性としては持続的な経営のための改革を検討するものと考えられる。

事業統合を視野に入れた広域化等の検討及び県内市町村への情報提供に ついて(意 見)

受水市町の経営の健全性・効率性については、現時点においては各受水市町とも健全に水道事業の経営を行っているといえる。

ただ、今後は人口の減少が予想されており、人口減少に起因する料金収入の減少が想定されることからすると、各受水市町の現在の水道料金設定で、管路をはじめとした設備の老朽化の更新投資を賄っていけるか不透明な面がある。②のとおり、管路をはじめとする設備投資においての負担は今後益々大きくなってくることが予想される。

かかる状況下においては、受水市町7市4町における給水収益の確保、給水に係る費用の削減に向けた長期にわたる持続可能な経営を確保するための有力な方策として、水道事業の広域化等が検討課題となる。具体的な手法としては、(1)で述べたとおり、事業統合、施設の共同設置、管理の一体化等が考えられる。

受水市町間の水道料金水準や経営状況については①~③によると大きな差異は見られないこと、また④によると現在の経営改革の取組又は今後の方向性として広域化等について否定的な方針が明確である市町はないことから、(1)に述べた総務省の考え方に則り、最大の改革の効果が期待できる「事業統合(すなわち、岐阜県営水道と受水市町の7市4町で水道事業団を設立)」を視野に入れて、経費削減、人員の強化、管理体制の一元化を検討することが適切である。

総務省の報告書によると、他の自治体において、以下の事例が存在す

155

	系統合	##		
垂直統合	区域外指水 をきっかけ とした水平 結合	現在の一部 事務組合等 を活用した 水平統合	水平統合	類型
・用水供給を行う岩手中部広域水道企業団と米端約水を行う2計1町が接合し、岩手中部水道企業団を関めた行う2計1町が接合し、岩手中部水道企業団を関立。(検討期間11年2-105.3)(資料1-01年20年2年2年2年2年2年2年2年2年2年2年2年2年2年2年2年2年2年	・北九州市が、行政区域外への結本(分本)をきっかけとして、水巻町と事業統合。(資料1-4)	・埼玉県の1市4町が「ちちぶ定住自立圏形成協定」 を活用し、狭文広城市町村園組合の1事業として水道 事業を開始。(検討期間H21.9~H28.3)(資料1- 3)	・群馬県東部の3市5町が群馬県東部本道企業団を設立。(検討期間EL1.4~H28.3) ・	最近の事例
・用水供給では給水収益が 超加、米温給水では不要な 水源管理費等の削減、人員 強化、人材育成、危機管理 体制強化。		危機管理体制強化。	· 經費回減 · 更新投資相 減、水源の一元常型や管理 体制線化による水の安定供 素、人員場市、人材者応	主な効果

(出典:総務省「公営企業の経営のあり方に関する研究会 報告書」 (平成29年3月))

以上を踏まえ、岐阜県営水道においては、現在行っている広域化の検討において、かかる事業統合の可能性について、受水市町とともにより詳細に検証されることを検討されたい。これに当たっては、特に更新需要、給水原価、必要な原材料費等に関するシミュレーション分析について市町間での比較・共有が可能な形でなされるよう、主導的な役割を果たされたい。

また、県は、岐阜県営水道における取組により得られるノウハウを含めた幅広い情報について、県内市町村にも積極的に提供し、広域化等の推進を支援することにより、県全体における水道事業の経営基盤の強化を促進するよう取り組まれたい。

下水道事業の広域化等及び民間活用について

(1) 広域化等及び民間活用をめぐる国の動向

地方公営企業全般を所管する総務省では、公営企業を取り巻く経営環境は厳しさを増しつつあることを踏まえ、平成 29 年 3 月に「公営企業の経営のあり方に関する研究会報告書」を公表している。

この中で、地方公営企業に求められる「抜本的な改革」の必要性とその検討プロセス (1. (1) ②参照) について提言している。

また、下水道事業における広域化等及び民間活用の留意点について、以下のように記載されている(太字・下線部分は監査人による)。

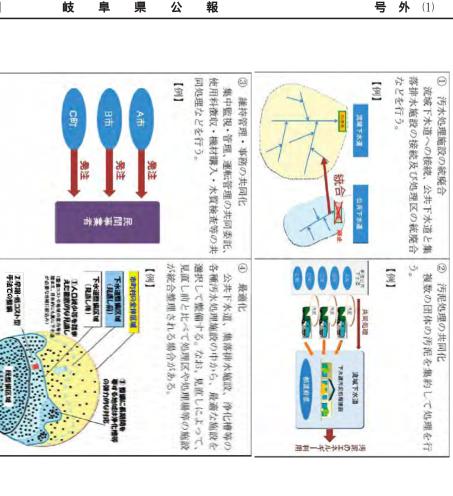
【広域化等の留意点】

- ・<u>汚水処理施設の統廃合、汚泥処理の共同化、維持管理・事務の共同化、最</u> 適化の4類型を基本として広域化等を検討すべき。
- ・市町村内において施設の統廃合を進めるのみならず、**市町村城を越えた広域 化等(流域下水道との連携を含む)についても検討を行うことが重要**。
- ・都道府県構想の見直し等を通じ、都道府県は主導的な役割を果たすべき。

【民間活用の留意点】

- ・<u>民間活用は、コストダウンだけでなく、民間の有する技術やノウハウを積</u>極的に活用する点にも意義があることに留意すべき。
- ・指定管理者制度や、包括的民間委託、<mark>コンセッションを含むPPP/PFI方式</mark>等の活用を積極的に検討すべき。
- ・広域化等とあわせた民間活用について検討すべき。
- 都道府県は、民間活用の推進に当たって積極的に関与する役割が期待

上記4類型の概要は以下のとおりである。



(出典:総務省「公営企業の経営のあり方に関する研究会 報告書」(平成29年3月))

その他、以下の動きがある

Θ 都道府県構想の見直し

各都道府県は、平成26 年1月に国交省、農水省、環境省が共同で策定し

157

ル」に基づき、都道府県構想の見直しを行っている。 「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュア

選定などの最適化を検討することとなっている。 存の汚水処理施設の統合などの広域化・共同化や効率的な運営管理手法の もに、施設の改築・更新の予定や、将来人口の減少等の状況を踏まえ、既 構想の見直しに当たっては、未普及地域における整備手法の最適化と

下水道法に基づく協議会制度の創設

や下水汚泥の共同処理などの広域的な連携に向けた「協議の場」としての 協議会制度が創設された(国、公社、日本下水道事業団等の参画も可 水道管理者による維持管理業務の一括発注、ICT の活用等による集中管理 平成27 年5月に改正された下水道法 (第31 条の4) において、複数の下

阪府内の4市町村が、平成28 年8月に全国初の協議会を設置したところであ 現在、協議会設立に向けた動きを国も支援しているところであるが、大

(2)下水道事業の広域化等の検討について

坂祝町、川辺町、八百津町、御嵩町となっている。 終末処理場の運営管理を行っている。関係市町である4市6町は、岐阜市 (一部)、美濃加茂市 (一部)、各務原市、可児市 (一部)、岐南町、笠松町、 県では、流域下水道として県内木曽川右岸流域の4市6町を対象に下水の

経常収支比率(地方公営企業法非適用団体(以下、「法非適用団体」という。) 27年度までの経営比較分析表から、経営の健全性・効率性を示す指標として する観点から、経営比較分析表の作成を行っている。平成23年度から平成 収益的収支比率・経費回収率、管渠改善率の指標についての説明は以下のと 善率を用いて、関係市町の経営状況の検討を行った。なお、経常収支比率・ では収益的収支比率)・経費回収率、施設の老朽化を示す指標として管渠改 これら関係市町においては、経営の健全性・効率性、施設の老朽化を分析

み算定可能な指標であるため省略する。) (有形固定資産減価償却率・管渠老朽化率は、地方公営企業法適用団体の

【指標説明】

(%) 【法適用団体】	経常収益経常費用	× 100	当該年度において、料金収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払 りの繰入金等の収益で、維持管理費や支払 利息等の費用をどの程度賄えているかを表す 指標
【法非適用団体】 【独団代本(%)	<u> </u>	× 100	料金収入や一般会計からの繰入金等の総収益で、総費用に地方債償還金を加えた費用を との程度賄えているかを表す指標
(%)率外回幕器	下水道使用料 汚水処理費(公費負担分を除く)	× 100	使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料 で賄えているかを表した指標
(%)率垂次素	改善(更新·改良·維持)管渠延長 下水道布設延長	× 100	当該年度に更新した管渠延長の割合を表した 指標

(出典:岐阜県IIP「平成27年度地方公営企業経営比較分析表(岐阜県内市町村」)

Θ 経営の健全性・効率性について

支比率(収益的収支比率)及び経費回収率は、以下のとおりである。 関係市町である4市6町における平成23年度から平成27年度までの経常収

十年夕	経常収	経常収支比率(%)(;	法非適用団体[*]: 収益的収支比率	(比率)
- E	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
岐阜市	105.52	104.56	103.39	99.51	102.17
美濃加茂市	_	100.24	100.23	102.91	104.74
各務原市[*]	78.68	83.31	79.67	79.46	79.30
可児市[*]	88.05	87.42	85.23	86.94	84.15
岐南町[*]	92.74	89.53	88.97	89.84	86.47
笠松町[*]	86.74	58.88	62.69	63.43	64.08
坂祝町[*]	60.47	59.61	57.87	60.11	68.58
川辺町[*]	91.53	88.86	86.96	86.80	88.94
八百津町[*]	90.55	91.68	91.95	91.22	91.40
卸嵩町[*]	96.53	90.57	88.01	87.96	90.30

タ畑丰		舱	経費回収率(%)		
1	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
岐阜市	91.00	92.78	90.77	83.96	87.49
美濃加茂市	1	89.79	90.69	83.87	83.81
各務原市[*]	58.22	70.74	67.09	72.55	75.22
可児市[*]	69.95	72.50	72.75	70.87	73.56
岐南町[*]	73.13	74.55	74.70	76.94	71.88
笠松町[*]	57.63	39.13	46.49	48.28	49.74
坂祝町[*]	56.73	54.05	60.52	63.23	63.36
川辺町[*]	67.50	67.60	65.87	65.27	69.32
八百津町[*]	75.40	75.54	76.12	76.41	76.23
御嵩町[*]	68.95	70.69	61.98	62.68	70.60

(出典:岐阜県HP「平成27年度地方公営企業経営比較分析表(岐阜県内市町村」)

経常収支比率(収益的収支比率)をみると、平成27年度においては法非

159

規模別の類似団体の平均値よりも低くなっている。 適用団体においてはすべて100%を下回っている。特に、笠松町、坂祝町で は70%を下回る水準となっており、総務省による経営比較分析表における

態に適合していない可能性が高い。 長く管渠が長くなるという地理的要因はあるものの、使用料単価水準が実 て100%を下回っており、一般会計からの繰入金等によって収入不足を補填 している状況となっている。特に、笠松町は50%を下回っており、東西に また、経費回収率をみると、平成27年度においてはすべての団体におい

ほとんどである。 経費削減や使用料等の改定により持続的な経営を目指したいとする団体が 関係市町の下水道事業における経営の健全性・効率性は低水準であり、

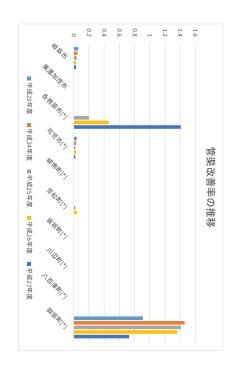
施設の老朽化について

(

十里 4		firm	管渠改善率(%		
- E	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
岐阜市	0.06	0.05	0.04	0.03	0.03
美濃加茂市	_	0.00	0.00	0.00	0.00
各務原市[*]	0.00	0.00	0.20	0.46	1.41
可児市[*]	0.04	0.03	0.02	0.03	0.02
岐南町[*]	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
笠松町[*]	0.00	0.00	0.02	0.04	0.00
坂祝町[*]	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
川辺町[*]	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
八百津町[*]	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
御嵩町[*]	0.91	1.46	1.41	1.36	0.73

※[*]・・・地方公営企業法非適用の団体

(出典:岐阜県HP「平成27年度地方公営企業経営比較分析表(岐阜県内市町村」)



管渠改善率は、高い関係市町においても1%程度であり、その他はほぼ更新投資が実施されていない。管渠布設から20~30年の市町が多いことも影響していると考えられるが、今後は計画的な更新投資が必要とする団体がほとんどである。

下水道使用料単価について

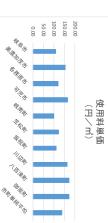
ω

関係市町4市6町における下水道使用料単価(平成27年度)について、主な住民にとっての使用単価となる1㎡当たり料金で比較した結果は下表のとおりである。

岐

<関係市町における下水道使用料比較(1 ㎡当たり)>

下水道使用料	使用料単価 (円/㎡)
岐阜市	110.67
美濃加茂市	155.61
各務原市	120.77
可児市	166.41
岐南町	101.56
笠松町	123.10
坂祝町	112.86
川辺町	164.70
八百津町	173.38
御嵩町	173.04
古 甲 連 第 中 达	140.21



(出典:総務省自治財政局「平成27年度 地方公営企業年鑑」2015年、第2編 統計資料第3章 事業別 第7項 下水道事業 12 個表)

161

平均額は140.21円であり、最も高い八百津町で173.38円 (平均額の1.24倍)、最も安い岐南町で101.56円 (平均額の0.72倍)であった。市町間でのバラつきが一定程度みられる。

抜本的改革等の取組状況について

総務省は、全国の地方公営企業を対象に、広域化等や民間活用といった 抜本的改革等の取組状況を調査している。下表は、関係市町における平成 29年3月31日現在の状況をとりまとめたものである。

洗城下水道	取組事項	取組の概要(現行の経営体制・手法を継続する理由)	検討状況・課題(今後の経営改革の方向性等)
		(広域化等)内部での調査・研究に着手したところであり、現時点では、他市町との協議は開始してい	
岐阜市(一部)	(検討中)広域化等、指定管理者, Ppp 理者, Ppp (実施済)包括的民間委託	- +	(に従来等を今後の場のの手持のことして、国際・研究が必要と認 種に大力が、信義の者に受けている。 (情報管理解をPPP)を美や単にの手持のことして、国際・研究が の実に関係しており、信義の者にあっているが、関連者では、導入 を申提出したと、情報が必要が表現的についない。
(暗) (明安加崇美	現行の経営体制を継続	必要な知見、ノウハウの不足により、技本的改革 の実施の検討ができていないため。	中長期的な経営計画の策定及び進捗状況の分析を行い、住民に対する説明責任を果たすとともに、民間的経営手法の導入について検討していく。
各務原市	現行の経営体制を継続	当市は赤城関連公共下水道事業のため処理場が なく、管薬のみであるため、技本的改革によるスケールメリットがいさいため。	・公室企業会計への移行に向けて、固定資産均模整備等を行う予 度である。 ・使用約の改定について、当市下水道事業運営審議会に諮問を行 う予定である。
可児市(一部)	現行の経営体制を継続	平成29年度より公営企業会計へ移行することにより、財政状態や経営状況の把握することが可能となる。それにより、今後の経営体制・手法については検討することとなるため。	流域下水道へ接続している目治体との広域化及び広域連携が考えられる。
岐南町	現行の経営体制を継続	人員に会裕がなく、通常業務をこなすだけで精一杯であり、技本的な改革の実施が検討できていないため。	今後は、公営企業会計に移行をしてから検討する予定。
加殊茲	現行の経営体制を継続	現体制で問題があるとは考えていない。	H30年度に経営戦略を策定予定であり、新設から改築修繕まで盛り 込んだものとすることで、経営の健全化を目指す。
坂祝町	現行の経営体制を継続	当町を含め、近隣市町においても語がないため。	平成30年度までに地方公営企業法適化をする予定。
坤쯙川	現行の経営体制を継続	現在は法非適用で、平成32年度より法適用予定の ため、それまでは現行の体制を継続。	現在は法非適用で、平成32年度より法適用予定のため、今後の経 営方針等は検討中。
八百津町	(実施予定)包括的民間委託	修繕工事を含む公共下水道施設の維持管理業務 (H20.4.1~)	
西岸町	現行の経営体制を継続	現行の体制で、健全な運搬が行えているため、 (※その他の民間活用(下水道使用料収納事務等 業務) 実施済(H1641~))	今後、人口減少に伴う下水温料金の収益減少や既存下水温施設 の表析に公開込ますら中、地方公室企業法(公室)業金計(の通 が上ので、大小マティシントの 策定を行い、財務状況の的確定性機や助率的な下水温施設整備 の推進及(が開設の更新を行い、より機士公事業温度を行っていく。

(出典:総務省HP「地方公営企業の抜本的な改革等の取組状況(平成29年3月31日現在調査)」)

平成 32 年度までに総務省から要請されている地方公営企業法適用を優先

させたいことが要因とも考えられるが、財政の健全性が相対的に良い岐阜県営水道の受水市町とは逆に、現行の経営体制を継続するとしている市町が多い。

⑤ 広域化等の必要性を共有するための取組の検討について(意 見)

関係市町の経営の健全性・効率性については、①のとおり、法非適用団体はすべて低水準であり、かかる状況下においては、関係市町における使用料の確保、汚水処理費の削減に向けた長期にわたる特続可能な経営を確保するための有力な方策として、下水道事業の広域化等が検討課題となる。具体的な手法としては、(1)で述べたとおり、ア. 汚水処理施設の統廃合、イ. 汚泥処理の共同化、ウ. 維持管理・事務の共同化、エ. 汚水処理方式の最適化が考えられる。県は、平成29年度中に岐阜県汚水処理施設を職構想を策定するため、エ. については市町村の意見を踏まえて推進する方向であるが、ア. ~ウ. については今後の課題となる。

①~③によると、関係市町間の下水道使用料の単価水準や経営状況についてはある程度バラつきがみられる。また④によると、今後も現行の経営体制を継続するとしている市町が多い。さらに、これからも未普及地域について下水道整備を継続する必要がある市町がほとんどである。これらを勘案すると、広域化等の推進は円滑には進まない可能性が高いと考えられる。

よって、県は、できることから始めるという考え方に立ち、経費削減や人員の集約化といった広域化等の検討の場をまずは設けることが必要である。そして、関係市町に対し、広域化等を実施する場合としない場合における双方の将来推計とその効果を情報共有し、検討の必要性について共通認識をもつよう指導すべきと考える。

岐

また、総務省より策定が要請されている「経営戦略」の策定が平成32年度までであるが、これは事業の経営状況の将来見通しを的確に把握することが前提となるものであることから、県は、関係市町における当該経営戦略策定の取組について情報共有の場を設けることが効果的と考える。

そのうえで、各関係市町の維持管理・事務の共同化、汚水処理施設の総廃合、汚泥処理の共同化等、広域化の取組の範囲を徐々に広げる方向で検討を進めていき、中長期的には県全体における広域化等推進計画の策定を検討することが望ましい。

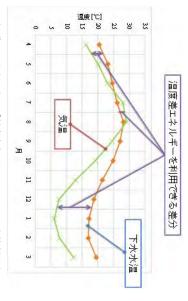
(1)で述べたように、広域化等とともに、民間活用も抜本的な改革のために有効な改善策である。現在想定されている主な手法は、指定管理者制度や、包括的民間委託、コンセッション(3.で後述)を含む PPP/PFI 方式の活用である。

県においては、水道事業と同じく、民間活用の目的は単なる短期的なコストダウンだけでなく、下水道資源の活用を含め「民」の有する優れた技ストダウンだけでなく、下水道資源の活用を含め「民」の有する優れた技術やノウハウを積極的に活用するという点にも意義があることに留意し、まずは県がイニシアチブをとって流域下水道における導入を積極的に検討

また、下水道資源の活用という課題は、下水汚泥及び下水熱のエネルギー利用の推進(下水汚泥のエネルギー利用及び下水熱利用)であり、これが有効な民間活用の突破口となり得ると考えられる(下水汚泥のエネルギー利用については、V 3.参照)。

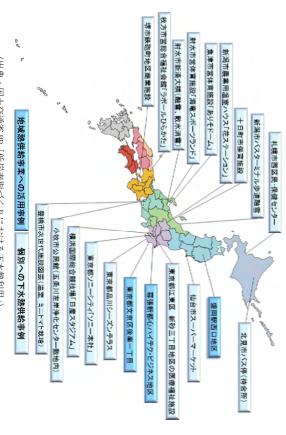
下水熱利用とは、都市内に豊富に存在する未利用エネルギーである下水の持つ熱を、ビルの冷暖房や給湯、道路の融雪などに活用し、都市の省エネ化・省 CO2 化等を図るものである。

下水は大気に比べ冬は暖かく、夏は冷たい特質を有しており、また、日々の生活から発生する下水を利用していることから安定的かつ豊富に存在する。そこで、この熱(温度差)エネルギーをヒートボンプ等で活用することにより、省エネ・省CO2効果が期待される。



(出典:国土交通省 HP「低炭素街づくりにおける下水熱利用」)

下水熱は、都市域に配置された管渠や処理場等を流れる下水の熱を利用することができるため、熱需要者(自治体、民間企業、商業施設、病院、ホテル、一般家庭等)との需給マッチングの可能性が高く、また採熱による環境影響が小さいなど、他の未利用エネルギー(河川水、地下水等)と比べて複数のメリットがあると考えられており、平成29年3月末現在、全国20か所で下水熱利用が実施されている。



(出典:国土交通省 IB「低炭素街づくりにおける下水熱利用])

岐

県においても、民間活用の方策の選択肢として、下水汚泥のエネルギー利用とともに、関係市町における下水熱の利用の導入可能性についても積極的に情報共有の場を設けられたい。

そのうえで、中期的には、流域下水道における取組において得られたノウハウについて他の県内市町村にも積極的に情報提供を行い、民間活用を支援することにより、県全体における下水道事業の経営基盤の強化を促進するよう取り組まれたい。

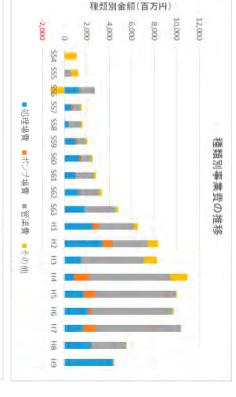
165

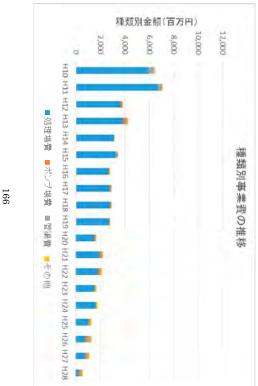
下水道事業における固定資産の更新投資について

(1) 戴 要

県の総務省決算統計資料を元に、昭和 54年度以降の下水道事業における 総事業費を種類別にした金額の推移は(図 1)のとおりである。

(<u>|</u> <u>|</u> 1)





岐

事業費全体でみると、下水道事業について、一部(岐阜市、各務原市、岐南町)供用を開始した平成2年度末まで大きく増加し、平成4年度(109.8億円)をピークに平成7年度までは100億円程度でほぼ横ばいで推移した。平成8年度以降、概ね減少傾向にあり、直近の平成28年度(6億円)は平成4年度の6%まで減少している。

種類別で金額をみると、管渠費が平成8年度までは大きい割合を占めているが、これは平成9年3月の全7幹線約77.6km(木曽川・長良川・芥見・岐阜・川島・飛騨川・八百津)の流入管渠が完成したときまでに支出した費用によるものである。

ポンプ場費は、平成2年度、平成4年度~平成7年度に多額に生じているが、前者は長森ポンプ場、後者は岐南ポンプ場、川島ポンプ場及び兼山ポンプ場の整備によるものである。

処理場費について全体計画上、平成28年度時点で合計27池の水処理施設を建設する計画となっており、平成9年度に1系水処理施設(1~8池)、平成17年度に2系水処理施設(9~16池)、平成22年度に3系水処理施設(17~22池)、平成25年度に4系水処理施設(23池)が完成しているため、毎年度一定額発生しており、平成29年度以降も4系水処理施設(24池及び25池)を建設中である。

その他は、管渠費、ポンプ場費、処理場費に含まれない付帯事務費である。 なお、昭和 56 年度の計上額がマイナスであるが、原本の保存期間が過ぎて おり、原本が存在しないため、内容は不明である。

このように、下水道事業には多額の投資金額が必要になる。ここで、一部(岐阜市、各務原市、岐南町)供用を開始した平成3年4月を起点として、平成29年3月で満26年を迎える。処理場、ポンプ場、管渠などのこれまで整備された施設が更新時期を迎えた場合、住民の生活に多大な影響を及ぼすと考えられる。そのため、長寿命化計画(ストックマネジメント計画)を策定し効率的な設備の改築・更新を行っている。

(2) 固定資産の更新投資の推計と対応策の検討について(意 見)

下水道事業の総事業費の推移表を元に以下の前提で更新投資額を推計した結果、(図 2)のとおりとなった。

<推計の前提>

① 更新時期の開始時点については、処理場費、ポンプ場費、その他は平成

167

3年4月の供用開始としており、管渠費は管渠が地下にあるため、投資時点からの経過年数で劣化が生じるものとして事業費が発生した昭和56年度からとしている。

- 更新投資額については、平成2年度までの投資金額を元としている。
- 推計時に使用する耐用年数については、下水道事業では現時点で固定資産台帳が整備されていないため、以下の資料を元にしている。

処理場費:50年、ポンプ場費:20年、管渠費:50年

機械及び装置		構造物	種類
下水道のもの		下水道のもの	構造物又は用途
ポンプ設備	処理設備	下水管渠、人孔及び枡	細目
20	50	50	耐用年数 (年

(出典:「地方公営企業法の適用を受ける簡易水道事業等の勘定科目等について (通知) 別表 2])

その他:35年

法非適用企業の減価償却費については、次により算出した額とすること。ア 下水道事業 (特定地域生活排水処理施設及び個別排水処理施設を除く。) (A÷49+B÷24+C÷25+D÷35+E÷35)×0.9 (注)

(注) AからEについては、次のとおりとする。なお、下水道事業債発行額は、一定期間(過去の施設等の耐用年数の期間)に発行した下水道事業債を合算したものとする。

その他に係る下水道事業債の発行額に相当する額

(出典:「平成29年度地方債同意等基準運用要綱 第1-1-5-(2)-ア」一部抜粋

) 上記の更新時期の開始時点及び耐用年数を元にした場合、ポンプ場はすでに更新時期を迎えているため、平成 29 年度及び以後 20 年ごとの更新投資を織り込むこととする。

(<u>×</u> 2)



 度
 H29
 H37
 H42
 H43
 H44
 H45
 H46
 H47
 H48
 H49
 H50
 H51
 H52

 連携費
 1,945
 1,945
 1,945
 1,945
 1,945
 1,945
 1,945
 1,945
 1,945
 3,119

 の他
 3,055
 6,22
 1,468
 701
 1,136
 814
 837
 1,617
 3,695
 2,671
 3,199
 17,536

 計
 1,945
 3,055
 6,22
 1,468
 701
 1,136
 814
 837
 1,617
 3,695
 2,671
 3,199
 17,536

推計した結果を分析してみると、ポンプ場についてはすでに更新時期を迎えているため、ポンプ場の状態次第では更新投資を実施する必要があり、平成29年度及び平成49年度にそれぞれ19億円の更新投資額が必要である。また、処理場、管渠及びその他についてはまだ更新時期を迎えていないが、その他は平成37年度に30億円、管渠は平成42年度から徐々に更新投資が必要になり、平成52年度までに合計で179億円、処理場は平成52年度に302億円相当の予算を確保する必要がある。

岐

ここで、岐阜県では、対応策として平成25年度~平成29年度にかけて、下水道長寿命化支援制度実施要綱の規定に基づき、木曽川右岸流域下水道長寿命化計画を策定し、各施設の状態を調査し、健全度を設定、更新・長寿命化対策が必要な施設を特定後、当該対策に必要な概算事業費を算定するという処理場、ボンブ場及び管渠についての長寿命化を計画している。下水道長寿命化支援制度の目的は以下のとおりである。

事故の未然防止及びライフサイクルコストの最小化を図るため、平成20年度に「下水道長寿命化支援制度」が新規事業として創設された。当該事業は、下水道施設の健全度に関する点検・調査結果に基づき「長寿命化対策」に係る計画を策定するとともに、当該計画に基づき長寿命化を含めた計画的な改築を行うものである。

(出典:下水道長寿命化支援制度に関する手引き(案)1.1.1 目的(一部抜粋))

また、平成30年度に向けて、平成29年度中にストックマネジメント実施の基本方針を策定し、提出する予定とのことである。なお、ストックマネジメントとは、「下水道事業の役割を踏まえ、持続可能な下水道事業の実現を目的に、明確な目標を定め、膨大な施設の状況を客観的に把握、評価し、長期的な施設の状態を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理すること(出典;下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン1.1.1ストックマネジメントの定義)」である。従来の長寿命化計画では、処理場、ポンプ場及び管渠それぞれに分割して計画を策定していたが、今後は下水道施設全体を一体的に管理するようになる。

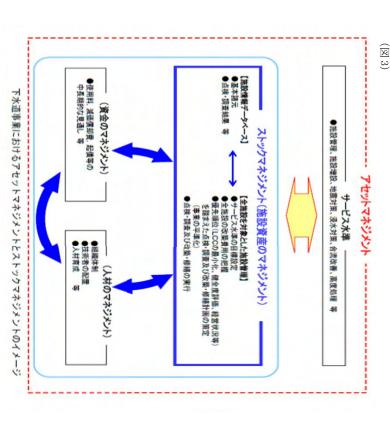
このように、岐阜県では、更新投資への対応策として、長寿命化計画を策定し、ストックマネジメント実施の基本方針の策定を予定しているが、ストックマネジメントでは、施設資産のみを管理対象としている。

ここで、より広範囲のマネジメントを対象とするアセットマネジメントという手法がある。なお、アセットマネジメントとは、「社会ニーズに対応した下水道事業の役割を踏まえ、下水道施設(資産)に対し、施設管理に必要な費用、人員を投入し、良好な下水道サービスを継続的に提供するための事業運営」(出典;ストックマネジメント手法を踏まえた下水道長寿命化計画策定に関する手引き(案)2 頁参照)と位置づけられる。また、アセットマネジメントとストックマネジメントの関係性に関しては、(図3) のとおりである。

つまり、施設管理のみではなく、資金及び人材のマネジメントも考慮する 要がある。

ここで、人材のマネジメントについては、近年全国的に技術・ノウハウの継承等における人材不足の懸念が取りざたされているが、岐阜県の下水道事業では、下水道課、流域浄水事務所、岐阜県浄水事業公社の中だけでローデーションされているおけではなく、他の部署も含めて人事異動が実施され、適切な運営が可能な組織体制が整備されている。

171



(出典:ストックマネジメント手法を踏まえた下水道長寿命化計画策定に関する手引き(案)3頁参照)

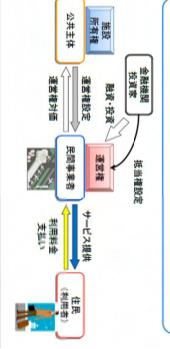
しかし、将来的に発生する更新投資額に関する資金調達等の資金のマネジメントについては、特段考慮されていない。ここで、資金のマネジメントとしては、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う PFI (Private Finance Initiative) という資金のマネジメントも含むすべてのマネジメントを民間の活用を通じて実施する方法がある。その PFI のうち、近年内閣府が推進するコンセッション方式による PFI (図 4) がある。

(図 4)

コンセッション方式

・利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共 主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式。

(平成23年PFI法改正により導入) 公的主体が所有する公共施設等について、民間事業者による安定的で自由度の高い運営を可能とすることにより、利用者ニーズを反映した質の高いサービスを提供。



(出典:コンセッション方式(内閣府田))

コンセッション方式による PFI の地方公共団体のメリットとしては 以下が挙げられる。

- ・運営権設定に伴う対価の取得
- ・民間事業者の技術力や投資ノウハウを活かした老朽化・耐震化対策の促進
- ・技術職員の高齢化や減少に対応した技術承継の円滑化
- 施設所有権を有しつつ運営リスクの一部移転

(出典:公共施設等運営権の導入メリット(内閣府HP))

下水道事業においてはコンセッション方式による PFI の導入実績はまだないが、以下の自治体では、コンセッション方式による PFI の導入を進めている。

岐

上記団体以外にも、村田町・小松市・大分市・大牟田市が平成 28 年度の内閣府の「上	※ 上記団体以外にも、村田町・
デューディリジェンスを実施。	
に資する支援措置」にて導入可能性調査・	
内閣府の「上下水道コンセッション事業の促進	
平成 32 年度の事業開始に向け、平成 28 年度の	宮城県
ジェンスを実施。	
業の促進に資する支援措置」にてデューディリ	
28 年度の内閣府の「上下水道コンセッション事	
早ければ平成 34 年度の事業開始に向け、平成	宇部市
を実施。	
に資する支援措置」にてデューディリジェンス	
内閣府の「上下水道コンセッション事業の促進	
平成30年度の事業開始に向け、平成28年度の	須崎市
方針案等を公表予定。	
議会設置条例を可決。平成 29 年 3 月頃に実施	
月にコンセッション事業方式検討のための審	
平成31年4月の事業開始に向け、平成28年12	三浦市
例案を議会に提出する予定。	
平成 30 年度の事業開始に向け、実施方針の条	奈良市
ターOSAKA」を設立。	
月に受け皿会社である新会社「クリアウォー	
見直し基本方針(案)」を策定し、平成28年7	
平成 27 年 2 月に「大阪市下水道事業経営形態	
早ければ平成 31 年度からの事業開始に向け、	大阪市
3月に優先交渉権者を決定。	
月に民間事業者から提案書類を受付、平成29年	
平成30年4月の事業開始に向け、平成28年12	浜松市
進捗状況	都道府県名・市町名

※ 上記団体以外にも、村田町・小松市・大分市・大学田市が平成28年度の内閣所の「上下水道コンセッション事業の促進に資する支援措置」にて導入可能性調査を実施中(出典:下水道事業におけるコンセッション事業の進捗について(国土交通省IP))

以上のように、今後の更新投資への対応策としては、ストックマネジメント手法だけではなく、より広範囲のアセットマネジメント手法の導入及びそれに向けた民間活用の手法である PFI (コンセッション方式による PFI を含む) の導入を検討していくことが望ましい。

4. 関連市町の経営改善の推進に関する支援策について

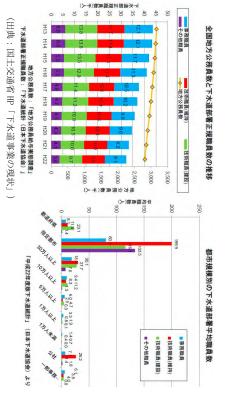
(1) 国における課題認識

総務省は、平成29年3月に公表している「公営企業の経営のあり方に関する研究会報告書」において、公営企業を取り巻く経営環境の変化の一つとして、大量退職等に伴う職員数の減少を挙げている(1.(1)②参照)。また、各公営企業おける現在の問題状況として、以下のように記載している。

職員数が少ないところでは、例えば日々の施設の管理運営で精一杯で、「経営戦略」の策定や抜本的な改革の検討まで手が回っていないという面があり、特に中小規模の公営企業における「経営戦略」の策定、抜本的な改革の検討の推進及びその体制づくりには支援が必要である。

(出典:総務省「公営企業の経営のあり方に関する研究会 報告書」(平成29年3月))

国土交通省は、全国の自治体における下水道部署の正規職員数の経年推移を把握している。同省によると、下図のとおり、21世紀に入ってから一貫して、全体でも職種別にみてもすべて減少傾向にあること、また、都市規模別の下水道部署平均職員数をみると人口10万人未満の自治体における職員数は非常に小規模であることが明らかとなっている。



173

?)流域関連市町における人員状況

平成 28 年度末における流域関連市町における人員状況は下表のとおりでる。

<流域関連市町の人員状況(平成 28 年度末現在)

	2.5	2.5	御嵩町
	ω	1	八百津町
	1	1	川辺町
	0	1	坂祝町
	4	2	密松町
	2	1	岐南町
	51	2	可児市
	8	8	各務原市
合計	技術	事務	-
(\mathcal{X})	下水道従事人員 (人)	T:	十甲々

※岐阜市、美濃加茂市は市域の一部受入れのため対象外としている

関連市町のうち特に6町は、(1)に掲載した全国の都市規模別平均職員数に比し、さらに組織が小規模である。総務省が公表している地方公営企業の抜本的な改革等の取組状況(平成29年3月31日現在調査)によると、以下のような現状が明らかとなっている(2.(2)@参照)。

「必要な知見、/ウハウの不足により、抜本的改革の実施の検討ができていない」(美濃加茂市)

岐

「人員に余裕がなく、通常業務をこなすだけで精一杯であり、抜本的な改革の実施が検討できていない」(岐南町)

よって、今後、経営改善の推進に当たって人員不足の課題に直面することが見込まれるため、経営改善の推進に関する支援が望まれる状況にある。

(3) 浄水事業公社の組織体制

公社は、県が設置する流域下水道施設の運営管理業務を行うほか、下水道に関する知識の普及、啓発等の事業を行うことにより、県及び県内市町村の下水道事業の振興を図り、もって県民の健康で快適な生活環境の向上と公共

175

用水域の水質の保全に寄与することを目的として設立されたものであり、流域下水道の終末処理場等の維持管理を行う組織として存在している。 マーギョ にはに加速によるである ボーンギー

公社の理事には、流域4市6町の担当部課長が選任されており、下水道事業について流域市町からの意見を直接吸い上げられる仕組みになっている。一方、常勤役員2名を除く従業者は12名、常勤職員は10名であり、うち県派遣が8名と約6割を占める。当該県派遣の人数及び割合は、下表に示す類似の公社の人員構成と比較して著しく高いといえる。そのため、技術系の職員も県派遣職員が担当しており、概ね2~3年のサイクルで人事異動により交代する傾向にある。

1割未満	4名	約50名	長野県下水道公社
1割未満	6名	72名	愛知水と緑の公社 下水道部
1割未満	数名	約100名	東京都都市づくり公社 下水道部
割合	都県からの 派遣職員数	従業者数	名称

(出典:日本下水道新聞(平成 26年 12月) 掲載記事「下水道公社の意義と今後の役割(座談会)」)

(4) 浄水事業公社による経営改善の推進に関する支援について(意 見)

下水道の整備の推進に伴い、維持管理すべき対象施設が増加し、老朽化する施設の更新等を行わなければならない一方で、人口減少社会の到来に備え、より効率的な事業運営を行うことが求められている。このような環境下では、県の流域関連市町においても、人員の増加は困難と見込まれることから、これらの市町における経営改善の推進に関する支援策が必要と考える。

そこで、関連市町における経営改善の推進に関する支援役を公社に担わせることを提案したい。公社が市町村を支援するメリットとして、下水処理施設の維持管理に係る専門的な技術力の蓄積が挙げられる。公社職員に協議や調整に関するノウハウを継承し、県の流域浄水事務所や関連市町で行っている業務を含めて対応できる能力を獲得し、その他の付随業務もまとめて受託できる体制を整備することができれば、関連市町にとって維持管理委託で得られる付加価値が高まると考える。

よって、流域下水道施設の運営管理業務等に限定されている現行の事業 範囲を拡充し、関連市町の維持管理の受託が可能とすることを検討すること が適切である。例えば、公社の運営管理業務の対象が流域下水道のみである 現状より増加すれば、下記の記事において紹介されている長野県下水道公社 岐

てもらえばケアできるので、受け皿としての可能性は高いと考えています。

の事例のように、調達面のスケールメリットによりサービス水準を下げずにコストを縮減できる可能性があると考える。また、複数の市町の下水道運営管理業務を共同受託すれば、当該市町の間に立ち、広域化等を促進する役割を果たす可能性があると考える。

<日本下水道新聞(平成 26 年 12 月)掲載記事「下水道公社の意義と今後の役割(座談会)」より抜粋>

(長野県下水道公社 岩嶋敏男専務理事 談)

当県内77市町村は、平成の大合併以前は120で、専門的な事務は、基礎自治体が合併されてもなくなりません。そのため当県では広域連合が進んでいます。現行の県の下水道ビジョン策定時にも、広域管理の絵を描いています。

現状は、制度というよりは運用として公社が担っています。公社ですべて集約してしまえば調達面で相当のスケールメリットが働き、サービス水準を下げずにコスト縮減が図れます。公社は事務にかかった実費だけ回収できればいいので、公社へ委託した方が安価になります。ただ、長野県の20%の人口(40万人)を抱える長野市など、公社の広域管理に含まれていません。最も経営が安定した自治体を枠組みに入れずに経営が不安定な中小自治体のみで広域化を進めるには限界があります。従って、広域管理の推進について国がもっと後押しをしていただきたい。一方、広域連合や一部事務組合は、議会承認が必要ですが、公社に委託し

ただし、そのメリットを最大限に活かすためには、公社における従業者の大半を県派遣により賄うのではなく、固有職員を増員し、定期的な人事異動に妨げられず、実務経験から獲得される技術力の蓄積及び専門的な技術者の確保を図る必要があると考える。公社として大きな組織改革を伴うものであるが、県内の下水道全体の経営改善を適切に推進するための支援策の一つとして検討されたい。

第4 利害関係

包括外部監査の対象としての特定の事件につき、私には地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

(115)